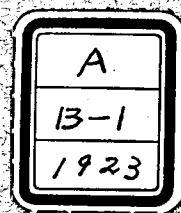


衛生試驗所沿革史

內務省衛生試驗所



頁	行	正	誤	頁	行	正	誤	頁	行	正	誤	頁	行	正	誤
二	七	浩	清	〃	一五	差向	差伺	一〇三	一四	大茴香	大茴香	三	二〇、四四		
六	一四	名、等	名等、	四五	二	キニーネ	キニーネ	一〇五	七	二、〇四四	二〇、四四	四	二〇、四五		
七	二〇	教師一名	教師名	五〇	一七	可有之	有之	一〇六	一一	二〇、四七五	二〇、四五	五	戊午		
八	二二	傳	傳	五一	七	瓦斯ヲ	瓦斯ノ	一一三	一二	戊午	戊午	六	無之何居多		
九	二二	任	仕	六一	一六	相達	期達	一一六	二三	無之何居多	無之何居多	七	熱		
一〇	九	充分	充ル	〃	二三	之ヲ	之ヲ	一二七	八	熟	熱	八	遺		
一一	一四	被致度	被度	六三	二〇	年九月	年月	一二四	一五	送	遺	九	偏立		
一二	一七	張秋箇	張秋箇	六五	六	相成	於成	一二七	一〇	編立	偏立	一〇	頗賢		
一三	二〇	規那	規邦	六六	一七	字	字	〃	一六	頗賢	頗賢	一一	可仰否		
一四	二一	赤箇入	赤箇入	六七	三	利興、第一、沃土、鐵合	沃度加里、沃度鐵合、利興、第一、沃度、永	〃	一七	可否仰	可仰否	一二	需餘		
一五	二一	純雜	範雜	〃	五	屈	屈	一二八	五	零餘	需餘	一三	ナク		
一六	一七	幾ノト	幾レト	〃	〃	竈	竈	〃	一八	ナリ	ナク	一四	何半		
一七	二	奸猾	奸媚	〃	九	白砒石	日砒石	一三三	八	何卒	何半	一五	七日		
一八	二	妄	姿	〃	一〇	アコニチネ、エモチ	アコニチネ、ヒヨシニアミネ	一三四	九	七月	離形	一六	買下		
一九	二〇	御受取有之	御受取有之	〃	一三	ボドヒリオン	ボドクローネ	〃	〃	〃	〃	一七	儀ハ		
二〇	二〇	及掛合候	及掛合候	〃	一四	蒿	蒿	一三八	一四	儀ト	儀ハ	一八	追廻		
二一	二〇	せざるを得さ	せざるを得さ	〃	一五	沃土加里	沃度加里	一四〇	一〇	追而	追廻	一九	六月は		
二二	二〇	卒	率	〃	一五	烏頭附子	烏頭附子	一四一	一五	六月に	六月は	二〇	精補		
二三	一三	卒	率	〃	〃	烏頭附子	烏頭附子	一四九	一五	六月に	六月は	二一	所長に限り		
二四	一五	迄ノ	迄ル	〃	一九	(酸化銅)	鹽化銅	一五九	一八	所長限り	所長に限り	二二	講習會(第一		
二五	六	足レリトス	足レリトス	〃	〃	鹽酸	鹽類	〃	六	講習會を	講習會(第一	二三	回)を		
二六	六	者	考	七〇	一二	黠陟	黠陟	一六二	六	講習會を	講習會(第一	二四	回)を		
二七	一〇	願書	願出	七三	一六	五月より同年	五月より同年	一六三	三	三	三	二五	追加		
二八	一六	氏	代	七九	一四	區別ヲ	區別ノ	一六六	六	六	六	二六	追加		
二九	一八	處方學、	處方、學	八二	一一	黠陟	黠陟	一六六	六	六	六	二七	追加		
三〇	二	脊	背	八五	七	六行割除	六行割除	一六七	七	七	七	二八	追加		

緒　　言

衛生試験所は明治七年司藥場として創設せられてより以來正に六十三年の星霜を閱し明治二十年衛生試験所と改稱せられてより本年を以て滿五十年に達せり。

抑々衛生試験所は其草創當初に於ては専ら贗造藥品の検査及取締に任じ後年藥局方制定の基礎を築き藥局方公布以後に於ては藥局方藥品の依頼試験に應じ本邦醫藥品の純度の向上藥局方規準の維持等藥局方の實際的運用の衝に當り又大正三年歐洲大戰勃發し醫藥品の輸入杜絶を見るや未だ本邦にて製造せられざる多數醫藥品の製造法を研究發表し以て民間製藥工業を指導し醫藥品缺乏による治療上の危機を未然に防止せり。大正十年製藥部官制成り同十一年藥用植物部新設せられ昨年八月阿片アルカロイド製造に従事する職員を設置し目黒に分場を開設せり。

飲食物、飲料水、鑛泉其他國民の生活に最も緊密なる各般の衛生事項に就ても夙に明治十五年以來之れが調査研究に従事し同十九年主要食品百六十餘種の分析を完成し次で食饌並に保健食料の調査を行ひ以て本邦人に適合すべき保健標準食料を選定し更に明治三十七年特に調査部を設け衣食住各般に亘る衛生上の調査研究に著手し明治四十二年本邦食品分析表を完成し爾來飲食品、著色料、防腐劑其他都市の空氣汚染度及療養地の適否等の如き衛生上の諸問題に就き調査研究發表せる業績枚舉に遑あらず。是等の研究は檢明部及藥劑部に於ける依頼試験の受理と共に國民の保健に資し衛生思想の喚起に貢獻せる處甚だ多きを信ず。

今や内外重大の事局に際し國力の進展上保健衛生施設の完備は愈々緊要の度を加へんとす此秋に當り衛生試験所事業の沿革を考査收録し以て將來の發展に資すると共に益々奮勵努力國家社會の爲め寄與せんことを期す之れ本編を刊行せる所以なり。

本編の編輯は主として刈米達夫、服部安藏、藤本磯男の三君之を擔當せり。

昭和十二年三月

内務省東京衛生試験所長 衣 笠 豊



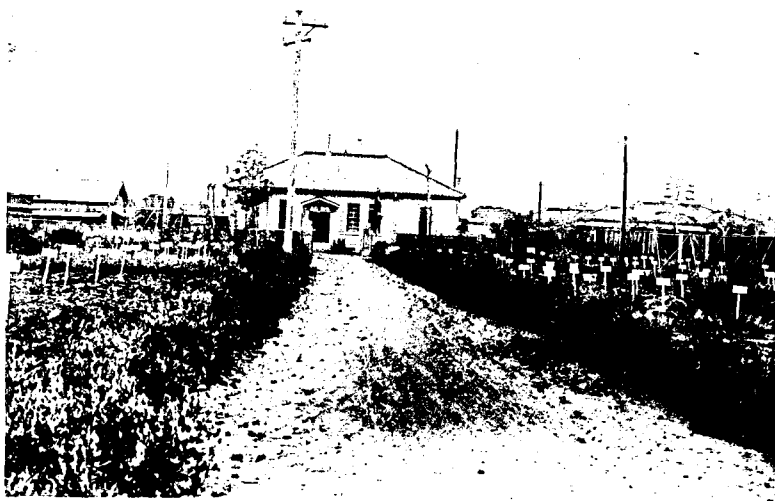
東京衛生試験所舊廳舎

(東京市神田區和泉町在所)
(明治二十四年三月に至る)
(創立當時より)

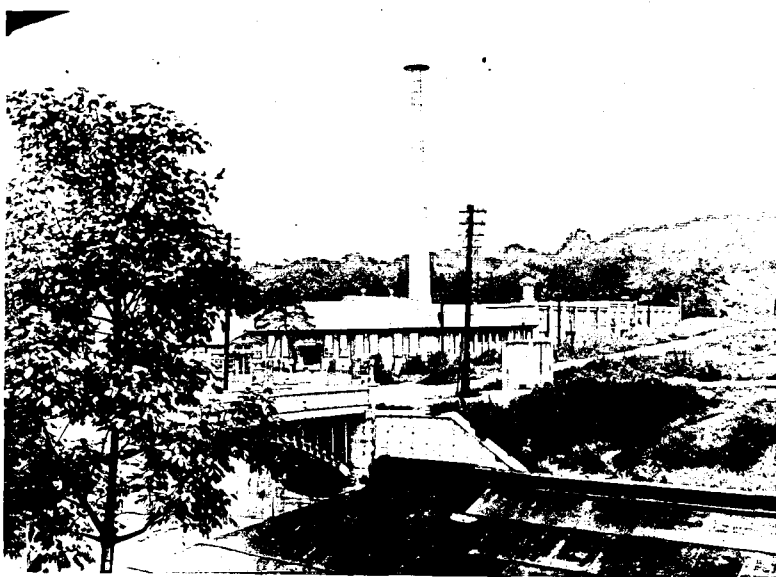


東京衛生試験所現廳舎

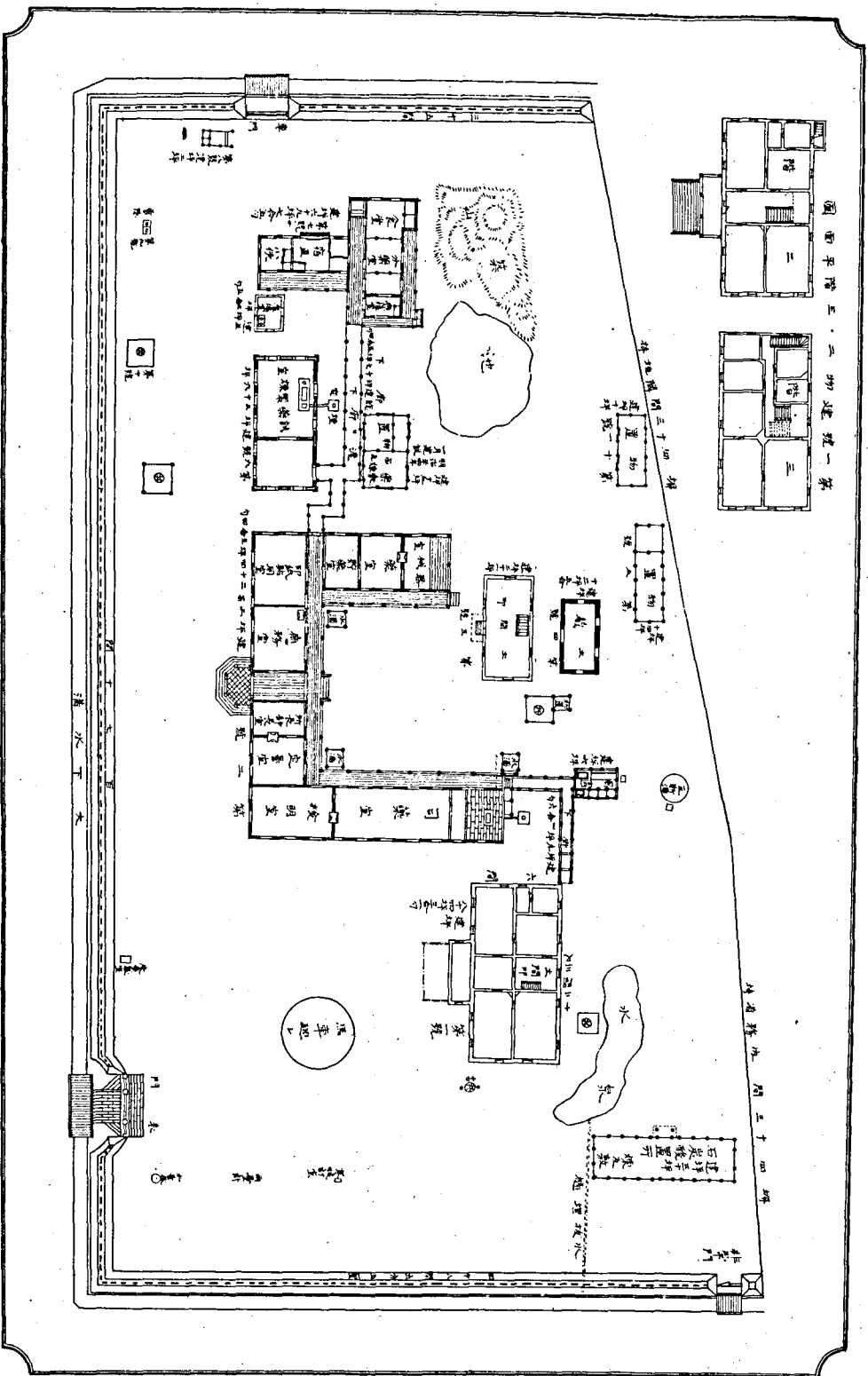
(明治二十四年より現在に至る)



場圃栽培物植用藥所驗試生衛京東
(在所町壁粕縣玉埼)



場分所驗試生衛京東
(在所地番十百三目丁二黒目中區黒目市京東)



東京大学医学部所驗試生衛京東
(リ) なのもの頃年十二治明リよ時當立創)



大 阪 司 藥 場 舊 廳 舍

(大 阪 市 北 區 中 島 一 丁 目 所 在)
(明 治 三 十 年 十 月 一 日 至 現 在)



大 阪 衛 生 試 驗 所 現 廳 舍

(大 阪 市 東 區 京 橋 三 丁 目 所 在)
(明 治 三 十 一 年 十 月 一 日 至 現 在)



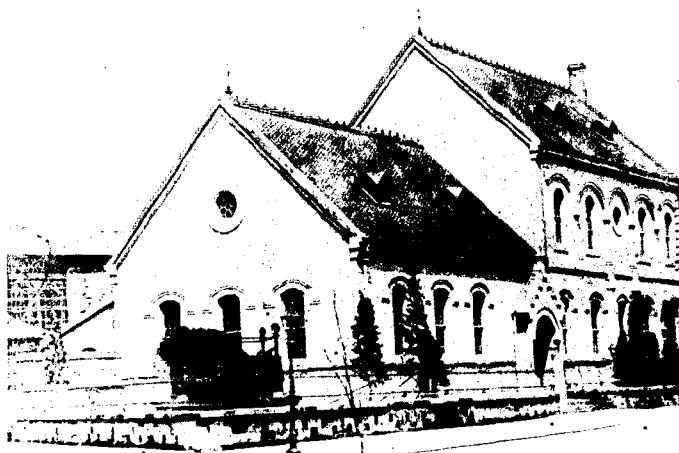
横濱司藥場廳舍

(横濱市北仲通伊國領事館跡)
(明治十年五月より明治三十七年に至る)



横濱衛生試驗所廳舍

(横濱市北仲通五丁目在所)
(明治三十七年五月改築明治二十一年に至る)



横濱衛生試驗所廳舍

(横濱市本町五丁目在所)
(明治二十一年五月より大正二年に至る)



平新藤後
(代五第)



桂承田柴
(代二第)



義長井長
(代六第)



輔精岡辻
(代四第)

長所驗試生衛京東



西崎弘太郎
(第九代)



中濱東一郎
(第七代)



衣笠 豊
(現在)



田原良純
(第八代)

東京衛生試験所長



一 耕 田 島
(代 六 第)



郎 次 橋 村
(代 四 第)



治 松 山 平
(代 八 第)



三 英 口 町
(在 現)



太 平 小 井 櫻
(代 五 第)

長 所 驗 試 生 衛 阪 大



A. J. C. Geerts



堀之鉞
(代三第)



J. F. Eijkman



藤齋寬猛
(代五第)

師教人外及長所驗試生衛濱横

目次

第一編 司藥場時代

維新前後の醫藥品取締	一
東京司藥場の開設(明治七年三月)	一〇
躰藥の横行と取締令の發布(明治七年十二月)	二二
藥品巡視の起源(明治七年十一月)	二七
劇毒藥取締令の發布(明治九年九月)	二七
明治初年の藥學教育と藥舖開業者養成案(明治七年九月)	二〇
京都司藥場の開設(明治八年二月)	二一
鑛泉分析の開始(明治七年六月)	二一
大阪司藥場の開設(明治八年三月)	二五
司藥場用印紙の統一と其變遷(明治八年—明治十八年)	二七
各府縣より植物及鑛物の蒐集(明治八年三月)	三一
ヨードカリの製法傳授(明治八年四月)	三一
東京司藥場に外人教師一名増員に關する具申(明治八年一月)	三三
司藥場の内務省移管(明治八年七月)	三三
司藥場協定試驗法の制定(明治八年十月)	三三
司藥場試驗心得竝に藥局試驗法の制定(明治八年十月)	三五

質惡藥品取締規則(明治九年三月).....	三九
藥舖開業者の資格制定及第一回藥舖開業試驗(明治八年十二月).....	四〇
藥名の統一(明治八年).....	四四
藥名箋に和名の併記(明治八年).....	四五
マルチンの解職とブリュへの傭聘(明治九年七月).....	四五
司藥場試藥師の制定(明治九年四月).....	四六
司藥場の事務規定に關する達(明治九年十二月).....	四六
京都司藥場廢止と横濱及長崎司藥場の開設(明治九年八月).....	四七
依頼試驗手数料徵收手續の制定(明治九年八月).....	四七
製藥免許手續の制定(明治九年五月).....	四九
明治十年の虎疫大流行と石炭酸の製造(明治十年十月).....	五〇
告示箋其他規則の制定(明治十年一月一十).....	五一
試藥師に奏任判任及等外の階級制定(明治十年四月).....	五三
製藥學教場の廢止(明治十年六月).....	五三
ゲールツの上申書と試験拒否藥品の制定(明治十年六月).....	五四
佛國より藥草種子の輸入(明治十年七月).....	五六
飲料水及凍氷等に對し衛生的注意喚起(明治十一年九月).....	五七
外國藥局方製劑に注意喚起(明治十一年七月).....	六一
罰則内藥品試驗法の追加(明治十一年二月).....	六一
藥品試験に就き各司藥場に達せられたる注意書(明治十一年四月).....	六一

大阪及長崎司藥場條令の改正(明治十二年二月).....	六二
東京司藥場に和漢藥物調査會の設置(明治十二年九月).....	六三
司藥場員の衛生學聽講(明治十二年).....	六三
內務省東京司藥場に酒精劑の調査を命ず.....	六四
藥品製造試驗法の傳習(明治十二年).....	六四
京都府藥物檢査場設立の請願(明治十二年二月).....	六四
藥品取扱規則の制定(明治十三年一月).....	六五
長崎司藥場の廢止(明治十四年七月).....	六七
依頼試驗の制限(明治十四年十一月).....	六八
司藥場の事務外人教師の手を離る(明治十四年一月).....	六八
衛生事務擴張に關する達(明治十五年二月).....	六八
東京司藥場に於て食料品の調査開始(明治十五年).....	六八
藥品檢査告示箋の改正(明治十四年七月).....	六八

第二編 衛生局試驗所時代

司藥場の改稱及處務權限並章程の改訂(明治十六年五月).....	六九
檢査印紙告示箋等の改正(明治十六年五月).....	七一
藥品試製所の新設(明治十六年五月).....	七二
全國鑛泉調査着手(明治十六年七月).....	七二
官印制定(明治十六年十二月).....	七三

藥品取扱規則第二條但書中改正(明治十七年九月).....	七三
依頼試験制限令の廢止(明治十七年九月).....	七七
藥品検査告示箋に關する規定の改正(明治十七年十月).....	七七
藥品出張試験の設定(明治十七年十二月).....	八〇
藥品試製所及藥草試植園東京試験所に合併(明治十八年九月).....	八一
河豚毒成分の研究開始(明治十八年).....	八一
藥品試製所の廢止(明治十九年).....	八一
處務權限並章程の改訂と衛生參考館新設(明治十九年三月).....	八一
第一版日本藥局方の公布(明治十九年六月).....	八三
藥品取扱方之儀に付伺(明治十九年十月).....	八三

第三編 衛生試験所時代

衛生試験所官制の公布(明治二十年五月).....	八四
藥草栽培の指導(明治二十年十一月).....	八五
検査印紙貼付様式及告示箋の改正(明治二十年六月).....	八五
横濱衛生試験所の移轉新築(明治二十一年五月).....	八六
藥品營業並藥品取扱規則の發布(明治二十二年).....	八六
藥草試植園の文部省移管(明治二十三年一月).....	八七
検査印紙貼付規定の改正(明治二十三年三月).....	八七
衛生試験所官制の改正(明治二十三年八月).....	八七

藥品検査其他手数料に關する規定の改正(明治二十四年一月).....	八八
大阪衛生試験所の新築移轉(明治三十年十二月).....	八九
藥品の封緘並藥品飲食物等の検査營業者取締令の公布(明治三十年三月).....	八九
輸入藥品の調査(明治三十三年九月).....	八九
外國特許名藥品の印紙貼付に付照合(明治三十四年十一月).....	九〇
試験手数料に關する規定の改正(明治三十四年六月).....	九一
増員に關する上申書(明治三十五年四月).....	九三
東京衛生試験所内に藥品小分場新設(明治三十六年).....	九四
東京衛生試験所に調査部新設(明治三十七年六月).....	九四
検査印紙の改正(明治三十九年二月).....	九五
東京衛生試験所廳舎修築に關する上申書(明治三十九年).....	九六
藥品小分官營開始と事務分課の改正(明治四十一年四月).....	九六
衛生試験彙報續刊(明治四十二年三月).....	九八
東京衛生試験所本館新築(明治四十二年三月).....	九九
ドレスデン萬國衛生博覽會に出品(明治四十四年).....	一〇〇
毒物河豚毒素調査として經常費中に五千圓増額(明治四十五年).....	一〇〇
鑛泉試験依頼者心得書の改正(大正元年十月).....	一〇一
横濱衛生試験所の廢止(大正二年六月).....	一〇一
依頼藥品代願人設置(大正二年十月).....	一〇一
大阪衛生試験所の増修築(大正二年三月).....	一〇二

本邦鑛泉中ラヂウムエマナチオン含量の調査開始（大正二年）	一〇二
藥品製造試験部の新設（大正三年八月）	一〇三
臨時職員増置と其分配（大正七年十二月）	一〇七
東京衛生試験所の増改築（大正五年——大正十一年）	一〇八
東京衛生試験所調査部擴張に依る増員（大正十年五月）	一〇九
藥用植物栽培試験部及圃場の新設（大正七年三月）	一〇九
大震災と東京衛生試験所（大正十二年九月）	一〇九
毒物學的試験開始に伴ふ増員（昭和九年）	一一〇
癩豫防協會の委囑に依る大風子油の製造開始（昭和六年十二月）	一一〇
磷酸コデインの製造と目黒分工場を増設（昭和六年——昭和十一年）	一一一
阿片アルカロイド鹽酸鹽製造開始（昭和七年）	一一二
鹽酸エチルモルヒネ製造開始（昭和十一年）	一一二
磷酸コデイン製造及藥用植物栽培試験の擴張に伴ふ増員（昭和十一年八月）	一一二
衛生試験所官制の改正（昭和十一年八月）	一一二

第四編 衛生試験所と阿片關係事項

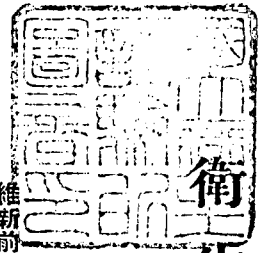
明治維新以前の阿片取締	一一三
明治初年の阿片取締（明治元年四月）	一一四
國產阿片改良に關する上申（明治八年三月）	一一五
阿片栽培に關する注意書及阿片試験成績の公告（明治八年——十年）	一一七

司藥場よりモルヒネ定量法の上申(明治八年七月).....	一二〇
醫務局より司藥場に對する藥用阿片と阿片煙との辨別に關する疑義照會(明治八年四月).....	一二〇
藥用阿片賣買並製造規則の發布(明治十一年八月).....	一二一
阿片賣渡定價の制定(明治十一年十一月).....	一二五
阿片試驗並買上取扱心得の制定(明治十一年十一月).....	一二五
藥用阿片輸入當時の事情を示す文書(明治十一年十一月).....	一二六
在留外人に對し和洋兩文を以て阿片賣渡規則の告知(明治十一年十月).....	一二九
阿片試驗並買上取扱手續に關する疑義照會(明治十二年二月).....	一三一
阿片小賣價格に關する質疑應答(明治十二年五月).....	一三一
阿片受拂手續統一(明治十二年三月).....	一三三
東京司藥場にて罂粟の栽培(明治十二年).....	一三五
阿片煙に關する罪を刑法に規定(明治十三年四月).....	一三六
藥用阿片にモルヒネ含量の併記(明治十二年五月).....	一三七
拂下藥用阿片の價格制定(明治十二年四月).....	一三七
販賣阿片章標の改正(明治十三年一月).....	一三七
販賣阿片に關する伺(明治十三年二月).....	一三八
阿片販賣人並阿片製造人の鑑札制定(明治十三年三月).....	一三八
阿片買上價格追補(明治十三年十二月).....	一四〇
モルヒネ含量六分以下の阿片の買上停止(明治十八年十一月).....	一四〇
外國人へ賣渡すべき乾燥阿片の價格規定(明治十九年三月).....	一四〇

外國產濕潤阿片の拂下(明治十九年五月).....	一四〇
藥用阿片粉末の調製(明治十九年十二月).....	一四一
阿片賣買並製造規則中改正(明治二十年十月).....	一四二
藥用阿片のモルヒネ含量改正(明治二十年十月).....	一四三
阿片法の制定(明治三十年三月).....	一四三
阿片法施行規則の制定(明治三十年三月).....	一四五
阿片燒却手續の制定(明治三十年三月).....	一四五
阿片煙管取調(明治三十年十月).....	一四五
阿片法に依る阿片賣下代價の收入印紙納入(明治三十二年三月).....	一四六
藥用阿片の事務を衛生試驗所にて取扱ふ(明治四十二年三月).....	一四六
製藥用阿片賣下に關する省令(大正六年八月).....	一四七
製藥用阿片賣下に關する省令第一條に依る會社の指定(大正六年十月).....	一四八
製藥用阿片中のモルヒネ含量指定方の改正.....	一四八
內務省主催にて罂粟栽培阿片採收講習會の開催(大正四年—七年).....	一四八
醫藥用阿片買上及交付手續の制定(大正八年十月).....	一四八
沒收阿片類の處分(大正五年——昭和六年).....	一四九
醫藥用阿片試驗及調製の大阪衛生試驗所移管(大正十一年四月).....	一五二
阿片委員會官制の制定(昭和六年四月).....	一五二
阿片價格一覽表.....	一五二

附 錄

衛生試驗所年表·····	一五四
衛生試驗所職員表·····	一六二



衛生試験所沿革史

第一編 司藥場時代

維新前後の醫藥品取締

徳川家康天下の政權を執り諸政漸く整備するに及び我國本草醫學も長足の進展を來し早くも慶安年間蘭人パスカ

ル江戸に來りて西洋醫學を傳へたるも當時實際治療に應用せられたるは専ら漢方醫藥にして主として明より輸入せられ所謂唐藥と稱して外船により長崎其他九州の諸港より輸入せられたるものなり。

然るに外國との交通開け貿易隆昌となるに伴ひ外國の布教も亦次第に盛んとなり切支丹の教禁を犯すもの甚しく増加するに及び幕府は寛永十三年を以て鎖國の制を立て朱印船の渡航を停め大船の建造及人民の海外に航通するを禁止し僅に和蘭及明の商船のみ長崎に來りて貿易を爲す事を許可せり。爲めに洋藥輸入の途絶たれ幕府は草藥類自給の必要に迫られ寛永十五年江戸の麻布及大塚に藥園を開き和漢藥類の栽培研究の道を拓き洋藥は僅に蘭船によりて長崎を経て輸入せらるゝに過ぎざりき。然るに徳川中興の英主八代將軍吉宗蘭學の研究を奨励せしを以て西洋醫學漸く盛んとなり文政六年獨逸人シーボルト和蘭の醫官として長崎に來り西洋醫學を開講するや其研究熱勃然として全國に興り我國醫學史上劃期的進展を示せり。爲めに漢方醫の嫉視にあひ嘉永二年幕府は遂に和蘭醫術を禁じ洋學の瀰漫を防遏せんとしたるも大勢の赴くところ之を奈何ともし難く安政五年に至りて遂に解禁せしを以て再び西洋醫學の興隆を來たせり。

西洋醫學の發達につれて漸く洋藥輸入も激増し既に幕末に於ては水銀、辰砂、明礬、瀉利鹽、酒石、龍腦、セメンシーナ、サレップ、ヤラップ、ローテキス、コロンボ、ヒヨシヤムス葉、ベラドンナ葉、キナ、カスカリルラ（藥品名は當時の文書に記す處に従ふ以後同じ）等の如き多種類の洋藥の輸入を見るに至りしかば幕府は屢々藥品の偽造品取締令を發布せり。

明治維新は我國政治萬般に亘りて一大革新を來し社會及國民生活上に驚異的變化を來せり而して維新勾々の時期に在りては内治外交上幾多の難問題在りて未だ醫藥衛生に關する法制の立案に著手するに遑なかりしが明治新政の規模漸く安定するに及び政府は先づ醫藥衛生法規制定

の前提として之が調査を開始せり。即ち明治四年十一月岩倉右大臣大使として歐米各國に差遣せらるゝに當り文部少丞長與專齊其一行に加へられ各國の醫藥衛生の調査に當り超へて六年大使一行歸朝するや三月文部省内に醫務局を設け新たに歸朝せる長與專齊を其局長として醫藥衛生の事務を總べしむ。當時我國の現狀は鎖國の舊習を破りて年猶新にして西洋の文物頻りに輸入せらるゝに至れりと雖も一般に藥品に關する智識淺薄にして其眞偽を鑑別する能はず偽和贋造の藥品世上に横行し其弊害甚しかりしを以て外務少輔上野景範は之れが取締に關し政府に上申書を提出し文部省内に司藥局設置の端緒を拓けり。この間の消息を示す文書次の如し。

藥劑者人命之關スル處能々其贋偽ヲ審選セザル時ハ之ガ爲メ非命ノ天賜ヲ不免候間最能ク注意シ其種實ヲ鑑識セザルヲ不得然ルニ歐米各國ノ所產其品種贋製偽造不測哉ノ處藥局爭テ價廉ノ品ヲ好ミテ其精製ヲ審ニセザルヨリ遂ニ天誅ヲ天スルノ災ヲ買得ルニ至ル趣誠ニ可哀スベキノ儀ニテ畢竟諸港輸入ノ際其精製贋造ヲ審檢セザルノ故ニ有之此儀ニ付テハ兼テ松本軍醫頭モ深ク焦慮痛心罷在候由右ハ萬民愛護ノ御主意ニ付早々御商議ノ上藥劑輸入ノ御規則御設定相成度此段申通候也。

明治六年三月二十五日

正院御中

外務少輔 上 野 景 範

藥劑取締之儀ニ付外務省ヨリ別紙ノ通申出候就テハ昨年十一月中申出置有之候間司藥局創立之儀早々取調可差出候也

明治六年三月二十八日

正 院

大 本 文 部 卿 殿

是れより先き各税關に於ても亦外國より輸入せらるゝ贋造藥品取締りの必要を認め次の如き上申書を提出せり。

外國商人共贋造藥品輸入取締方之儀長崎港居留商フアンテ・ベルヨリ同所税關ニ正、贋造那鹽兩品相添別紙一號之通申立候ニ付第六大學區醫學校ニ於テ阿氏ヨリ差出候藥品兩種試驗爲致候處二號之通申立右幾那鹽ノミニ限ラズ其他許多之藥品贋物輸入之趣右者人命ニ關シテ不易事ニ付深ク憂ニ爲致候一體藥品試驗等之儀者御省御管轄相成可然哉ト被存候間取締之方法至急御取置有之度依テ長崎港税關ヨリ差出候書類相添此段及御掛合候也。

明治六年三月二十七日

井 上 大 藏 大 輔

大 本 文 部 卿 殿

一、余幾那鹽試瓶ヲ檢査セシニ巴里斯製試瓶ノ銘書アルモノハ非常ノ惡品ニシテ硫酸幾那鹽ニ換ユルニ硫酸シンコニネヲ以テシ之ニ管僅少ノ幾那鹽ヲ混合スルノミ硫酸シンコニネヲ驅熱ニ用ユルヤ其効能硫酸幾那鹽ニ甚ダ劣レリ故ニ賣買ノ價甚ダ廉ニシテ藥劑ニ用ユルコトモ亦少シ

一、荷蘭或ハ獨逸等ニ於テ如斯偽造ノ幾那鹽ヲ患病者ニ販賣スルモノハ之ヲ罰責ス

一、倫敦製白紙ノ銘書アルモノハ上品ニシテ偽造ニアラス

一、是迄英、佛兩國ヨリ日本ニ輸入セシ幾多ノ藥品ヲ屢検査セシニ詐偽ノ者不尠則ヨードボツタス等之ナリ此藥品ハ正眞ノモノニアラス全ク「ブルームボツタス」ヲ以テ偽製セリ因テ日本ニ於テモ亦方法ヲ設ケ粗惡或ハ偽製ノ藥品ヲ販賣スルモノハ嚴科ニ處シ以テ患病者ノ欺罔且危害ヲ蒙ルコトナカシメンコト余カ冀望スル處ナリ

一、常人ハ自己ノ病ニ用ユル藥劑ノ善惡ヲ辨別スルコト難ケレハ藥店ニ於テ偽造或ハ粗惡ノ藥品ヲ販賣セサルコトヲ余カ希望ノ通成ヘク政府ニ於テ盡力セサルヲ得ス

一、英米（且此兩國ニ於テハ藥品ヲ賣買スルニ甚タ不注意ナリ）兩國ヲ除ク外歐洲各國ニ於テハ分析掛ノ官員ヲシテ市街ノ諸藥店ヲ検査セシメ各店ニ貯藏スル藥品ノ善惡ヲ政府ニ報告セシム故ニ藥品ヲ取扱フモノ罰責ヲ怖レ自ラ上品ヲ販賣シ從テ患病者モ粗惡ノ品ヲ服用スルノ患ナシ因テ日本藥店ニモ亦如此取締アリ度キナリ

一、政府ニ於テ前條ノ勸告ヲ採用シ日本國民ノ健康ヲ成ヘク保護セシムルノ意アラハ長崎又ハ其他ノ場所ニ於テ用ユル藥品ヲ検査スルコトハ余ニ於テ辭セサル所也

日本政府御儲理及分析學教師

ア・ゲ・セ・ゲールツ 敬白

長崎千八百七拾三年十一月二十七日

長崎縣廳士官衆

明治六年一月三十一日

堀 一 等 譯 官 通 譯

以上の如く政府部内に於て製造藥品取締の必要益々急ならんとするに際し輸出入業者の間に於ても之が取締方要望の聲興り明治六年二月四日アル・フアンデ・ボルは長崎税關長官宛次の如き意見書を提出せり。

一、貴國商人幾那鹽英國最日一オンス、洋銀七拾五セント替ヲ以テ拙者ニ可賣渡旨及相談候處拙者幾那鹽一瓶英國最日一オンス入百瓶程一ケ年半以來賣捌方心掛居候得共歐羅巴洲ヨリ當港ニ向ケ持渡候品ハ一オンスニ付代價洋銀二弗ニ相當候處當港ニテハ右相場下落ニ付度々歐羅巴ニ右相場爲問合遣候處貴國ノ由ニ候間下直ニ賣捌兼候段決意罷在候其後漸ク沸騰方今ニ至リ右品一オンスニ付洋銀二弗替ニテ貴國へ持渡候者有之間敷候間貴國商人所持ノ幾那鹽見本トシテ相渡吳候様及相談右品相改申度就テハ御同意被下候様相願候左候ハ、符調札ノ通全ク幾那鹽ニ無之候段顯明可致候

一、拙者陳述致シ候通幾那鹽見本千瓶程輸入シ貴國民へ賣買候付右ニテ幾那鹽ノ關乏ヲ補ヒ可申ニ付拙者所有ノ幾那鹽ハ正品ニ有之一瓶ニテモ右偽品ノ爲損耗相立候テハ不相成候間更ニ賣捌出來問敷候右偽品ノ儀御處置無之テハ正品トシテ賣捌難出來候

一、幾那鹽ノ儀ハ患者ノ回復相談候爲メ藥劑ニ有之候處右見本ノ偽製幾那鹽服用ノモノト何等ノ驗効相顯候哉患者本復可致等ノ處其爲却テ落命致候モノハ無

之哉懸念記在候右ハ拙者損耗ニ拘ラス幾那鹽用方御注意被下候様相願候

一、偽製幾那鹽藥店ヨリ取除向後正品トシテ賣捌不申候様御處置有之度然ル時ハ右偽品貴國民ニ服藥爲致候様ノ儀有之間敷候尤敢テ幾那鹽而己ニ無之尙多分ノ藥品偽製賣却致シ候儀可有之候付偽品輸入不致候様御注意ノ上法則施設相成候ハ一般貴國人ノ爲肝要ニ有之候儀ト存候然ル時ハ正品輸入致候者右法則相守必ラス査計等相企申間敷左無之節ハ姦商ニ倣ラヒ不得止事偽藥賣捌候様成行終ニ貴國民ノ大患大害ト相成可申候謹言

斯の如く贋造藥品の取締は一日も之を等閑に附す能はざるに至りしを以て文部省に於ては即時試藥局設立の意を決し先づ其試験に従事すべき技術者の養成に著手し第一大學區醫學校在學生中より試藥傳習生を募集せしめ之に藥品取締に必要な教育を施し其成業を俟ち外國教師を雇入れ輸入藥品検査機關を神奈川、長崎及神戸の三港に設置せんと計劃せり。當時文部省醫務局より發せる試藥局設立に付外國教師御雇入伺書次の如し。

諸港贋造藥品輸入之儀ハ事實追々上陳仕候通既確證モ有之遷延拾置候テハ不知不識多少之人命ヲ傷害シ方今人民保助之御趣意ニモ相戻リ候場合ニ立至リ實以不容易儀ト奉存候間差向神奈川、長崎、神戸之三港ニ各一局ヲ取設當分之内外國教師一名宛御雇入ニ相成令密學心得候官員ヲ附屬派出爲致地方官稅關協議精細検査行届候様處分致度存候此段至急御評決有之度奉伺候也

但長崎之儀ハ同所醫學校御雇教師ハ兼務爲致可然儀ニ候得共尙又打合確定之上上陳可仕候其他開港場ニ於テハ藥品輸入モ僅少之儀ニ付追々著手ニ可及且同藥局登錄入費等ハ追テ本文御許可相成度候上取調可申上存候

明治六年九月十四日

文部省三等出仕

正五位 田 中 不 二 磨

太政大臣 三 條 實 美 殿

右の伺書に對し同年十月五日太政官より聽許の趣通達せられたるを以て醫務局に於ては各開港地に試藥場設置の具體案を作成し其費用概算書及検査略則並検査すべき有力藥品表を附して伺書を提出せり。即ち次の如し。

先般御開届相成候試藥場費用概算藥品検査略則有力藥品表別紙之通取調上陳仕候右實地施行ニ付テハ多少之經費モ相掛リ候ニ付教師官員等ハ於當省の當之人物夫々撰舉可仕候得共經費之儀ハ當省定額之外別送御出方相成候様仕度此段至急御沙汰相伺候也

追テ本文藥品検査之儀ハ従前取締之方法更ニ無之新ニ著手候ニ付テハ兼テ上陳仕置候同藥局方法之通目今俄ニ難行事情モ有之候間彼是斟酌仕候尤實地施行之際人民開化之度ニ隨ヒ改正増補致シ數年ヲ俟テ漸次同藥之方法整頓相運度此段添テ申上候也

輸入藥品検査略則

第一條

一、別冊記載之藥品買入候節ハ必ズ之ヲ試藥場ヘ出シ遂一検査ヲ受クヘシ若シ偽造或ハ粗惡ニシテ藥用ニ堪ヘサルモノハ國內賣買ヲ許サス良好ノ品ハ検査ノ印ヲ貼シ與フヘキ事

第二條

一、分析試験ハ別冊ノ通り先ツ至要有力ノ藥品ヨリ著手相定メ候事

第三條

一、藥舖從來買入候分モ別冊記載ノ藥品ハ試藥場ヘ願出検査ヲ受ク可キ事

第四條

一、別冊記載スル至毒ノ藥品ハ病院、醫家及藥舖ノ外之レヲ買フ事ヲ許サス藥舖モ亦病院、藥舖、醫家之外ハ之ヲ賣ルヘカラス但シ藥舖、病院或ハ醫家ヘ之ヲ賣ルトキハ藥名、量數且其求ル者之住所、姓名及年月日詳細記載シ置ク可キ事

但シ至毒藥ノ分ハ別冊藥名上〇印ヲ付シテ之ヲ區別ス

第五條

一、試験ヲ願フトキハ分析ノ手數料トシテ其藥價百分ノ一ヲ納ム可キ事

第六條

一、試験ハ休日ノ外毎日午前九時ヨリ午後二時迄ト相定メ候事

第七條

一、別冊ノ藥品檢印ナキモノハ賣買ヲ許サス

若シ此規則ヲ犯スモノハ其ノ藥品ヲ取リ上ク可キ事

右實地施行差支ノ厭アルトキハ改正増加シテ布告スヘキ事



檢査印鑄形

銅 方一寸二分

神戸、長崎做之

有力藥品表

一、ブローム加里
一、沃 汞 單 複
一、甘 汞
一、キ ニ ー オ

一、沃 土 加 里
一、酒 石 酸
一、鹽 酸
一、硫 酸

一、枸橼酸鐵キニ一本
一、燐 酸
一、石 炭 酸
一、一 半 コ ロ ー ル 鐵

各開港地試藥場設立官員並費用概算

一、グリセリン	一、阿片	一、アトロヒネ
一、炭酸ソーダ單複	一、吐酒石	一、砒石
一、硝酸銀	一、昇汞	一、コロラールヒダライト
一、硝酸酸	一、コロールホルム	一、巴豆油
一、サントニーネ	一、エートル	一、ストリキニーネ
一、モルヒネ	一、エルゴヂネ	一、青酸

一、試藥長 一名 (六、七等ノ内六等ヲ以テ算入ス)

月給 百五拾圓

一、外國教師 一名 (但シ三百圓ヲ以テ算入ス)

月給 凡三百圓ヨリ百五拾圓迄

一、通辦官 一名 (八、九等ノ内八等ヲ以テ算入ス)

月給 七十圓

一、事務官 三名 (八、九等ヨリ等外一等迄、八等一名、十等一名等、外一等一名ヲ以テ算入ス)

月給 百二十拾圓

一、試藥掛官員 二名 (八等ヨリ十五等迄)

月給 百拾圓 (但シ八等一名、十等一名ヲ以テ算入ス)

一、御雇生徒 三名

月給 三十拾圓

一、試藥並試藥器械 (但試驗藥ノ多少ニヨリ増減アルヘシ)

代金三百七拾圓

一、小使 二名

月給 七圓

一、薪炭、油、紙燈紙並臨時入用替替等一切消耗品

凡代金五拾圓

一、地 所 三百坪

凡代金三百圓

一、新 築 三十坪 (但木造二階附西洋形外ニ門及ヒ番所四方圍共)

凡代金一千三百六拾五圓

一、外國教師宿料

一ヶ月ニ付凡二十圓

合計金貳千八百九拾貳圓

内 金八百五拾七圓

月給其他共

内 金三百七拾圓

試藥並試藥器械代

内金千六百六十五圓

新築並地代共

初年總計 金一萬貳千三百十九圓

次年總計 金一萬六百五十四圓

但新築地代除之

試藥傳習之者卒業ノ上ハ外國教師並通譯官等ヲ廢スヘシ示後一ヶ年入費總計金五千九百七十四圓

以上の試藥局設立計劃案の豫算請求に關する伺書に對して明治七年一月十七日太政官府より伺書に基く司藥局(明治七年二月九日附にて司藥場と改めらる)の設立を聽許せられ其費用として金一萬五千圓の支出を認可せられたるを以て先づ横濱司藥場開設の準備として明治七年一月獨逸人ドクトル・ゲ・マルチンを教師として雇傭し文部省醫務局内にて執務せしめたり。

當時に於ける外人傭聘の實狀は今日より觀れば甚だ興味深きものにして之を當時の文書に就きて看るに次の如し。

横濱試藥場ニ於テ藥品試驗ノ爲獨逸國人ドクトル・ゲ・マルチン御雇入ノ儀ニ付伺

諸港醫藥ノ輸入難被拾置既ニ試藥場建設ノ儀御許可相成經費御渡方ノ儀ハ何中ニ候共着手前外國教師一名相雇試驗藥製造並手傳ノ者傳習等豫メ用意仕度先以獨逸國人ドクトル・ゲ・マルチン儀學術的當ノ人物ニ候條別紙ノ通結約致シ經費御渡方御決議ノ上ハ先般御許可相成候通各港へ派出候様致シ度此段至急御沙汰御候也

明治六年十二月十八日

文部少輔 田 中 不 二 磨

右大臣 岩 倉 具 視 殿

何之通

但結約之節ハ其旨可届出事

明治六年十二月廿五日

マルチン雇入届

先般何濟相成候試藥場教師トシテ獨乙國人ドクトル・ゲ・マルチン儀別紙之通結約致シ候條此段御届申上候也

明治七年一月四日

文部少輔 田 中 不 二 磨

太政大臣 三 條 實 美 殿

別紙

日本國橫濱試藥場ニ於テ藥品試驗ノ爲メ貴下ヲ雇入ニ付文部少輔田中不二磨日本政府ニ代リ左ノ條ヲ約ス

第一條

今般貴下ヲ文部省橫濱試藥場ニ於テ明治七年一月四日ヨリ同七年七月三日マテ相雇ヒ輸入輸出藥品鐵泉及金石類ヲ試驗シ試驗法及製藥法ヲ傳授スヘシ但勤務ハ午前九時ヨリ午三時迄毎日六時間タルヘシ

第二條

密ニ商人ト通シ藥品鑑定ノ儀ニ付不正ノ事アルトキハ即日雇ヲ止メ其翌日ヨリ給料渡サ、ルヘシ

第三條

雇中居家、食料、家具、奴僕及厩舍等ハ一切貴下ノ自費タルヘシ

第四條

貴下給料ハ一ヶ月ニ付金貨三百圓ト定メ毎月末ニ相渡スヘシ

但シ時ニヨリ各種ノ貨幣ヲ渡ストキハ金貨ヲ元ニ立テ渡スヘシ

第五條

同藥場ニ於テ自己所用之藥品ヲ製シ自己所用ノ藥品ヲ試驗致ス可ラサルヘシ

第六條

同藥場ノ規則ヲ定メ藥品鑑定ノ印ヲ貼スル等ノ事ハ貴下ノ權利ニ非サルヘシ

第七條

貴下建議ノ件々ハ都テ場長某ト談判ニ及ヒ其決定ハ文部省長官ノ指令ヲ受ケヘシ

第八條

日本政府ヨリ定ムル休日ノ外貴下隨意ニ藥ヲ廢スル時ハ其日數ノ給料引去ルヘシ

第九條

雇滿期ノ後尙引續雇入ル、時ハ期限二十日以前ニ其事ヲ示スヘシ

第十條

雇期限中日本政府ニ於テ不得止ノ事件アリテ雇ヲ止ムル時ハ其翌日ヨリ後三ヶ月分ノ給料相渡スヘシ貴下止ムヲ得サル事件アリテ自ラ解約ヲ請フ時ハ其翌日ヨリ給料相渡サ、ルヘシ

但日本政府ニ於テ雇ヲ止ムルトキ期限前一ヶ月又ハ二ヶ月ナル時ハ其日數丈ノ給料ヲ渡スヘシ

第十一條

貴下其職ニ休^休ヘサルカ或ハ懶惰過失有之時ハ期限中ト雖モ雇ヲ止メ其翌日ヨリ給料相渡ササルヘシ

第十二條

期限内貴下病ニ罹リ十日ヲ過ルトキハ貴下自費ヲ以テ相當ノ代人ヲ出スヘシ二ヶ月ヲ經テ猶癒ヘサルトキハ此條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料相渡サ、ルヘシ
但シ急症ノ病變或ハ不容易變故アル節ハ直チニ在留ノ領事ニ引渡シ其翌日ヨリ雇ヲ止メ給料相渡サ、ルヘシ

明治七年一月四日

日本文部少輔 田 中 不 二 醫

獨逸國

ドクトル・ゲ・マルチン 貴下

茲に三港司藥場開設費として一萬五千圓の國費の支出を得たるも技術員の配置には想像以上の困難を嘗めたるものにして當時司藥場の開設には外人教師の傭聘を必要とし其俸給は一ヶ月三百圓以上にして加ふるに官舎等を支給して優遇するを必要とせり依つて醫務局に於ては横濱司藥場開設準備の名目に於てドクトル・ゲ・マルチンを傭聘し著々として三港司藥場の開設に努めたるも到底前記豫算を以ては所期の目的を達成する能はず故に醫務局は同年二月二十八日次の伺書を提出するに至りぬ。

今般司藥場設立ニ就テハ横濱ノ儀都下接近ノ場所ニテ自然御旨趣モ貫徹可致候得共長崎、神戸兩港ノ如キ隔遠ノ場所殊更京坂兩府ニ於テ各自検査ノ方法ヲ

取設手数料等過分ニ取究到底御旨趣不相貫ノミナラス彼是厚薄處分ニ陥リ甚不都合ニ候間先以右兩港へ當局官員派出試藥所設立場所等ハ勿論速ニ御著手有之度此段御決議相伺候也

東京司藥場の開設

前述の如く今や司藥場開設の機運愈々切迫するに及び先づ是等各司藥場の試験技術及手数料等事業の一切を統一すべき中樞機關設立の爲め文部卿木戸孝允は太政大臣三條實美にあて東京府下に司藥場設立に就き次の伺書を提出せり。

先般三港へ試藥所設立御許可相成順次着手可仕處先以東京府下ニ司藥場ヲ設立各所ノ根本ト相定メ全國之藥品取締候條設立致シ度此段至急相伺候也
道テ司藥場方法ノ儀ハ壬申年上陳置候得共當分施行ノ儀ハ三港試藥所規則ノ通ニ付此段添テ申上候也

明治七年二月十三日

文部卿 木 戸 孝 允

太政大臣 三 條 實 美 殿

右の伺書は直に聽許せられ文部省布達第十一號となり愈々同年三月東京府下に司藥場を設立することとなれり。而して其設置場所は醫學校構内ブラウン氏居館をあつる豫定なりしも同氏の移轉先に就き困惑し其進捗遅々として遷延するに反し藥品、上水及鑛泉等の試験の必要は益々急迫を告げ時日の遷延を許さざるの狀態に至りたるを以て差當り市内に適當の空家を求めたるの結果馬喰町に一賣屋を得て假に其場所に設立せられ七等出仕永松東海を場長とし先きに傭聘せる獨逸人ドクトル・ゲ・マルチンを教師として試藥の事を監督せしむ。次てブラウンの住宅問題落着したるを以て同年五月下谷區醫學校構内に移轉の件聽許され之に營繕を加へ八月移轉せり。其間の消息を示す文書次の如し。

醫學校御構内當時ブラウン船在候元中根邸へ設立之儀過日何濟之處ブラウン氏移轉スヘキ居館無之現今指圖候條右建設之儀此上遷延致候テハ甚不體裁之次第有之候間馬喰町元郡代屋敷跡濟生堂ト唱へ候別紙圖面之如キ西洋形木造之醫院地所ヲ除キ價八百五十圓ニテ此節賣物ニ相成有之ニ付右建家御買上之上司藥場ニ充候様致度既ニ縣々ヨリ試験ノ爲メ提出候鑛泉ノ瓶數ハ追々相嵩ミ候ニ未タ一着手ニモ不致今日ノ儘ニテハ殆ド有名無實ニ屬シ可申前後御洞觀之上早速設立候様至急御決議相伺候也

明治七年三月九日

醫 務 局

文部卿 木 戸 孝 允 殿

司藥場之儀先般馬喰町一丁目十七番地へ御取設相成居候處醫學校構内元中根邸便宜之場所ニ有之候間別段御差支モ無之候ハバ同處へ移轉候様被致度此段御決議相伺候也

明治七年四月二十日

醫務局長 殿

司藥場ノ議今般中根邸へ移轉ニ付同場ヨリ別紙ノ通申出候條至急御決議相伺候也

明治七年五月十四日

文部卿 木 戸 孝 允 殿

伺ノ趣聞屆督辦着手ノ儀ハ本省會計課ニ於テ處分可致候條先ニ打合可申事

斯くして今日の東京衛生試験所の敷地たる和泉町醫學學校構内元中根邸跡へ移轉することゝなりたれ共其建物甚しく不適當なりし爲め直に増改築の必要を生ぜり。

今般司藥場へ請取相成候舊中根邸跡建家坐敷向不宜試験技術ニ用立候場所無之雜作相改候テハ徒ニ費用相嵩到底充^分之模様ニハ難相成候ニ付試験場之分ハ新規造管相成在來之家作ハ其儘ニシテ事務之外應接所並食堂等ニ相用候様相成度依テ新築圖面並右仕方積書相添此段相伺候也

明治七年五月十二日

文部卿 木 戸 孝 允 殿

當場之儀不日中根邸ニ移轉逐々府下藥品並ニ地方續泉試験等取掛リ可申候處手決ニシテ辨兼候ニ付舊館續キ北側空地ニ於テ分析所一棟同場定額之内ヲ以テ新築被致度別紙圖面並督辦設計別冊四裝相添差出候間至急御決議候様被^レ處此段仰伺候也

明治七年五月日關

文部卿 木 戸 孝 允 殿

伺ノ趣聞屆督辦着手ノ儀ハ本省會計課ニ於テ處分可致候條夫々打合可申事

明治七年五月二十二日

斯くして營繕豫算聽許せられ一棟増築となり之に移轉し事業漸く進展の緒に就くに至りぬ。

當時場長永松東海のもとに教師獨逸人ドクトル・ゲ・マルテン在りて實驗及試藥學の教授にあたり大野曠象、草野元養、直井鑑吉、中西金藏、石塚左玄、村井純之介、三宅乘則、保田東潜、中村良春、堀口章介、村田薰、村田春齡、高倉一善、東王地享、三崎精輔の十五氏事務並試験に従事せり。

明治八年一月永松東海職を辭し烏田泰夫之に代はり同年五月醫學學校の敷地約千九百五十七坪の分譲を受け總坪數三千五百九十坪五勾となれ

司 藥 場

司 藥 場

司 藥 場

司藥場長 永 松 東 海

り。

廢藥の横行と取締令の發布

明治維新後勿々の間に於ては内治外交上幾多の大問題在りて未だ醫藥衛生に關する法制に著手するに遑なかりしかば暫時舊制度に従ひ徐々に調査して其の取締の完璧を期するの策を執りたり。而して明治新政の規模漸く定まるに及び政府は速に藥事法規制定の必要を認め明治六年五月文部省は當時大學東校の教師たりし獨逸人ヘルマンに命じて藥品取締の條項を諮詢し其の報告に基き左の如く文部省より太政官に具陳せり。

藥劑取締ノ方法 (明治六年五月二十日)

抑々藥品ヲ博ク申サバ身體ノ外萬物皆藥ナラザルハ無シ又々毒ニ非ザルハ無シ而シテ人ニ害性ノ道アリ修造ノ理アリテ飲食、衣服、器械、住居ノ用自然ニ具ルト雖モ其ノ制度ナキ能ハズ況ンヤ毒藥ニ於テ其制一日モ曠スベカラザル儀ニ御座候依テ今般御雇教師ニ西洋諸國藥品ノ制度ヲ問合候處國土民風相異リ俄カニ行ハレ難キヲ以テ當時行ハルベキ方法ヲ吟味取調候處左ノ如シ

一、病者ノ爲ニ用ユベキ藥品ヲ賣買スルハ政府ヨリ許可ヲ得タル藥品ニ限ル

二、藥舖免許狀ヲ與フルニハ學術ノ有無ヲ逐一試業シテ藥舖必要ノ諸學並ニ實地技術ニ通ゼシヲ見テ始メテ免狀ヲ與フベシ

三、藥舖免狀ハ其人存命中ノミニテ死後ハ再び政府ニ返納スベシ

四、既ニ試業ヲ終リタルモノニ藥舖ヲ譲リ渡スコトアラバ其度毎ニ政府ヘ返納スベシ

五、一區域中ニ免狀ヲ分與スルハ其廣狹ニ依テ其數ヲ定ム其地狹少ニシテ一藥舖モ保續成リ難キトキハ隣郷合シテ一舖ヲ兼テ設クベシ

六、諸縣ニ於テ管轄セル區中ニ何箇ノ藥舖要用ナルカラ委細ニ穿鑿シ政府ニ於テ其數ヲ定ムベシ

七、各舖ノ距離ハ定限アルニ由テ開業免許ヲ乞フ者アル時必ズ其地方並ニ其區ノ戸數ヲ申出ヅベシ

八、藥舖免許ハ其地ノ事務タルニ由テ開業閉業共ニ公布シ新タニ選舉シテ其任ヲ滿スベシ

九、一區中ニ開舖ヲ乞フモノアルトキハ縣廳ニ於テ普ク布告シ既ニ試業ヲ經シ證書並ニ藥舖保續ノ爲資金アルノ證ヲ呈スベシ

十、從來醫家ヨリ藥品ヲ賣ルヲ禁止シ醫家ノ書記セル方書ヲ藥舖ニ送ルベシ但シ當分ノ形勢未ダ醫家ノ法則一定セザル間ハ醫師自ラ藥劑ヲ病者ニ與フルヲ許ス然レドモ醫師政府ヨリ別ニ投劑免許ヲ受クベシ其後用ユル品ハ免許スル藥舖ヨリ買入レ其貯ヘタル品類ハ臨時検査ヲ受クルコト藥舖ニ貯フル者ノ如クナ

ルベシ

十一、藥舖ハ日本國藥局方(未編輯)中ニ記載セル藥品ヲ精選シ貯藏スベシ

十二、日本國藥局方附錄中ニ記セル劇烈ナル諸品ハ醫家方書ニ因ルノ外賣買ヲ禁ジ但緩性ノ諸藥ノミ諸人ニ賣グヲ許スベシ

十三、醫家ノ方書ニ從テ調劑スル時ハ各品定價表ニ因ルベシ其定價表ハ前以テ普告シ置クベシ

十四、製劑調合ノ料ハ藥品定價ノ外別ニ金若干ヲ納ムベシ

十五、藥價調劑料並ニ容藥器ノ價等合算シ方書ニ記シ金ヲ納ムルトキハ藥舖ノ印ヲ調シ方書ヲ戻スベシ

十六、藥舖ニ於テ調劑セル諸方書ハ書寫シ順次ニ其番號ヲ方書ニ記上シ置クベシ

十七、日本司藥局々々方外ノ藥品モ貯ヘ置キテ至當ノ人々ヘ賣渡スベシ

十八、日本司藥局方中並ニ局方外ノ藥品共總テ司藥局官員注意シテ管轄スベシ

十九、藥舖ニ貯ヘタル諸藥品ハ總テ司藥局官員注意シテ管轄スベシ

二十、司藥局官員ハ藥舖中ノ諸品ヲ検査スルノ權アリ殊ニ用ニ堪ヘザル物品或ハ偽品等ヲ賣却スル嫌疑アルトキハ臨時直ニ不意ニ起リ検査ヲ施スベシ

廿一、右臨時検査ノ外毎年一回權威アル官員來リテ點檢スベシ

廿二、諸品検査ヲ遂ゲテ後直ニ政府ヘ記表ヲ呈スベシ

廿三、點檢ニ由テ偽品タルカ或ハ難用腐敗藥ナラバ司藥局ニ於テ再ビ細密ノ穿鑿ヲ遂ゲ偽品ナラザルトキハ其品ヲ返シ與フベシ

廿四、右検査ニ由テ眞品ナラザルコト判然タルトキハ其藥品ヲ引上ゲ其奸計ノ淺深ヲ審カトシ罰金ヲ出サシメ再度奸ヲ爲ストキハ免狀ヲ取離スベシ

廿五、當分日本藥舖ニ於テ品類ノ精粗ヲ辨識スル能ハザル間ハ司藥局ニテ検査シ先ツ東京ヲ初メトシテ漸々諸國ニ及ボスベシ

廿六、右ノ司藥局ニ於テ當分製劑ノ法ヲ教授シ生活ヲ導キ若シ藥舖ヨリ乞フコトアラバ物品ヲ試驗シ與フベシ

廿七、製藥學術ヲ進歩セシメンニハ先ツ東京中ニ一箇所ノ製劑學校ヲ設クベシ

廿八、藥舖必要ノ藥品貯藏法並ニ日本局方外毒藥賣買ノ方等總テ藥舖ニ關セル規定ハ別ニ製劑家一般規則ニ就テ定メ置クベシ

今や本邦の衛生諸施設漸く其緒につき明治七年三月を以て待望の司藥場東京府下に開設せらるゝに至りしと雖も當時我國一般に洋藥に對する智識極めて幼稚にして奸曲の徒其間に在りて偽贗を弄し沃剝と臭剝と市場に於て全く辨別し得ざる状態なりしを以て政府は之が取締を一日も等閑に付すべからざるを認め明治七年次の太政官布告を發したる後其の取締に就て屢々布告せり。

東京府

藥品ノ儀ハ純良精製ニ無之テハ眼前人命ヲ誤リ候重要ノ品柄故賣買上取締方可相立候ニ付自今キニ一ネ、ヨードボッターズ（「ニ」ヨードカリ）ト云フノ二藥萬一贗惡ノ品販賣貯蓄候者ハ左ノ罰則ニ照シ處分候條此旨管下ヘ布達スベキ事

但爾他ノ藥品モ其名ヲ掲ゲ順次相違スベク且本文罰則施行ノ期日ハ文部省ヨリ可相違候事

明治七年十二月二十二日

太政大臣 三 條 實 美

罰 則

一、假藥販賣ヲ販賣スル者ハ五拾圓已内ノ罰金ヲ課スベシ但シ再犯以上ハ初度ニ倍スル罰金ヲ課シ尙藥品ノ販賣ヲ禁ズ

斯の如く藥品取扱規則の制定を見たるも當時藥品販賣者の試薬術に對する知識は全く之を缺き只廉品を賣り利を貪るを事とせしを以て司藥場は市販規那鹽を購入し之れが試験成績を新聞に廣告し一般藥品取扱者の關心を促す狀況なりき。此間の消息を當時の文書に就きて看るに次の如し。

自今當場へ買上相成候藥品試験之上品位ノ高下眞實純雜并其品ヲ販賣スル外國藥舖之姓名等詳細新聞紙上記載致度此段相伺候也

明治七年十月十五日

司 藥 場

文 部 大 輔 田 中 不 二 磨 殿

新聞紙掲載ノ文體

江 湖 叢 談

此頃文部省司藥場ニテ試験アリシ方今舶來ノ規那鹽分析表ヲ得タリ總テ藥品ハ衛生上貴重ノ物品ニシテ其品等眞實ヲ鑑別スルコト尤モ重スヘキコトナレトモ方今分析ノ學未タ充分ナラス藥舖各其眞實品位ヲ實試シテ賣買スルノ地ニ至ラス舶來封付ノ藥品ハ其標札ヲ見テ品位ヲ鑑別スルノミ故ニ即今左ノ分析表ニ依レハ租賃鑑別ヲ助クヘシ因テ左ニ揭示ス

規那鹽試験表

第一種 硫酸規那鹽 一弓入價金八十錢

ハリス製標札プロヂュイト、シミケールト記シ三世ナボレオンノ像ヲ畫キシ二箇ノ賞牌ヲ付ス青紙裝封筒入黃紙包藥舖ニテ首付ト唱フル者

第二種 硫酸規那鹽 一弓入價金八十五錢

ハリス及ロンドン標札ニ「メルクル」ト云フ神像ト二箇ノ賞牌ヲ付ス藥舖首付ト唱フル物

第三種 硫酸規那鹽 一弓入價八十錢

ハリス製標札ミネラルファルト云フ女神像ヲ畫キ金字札銀口赤線入

第四種 硫酸規那鹽 一弓入價三圓五十錢

標札ビラテルビヤ地名ローセンガルデン氏所製純精請合ノ證ヲ記ス銀封

第五種 鹽酸規那鹽 三十カラシマ入價金五四

標札カラヘンハーケ地名モウトン氏製共口瓶入

第六種 硫酸規那鹽 一ウ入價金七十五錢

標札細キ札紙ニ「キニーン、シユルフリフキ」ト記ス赤蠟封藥飾ニテ獨逸出ト唱フルモノ

第七種 硫酸規那鹽 一ウ入價金三圓

標札六箇ノ賞牌ヲ記ス「マンヘイム地名ホーリンケル氏製赤蠟封

第八種 硫酸規那鹽 一ウ入價金四圓

標札スチットカルト地名ヨブスト氏製丸大形共口瓶入

第九種 鹽酸規那鹽 二ウ入價金一圓六十錢

標札ビラデルビヤ地名ハウエルス及ウエートマン氏製銀封

第十種 硫酸規那鹽 一ウ入價金六十二錢五厘

標札二箇ノ賞牌ヲ記シ「ハリス及ロンドン地名ロウイスモンニール氏製銀封藥飾首付ト云フ

右諸種ノ幾那鹽中含ム所ノ「キニーン、シンコニーン及其他ノ成分左ノ如シ

百分中

第一種	硫酸キニーン	痕跡	硫酸シンコニーン	九五・七〇	キニチン	四・〇
第二種	同	二・二八	同	九一・九二	同	五・八
第三種	同	二三・九四	同	七五・〇六	同	一・〇〇
第四種	同	一〇〇・〇〇				
第五種	鹽酸キニーン	九九・〇〇			キニチン	一・〇〇
第六種	硫酸キニーン	四・八〇	硫酸シンコニーン	八七・八〇	同	六・四〇
第七種	同	一〇〇・〇〇			同	痕跡
第八種	同	一〇〇・〇〇				
第九種	鹽酸キニーン	一〇〇・〇〇				
第十種	硫酸キニーン	全ク無シ	硫酸シンコニーン	九一・九二	キニチン	八・八〇

右表中第四、五、七、八、九種ノ規那鹽ハ純粹良好ノ品ナリ第一、二、三、六、十ハ賸造ノ品ニシテ多量ノ硫酸シンコニン及キニチン含ミ「キニーン」ノ量甚タ少ク或ハ之レアルコトナシ蓋シ「シンコニン」ハ「キニーン」ニ比スレバ其價廉ニシテ其效力最モ劣レリトス

明治七年十一月十日

文部省 司藥場

文部省ヨリ東京府へ達 (明治八年一月二十三日)

明治七年十二月廿二日中キニーン、ヨードカリ之ニ藥取締規則之儀御達有之施行之期日追テ當省ヨリ可相達候付テハ藥舖營業之者專ラ注意可致ハ勿論ニ候得共萬一自己其眞贋純雜ヲ鑑別難出來向ハ日曜日ヲ除クノ外東京司藥場ニ願出候得ハ於同場無費ニテ試驗可致候條管下へ布達可致此旨相達候事

キニーン、ヨードカリ取締規則に關する件

醫第十九號

客冬キニーン、ヨードカリ取締規則被仰出追々施行可相成處先以別紙之通東京府ニ相達申度付テハ藥舖共ヨリ鑑定可願候條可然御取計有之度猶御場之都合モ可有ニ付御意見モ候ハ、至急御申出有之度此段及御照會候也

追テ試驗之法ハ含有之成分多少ニ拘ラス賸雜腐敗品ニ無之分ハ可免許候條大抵定性試驗ノミニテ可然存候此段モ御意見承リ度候也

明治八年一月十七日

文部省 醫務局

東京司藥場 御中

別紙

東京府へ達

昨七年十二月廿二日中キニーン、ヨードカリ之ニ藥取締規則之儀御達有之施行之期日追テ當省ヨリ可相達候付テハ藥舖營業之者專ラ注意可致ハ勿論ニ候(共萬一自己其眞贋純雜ヲ鑑別難出來向ハ日曜日ヲ除クノ外東京司藥場ニ願出可申於同場無費ニテ試驗可致候條此旨管下へ布達可致事

文部大輔 田中不二磨

別紙

衛生局ヨリ東京、京都、大阪司藥場へ達 (明治八年八月五日)

藥品取締規則ノ儀來ル十月二日ヨリ施行候ニ付別紙三府へ御達相成候條各場ニ於テ豫メ注意致シ試驗上不差支様御處分可有之此段及達候事

内務省ヨリ東京、京都、大阪三府へ達 (明治八年七月二十三日)

昨七年十二月二十五日御達相成候藥品取締規則來ル十月二日ヨリ施行候條管下布達可致此旨相達候事

司法省ヨリ東京、京都、大阪三裁判所へ達 (明治八年七月二十五日)

〔藥品取締規則ノ儀ニ付別紙甲印之通昨七年十二月中御達相成居候處今般右施行日限ノ儀内務卿ヨリ乙印ノ通々知有之候條此旨相達候事（別紙省略）〕

藥品巡視の起源

明治七年九月毒藥販賣取締規則發布せられ藥舖巡回の必要生じたるを以て同年十一月十五日より司藥場は試験掛一人事務掛一人より成る藥品巡回員を市内藥舖に派し検査せしめたり。是れ我國に於ける藥品巡視の起源にして當時司藥場長より文部大輔宛藥品巡回開始屈として提出せられたる文書次の如し。

過日何濟相成候毒藥取締之儀ニ付當場定員之内試験掛一人事務掛一人取締検査ノ爲來十五日ヨリ巡回致候條此段御届申上候也

明治七年十一月十二日

司藥場長 永 松 東 海

文部大輔 田 中 不 二 磨 殿

尙ほ藥舖巡回心得は次の如く定められたり。

第一條 初度巡回人員ハ試験掛一人事務官一名タルヘキ事

第二條 藥舖姓名簿所持可致事

第三條 初度巡回之節ハ其區ノ投所ニ到リ検査ノ都合相談シ差添人爲差出候トモ此方吏員ノミニテ直チニ藥舖ニ立入検査致候トモ事宜ニ任スヘシ

第四條 此節ノ巡回ハ先達布達シタル毒藥品位置ノ點檢ノミヲ以テ目的トスタトヒ位置不整ナリト雖モ之ヲ罰スルノ權アルコトナシ唯其體裁ヲ觀察シテ爲ク

説諭ヲ加ヘ不文不學ノ藥舖ヲ誘導スルヲ以テ旨トス

第五條 藥舖不取締ノモノハ再三説諭ヲ加ヘ尙尙不及ノモノハソノ事實ヲ具情シ場長ニ告ケ文部省ニ上申スヘシ

第六條 藥舖検査ヲ受ケタル分ハ一々其町名姓名并ニ御布達相守ル哉否ヲ詳細簿記スヘキ事

第七條 司藥場官員ノ内藥品検査ニ預リタル人ハ平常藥舖ニ立入り點檢スルノ權アルヘシ右ハ兼テ検査掛ノ印ヲ渡シ置クモノナリ

第八條 點檢ノ爲藥舖ニ立入タル時ハ酒食ノ饗應ヲ受クヘカサルハ勿論一切長坐雜談スヘカラス且點檢ノ節其藥店ニ於テ物品ヲ買取ルヘカラス

第九條 點檢ノ節藥舖ヨリ藥品ノ善惡眞偽鑑定ヲ頼ム時ハ其鑑定即時確定シ難キモノハ司藥場ヘ差出スヘク申付クヘキ事

劇毒藥取締令の發布

不良藥品に次いで取締を要するものは劇毒藥の販賣なり當時世人の醫藥品に對する智識淺薄にして其取扱を誤りて

不測の禍を招きしもの尠からず政府は醫藥品取締の急に迫られ明治七年九月先づ暫定的に劇毒性藥品三十一種を選びて之を毒藥に指定し其貯藏販賣等に關する取扱方を規定し又向後新發明新輸入に係る藥品にして其成分不明の物は先づ司藥場に提出し其分析結果に基きて之れが販賣を許可することゝせり。

之れ本邦に於ける藥品取締令の淵源とも認むべきものにして現行藥品營業並藥品取扱規則の濫觴なりとす。

當時文部省より三府宛達せられたる文書次の如し。

別冊記載ノ藥品ハ性効峻烈ニシテ若其用ヲ錯スルトキハ忽チ人命ヲ傷害スヘキ毒藥ト相成リ安リニ難取扱品相ニ候處是迄賣買ノ規則無之何人ニ限ラス隨意ニ賣渡シ或ハ尋常ノ雜藥間ニ錯列シ動モスレハ器ヲ違ヘ不測ノ危害ヲ醸シ候等弊害不尠候ニ付尙後藥品商賣ノ者別冊ノ通り相心得候様布達可致此段相達候也

明治七年九月十九日

文部少輔 田中不二麿

別冊

一、左ニ記載セル毒藥ハ相當ノ器ニ容レ別段錠前附ノ箆筒ヲ製シテ之ヲ藏シ他ノ藥品ト混雜スヘカラス

一、毒藥ハ醫師ノ處方書ニ據テ調合スル外ハ醫師、藥舖主、化學家、賣藥家及工職家ヨリ需要ノ趣旨ヲ記シタル證書ヲ以テ求ムルニ非ザレハ決シテ販賣スルヲ許サス

一、司藥場ノ吏員臨時藥舖ニ立入り點檢スルコトアルベシ

毒藥

砒石、アトロヒネ、磷、キニーネ、ストリキニーネ、コロール金、青酸汞、アコニチネ、ベラトリネ、エルゴチネ、モルヒネ、沃求（第一、第二）、硝酸亞酸化汞、自降汞、赤降汞、生々乳、膽白霜、輕粉、ブローム、ヨヂニウム、コロ、ホルム、コロラールヒドラート、麥奴、阿片、吐瀉石、番木藜、莨菪、曼陀羅華、ホウレル水、コロゲン

此外新發明及舶來ノ藥品ハ先ツ司藥場ニ出シテ試験ヲ受ケ毒藥ノ劇易ヲ判シ然ル後發賣スヘシ

其後政府は内務省の伺出に基づき明治十年二月左の如く毒劇藥取扱規則を發布せり。

毒藥取締ノ儀何

毒藥取締ノ儀ニ付テハ明治七年文部省ヨリ先ツ以テ三府へ布達相成候處漸次各縣ニ於テモ其荷モスベカラザルニ着眼シ該規則ニ準シ取締相設ケ候向モ不少已ニ一般藥物取扱ニ注意致候機會ニ相運ビ且ツ又追々醫術相聞ケ候ニ隨ヒ藥品ノ賣買モ日ニ盛大ニ趨キ最早府縣一般取締リ方法無之テハ輕卒ノ取扱ヨリ不測ノ危害ヲ生シ候儀モ保シ難ク候間別冊ノ通り至急御公布有之度左案相添此段相伺候也

明治九年七月六日

内務卿大久保利通代

内務少輔 林友幸

太政大臣 三 條 實 美 殿

伺之趣第二十號ヲ以テ布告候條此旨相心得候事

明治十年二月十九日

毒藥劇藥取扱規則 (布告明治十年二月第二十號)

藥品中性能峻烈ニシテ若其用方ヲ誤ル時ハ人命ヲ傷害スヘキモノ少カラス然ルヲ或ハ輕忽ノ取扱有之候テハ實ニ不容易儀ニ付右取扱規則左ノ通相定候條此旨布告候事

明治十年二月十九日

右大臣 岩 倉 具 視

毒 藥

一、藥品中其効力峻烈ニシテ直チニ生命ヲ傷害スルニ足ルヘキ者ヲ毒藥ト唱ヘ其性効毒藥ノ如ク強烈ナラサルモ其用量ニ依リ容易ク危害ヲ生スヘキモノヲ劇藥ト稱ス其日如左

劇 藥

亞砒酸、ホーレル水(亞砒酸カリ水)、其他砒石製劑、昇汞(第二コロール汞)、コニーン、白降汞(コロールアミト汞)、アコニチン、赤降汞(赤色酸化汞)、コロロフナルム、第一沃汞(第一ヨード汞)、第二沃汞(第二ヨード汞)、硝酸亞酸化汞、燐(ボスボル)、青酸(シヤン水素酸)、青酸加里(シヤンカリウム)、アトロピン其他アトロピン鹽類、ストリキニーネ其他ストリキニーネ鹽類、押發苦扁桃油(蒸餾シ得タルモノ)、モルヒネ其他モルヒネ鹽類

ヨード其他ヨード製劑、ブローム、ヨード加里、臭酸加里、腐蝕加里(苛性加里)、腐蝕ソーダ(苛性ソーダ)、硝酸、皓礬(硫酸亞鉛)、其他亞鉛製劑、硫酸、硝酸銀其他製劑、鹽酸、膽礬(硫酸銅)、石炭酸、銅礬礬(硫酸アンモニア銅)、其他銅製劑、甘汞(第一コロール汞)、巴豆、ビスミット(酸性硝酸若鉛)、巴豆油、硫酸カドミウム、コロラルヒドライド、吐瀉石其他アンチモン製劑、ヨードフォルム、サントニーネ(セメンソート)、芥子油、苦扁桃水、老利兒水(ラウリールケルス水)、コロゲイン、阿片其他製劑、吐根其他製劑、雙懸菊根其他製劑、ヘレルボリ根(黎蘆)其他製劑、莨菪葉其他製劑、ヤイラツバ及根脂其他製劑、ヒヨス葉其他製劑、ジキタリス葉其他製劑、シキニータ葉、其他製劑、曼陀羅葉其他製劑、サビナ葉其他製劑、コルシクム實其他製劑、カラバル豆其他製劑、斑猫(芫荽)其他製劑、番木鱈子其他製劑

右ハ現今使用スル所ノ毒藥十九種、劇藥四十六種ヲ掲ルモノニシテ専ラ世人ノ解シ易キガ爲メニ普通ノ名稱ヲ用ユ此他新發明新舶載ノ藥品及其ノ性効ノ確知シ難キモノハ先ツ司藥場ニ出シテ試驗ヲ受ケ藥効ノ劇易ヲ判シタル上ニアラザレバ販賣スルコトヲ許サズ

一、毒藥劇藥ハ別段戸棚或ハ箱等ヲ製シテ之ヲ貯藏シ他ノ藥品ト混雜スベカラズ

一、毒藥劇藥等ハ醫師ノ處方書ニ由テ調合スル外醫師、藥商、化學家及工職家ヨリ需要ヲ記シタル證書ヲ以テ求ムルニ非ザレバ決シテ販賣スルヲ許サ

ズ

一、前條ノ規則ニ據ル毒藥、劇藥ヲ販賣スル時ハ其藥名、分量、年月日及買入ノ住所、姓名ヲ別帳ニ記載シ買入ヨリ送ル所ノ證書ヲ附置クベシ
但幼少ノ者及弱者、婦者、其他不能力者ノ者ニハ一切附與スベカラズ

二、醫師ノ處方書ニ由テ毒藥、ヲ調合シタルトキハ其ノ藥名、分量、用法、年月日、醫師及患者ノ住所、姓名ヲ別帳ニ詳記シ處方書ニ割印スベシ

三、毒藥劇藥ヲ取扱タル調劑器ハ其時ニ丁嚙ニ洗淨シ拭清スベシ、且ツ砒石及水銀劑ノ用器ハ他ノ品ノ用ニ當ツベカラズ

右ノ規則ニ反リテ毒藥劇藥ヲ販賣シタル者ハ五拾圓以内ノ罰金ヲ科スベシ

明治初年の藥學教育と藥舖開業者養成案

車徳東幸、明治新政府の基礎漸く定まるに及び明治元年六月政府は幕府の醫學所を收めて鎮將

府の所管となし別に和泉橋通舊藤室邸跡を醫學所附屬病院と爲し翌二年五月醫學所と病院とを合併して之を醫學校兼病院と稱せり。

同年六月昌平校を改めて大學校と爲し開成校及東京醫學校兼病院を之に屬せしめ同年十二月大學校を大學と改稱し開成所を大學南校東京醫學校を大學東校と稱せり。當時大學東校は學則の範を獨逸に採りたるを以て從來の和蘭醫學は此の時より全く獨逸醫學によつて壓倒せらるゝに至りぬ。

明治四年大學東校は文部省所管と爲りて單に東校と稱せられ翌五年には學制新に成りて第一大學區醫學校と改稱せらる。明治六年六月初めて東京醫學校に製藥學教場設けられたれ共當時の藥學教師ニウエルトは藥局の調劑生を薰陶するに止りて製藥試藥等の藥學專攻の教育機關なかりき。

明治七年五月學制の變更によりて第一大學區醫學校を改めて東京醫學校と爲し長興專齋を校長となし製藥學本科を設けらる斯の如く藥育機關順次備はるに至れりと雖も當時一般の藥學智識極めて淺薄にして藥品を取扱ひ之を賣買する藥舖も普通の商賈と異らず到底藥品取締の徹底を期すべからざる状態なりしを以て司藥場を中心とする藥學技術者養成を計劃し醫學校の製藥學科を司藥場の監督下に置きて一般藥舖の子弟に製藥及試藥學を修得せしめ以て藥學の普及徹底を企圖し醫藥品取締の完璧を期せんとせり。當時司藥場長より文部省宛に提出せる伺書次の如し。

先般司藥場設立相成全國藥品取締ノ方法ヲ定メ既ニ三府ニ於テハ返次御着手ニモ相成候處内國之藥商ハ皆市井尋常之商賈ニシテ廉價賣販ノ外藥品ノ性効檢

査之術ヲ知ルモノナシ是ニ因テ惡品ノ輸入歳々ニ増殖假令嚴重之法制ヲ設クルモ幾ヒト禁止スルコト能ハサルノ勢ニ至レリ此時ニ當リ特ニ藥品検査ノ一術ヲ以テ一時ノ奸媚ヲ懲責スルモ畢竟姑息ノ取締ニシテ藥商タルモノ自ラ能ク藥ノ精粗眞贋ヲ辨識スルヲ得且ツ藥ノ貴重ニシテ賣リニ賣買スヘキモノニ非ラサルコトヲ會スルニ非サレハ藥品取締之方法整頓シタリト謂フヘカラス此故ニ前年來既ニ醫學校ニ於テ製藥學生徒ヲ募リ其豫科ヲ卒ヘ本科入學ノ期ニ迫候モノ不尠候ニ付製藥學校ヲ司藥場ニ屬シテ速ニ御建築相成此後ノ醫學校ニ於テ豫科卒業ノ生徒ヲ送りテ藥商ノ子弟志アルモノヲ許シテ入學セシメ製藥試驗ノ術ヲ習ハシメ自然藥物ノ學問人民ニ浸染シ藥品之取締モ整頓候様致度此段至急御決議相伺候也

明治七年九月廿九日

司藥場長 永 松 東 海

文部少輔 田 中 不 二 磨 殿

右の伺書は採擇せられ政府は著々として藥學教育の完備に努め同年獨逸留學中の柴田承桂の歸朝を俟ちて藥學教育を擔任せしめ又司藥教師マルテン、東京語學校教師ハンゼン等をして一時製藥學科の教師に任じ同八年にはランガールト來朝するに及び之を製藥學の專任教師となし同九年醫學部校舎の竣成と共に製藥教場も亦落成しマルテン製藥學を教授せり。同十年四月東京醫學校を東京開成學校と合併して東京大學と改稱せられ今日の大學醫學部藥學科の基礎をなせり。

京都司藥場の開設

明治初年明石博高鍊其社なる研究團體を組織し自ら化學及藥學を講じたりしが明治四年京都府は之を官營とし改めて令密局と名付け河原町の長州屋敷に設置し藥品試驗を施行せしが明治六年に至り夷川木屋町北側に移轉し醫藥品の試験及化學工業の研究機關とし傍ら藥舖開業者の養成に努めたり。

明治八年二月令密局は政府に移管せられて令密局地内土手町夷川上ル東側に新築せられ長崎醫學校教師和蘭人ドクトル・アイ・セ・ゲールツ教師として招聘せられ藥品試験及司藥局設置の交換條件たる府下の入學生を教育することとなれり。

鑛泉分析の開始

鑛泉分析に就きては文部省夙に留意し明治六年七月文部省達第九六號を以て全国各地の鑛泉起源、功能等調査報告せしめたり。

司藥場に於ても試藥と共に最も重用なる事業の一として明治七年始めて鑛泉分析を開始し其の成績を醫學校に送り醫治効能を究めんと計れり。

文部省達及東京司藥場長永松東海の上申書次の如し。

文部省達 (明治六年七月三日第九六號)

其府縣管下溫泉有之ニ於テハ別紙雛形ニ照準シ至急取調且從前分析等致シ候分ハ其書類共可差出此段相達候也
但溫泉無之候ハ、其段可届出事

雛形

何府縣管下何國何郡町村或ハ何山海濱何河邊溫泉

一、何年號干支何月ヨリ涌出ノ次第

一、湯底砂地又ハ石敷板所等凡テ湯床ノ模樣且海濱河邊ニテ洪水潮水ノ妨患有無等明細

一、源泉ノ數及ヒ其廣狭且湯床ノ數明細

一、溫度何十百度檢溫器ハ世上通常行ハル、所ハーレンヘート氏ノ寒暖計ヲ用フヘシ四季ニヨリ冷温ノ差アレハ其由ヲ概記スヘシ

但上流下流泉源等ノ差ヲ區別ス

一、從來土人云傳凡所何病ニ効アルノ譯緣起等明細

一、入湯病客概數

但明治三年庚午ヨリ昨壬申迄三箇年分四季増減モ可有之ニ付毎月調一年總計何千何百何十人

一、溫泉廢止ノ箇所及ヒ未タ開カサル場所共其溫度廣狹源泉ノ數且廢止等ノ所以詳細

一、從前分析致候分ハ何年號干支何月何府縣何某或ハ外國人何某分析ノ譯

一、從前税金何程

但無税ノ箇所ハ其譯

右之通御座候以上

年號幾年干支月日

何府知事

縣同

參 參

事 事

文部省三等出仕

正五位 田 中 不 二 磨 殿

文部省布達 (明治六年七月二十五日第一〇五號)

當省本年第九十六號雛形ノ内溫泉溫度ノ儀ハ不及試驗候條此段更ニ布達候也

文部省布達 (明治六年十月二十日第二二八號)

本年當省第九十六號鑛形ヲ以テ溫泉取調ノ儀布達致置候處猶一般ノ鑛泉取調入用候條冷泉之分モ右鑛形ニ照準シ有無早々可届出此旨更ニ布達候事
但第九十六號鑛形ノ外左ノ通増加可申出事

- 一、冷泉ノ儘暑中入浴或ハ之ヲ温メ四時入浴スル等ハ其次第詳細並病客員數月計年計
- 一、冷泉ヲ採酌シテ賣捌候向ハ其賣捌量數代價金高共月計年計

右明治三年庚午ヨリ同五年壬申マテ三箇年分

伺

御國內諸所鑛泉醫治効用取調候儀專ラ醫學上ニ關係有之ニ付當場ニテ分析相成候上醫學校ニ差廻シ醫治効用相定候様致度仍テ左案之通醫學校ニ御達相成度此段御伺候也

案

第一大學醫學校

文部省

御國內諸所鑛泉司藥場ニ於テ分析相成候上分析表其校ニ差廻候條教師ニ及合議醫治効用相定候様可致此段相違候也

明治七年六月二十日

司藥場長 永松東海

文部少輔 田中不二磨殿

伺之通

明治七年八月廿八日

文部少輔 田中不二磨

前記文部省布達により鑛泉の分析試験は漸く世人の注意する所となり文部省宛之が試験を願出づる者多數に及べり文部省は是等檢體を司藥場へ差廻し試験を施行せしめたり。

今一例を掲ぐれば次の如し。

筑摩縣ヨリ炭酸泉分析之儀ニ付現品相添別紙之通申出候條則御廻申候間御受取有之候也

明治八年四月四日

本省醫務局

東京司藥場御中

(別紙)

炭酸泉之義申上

當縣下飛騨國益田郡之内小坂ヨリ湧出候炭酸泉泉質モ至テ宜敷拜見候間分析相願度旨申出候ニ付即現品持參爲致候分析之上尙詳細御示相成度其狀仕候以上

明治八年三月廿四日

筑摩縣權令 永 山 威 輝

文部大輔 田 中 不 二 磨 殿

然るに當時交通運輸發達せず極めて不便なるにも不拘何れも皆遠路送付したる爲品質の變化を來たし且採酌上の注意を缺く等甚だ面白からざるものあり折角の試験も原泉に於ける成績と一致せざるの結果を招來せし爲め内務省は明治九年八月二十五日に次の如く布達したり。

内務省達 (明治九年八月二十五日丙第四四號)

司藥場設置以來鑛泉分析試験ノ儀道々申出候向有之候處其採酌法不得宜ヨリ往々其成分變性シ就中遊離氣類有之モノニ至リテハ多少蒸散ヲ不免其カ爲メ精密ナル試験難及候條同場事務ノ緩劇ヲ圖リ試験主任ノ者ヲ派遣シ實地ニ就テ試験セシメ候上運搬ヲ要スル分ハ採酌法等詳細示談可及候條其節マテ差出方見合可申此旨相達候事

右の布達に依り鑛泉氣類實地試験之爲め東京司藥場教師マルチン並に隨行三崎精輔及村井純之助は明治八年七月十一日足柄縣へ出張したり

是鑛泉出張試験の初めなり。

内務省は司藥場鑛泉試験表々式を定め司藥場に達したり。

内務省衛生局所定 (明治九年)

司藥場鑛泉試験表々式

明治何年鑛泉試驗表							何司藥場
通計	泉名	地名	溫度 攝氏	量重	成分	百分量或大概量	

内務省衛生局所定（明治十一年）

[illegible]

大阪司藥場の開設　政府は曩きに長崎、神戸、横濱の三港に司藥場を設置せんとしたるも司藥の事務は必しも開港地を必要とせざること認め明治七年三月東京府下に翌年二月京都府下に新に司藥場開設せられ同年三月大阪市に司藥場を設置することとなれり。

其敷地は當時廢校たりし大阪市東區大手前町英語學校校內理學校舎を充當し九等出仕江頭元朴司藥場長心得を命ぜられ外人教師は府下精々舎にて傭聘中の和蘭人ドワルスを以て之に當らしむることとせり。

外人教師傭聘及敷地決定に關する文書次の如し。

今般於其府下司藥場設立致候ニ付一昨冬御府下精々舎ニ於テ雇入候和蘭國人ベ・エ・ドワルス氏儀當今御府ニ於テ別段御指圖モ無之候ハバ當省ニ雇入有事務擔當御府下滞在爲致度候條御都合至急御報知有之度此段及掛候也

追テ精々舎條約書至急御指廻相成度候上年限給料等ノ事仔細調結約致度候依テ及御依頼候也

文部省醫務局長 長 與 專 齊

大阪府權知事 渡 邊 昇 殿

昨年十一月中御許可相成候大阪司藥場ノ儀不日設立可致ニ付差向教師一名雇入申度當時大阪府在留和蘭人ドワルス氏學術至當ノモノニ付一ヶ月金二百圓乃至三百圓ヲ以テ結約可致尤當省定額金ヲ以辨給致候儀ニ候條至急御許可相成度此段御候也

明治八年一月十三日

文部大輔 田 中 不 二 磨

太政大臣 三 條 實 美 殿

今般大阪府下ニ司藥場設立相成候ニ付テハ差向場所建家無之新築致スニモ經費不尠ノミナラス時日迂延指支候間英語學校構內元理學校ノ儀ハ元來實地化學教場等十分ノ建物有之振替ヲ要セス其儘相用ヒ試藥場トシテ結構ニ候條右建物地所トモ同場ニ御渡相成度依テ左案大阪英語學校へ御達相成候様致度至急御決議相候候也

追テ藥園ノ儀モ英語學校ニテハ別ニ要用有之間敷ト存候間是亦御引渡相成度候

案

大阪府下ニ於テ司藥場設立ニ付テハ其校所屬元理學校並藥園地所建家トモ同場へ差向候條右係員出張御協議之上引渡可申候旨相達候事

文部大輔 田 中 不 二 磨

開設當時の職員次の如し。

九等出仕江頭元朴、御雇三宅乘則、御雇中村讓芝、御雇原田養林、御雇村田春齡、御雇安達邦光、御雇菊谷藤太、御雇浦池以忠、御雇堀

家祿平、御雇瀬戸英叔、御雇坂口勤哉、御雇西山良造、御雇岩崎勘次、御雇教師ドワルス

司藥場用印紙の統一と其變遷、從來各司藥場は其司藥場獨自の試験済印紙を貼付し居たりしも不便尠からざりしを以て明治八年六月是を統一し東京司藥場に於て印刷し各地司藥場へ分ち各地同一の印紙を貼用することとせり。之れ現在衛生試験所封緘用印紙の始祖たるものなり共通印紙制定に對し東京司藥場より文部省醫務局宛の文書次の如し。

今般三府司藥場通用ノ検査済印紙見本ノ通り製造成就ニ付以來諸藥商ヨリ願出候藥品ノ取ルベキモノニ貼與候條此段御心得ノ爲メ申進候也

色 栗 婦



而して右検査印紙は明治八年十月内務省布達第十九號に次で屢々改廢せられたり。今便宜上其變遷の経路を一括して示せば次の如し。

内務省布達 (明治八年十月二十七日甲第十九號)

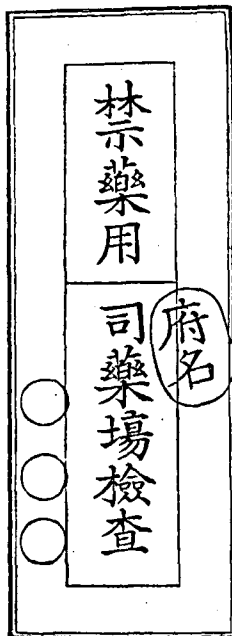
藥品ノ儀ハ重用ノモノニ候ヘハ賈惡ノ品不取投様最注意可致事ニ有之逐次取締方法可相立處ヨードカリ、キニーネノ二藥ハ特ニ緊要有力ノ品ニ付右二品ヲ始トシテ本年十月一日ヨリ先以三府ニ於テ賈買上取締罰則施行相成候ニ付各司藥場ニ於テ検査ノ分ハ眞贋精粗ノ證トシテ左ノ見本ノ印紙ヲ瓶口ニ貼附候條爲心得此旨布達候事

追テ各地方ニ於テ眞贋鑑別難出来モノハ願ニヨリ無費ニテ試験可致遣候條最寄司藥場へ差出可申事

色 栗 婦

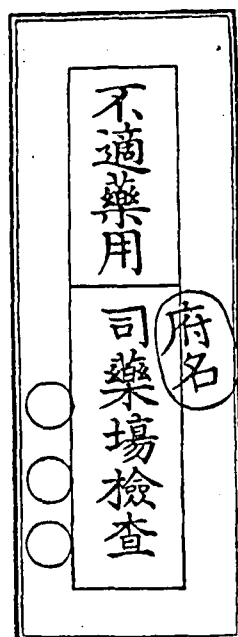


色 青



而して同年十二月には左の如き「不適藥用」の印紙判定せられたり。

茶 色



右印紙は罰則外藥品の試験出願に遇ひたる場合其成分を鑒別し其藥用に適するものは許藥用印紙を貼用し其適せざるものに貼用するものにして之れ即ち罰則藥品二十種追加せられ工業藥品と醫療藥品とを區別する必要上行はれたるものなり。次で大形、中形、長帶印紙制定せられたり。即ち次の如し。

右従前各司藥場ニ於テ貼シ來り候印紙之儀今般罰則藥品二十種御追加ニモ相成内外人之關係及ヒ注目スル所亦一層細密ニ至リ付テハ印紙面其下半ハ横文ヲ以テ記シ其上半従前只藥用ヲ禁スルトノミ記載有之候處追加之藥品ニハ醫藥ノ用ニ堪ヘサル品ニシテ工職ノ用ニ供スヘキモノモ亦不尠單ニ藥用トノミ記シ候テハ本邦ノ習慣ニ於テ賣買上疑惑ヲ生シ候儀モ可有之ニ付許禁醫藥用ト相改候様致度検査之藥品増加スルニ隨ヒ容量之大小異同有之貼附上差支候間右印紙之外更ニ大小二種ヲ製シ貼用候様致度御布達案並印紙見本相添此段相伺候也(案省略)

内務省布達 (明治十年四月十二日甲第七號)

明治八年十月甲第十九號ヲ以テ司藥場検査印紙ノ儀及布達候處今般右印紙並毒劇藥標記別紙ノ通改正増加候條此旨布達候事

但當分従前ノ検査印紙取交セ相伺候事

茶 梔 色

綠 色

淡 紅 色



淡 紅 色



淡 紅 色



而して之等の印紙は當時の紙幣局（現在の印刷局）へ印刷方を注文したり。其注文枚數及代價次の如し。

名 稱	枚	數	小切百枚代價	原板代價（但改刻之節ハ而已可取立分）
大形 印紙	十面張三萬九千枚	一枚一錢		金五十三圓三十一錢九厘
中形 印紙	二十面張五萬七千枚	一枚一錢		金四十六圓四十四錢九厘
小形 印紙	四十面張一萬五千七百五十枚 六十面張七百五十枚	一枚一錢三厘二毛 一枚一錢九厘八毛		金三十四圓九十九錢五厘
長帶 印紙	二十一面張四萬五千四百十三枚 四十面張二萬八千八百枚	一枚一錢二厘六毛 一枚一錢三厘二毛		長帶兩種ニテ 金十九圓九十五錢八厘

次の改正は從來の試験済印紙は貼換等の奸策に陥る弊あるを以て之が豫防の必要上印紙の印刷法を改善し又大形中形の印紙を廢して小形印紙のみとなしたるものなり。

衛生局報告（明治十二年四月七日第十號）

從來司藥場ニ於テ貼用スル所ノ印紙ハ故意換貼ノ弊ナキヲ保シ難キヲ以テ今般新ニ印刷法ヲ改メタリ若シ之ニ水或ハ湯氣等ヲ浸シ濕潤セシムルトキハ忽チ其色質ヲ剝脫シテ文字不明トナルモノナリ故ニ賣買人取扱ノ際深ク注意ヲ加フヘシ因テ此旨報告ス
但當分從前ノ印紙ヲ取交セ貼用スヘシ尤モ改製ノ分ハ帶狀印紙ヲ用ルコトナシ以テ鑑別スヘシ

許禁醫藥用大形印紙廢止

衛生局達（明治十二年四月十二日）

許禁醫藥用大形印紙ノ儀相廢シ今般送致候小形印紙而已印刷致候條大瓶等ヘハ適宜ニ箇所ニ貼附可致且該印紙貼附ノ際其色質ヲ剝脫セシメサル様注意可有之此旨相達候事

本改正に於ては藥品檢査印紙面に其藥品名を押捺することを規定し印紙貼換の奸策に備へたり。

衛第六八九四號

東京、大阪、司藥場

藥品検査印紙面ニ從來地名番號年月及場長ノ印ヲ押捺シ來リ候處自今以後藥名標換貼等ノ奸詐ヲ防クカ爲メ許醫藥用印紙面ニハ其藥名ヲモ押捺致度候橫濱司藥場ヨリ何出ニ付開届置候條其場ニ於テモ同様施行可致此旨相違候事

明治十五年十一月七日

衛生局長代理内務少書記官 島田泰夫

次の改正は從來使用の諸藥用印紙も之を實際に使用するに當りて多少の不便不都合あり然るに印刷濟のものも漸く使用し終らんとするにあたり之を改正せるものなり。

東京、横濱、試験所

諸藥用印紙従前ノ分遣拂候節ハ印紙面文字改正印刷ノ積候處追々缺乏ニ至候ニ付不遠印刷ニ可取掛折柄大阪試験所ヨリ印紙寸法等改正ノ儀別紙申出候ニ付右ノ通改刷ノ見込ニ有之就テハ従前大形ノ分ハ各所共餘リ使用無之ニ付以來此分廢止候積候間旁御意見モ有之候也否至急御申出相成度局長之命ヲ得此段一應及御協議候也

明治十七年五月廿七日

衛生局會計課

大阪試験所ヨリ印紙改正案ノ上申書

是迄試験所ニ使用來候許醫藥用印紙之儀今般御改正可相成旨致傳承候就テハ瓶口之大小口栓之形狀等ニ因リテ従前ノ小形印紙ニテハ短ク二枚張ニテハ長キニ過不體裁而已ナラス許多之手數ヲ煩シ且又一弓入之「ストリキニーネ、ビニカルビン」之如キ小瓶ハ欄體附之藥名札商標ヲ貼シ其上下之印紙ヲ貼附候得ハ丸藥瓶ノ全體ヲ被包シ盡テ現品ノ有無形狀不相分旁以不都合之儀間々有之候付幸今度御改正ニ際シ別紙繕形之通大中小三種之印紙御製造相成度此段致テ及上申置候也

明治十七年四月

大阪試験所長心得 村橋次郎

衛生局長 長 與 專 齊 殿

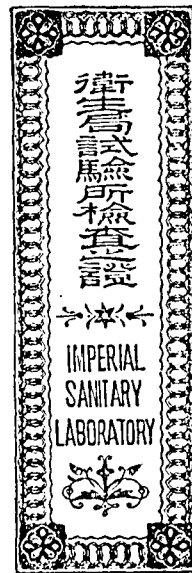
内務省告示 (明治十八年二月九日第五號)

明治十年四月當省甲第七號布達司藥場藥品検査印紙ハ本月十五日限り相廢シ爾後衛生局試験所ニ於テ醫藥用ニ適スルモノト認メタル藥品ニ限り左ノ印紙貼用候條此旨告示候事

明治十八年二月九日

内務省

色 紅



各府縣より植物及礦物の蒐集 司藥場の二大事業の一たる司藥は諸法規の發布に従ひ着々進捗したるも他方檢明の事業はまだ其研究充分ならざるを以て各地より礦、植物を蒐集し試験研究を重ね成分等の檢索をなし他日照合等の便に供せんとし文部省に於ては司藥場長の伺に基き内務省、工部省及開拓使に各其關係地方の礦、植物見本送附の轉旋に盡力せらるゝ様夫々依頼せり。司藥場長心得柴田承桂より文部大輔田中不二麿宛に差出せる文書次の如し。

文部大輔 田中 不二 麿 殿

司藥場長心得 柴 田 承 桂

諸礦泉類並藥品檢査は時宜に因り其含有物の定量的のみならず其自現の形成に至るまで考究せざるをざるは勿論の事に候處今般各府縣より口を迫て諸礦泉藥品檢査願出候へ共當場未だ天生の植礦物備品無之試験の確徴を得るに於て遺漏あるを免れず就ては邦内所在諸植物鑽石の古來より人知るを論せず漸次に採集し檢査の照會に供へ度然るときは此に因て試験の確徴を得るに便なるのみならず縦ひ國內に於て未だ詳ならずと稱するものも亦屢照應經驗し其成分の端緒を得て從て其本性を詳明し地方の便宜に因て之を製煉せしむるに至れば其衛生上に於ける大補なきに非ず實に其緊要の事に候間何率内務省工務省開招使等に御依頼に及び右植礦兩物の詳不詳を問はず見聞して異常なるものは毎品其少量を當場に御採備相成度此段相伺候也

明治八年三月十日

尙ほ前記趣旨の徹底を期せんが爲め次の如く新聞紙上に廣告し民間化學工業の開発向上に資せんと企圖せり。

當場ハ藥物、礦泉其他衛生上ニ關スル物品ヲ檢査スルヲ以テ要務トナスト雖モ各地方ニ於テ發見ノ物品アリテ其他物タルヲ識別シ難キモノハ無費ニテ之ヲ試驗鑒別シ製煉供用貯蓄等ノ方法ヲモ指示スベキニ付鐵植物ヲ論セズ都テ新奇異常ノ品ハ其發見掘出ノ事由及地勢等ヲ略記シ便宜ニ從ヒ三府司藥場ヘ郵致スベシ

ヨードカリの製法傳授 明治八年四月安房國安房縣北條村寄留、吉田宗彌等ヨードカリの製法傳授を願出でたるにより司藥場之を許可し製

法傳授の上添簡の下渡をなせり。

尙又明治八年東京司藥場に於てヨードの入用起り市場に需めたるも之を得る能はざりしを以て歎むを得ず開成學校に純ヨード三ポンド譲渡方申出でたり。然るに同校よりは貯藏品は漸く約一ポンドより無き爲め三オンスを分譲す代價は當時の金額にして一ポンド十二圓也と申送りと云ふ。當時吾國に於けるヨードが如何に僅少にして貴重品なりしかを察するに足るべし。

東京司藥場に外人教師一名増員に關する具申 外人教師はマルチン唯一人なりしも司藥場の事業漸く世人の識る所となり依頼試験件数は日に増加の趨勢にあり藥品、鑛植物の試験のみならず裁判鑑定等の試験にも及ぼさんとし爲に外人教師一名増加の必要に迫られ明治七年十二月文部省宛外人教師一名増員を願出たるも實現に至らざりしを以て更に再度の具申となれり。其文書次の如し。

去歲十二月申當場製藥學教場教師一名雇入ノ儀相伺置候處今般已ニ「キニーネ、ヨードカリ」ヨリ着手シ罰則迄御布達有之上ハ右何ノ儀一日モ猶豫ス可カラサル儀ト存候其故ハ追々藥舖營業ノモノヨリ右品検査願出候モノ有之一層精密ノ試験ヲ要シ事務漸々煩劇ニ涉リ從前ノ通り教師一名ニテハ諸事普及シ難ク且藥品検査監督ハ當分ノ間國內ノ藥商ノミトハ申シ乍ラ自然外國商人ニ注文約定ノ後其製品タルヲ檢出シ違約等ノ事ヨリ如何様ノ紛亂ヲ醸生シ再檢ヲ要シ候モ計リ難ク萬一其期ニ至リ當場検査ノ疎密ニ因リ國家ノ榮辱ヲ招キ候事モ相生シ申スヘク猶夫ノ歐洲ニテ毒殺ノ嫌疑ハ化學者ノ權斷ヲ要スルカ如ク實ニ大政上ノ關係容易ナラサル事ニ候是ニ由テ一日モ速カニ歐洲ニテ技術有名ノ化學者一名雇入レ製藥教場ト藥品検査所トヲ區分シ現今ノ教師ト各一科ヲ專任シ百事務ヲ精詳ヲ要スルニ非レハ當場設立ノ旨趣モ始終貫徹仕リ難ク候間何率右教師雇入ノ儀至急御決議有之度此段相伺候也

明治八年一月二十八日

文 部 省 御 中

司 藥 場

司藥場の内務省移管 明治六年三月文部省内に醫務局設置せられて以來一般の衛生事務は文部省に於て取扱はれたるも明治八年七月四日内務省中に第七局設置せられ更に同月十七日第七局を廢し衛生局を置く事と爲り衛生事務は内務省所管となり従つて三司藥場も亦内務省に移管せられたり。

司藥場協定試験法の制定 罰則に定められたる藥品試験に就きては當時未だ日本藥局方の制定なく三府司藥場獨自の試験を行ひ居たるもかくては法の制定趣意にも反し且つ不便尠からざるを以て之が統一の必要を痛感し司藥場の完成と共に協議の結果ヨードカリ、規那鹽は京都司藥場提出の試験法を採用し之を協定試験法として試験を施行したり。次で明治八年十月二十五日司藥場試験心得並藥局試験法制定を見たり是

れ即ち日本藥局方の前身と見做すべきものなり。其條文次の如し。

沃 剝

- (1) 骰子形白色若クハ透明結晶ニシテ水分ヲ引クノ力強カラス
 - (2) 四分ノ三量ノ水ニ溶解セサルヘカラス其溶液極メテ僅微ノ亞兒加里反應ヲ呈スルモ亦可ナリ(炭酸剝亞斯)
 - (3) 溶液ニ稀硫酸ヲ加フルモ泡沫ヲ生スヘカラス(炭酸鹽)
 - (4) 濃稠溶液ニ醇厚酒精ヲ混スルニ全ク透明ナルヘク固形物ヲ分與セサルヘシ(硫酸鹽、炭酸鹽、磷酸鹽等)
 - (5) 稀薄溶液ハ「ホロールバリウム」ニ偶テ濁濁スヘカラス(硫酸鹽、沃度加里、炭酸加里)
 - (6) 稀薄溶液ハ酒石酸ニ偶テ帶褐色ニ變ス可カラス(沃酸鹽)
 - (7) 溶液ニ頗ル過量ノ硝酸酸々化銀ヲ加エ傾澄シテ上清ヲ去ルノ後チ沈重ニ流動安母尼亞ヲ加エテ振盪濾過シ清朗ナル濾液ニ硝酸過量ヲ加フルニ茲ニ白重ヲ生ス可カラス但シ僅微ノ濁濁ヲ生スルコトアルヘシ(ホロールカリウム、ホロールソシウム、ブロームカリウム、ブロームナトリウム)
 - (8) 溶液一兩滴ヲ試験管ニ注ギ赤色次硝酸含有硝酸若クハ次硝酸含有硫酸少許及ホロールホルム若クハ硫化炭素ニ溶解シ之ニ細心シテ「ホロール水」ヲ加エテ沃度ノ紫色終ニ帶褐色ニ變スルトキハ「ブローム」ヲ混スルノ微ナリ故ニ硫化炭素ノ紫色ハ全ク褪色シ帶褐色ヲ呈ス可カラス(ブローム)
 - (9) 右ノ定性法ヲ施シテ汚物若クハ賸物ヲ認ムルトキハ昇汞ノ「チトレール液」ヲ以テ沃剝ノ百分集成ヲ驗スヘシ
- 硝酸々化バラシウム」ノ「チトレール液」ヲ用ユルトキハ「ブロームカリウム、ホロールカリウム或他ノ輕金屬鹽ヲ混セル沃剝ノ量ヲ詳細ニ驗ス可レトモ醫藥上ノ目的ニ在テハ右列スル第一號ヨリ第八號迄ノ反應ヲ以テ足レリトス。斯ノ八反應ヲ試驗ノ規則トス第九號ハ時宜ニ依リ施スノミニシテ正規ニ非ス

硫 酸 規 尼 涅

- (1) 硫酸規尼涅ハ纖細純白ナル鍼狀ノ結晶ニシテ太ダ苦味ナリ
- (2) 之レニ硫酸ヲ沃クモ其色變セサルヘシ
- (3) 之ヲ白金葉上ニテ煖ムルニ其初メ熔化シ後チ焦黑シ十分燒灼スルニ至テ些少モ殘留物ヲ見ルコト勿ルヘシ
- (4) 強烈酒精ノ暖カナル者ニハ容易ニ溶和スルモノナリ
- (5) 大概十二分ノ水ニ硫酸一二滴ヲ注ギ酸性ト爲シタルモノニハ全ク溶解セスンハ非ラス
- (6) 此規尼涅ノ一分ニ「エーテル」二十分礦砂精二分ヲ沃キテ攪和シ放置スルニ若干時ニシテ其ノ水樣層ト「エーテル」層ト共ニ澄明ニシテ濁濁セサルヘシトベ
- (7) 此規尼涅一分炭酸重土一分ニ水三十分ヲ沃キテ攪和シ重湯煎ニ上セテ乾燥セシメ更ニ水ヲ混シテ濾過シ其濾液ヲ蒸發スレハ極小量ノ固質殘留物ヲ見ルノ

ミ小量ノ「シンコニー子及シニジー子」ノ硫酸規尼涅中ニ存スルハ各國皆之レヲ許セハ第五條ノ試驗法ノ他別ニ試驗法ヲ記載スルヲ要セス但シ精品ノ硫酸規尼涅中小量「シンニジー子」ヲ檢セント欲セハ左ノ法ヲ用ユヘシ

(8) 規尼涅ノ硫酸含有水中溶液ニ安母尼亞ヲ加エテ沈澱セシメ少量ノ水ニテ洗滌シ而シテ亞的爾ノ「シンニジー子」飽和溶液ヲ注クニ若シ硫酸規尼涅中シンニジー子ノ存セサルトキハ亞的爾證明ナルヘシ然レ共規尼涅ハ概ネ小量ノ「シンニジー子」ヲ含ンテ右ノ亞的爾潤濁スルモノナリ。

(9) 硫酸規尼涅中シンコニー子ヲ以テ僞スルコトヲ知レハ定量法ヲ用ユ即チ十分ノ硫酸規尼涅ヲ溶和シ安母尼亞ヲ以テ沈澱シ其沈澱物ニ亞的爾ヲ取扱ヒ尙溶解セサル考更ニ亞的爾ニテ洗ヒ乾カシテ定量スヘシ

鹽酸規尼涅

是レ白色束狀結晶ナリ

(1) 強硫酸ニ由テ變色スルコトナシ

(2) 白金葉上ニ熱熾スルモ毫モ殘留物ヲ見ルコトナシ

(3) 濃亞爾爾保兒ニ全ク溶解スヘシ

(4) 一二滴ノ硫酸ヲ以テ酸性ト成シタル水中ニモ全ク溶解スヘシ

(5) 礬砂精及エーテルヲ以テ「シンコニー子」ヲ檢スルノ法ハ硫酸規尼涅ニ同シ

(6) 炭酸重土ヲ以テ「マンニツテ」ヲ檢スル法モ亦硫酸規尼涅ニ等シ

(7) 此溶液ハ稀硫酸ニ由テ潤濁スヘカラス

(8) 此溶液ハローバリウムニ由テ沈澱物ヲ生スヘカラス但シ些少ノ潤濁ハ良トス

(9) 一分鹽酸規尼涅ヲ三十分濃亞爾爾保兒及稀硫酸一二滴ト混スルモ透明液ヲ得ヘシ

司藥場試驗心得竝に藥局試驗法の制定 今や東京、京都、大阪の三司藥場設立せられ藥品検査事務も漸く繁忙を極むるに到りたるも未だ國

定藥局方の制定を見ざる爲め其不便不都合を現實に痛感するに及び政府は司藥場教師和蘭人ゲールツ及ドワルス兩人に和蘭文にて日本藥局方の起草を命じたり。然れども其進捗遲々たりしを以て明治八年十月内務省は三司藥場に對し司藥場試驗心得竝に藥局試驗法を傳達したり。其全文を示せば次の如し。

内務省ヨリ東京京都大阪司藥場ヘ達 (明治八年十月二十五日)

今般司藥場試驗心得并藥局試驗法別冊ノ通相定條條此旨相達候事

(別 冊)

内務省衛生局出張司藥場試驗心得

第一條 凡ソ藥品ハ醫藥ニ供シテ能ク其目的ヲ達スルノ力アルモノハ必スシモ化學上所要品ト同一ナル試驗ヲ要セス又品ニ因リ形色臭味等ヲ以其眞實ヲ決定スルコトアルヘシ此試驗法ハ各司藥場ノ意見ヲ萃メ衛生局長ノ見込ヲ以テ軀輔ニ具狀シ決定スルモノトス因テ逐次編纂日本藥局試驗法ト爲スヘシ

第二條 罰則内ノ藥品試驗ハ右ノ日本藥局試驗法ニ照準シテ變徵ナキ物ハ甲號許藥用ノ印紙ヲ貼シ不可ナルモノハ乙號禁藥用ノ印紙ヲ貼シテ本人ニ還付ス可

但シ罰則外ノ藥品検査ヲ請フモノアルトキハ普通ノ法ヲ以テ其性分ヲ鑑別シ試驗表ヲ交付シ其眞實精粗ヲ說示スヘシ

第三條 罰則内外ノ藥品人民ヨリ願出サルモノト雖モ時宜ニヨリ司藥場ヘ持出サセ試驗スルコトアルヘシ

第四條 藥品検査ヲ願出ルモノニハ藥名瓶數及引取先ヲ願書ニ登記シテ持參セシムルヘシ

第五條 前條ノ願出ヲ添ヘ藥品検査ヲ願出ル時ハ預リ證書ヲ渡シ置キ検査済ノ上證書ト引替渡スヘシ

但同種品中小量ノ藥ヲ買上後日照會ノ爲メ記號ヲ附シテ場中ニ備置クヘシ

第六條 諸種ノ藥物並ニ飲食物等ノ検査ヲ願出ル時ハ該場ノ都合ニ依リ試驗シ與フヘシ

第七條 都テ司藥場ニ於テ試驗ヲ送ケタルモノハ一々其分析表ヲ製シ一箇月宛取廻翌月十五日迄ニ本局ニ開申シ各府司藥場互ニ送致シテ參考ニ供スヘシ

第八條 鑛泉分析ハ定性若クハ定量ノ二法ヲ用ヒ其効用ヲ附記シ得ルコトヲ目的トシ其試驗表三葉ヲ製シ一葉ハ該場ニ留メ置キ二葉ハ本局ニ出シテ効用法ヲ

請ヒ試驗表ヲ添ヘ該府縣及領主ニ交付スヘシ

但各府司藥場互ニ送致スルコト前條ニ同シ

右之通相定候事

日本藥局方試驗法

(第一)沃度加里

前掲司藥場協定試驗法ニ據ル

(第二)硫酸規尼涅

同 上

鹽酸規尼涅

同 上

前記司藥場試驗心得は爾後明治十年及同十三年內務省布達を以て改正せられたり。即ち次の如し。

內務省達 (明治十年三月二十六日第四十號)

一昨明治八年中其場試驗心得相違置候處今般別冊之通試驗條例相定候條此旨相違候事

明治十年三月二十六日

內務卿大久保利通代理

內務少輔 前 島 密

(別冊)

司藥場試驗條例

第一條 藥物試驗ハ醫師藥師ノ蒙昧ヲ啓蒙シ奸商ノ弊害ヲ防遏シ賸粗ノ品類ヲ摺斥シテ醫藥ノ効驗ヲ確實著明ナラシムル要件且施行ノ際自ラ外交ニ關係スルモノアルカ故ニ最モ戒慎精密ヲ極メ決シテ過失ナキヲ要スヘシ

第二條 藥物試驗事務ノ進否ハ場長場長ナキトキハ事務責任ノ官吏之レカ責任ヲ負フヘシ以下之ニ倣ヘ專ラ其實ニ任シ教師試藥師之ニ亞キ試驗ノ成否過失ニ關スル事故ハ教師試藥師其實ニ專任シ場長之ニ亞ク

第三條 藥物試驗ハ總テ教師ノ專任タリト雖モ其品類ノ夥多ナルカ故ニ九等試藥師以上ヲ以テ之レカ助手トナシ試驗スヘキ藥物ヲ分配シテ分析セシメ教師ハ終始之ヲ監督シテ其成績ヲ詳悉シ許禁ノ判決ヲ爲スヘシ尤モ藥物ノ品質ト試驗ノ難易トニヨリ他ノ助手ヲ要セス終始全ク自ラ其分析ノ事ヲ執ルコトアルハ勿論ナリトス而シテ教師ノ助手タルモノ亦十等試藥師以下ノモノヲ助手トナスヲ得ヘシ

第四條 藥物試驗ノ方法ハ未タ日本藥局方確定セサルヲ以テ舶來藥品ハ各其本國ノ局方ニヨリテ之レカ品位ヲ定メ許可スヘシト雖モ則內藥品二十三種ノ如キ其試驗法既ニ定式アルモノハ之ニ準據スヘシ又此他ノ藥品ニシテ其出所製法ヲ詳ニセス或ハ其出所等分明ナルモ必シモ其本國ノ法ニ從テハ本邦ノ製藥家及醫藥上ニ不便ヲ醸スヘシト認ムルモノアルトキハ臨時教師場長ト意見ヲ商量シ衛生局長ノ判決ヲ請テ然ル後試驗法ヲ一定スヘシ決シテ各自ノ意見ヲ以テ區々ノ試驗ヲ爲スヘカラス

第五條 試驗済ノ藥物願人ハ下渡シタルモノハ每一週日分每品其許禁シタル譯何氏試驗法及挾雜物等並番號月日藥名商標概數及願人ノ住所氏名引取先等詳細記載シテ照考ノ爲メ各司藥場互ニ通知スヘシ

但本局ニハ一月分取束ネ開申スヘシ

第六條 藥物試驗ヲ願出セルモノアルトキハ受付掛ニ於テ藥名目數並願人ノ住所姓名及引取先等ヲ願書ト照査シ不都合ナキヲ認メテ預證書ヲ渡スヘシ而シテ詳細受付簿ヲ登錄シ且番號ヲ記シ然ル上場長ニ差出スヘシ

第七條 場長ハ受付ヨリ差出シタル願書藥品ヲ受取其藥名商標目數並願人ノ住所氏名及引取先等番號ヲ付シテ簿冊ニ登記シ其藥物ヲ教師ニ引渡スヘシ

第八條 教師ハ藥物ヲ場長ヨリ受取其藥名商標日數番號月日ヲ帳簿ニ登記シ九等試藥師以上ヲ撰シテ主任トナシ之ヲ試驗セシムヘシ

第九條 試藥師ハ教師ヨリ命セラレタル藥物ヲ十等試藥師以下ヲ助手トナシ試驗濟ノ上教師面前ニ於テ其成績ヲ明陳シテ許禁シ判決ヲ承認スヘシ

但禁藥用ノ品ハ教師ノ意見ニヨリ更ニ他ノ試藥師ニ命シテ再三試驗セシムルコトアルヘシ

第十條 教師ハ前條ニ揭クル試驗ノ成績ヲ試藥師ヨリ具陳スルトキハ其成分及反應ヲ詳細考證シ自己ノ試驗簿ニ許禁ノ次第ヲ記シテ之ヲ該主任ノ試藥師ニ示スヘシ

第十一條 試藥師ハ教師ノ示シタル許禁判決ノ次第ヲ教師ノ簿冊ト差モ違ハサル様自己ノ簿冊ニ登記シ該藥品ト共ニ場長ニ送付シテ檢印ヲ受クヘシ

但禁止ノ印紙ヲ貼スル藥品ハ告示箋ニ和洋兩文ヲ記載シ自己ノ氏名ニ捺印シテ教師ノ記名ヲ受ケ之ヲ場長ニ出スヘシ

第十二條 場長ハ教師ノ判決シタル證ヲ認メ其次第ヲ簿冊ニ登記シ印紙ヲ貼セシメ之ヲ監在シテ下付ノ手續ヲナサシムヘシ

第十三條 受付掛ハ右ノ藥物及證書ヲ受取り番號ヲ照在シ許禁並月日等ヲ受付簿ニ登記シテ之ヲ願人ニ下渡スヘシ

右之通相定候事

明治十年三月

内務省達 (明治十三年七月十七日)

今般司藥場試驗條例別冊ノ通改定候條此旨相達候事

(別冊)

司藥場試驗條令

第一條 凡ソ藥物ノ試驗ハ迫テ日本藥局方制定ニ至ル迄左ノ方法ニ據リ施行スヘシ

第一項 內國製藥物及ヒ外國製ニシテ其出所詳ナラサル藥物ノ中藥品取扱規則第一類ニ屬スルモノハ別冊試驗法ニ據リ其他ノ藥品ハ各國藥局方ヲ參照シテ其良否ヲ判決スヘシ

第二項 外國製藥品ニシテ出所不明ナルモノハ成ルヘク其本國ノ藥局方ニ據リ其良否ヲ判決スヘシ

第三項 前二項ニ違據シ難キモノ或ハ違據スヘカラスト認ムルモノアルトキハ其意見ヲ具シテ衛生局長ノ判決ヲ受クヘシ

第二條 試驗濟ノ藥品ハ左ノ通り區別シテ印紙ヲ貼附スヘシ

第一項 凡テ外國藥局方ニ掲載セル藥物ノ良品ハ許醫藥用印紙ヲ貼附スヘシ

第二項 藥品取扱規則第一類藥物ノ不良品及ヒ外國藥局方藥物ノ假製或ハ腐敗セルモノハ禁醫藥用印紙ヲ貼附スヘシ

第三項 藥品取扱規則第一類表外ノ藥品ニシテ外國藥局方ニ掲載スル所ノ粗製品ハ不適醫藥用ノ印紙ヲ貼附スヘシ

第四項 外國藥局方ニ載セサル藥物ニシテ良品ノ微アルモノハ同藥場檢査済ノ印紙ヲ貼附スヘシ

第五項 第二項第三項及ヒ第四項ノ不良品ハ其事由ヲ告示箋ニ記スヘシ

第三條 試驗済ノ藥物中其禁不適及ヒ不良トスルモノハ每一月分毎品其事由(何氏試驗法及ヒ挾雜物等ヲ記ス)並ニ番號、藥名、商標、願人氏名ヲ詳記シテ照考ノ爲メ各場互ニ通知スヘシ

但許醫藥用印紙ヲ貼附シタルモノト雖モ其品位許否ノ境界ニ近クシテ或ハ疑似ニ涉ルノ虞アルモノ其他至急通知ヲ要スルモノアルトキハ臨時通知スヘシ

第四項 藥物試驗ハ總テ九等試驗師以上ノ擔任ニシテ場長終始之ヲ監督シ禁許等ノ判決ヲ爲スモノトス

但場長モ執務ノ繁簡ヲ計リテ自ら分析ノ事ヲ執ルヘク九等試驗師以上ノモノハ十等試驗師以下ノモノヲ助手トナスコトヲ得ヘシ

第五條 藥物試驗ヲ願出ルモノアルトキハ事務掛ニ於テ願人ノ住所氏名、取引先キ等ヲ記載シタル願書ト藥名員數等ヲ調査シ不都合ナキヲ認メテ領收書ヲ渡スヘシ而シテ詳ニ之ヲ受付簿ニ登錄シ且ツ番號ヲ記シ然ル後場長ニ差出スヘシ

第六條 場長ハ其藥名、商標、員數、番號、月日ヲ帳簿ニ登記シ九等試驗師以上ヲ撰シテ主任トナシ之ヲ試驗セシムヘシ

第七條 試驗師ハ場長ヨリ分任スル處ノ藥物ヲ詳細檢査シ其成績ヲ場長ニ明陳シテ許禁等ノ判決ヲ受クヘシ

但場長ノ意見ニヨリ更ニ他ノ試驗師ニ命シ再三試驗セシムルコトアルヘシ

第八條 場長ハ前條ニ揭クル試驗ノ成績ヲ試驗師ヨリ具陳セルトキハ其成分反應ヲ詳細檢査シ自己ノ試驗簿ニ許禁等ノ次第ヲ記シテ之ヲ該主任ノ試驗師ニ示スヘシ

第九條 試驗師ハ場長ノ示シタル判決ノ次第ヲ場長ノ簿冊ト違ハサル様自己ノ簿冊ニ隱寫シ該藥品ト共ニ事務掛ニ送付スヘシ

但禁不適及ヒ不良ノ藥品ハ其事由ト自己ノ代名ヲ告示箋ニ記載シ捺印シテ場長ノ檢印ヲ受ケ之ヲ事務掛ニ送附スヘシ

第十條 事務掛ハ左ノ藥物及ヒ告示箋ヲ受取り番號ヲ照査シ許禁等並ニ月日等ヲ受付簿ニ登記シ印紙貼附ノ手續ヲ爲シテ之ヲ願人ニ下ケ渡スヘシ
右之通相定候事

衛生局添書 (明治十三年七月十九日)

今般御達相成候司藥場試驗條例第一條中第一類藥品試驗法ノ儀ハ即今取調中ニ付追テ確定ノ上可及廻付此段申添候也

贗惡藥品取締規則

贗惡藥品の取締に關しては明治七年十二月大政官布告に依りてキニーネ、ヨードカリの二藥取締令發布せられたるも洋藥の輸入益々激増するに及び左記藥品二十種を贗惡等品取締及罰則中に追加し東京、京都、大阪の三府へ通達せり。

贗惡藥品取締及ヒ罰則ノ儀明治七年十二月相達候處今般左ノ藥品二十種ヲ追加シ來ル五月一日ヨリ右罰則ニ照シ處分候條此旨管下へ可布達事

明治九年三月十九日

太政大臣 三 條 實 美

- | | | | |
|-----------|----------|--------------|------------|
| 一、ストリキニーネ | 一、デギタリス | 一、コロロホルム | 一、枸橼酸鐵キニーネ |
| 一、モルヒネ | 一、機那皮 | 一、礞砂精 | 一、硝酸銀 |
| 一、アトロヒネ | 一、苦扁桃水 | 一、炭酸アムモニヤ | 一、硝酸ビスミニツト |
| 一、サントニネ | 一、ラウリール水 | 一、コロラールヒドレート | 一、甘 汞 |
| 一、吐 根 | 一、エーテル | 一、臭素カリ | 一、昇 汞 |

藥舖開業者の資格制定及第一回藥舖開業試験 藥品取扱の規則、藥品品質の鑑定運用に當りて最も必要なるは藥品業者の資格にして夙に司藥場に於ては藥學技術者養成の急務を痛感し之を當路に上申せり。

政府は明治六年六月十九日文部省達第八十九號を以て全國各府縣下開業の醫師竝に總人口等取調提出を命じ同年四月二十二日文部省達第九十號を以て全國各府縣下藥店商業者の姓名明細書及軒數等の取調提出を命じ猶同年六月二十七日各府縣所産の藥品金屬等明治三年より五年に至る迄の三ケ年間生産高明細書の提出を命じたり。然して同年八月前記藥店取調を三十日限差出方を再命せり斯くて此等醫藥制度に關する調査を重ねたる結果明治八年五月に至りて我國醫藥の新制度として醫制の發布を見たり。其藥事に關する要項を抜抄すれば次の如し。

醫 制 (明治八年五月十四日) 抜 抄

第三十三條 東京府下ニ司藥場ヲ設ケ便宜ノ地方ニ其支場ヲ置キ藥品検査及藥舖買賣業ノコトヲ管知ス

第三十四條 調藥ハ藥舖手代及藥舖見習ニ非ザレバ之ヲ許サズ

但藥舖見習ハ必ズ藥舖主若クハ手代ノ差圖ヲ受ケ其目前ニテ調藥スベシ

第三十五條 藥舖見習ハ十五歳以上ノ者ヲ撰ブ其藥舖主ヨリ醫務取締ニ届ケテ之ヲ用ユベシ

第三十六條 藥舖手代ハ二十歳以上ニシテ數學外國語學ラテン語學、處方、學竝物理學、化學、植物學、動物學、礦物學ノ大意ノ試験ヲ達ケ免許ヲ受クベシ
(現今) 其用ヲ辨スル者ハ學科ノ試験ヲ要セズ(醫制發行後大凡十年ノ間ニ) 藥舖手代タラント欲スル者ハ算術、理化學ノ大意及藥物ノ名目、品類ヲ試問スベシ

第三十七條 藥舖主タル者ハ從來所就ノ藥舖主ヨリ日本人ノ二ケ年以上藥舖手代ヲ勤メタル狀ヲ具ヘ醫務取締ヨリ衛生局ニ申達シ左ノ試験ヲ經テ藥舖開業ノ免許ヲ受クベシ

(甲)實用化學 (乙)藥劑學大意 (丙)製藥學 (丁)毒物學

但製藥學校ニテ卒業證書ヲ得タルモノ又ハ醫業修業證書ヲ所持シテ藥舖主或ハ手代タラント欲スル者ハ此例ニアラズ(當分)從來藥舖主タル者ハ試業ヲ要セズ(履歷書ニ照準シテ假免狀ヲ授ケ開業ヲ許ス醫制發行後凡ソ十年ノ間)ニ藥舖開業ヲ願フ者ハ左ノ試業ヲ經テ免狀ヲ受クベシ

(甲)算術 (乙)理化學大意 (丙)藥劑學大意 (丁)處方學大意

第三十八條 藥舖主及手代ノ試業ハ衛生局長、司藥場長ノ内一人ヲ以テ會長トシ司藥場附屬ノ吏員醫務取締地方ノ醫師藥舖主等五人ヲ撰テ試業掛トシ毎年二次之ヲ開ケベシ

試業ノ時日場所ハ三ヶ月以前文部省ヨリ報告スベシ

第三十九條 新タニ藥舖ヲ開カント欲スル者ハ藥舖開業免狀及行狀證書(從來所就ノ藥舖主或ハ二年以上所住ノ地方官ヨリ出スモノ)ヲ醫務取締ニ出シテ其檢印ヲ受ケ屬籍姓名年齡履歷ノ明細書ヲ添ヘ地方官ニ出シテ許可ヲ受ケベシ

醫務取締其ノ檢印ヲ怠リ或ハ拒ムトキハ衛生局ニ訴フルヲ得ベシ

第四十條 免狀ナクシテ藥劑ヲ調合シ或ハ藥種ヲ販賣スル者ハ科ノ輕重ニ應ジテ處分アルベシ

第四十一條 藥舖ニハ精微ノ秤量器及日本藥局方ノ藥品純精ナルモノヲ撰テ之ヲ備ヘ缺乏ナラシムベカラズ

第四十二條 藥舖ハ衛生局司藥場ノ吏員不意ニ點檢スルコトアルベシ但シ屢藥敗壞ヲ貯蓄スル者ハ其事故ヲ糾シテ相當ノ處分アルベシ

第四十三條 藥舖主及手代ハ必ズ醫師ノ處方書其外一定普通ノ藥方ヲ記シテ需ムル者ニ非レバ調合スルヲ許サズ

第四十四條 醫師ヨリ投スル所ノ處方書ハ其方ニ從テ精細ニ調合シ毫モ私意ヲ加フ可カラズ

第四十五條 藥舖ニテ調合シタル藥劑ハ病人ノ姓名藥名分量用法及年月日ヲ記シ印ヲ押シテ之ヲ與フベシ

第四十六條 處方書ハ順次ニ其本書ヲ貯ヘ一ヶ月分宛一冊トシテ二十年ノ間紛失スベカラズ若シ藥舖主病死或ハ事故アリテ藥舖ヲ廢スルトキハ其處方書ヲ束

ネ町醫務取締ニ出スベシ

但調藥兼醫師自己ノ處方モ亦右ニ準ス

第四十七條 劇藥ハ司藥場檢印ノ品ニアラザレバ調合及販賣スルヲ許サズ

(當分)劇藥ニ限ラズ品ニヨリテハ檢査スルコトアルベシ

(當分)檢印ノ年數ヲ不用ト雖モ劇藥ニ精々注意シテ純良ノ品ヲ貯フベシ若シ藥舖ニ於テ眞贋純雜ノ鑑別難致品ハ司藥場ニ願出檢査ヲ受クベシ最モ同場ヨリ直ニ其藥名ヲ指シ爲差出檢査スルコトアルベシ

第四十八條 劇藥ハ醫師ノ處方書ニ據テ調合スルノ外ハ同業ノ者化學家及調劑免許ノ醫師ヨリ其需用ノ旨趣ヲ許記シタル證書ヲ以テ求ムルニ非ザレバ決シテ

販賣スルヲ許サズ

第四十九條 右ノ規則ニ準ジ劇藥ヲ販賣スルトキハ其品ヲ固封シ印ヲ押シテ表面藥名ノ傍ニ毒ノ一字ヲ大書スベシ

劇藥販賣ノ節ハ藥名分量年月日及買人ノ姓名ヲ別帳ニ記シ買人ヨリ送ル所ノ證書ハ二十年間紛失スベカラズ

上記の如き藥品取扱に關する規定を含める醫師取締の基本制度たる醫制は全國一齊に施行を命せず先づ三府に於て漸次之を施行せんことを企圖したるを以て三府各施行の時期を異にするが如き現象を生じ此點今日より看れば奇異の感なきに非ざるも維新後日猶淺き時なれば行政上の手心を以て順次施行を許したるものなるべし而して前記醫制の趣旨に依り藥舖開業の試験を開始したるは左記内務省の告達に基けるものなり

東京府、大阪府、京都府

醫制第三章ノ趣旨ニ依リ藥舖開業ノ者試験ノ儀當分別紙ノ通相定メ來ル明治九年一月一日ヨリ施行候條此旨布達候事

明治八年十二月二十五日

内務卿 大 久 保 利 通

自今新ニ藥舖開業セント欲スルモノ及從來藥舖ノ子弟父兄ノ業ヲ相續シテ藥舖主タラント欲スルモノハ左ノ試験ヲ經テ免狀ヲ受クヘキ事

但シ從來開業ノ藥舖主ハ試験ヲ要セス新ニ免狀ヲ受ケ開業スルモノト混雜セサル様管應ニ於テ處分スヘシ尤モ從來開業ノ藥舖主タリトモ志願ノモノハ試験

ヲ經テ免狀ヲ受クヘシ

試験科目

第一、算術、第二、物理學大意、第三、化學大意、第四、藥物大意、第五、處方學大意

試験ハ當分該府下ニ於テシ共成績ヲ内務省ニ具狀シ免狀ヲ受ケ本人ニ交付スヘシ

而して其翌年明治九年一月二十五日内務省は「昨年十二月相達候藥舖試験ノ儀ハ司藥場へ打合せ可取計此旨相達候事」との布達を三府に發し各司藥場は夫々當該府廳の依囑により藥舖開業試験委員をして府廳員立會のもとに試験を施行し其試験問題、答案並に試験合格又は不合格の意見を附し内務省に報告することとなれり。

以上の如くして藥舖開業者養成の機關漸く整ひたるを以て司藥場は次の廣告を出して廣く藥學傳習生の募集に著手せり。

本年五月一日より土曜日曜兩日を除き毎日午後藥品質地試験傳習致すべきに就き年齢十五歳以上のもの五拾名を限り受業差許候間藥舖相續の者又は新に開業志願の者は其區の戸長或は健なる證人の添書を以て四月二十日迄當場へ可申出此段廣告候也

明治九年三月二十七日

東京司藥場

傳習科目

豫科 實地化學大意、藥物學、製藥學
本科 日本局方及處方學

當時東京司藥場に於て施行せる第一回藥舖開業試驗の問題及び當時唯一人の受験者の答案其他試驗結果に對する試験官の上申書等は今日より看れば甚だ興味深きものなるを以て之を掲載すべし。

試験問題

算術

問題 一両の代價五拾錢と定むる時は一両の代價幾許なるや

答 一両の代價五十錢と定むる時は一両の代價は六錢貳厘五毛なり

理學

問題 流動體は如何

答 流動體は凝集力の弱なる物にして例之は水の如き物是なり強力の方に金石類其悉く弱なる物に至ては氣狀體並空氣の如き是なり前條述べたる凝集力は引力に外ならず

化學

問題 空氣の成分は如何

答 空氣の成分例之今此に空氣四分を取り之を検するに三分の窒素に一分の酸素極めて少量の炭酸其他水蒸汽の如きは陰晴を以て檢する事能はされとも多少此空氣中に混合せり

藥劑學

阿片の性能は如何

阿片は其色茶褐色或は暗黑色にして此成分中悉く恐るべき有毒の「モルヒネ」を含めり適宜に之を用ふれば無二の良藥にして此を總て癮牽痛及胃病或は症重き處の癰衝痛に十二分の一より六分の一に至る甚數に至つては四分の一より三分の一を頓服する事あり

處方學

問題 ストリキニアの用量如何

答 ストリキニアは番木鱗の元素にして之を背柱衝動藥なり白色無味無臭の結晶にして三十二分の一より十二分の一に至る

探 點

算 術 未だ濟業中の趣にて該術甚だ未熟なり故に容易なる問題を設く。拾當

理 學 拾 當

化 學 空氣四分を取り之を検するに三分の窒素に一分の酸素云々は窒素の積少きに似たり五分中窒素四分酸素一分なるべし

藥劑學 阿片の最大量を記するに甚だ輕量なり然し大量に失するよりは寧ろ少量に誤まるは可ならん

處方學 拾當

右の次第に付應答の優劣を三等に分つ時は中等に位する者と看做し可然見込に有之候

右に對する開申書

藥舖一名試驗願出之者東京府病院より通知有之昨廿八日爲立會武昌吉を差遣候處願人姓名並應答之次第別記の通に有之候條免狀御授與相成可然存候右指第六百八十四號御達に基き此段及開申候也

藥名の統一 從來藥品の名稱は各國局方を各自勝手に反譯して附し全く不統一亂雜極まりなく使用者販賣者共に痛苦に堪へざるものあり之に鑑み衛生局は之を統一すべく努力し先づ司藥場に命じて選定せしめたり是に對する上申書次の如し。

先般衛第四百六拾號を以て藥名書記の儀御達有之候付ては三府司藥場會議之末差何別冊之通致略撰候間御熟覽之上至急何分之御決議有之度此段請批可候也

(別 冊)

名 稱

- | | | |
|------------------|------------------|--------------------|
| 一、ヨードカリウム | 一、硫酸アトロピネ | 一、ブロームカリウム(臭素カリウム) |
| 一、キニーネ | 一、吐 根 | 一、硝酸銀、結晶、溶性 |
| 一、硫酸キニーネ、重硫酸キニーネ | 一、吐根チンクツウル(吐根丁幾) | 一、第一コロール汞(甘汞) |
| 一、鹽酸キニーネ | 一、吐根錠 | 一、第二コロール汞(昇汞) |
| 一、枸橼酸キニーネ | 一、吐根シールツプ(吐根舍利別) | 一、モルヒネ、醋酸、硫酸、鹽酸 |
| 一、枸橼酸鐵キニーネ | 一、吐根酒 | 一、サントニーネ及其錠 |

- 一、鞣酸キニーネ
- 一、鞣草酸キニーネ
- 一、醋酸キニーネ
- 一、ストリキニーネ
- 一、硝酸ストリキニーネ
- 一、醋酸ストリキニーネ
- 一、アトロピネ
- 一、キノ皮
- 一、褐キノ皮
- 一、王キノ皮
- 一、赤キノ皮
- 一、ラウリールケルス水
- 一、コロロホルム
- 一、炭酸アムモニア
- 一、デギタリス葉
- 一、苦扁桃水
- 一、エーテル
- 一、アムモニア水(礬砂精)
- 一、コロラルヒドレート
- 一、鹽基性硝酸蒼鉛(硝酸ビスミヌット)

前記薬名は衛生局より三司薬場に通達せられ爾後一般に使用せらるゝに至りぬ。

薬名箋に和名の併記 輸入薬品は輸出国の名箋のみにて販賣し居たりし故之に和名併記をなし取扱者の便を計る事に努めたり其第一歩として司薬場試験済の薬品には日本普通薬名又は直譯通俗名を併記する事を廣告したり。即ち次の如し。

舶來ノ薬品洋字ヲ以テ商標ヲ記シタルモノハ薬師ニテ取扱ノ際失錯ヲ生ズベキニ付自今三府司薬場ニテ検査済ノ薬品ハ悉皆日本普通ノ薬名若クハ直譯通俗名書ノ名票ヲ商標ノ傍ラニ附貼シ交付スベシ因テ之ヲ廣告ス

マルチンの解職とプリュへの傭聘 司薬場草創の時に在りて多大の功勞ありしマルチンは満期解約せられたるを以て和蘭人プリュへを新に教師として傭聘することゝなれり其間の記録次の如し。

當省衛生局出張東京司薬場教師獨逸國人ドクトル・ゲ・マルチン儀本月三日雇滿期に付解約致候條此段及御届申上候也

明治九年七月

内務卿 大久保利通

太政大臣 三條實美殿

マルチン教師へ替辭及物品賞與

東京司薬場創立ノ際貴君之レニ奉職シテ終始勉勵ノ功少ナカラズ今期滿チテ約ヲ解ク依テ其實トシテ聊カ別紙ソ品ヲ贈ル乞之ヲ領收セヨ。

明治九年七月二十五日

内務卿代理 内務少輔 林 友 幸

ドクトル・ゲ・マルチン君貴下

目 録

一金三百圓

明治九年十一月より三ヶ年間の契約にて和蘭人ドクトル・ベ・セ・ブリュへを教師として雇入れ其住居として司藥場構内教師館を與へたり。次に掲ぐるは外務省の雇入證票なり。

第千五百廿二號

内務省衛生局仕

和蘭人ドクトル・ベ・セ・ブリュへ

Dr. P. C. Pluggey.

住所 東京司藥場構内

職務 諸藥品試験

給料 一ヶ月金四百圓

期限 明治九年十一月廿九日ヨリ三ヶ年

右ノ通相違無之事

但仕官差止候節ハ此證票返納之事

明治十年一月十一日

外 務 省 印

司藥場試験師の制定 明治九年四月司藥場試験掛を廢し一等より十等に至る試験師を置くこととなれり。其俸給は左の如し。

一等 試験師	至百二十五圓	六等 試験師	至百四十四圓
二等 試験師	至百二十圓	七等 試験師	至百三十五圓
三等 試験師	至百一十五圓	八等 試験師	至百二十七圓
四等 試験師	至百一十圓	九等 試験師	至百一十六圓
五等 試験師	至百五圓	十等 試験師	至百六圓

司藥場の事務規程に関する達 司藥場は開場以來藥品の検査、藥舖傳習生の養成、飲料水の試験等衛生所管廳としての規模略ぼ整ひたるを

以て茲に内務省は司藥場事務條件として次の如き事務規程を布達せり。

司藥場事務條件

- 第一條 藥物ヲ試驗シテ其眞實精粗ヲ檢明スル事
- 第二條 最寄地方ノ鑛泉水等ヲ分析シ其性質及ビ成分ヲ檢明スル事
- 第三條 藥師及製藥家等志願ノ者ニ製藥法試驗法等ヲ傳示スルコト
- 第四條 臨時藥師ヲ巡視シ毒劇藥取扱方ヲ點見指示スル事

明治九年十二月六日

内務卿 大 久 保 利 通

京都司藥場廢止と横濱及長崎司藥場の開設 京都司藥場は開場以來僅々一年有餘にして次の内務省布達に依りて廢止せられ新に横濱及長崎の二港に新に司藥場を開設せらるゝに至りぬ。其間の事情は内務省衛生局第二次年報に明かなり。即ち次の如し。

内務省布達 (明治九年八月十二日甲第三二號)

今般詮議ノ次第有之京都司藥場相廢シ横濱、長崎二港へ司藥場設置候條此旨布達候事

但開場ノ儀ハ追テ布達可致事

(備考) (内務省衛生局第二次年報抄録)

明治九年八月京都司藥場ヲ廢シ更ニ横濱、長崎ノ兩港ニ設置ス先是大阪司藥場ノ事業日ニ擴張シ京都ニ入ル所ノ藥品多クハ既ニ大阪ノ検査ヲ經ルヲ以テ京都司藥場ニ就テ請フ者漸ク少ク而シテ横濱ハ輸入ノ咽喉ナルニ付テ検査ノ舉ナキヲ以テ藥品ノ賣買大ニ滯滞スヘク長崎ハ終ニ各地ノ司藥場ニ於テ淘汰セル廢惡品ノ潤數トナルヘキ處アルヲ以テ此ノ處置ニ及ヘリ。

右布達により内務省は同年十月内務十等出仕直井延吉を横濱司藥場長心得とし事務取扱を命じ元京都司藥場教師ドクトル・アイ・セ・ゲールツを教師に招聘し横濱市仲通舊伊國領事館を讓受け之に諸般の營繕を加へ且器械の据付をなし翌明治十年四月内務省布達甲第九號を以て其開場を布告し五月開場式を舉げたり。

又長崎司藥場は長崎市新橋町寺町角に設立され場長に辻岡精輔を命じ和蘭人ドクトル・イ・エフ・エーキマンを試藥監督に招聘し明治十年十一月内務省布達第二十四號を以て開場したり。

依頼試驗手数料徴收の手續の制定 司藥場は開設以來専ら眞藥品取締に努め民間より依頼せる藥品の眞實鑑定は無料にて行ひ來りたるも今

や外國との交易日に繁劇を加へ外人の藥品、鑽石及鑛泉等の試験を依頼するもの益々多きを數ふるに至りしを以て外國人の依頼試験に對しては相當の手数料を徴收することゝなれり之に關する文書を示せば次の如し。

衛生局ヨリ東京司藥場へ達 (明治九年八月十七日)

外國人ヨリ藥品、鑽石、鑛泉等試験依頼申出候節ハ試験ノ難易試藥消耗種々多少ニヨリ相當ノ手数料可受取此段相達候事

但手数料ノ儀ハ最初相示シ試験取計可申且該金ハ其都度明細書相添當局へ上納可致事

衛生局ヨリ大阪司藥場へ達 (明治九年八月日附)

先般聞届置候外國人ヨリ藥品鑽石鑛泉等試験依頼ノ節受取候手数料ノ儀ハ其都度明細書相添當局へ上納可致此段更ニ相達候事

外國人出願藥品等検査手数料ニ關シ内務省ヨリ東京大阪横濱長崎司藥場へ達 (明治九年十一月八日)

外國人ヨリ藥品検査出願候節ハ別紙ニ照準手数料收入可致此旨相達候事

検査手数料品目

第一 自然藥物及滋養物ノ理學的單純鑑定 金四十錢

第二 自然藥及粉類ノ理學的検査ニ兼テ顯微鏡ヲ使用スルモノ 金一圓

第三 製煉醫藥及ヒ飲水ヲ検査スルニ定性法ヲ以テ其二三ノ成分ヲ鑒別スルモノ 金一圓

第四 許多ノ成分ヲ含メル飲水、鑛物及金屬類ノ定性分析検査

第五 試驗藥、醫藥、鑛物、金屬及水類ノ各成分ヲ詳カニスルコトヲ要シ其精密定性検査ノ容易ナルモノヨリ至難ナルモノ 金五圓乃至十圓

第六 化學上醫藥鑛物及鑛物中ノ一成分ノ定量検査ヲ要シ其容易ナルモノヨリ至難ナルモノ 金參圓乃至十圓

第七 試驗藥鑛物、水、鑛物中ニ、三成分ノ定量検査 金十圓

第八 鑛泉、鑛物、醫藥等ノ精密ナル定量検査ヲ要スルモノニテ其容易ナルモノヨリ至難ナルモノノ及時間ヲ費スモノ 金十五圓乃至百圓

右ノ通手数料相定ムルト雖モ一時ニ許多ノ見本多量ノ化學上醫藥及寶物ヲ検査スルニ當テハ定價百ニ付十乃至二十ヲ減スヘシ

内務省ヨリ外務省へ通牒 (明治九年十一月八日)

外國人ヨリ當省所轄司藥場へ藥品其他分析検査願出候節ハ其品質ニ應シ別記ノ通手数料收入可致候條此段爲念及御通知置候也

(別紙省略)

衛生局ヨリ内務省へ伺 (明治九年十一月日附)

外國人ヨリ藥品其他檢査出願候節ハ自今左ノ手續ヲ經テ手数料ヲ先納スルニ非サレバ試驗セサル様致度候不然ハ徒ニ煩雜ヲ醸シ可申候條此段至急御決議相候也

(左記省略)

外國人出願藥品等檢査手數量改正ニ關シ東京、大阪、横濱、長崎司藥場へ達 (十二月二十八日)

過般相達候外國人出願ノ藥品其他手数料表別紙ノ通改正候條英字譯文相添此旨相達候事

別紙

檢査手数料品目

- 第一 自然藥、礦物及滋養物ノ理學的單純鑒定 金四十錢
 - 第二 自然藥及粉類ノ理學的檢査ニ兼ネテ顯微鏡ヲ使用スルモノ 金一圓
 - 第三 製煉醫藥及飲水等ヲ檢査スルニ實地法ヲ以テ其二三ノ成分ヲ鑑別スルモノ 金一圓
 - 第四 製煉醫藥及ヒ飲水等ヲ檢査スルニ定性法ヲ以テ其三以上ノ成分ヲ鑑別スルモノ 金三圓
 - 第五 製煉醫藥、飲水、礦物等ノ精密ナル定性檢査 金五圓乃至十圓
 - 第六 製煉醫藥、礦物等ヲ檢査スルニ定量法ヲ以テ其成分ヲ鑑別スルモノ 金三圓乃至五圓
 - 第七 製煉醫藥、礦物等ヲ檢査スルニ定量法ヲ以テ其二三ノ成分ヲ鑑別スルモノ 金十圓
 - 第八 礦泉、礦物、醫藥等ノ精密ナル定量檢査ヲ要スルモノニテ其ノ容易ナルモノヨリ至難ナルモノ及時間ヲ費スモノ 金十五圓乃至百圓
- 右ノ通手数料相定ムルト雖モ一時ニ許多ノ見本多量ノ自然藥、製煉醫藥及賣物ヲ檢査スルニ當リテハ定價百ニ付十乃至二十減スヘシ

製藥免許手續の制定

政府は曩きに藥品販賣に従事する藥舖開業者の資格を制定したるも茲に免許製藥人なるものを生じ然かも其の製藥は多くは輸入藥品に模倣したる低級の競争品なるを以て政府は製藥者取締の規定を設くるの必要を生じたり。即ち明治九年五月左の如き布達を發し製藥免許手續を定めたり。

製煉藥品ノ儀ハ本邦ニ於テ往々舶來品ニ勝レル良品モ有之處只管輸入品ヲ妄信シ概シテ國產ヲ卑シムノ風ニ流レ置惡藥ノ輸入日ヲ逐テ増加シ其損害不尠ニ付自今製造品試驗ノ上其良否ヲ鑑定シ免許鑑札相渡スヘク條條藥班用、工職用ヲ不問藥品製煉致シ候者ハ其製造品相添左ノ簡條書ニ從ヒ届出許可ノ上販賣致候様可取計此旨相達候事

但阿片製造人ノ儀ハ詮議ノ次第有之候條當分地方限り開届置昨八年當省乙第百五十六號達ニ照準シ可取計事

藥品免許手續

- 一、製藥人ハ族籍、住所、姓名等詳記シタル願書二通ヲ作り其製品ヲ添ヘ管廳ヘ出サシメ管廳ハ之ニ添書シテ内務省ニ出スヘシ
- 一、製品ハ各地ノ便宜ニ就キ最寄司藥場ニ送致シ試験ヲ受ケ其譯添書ニ追申スヘシ
- 一、試験ノ上良品ナルモノハ免許證札ヲ交付シ若シ其製造十全ナラサルモノハ本人ノ志願ニヨリ司藥場ニ於テ製煉ノ方法傳示スヘシ
- 一、製藥許可ヲ得タルモノハ官許ノ文字ヲ印シタル商標ニ藥名及其住所姓名ヲ記載シ每器ニ貼シ販賣スヘシ
- 但藥名ハ國字洋文兩様共記載スルハ勝手タルヘシト雖モ洋文ノミヲ書スヘカラス必ス普通ノ譯名或ハ譯名無之モノハ假名ニテ原名ヲ記スヘシ
- 一、製藥品ニ司藥場検査印紙ヲ貼シ度眾ノ者ハ取調衛生局ヘ拂下願出シムベシ(鑑札雛形略)

明治十年の虎疫大流行と石炭酸の製造

明治十年西郷隆盛鹿児島に兵を起し進んで熊本鎮臺を攻む。熊本城急を告げ政府は之が救援鎮定に全力を傾注せざるべからざるに際し支那廈門に起りたる虎疫は我國に傳播し各開港地を始め殆ど全國に猖獗を極め其勢猛烈にして終熄測るべからず事遂に天聽に達し 聖上いたく宸襟を憫し給ひ諸官員にコレラ豫防藥の御下賜あり場員一同も亦拜受の光榮に浴し感激おく能はず寢食を忘れ防疫に努力せり。當時唯一の消毒藥たる石炭酸は戰亂と流行病と之に投機者流の乗する所あり其價格暴騰し防疫に支障を來し人心恟々たるに至りぬ。茲に於て政府は司藥場に石炭酸並コレラ豫防藥の製造及消毒代用藥の調査を命じ同時に石炭酸の販賣を地方廳限りとして其普及の迅速を計れり。此間の消息を示す文書次の如し。

當日コレラ藥二十八瓶並効能書御添宮内省ヨリ下賜相成候條御廻申候ニ付御領收證御送付有之度候也

明治十年十月十日

東京司藥場御中

衛生局

本省官員並其他諸官省へ虎列刺病用意丸藥御渡可相成候ニ付テハ差向一萬包モ調製不致置テハ不相成就テハ御場事務煩劇之際御都合モ有之候へ共可成差繰ヲ以御調製有之度此段及御照會候也

明治十年十月廿九日

東京司藥場御中

衛生局

達 (明治十年九月二十七日第六十九號)

石炭酸並ニ硫酸ハ劇藥ニ付本年二月第二十號毒藥劇藥取扱規則ヲ以テ妄リニ販賣不相成旨及布告置候處流行病有之節ニ限り五十倍以上ノ水ニ溶解シタル分及ヒ他ノ藥物ト混和調製シタル分ハ地方官廳限り販賣並許此旨相達候事

前述の如く石炭酸の製造は今や焦眉の急を告げたるを以て東京司藥場に於ては直ちに七等試藥師村田春齡を製造主任に命じ其完成に努力せしめたる結果遂に其精品の製出に成功し晝夜兼行を以て製造に努め其需要に應じ防疫上多大の功績を致せり。

其製造法の解説として當時發表せられたる記録の一部を抄録すれば次の如し。

明治十年虎列刺病大ニ流行シ石炭酸ノ需用遽カニ増加シテ其價非常ニ騰貴シ又殆ト缺乏ニ至ラントセリ是ニ於テ東京、横濱兩瓦斯局ヨリ炭酸ヲ購求シテ石炭酸製造ニ着手ス抑々歐米諸國ニ於テ炭酸ヲ蒸餾スルハ主トシテ彩色料ヲ製出スルニ在リテ石炭酸ノ如キハ只其旁生物ノ一タルニ過キス然レトモ彩色料ノ事ニ至リテハ敢テ本局ノ要スル所ニアラサルヲ以テ炭酸ヨリ石炭酸ノ製法ヲ記シテ解説ノ一斑ト爲スコト左ノ如シ

第一、炭酸、東京及横濱ノ瓦斯局ニテ光瓦斯ノ製スルノ時ニ方リテ副成スルモノヲ用フ

第二、蒸餾油、炭酸ヲ蒸餾シテ最初ニ水ヲ蒸去シ繼キテ得ル所ノモノニハ輕重ノ二油ヲ混淆ス

第三、粗製石炭酸、前ノ二油ニ曹達油ヲ加ヘ揮發油ト分離セシメテ石炭酸曹達ト爲シ又硫酸ヲ注キ曹達ヲ分離シテ之ヲ得尙ホ種々ノ他質ヲ含有セルヲ以テ粗

製ノ名ヲ命ス

第四、精製石炭酸、粗製石炭酸ヲ再餾シタル液中ニ苛性石灰ヲ混和シ更ニ蒸餾シテ之ヲ得タリ

第五、結晶石炭酸、精製石炭酸ニ苛性石灰ヲ加ヘ大氣ニ曝スコト數日間ノ後之ニ水ヲ加ヘ含有ノ「ナフタリン」ヲ分チテ上清液ヲ取り又硫酸ヲ注キテ全ク遊離セシメ更ニ蒸餾シテ含ム所ノ「クレシール」及ヒ水分等ヲ除キ之ヲ沸騰點ノ溫ニ煖メ乾燥セル大氣ヲ通シテ結晶セシメタリ

告示箋其他規則の制定 明治十年一月告示箋の規定を設けられ同年二月毒藥、劇藥取扱規則の發布を見、更に同年三月試藥場試驗條令を改正され同年四月には試験檢査印紙の改正あり、同年六月には更に藥名箋に場印を押捺することを定められ續いて同年十月には試験濟端物に量目不足の印を押捺すること等連續的に諸法規、手續等を規定されたり。

東京大阪横濱長崎司藥場へ達 (明治十年一月九日)

禁藥用並不適藥用ハ自今印紙貼附ノ外更ニ別紙告示箋へ其藥瓶ノ商標帳簿ノ番號及藥用ヲ許ササル因由等和平兩文ヲ以テ記入シ場印教師記名及試藥師ノ記名調印ヲナシ交附可致此旨相達候事

横濱司藥場ヨリ衛生局へ何 (明治十年六月十四日)

檢査願出藥品へ總テ和名札貼付ノ節自今別紙朱書ノ如ク捺印致シ下ケ渡候節ハ幾分ノ取締ニモ可相成候間此段至急相伺候也

印刷

四 八
註釋

試驗師	ドクトル	何	某某
助手	何等試薬師	何	某某

revised by

影紋器之

取ッローム殿加里

藥場印
廣濟司

内務省ヨリ東京、大阪、長崎司藥場へ達 (明治十年六月十八日)

検査藥品ハ貼付ノ藥名箋へ場印押捺ノ儀横濱司藥場へ別紙ノ通指令相成候右ハ名箋換貼等奸策豫防ノ一端トモ相成ニ付自今其場ニ於テモ右ニ照準御取扱可有之此段及通達候也

尙又試験濟藥品の所謂端物中往々容量不足の物あり種々弊害を生ずる虞あり是が對策として衛生局は司藥場に對し是等の藥品に容量不足の旨の捺印すべき事を達し其印章を送附し此旨日刊新聞にも亦廣告せり。即ち次の如し。

衛生局ヨリ東京、大阪、長崎司藥場へ達 (明治十年七月十日)

検査願出藥品中其容量著シク減却致居候モノ往々有之趣右ハ藥瓶毀損等ヨリ不得止減量候儀モ可有之候得共或ハ試験上ノ減量ヲ口實トシ街賣スル等ノ虞モ有之ニ付自今禁許トモ該瓶ノ商標及譯名票へ容量不足ノ印ヲ捺シ可下附依テ右印章相添此段相達候事

但日報、報知、朝野、曙、讀賣、假名、繪入ノ七社新聞紙へ左記ノ通廣告掲載候條爲心得此段申添候事

記

當局出張各司藥場へ検査願出ル藥品ノ内ニハ著シク容量ノ減少セルモノアリ (即チ端物) 此ノ如キ品種ニハ今後禁許トモ該瓶ノ商標並譯名票へ容量不足ノ四字捺印シテ返付ス購求スル者宜ク注意スヘシ

此旨廣告ス

試藥師に奏任判任等外の階級制定 明治十年四月試藥師を一等より二等迄は奏任、三等より九等迄は判任、十等を等外官に準じ取扱ふことゝなりたり。

製藥學教場の廢止 從來各司藥場に於て製藥學教場を設けて生徒を教育したるも明治十年六月より之を廢し試藥師助手等の者にして餘暇講義を受くる程度としたり。其授業日課を示せば次の如し。

試藥師以下授業日課

一、月曜 日 午前八時半より十時迄 普通化學

一、火曜日	同
一、水曜日	同
一、木曜日	同
一、金曜日	同
	分析化學
	製藥化學

明治十年六月九日

而して十一年十一月より東京司藥場講義課程中衛生學の大意にして實際施行の照考ともなるべき一科を加へたり。

ゲールツの上申書と試験拒否藥品の制定 明治十年六月には横濱司藥場教師ゲールツは藥品試験につき調査の結果生藥製劑等にして其純雜判然し難き藥品喘息紙外多數の藥品を指定し其等藥品の試験を受理せざる様取計られ度き旨衛生局へ上申したるに之を採擇せられ各司藥場へ其旨通知せられたり。

ゲールツの上申に基く試験拒否藥品名次の如し。

喘息紙、發泡紙、芳香、硬膏、撒爾沙越幾斯、苳若油浸、失鳩答油浸、非沃斯油浸、亞爾答根末、アモミ、末安談尼亞護謨末、白芷根末、安爾斯刺皮末、亞爾尼加根及花末、芳香末、艾根末、亞沙利末、牛房根末、苳若根末、彌箇葉末、加刺枝爾豆末、格倫僕末、白桂皮末、益智子末、カルシユキヘネシクト末(草)、加斯加栗刺皮末、加密列花末、桂皮末、格兒失屈誤球及子末、格碌蘿葛末、失鳩答草末、胡李子末、コロシキ末(草)、畢謹茹實末、實菱答利斯葉末、蜀羊泉末、綿馬根末、瓦爾枝奴謨、健質亞那根末、土木香根末、蘇黎蘆根末、吐根末、挖撒爾斯散、伊里斯弗魯連底那根末、ユ克蘭シス葉末、若蘊末、毒牲蒿、苳葉末、落別利亞末、麻失斯末、ヘルラントリアクニアト、遠志根末、括失亞末、刺答尼亞根末、撒枝質兒刺實末、薩昆那葉末、接骨木花末、攝綿施那末沙保那利亞末、撒爾沙根末、薩沙布羅斯末、蘇甘設扯根末、海葱根末、麥奴末、遠志根末、旃那葉末、攝爾羅答里亞根末、亞爾爾枝皮末、曼陀羅花草末、蒲公英根末、實菱答利斯舍利別、吐根舍利別、阿片舍利別、罌粟殼舍利別、大黃舍利別、複方撒爾沙根舍利別、遠志舍利別、旃那舍利別、亞爾尼加丁幾、苳若丁幾、彌箇丁幾、格倫僕丁幾、印度大麻丁幾、益智子丁幾、加斯加栗刺丁幾、葛斯篤僕謨丁幾、實菱答利斯丁幾、吐根丁幾、毒牲蒿丁幾、落別利亞丁幾、麻失斯丁幾、括失亞丁幾、刺答尼亞丁幾、大黃丁幾、薩昆那丁幾、遠志丁幾、曼陀羅花丁幾、吐根錠、芳香酒、格兒失屈誤酒、吐根酒、海葱酒。

尙ほ藥品試驗受理に關し衛生局は同年七月局方外藥品、罰則外藥品と雖も化學藥品の試験は極力受理せしめんとしサリシル酸他三十一種を指定して其調査を命じたり。

検査顯出藥品ノ儀備ニ局方之掲載ノ有無ニ據リ受不受之處分ニ及ビ例之ハ硫酸シンコニーネノ局方ニ記載アルヲ以テ受理スルト雖モ鹽酸シンコニーネハ

Nyckehama Laboratorium

Geneesmiddelen, die teruggezonden worden,
omdat men ze niet voldoende kan onderzoeken.

<i>Charta antiasthmatica</i>	<i>Pulvis colchici</i> (Bull. sem.)
<i>Charta epispastica</i>	" <i>colocynthis</i> (sem.)
<i>Emplastrum aromaticum</i>	" <i>Conii</i> (herbar.)
<i>Extractum Sassafras</i>	" <i>Coriandri</i> (Fruct.)
<i>Infusum Belladonnae oleos.</i>	" <i>Croci</i>
<i>Conii oleos.</i>	" <i>Cubebae</i> (Fruct.)
<i>Syocyanii oleos.</i>	" <i>Stalis</i> (fol.)
<i>Pulvis althaeae</i>	<i>maris</i> (stip.)
<i>amomi</i>	<i>maris</i> (stip.)
<i>ammi</i>	<i>maris</i> (stip.)
<i>ammi</i>	<i>maris</i> (stip.)

Ik komt myn wenschen naar (sax)
lyk voor aan elk der Labo-
ratoria deze lijst te volgen
voor het terugzenden van
galenien bereidigen, die
niet met voldoende naauw-
keurigheid onderzocht kon-
nen worden.

掲載無之カ爲ニ受理セサルカ如ク徒ラニ局方ニ拘泥シ其物質ノ如何ヲ顧ミサレハ或ハ有用ノ藥物ヲ廢物ニ屬シ藥物境界ヲ隘ムルニ相當リ候ニ付苟モ化學的抱合ニ成リ醫藥用ニ適ス可ク認ルモノハ局方内藥品之通試験取投度事ト存候條致メ局方外藥名ノ受理ス可クト存候モノヲ概略別紙之記載書送候篤ト教師初メ御協議ノ上互細至急意見御申越有之度此段及照會候也

明治十年七月十九日

衛生局

東京司藥場殿

別紙

- | | | |
|-----------------|---------------|--------------|
| 一、サリシール酸 | 十二、枸橼酸鐵シンコニーネ | 二十三、乳酸亞鉛 |
| 二、醋酸キニーネ | 十三、結晶デキタリーネ | 二十四、ナルコチネ |
| 三、醋酸ストリキニーネ | 十四、純エメチネ | 二十五、ビペリオン |
| 四、アボモルヒネ | 十五、沃化アンモニウム | 二十六、燐酸苦土 |
| 五、アミグダリン | 十六、沃化亞鉛 | 二十七、キニウム |
| 六、臭素鐵 | 十七、鹽酸シンコニーネ | 二十八、酒石酸ナトロン |
| 七、ブルシネ | 十八、鹽酸ストリキニーネ | 二十九、酒石酸苦土 |
| 八、カンタリヂネ | 十九、鹽酸アボモルヒネ | 三十、コロール醋酸 |
| 九、キニヂーネ | 二十、ペフシングリセリン | 三十一、蠟草酸アトロヒネ |
| 十、シンコニーネ | 二十一、乳酸ナトロン | 三十二、蠟草酸モルヒネ |
| 十一、枸橼酸鐵アモルフキニーネ | 二十二、乳酸苦土 | |

佛國より藥草種子の輸入 佛國より衛生局宛送附の藥草種子を司藥場に於て栽培方依頼せられたり衛生局よりの添書及種子名次の如し。

今般博物院へ佛國藥草種子族回着ニ付少許宛二十五種分配ヲ受候有ハ其場標内へ植附置候へハ試験上照觀ニ便ナル儀モ可有之ニ付及送附候御領收有之度候

明治十年七月十九日

衛生局

東京司藥場御中

種子族名

- | | | |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| (1) Colchicum Autumnale | (10) Convolvulus Scammonii | (19) Mimosa Julibrissin |
| (2) Marrubium vulgare | (11) Momordica elaterium | (20) Eucalyptus rostrata |
| (3) Juniperus Sabina | (12) Bryonia dioica | (21) Ilex aquifolium |
| (4) Melissa officinalis | (13) Cucurbita pepo (Coloquinte) | (22) Robinia pseudo-acacia |
| (5) Cuminum Cuminum | (14) Gentiana lutea | (23) Pimpinella anisum |
| (6) Capparis spinosa | (15) Veronica officinalis | (24) Aristolochia clematis |
| (7) Carum Carvi | (16) Rhus toxicodendron | (25) Majoraine |
| (8) Vinca minor | (17) Ferula galbaniflua | |
| (9) Tusilago Farfara | (18) Laurus nobilis | |

飲料水及凍氷等に對し衛生的注意喚起 明治十一年川路警視は衛生局長に凍氷試験方願出でたり依て衛生局は東京司藥場をして凍氷の試験を施行せしめたり。而して氷の需要は年々歳々増加し隨て其製造人各地方に増加し是等の内には土地及氷質の清汚を問はず水田沼地等至る處に冬期之を製造し需要期に販賣するもの少なからずコレラ流行時等に於ては飲料水と共に衛生上最も注意を要すべきものなるを以て司藥場は次の上申書を提出し衛生上多大の貢獻を致し明治十一年九月二十日以後に於ては製氷營業者は毎歲製氷の初及翌年發賣の際豫め管轄廳の検査を受け然る後發賣すべき事を布達されたり。

凍氷試験依頼書

凍氷分析云々之儀兼テ御依頼候末司藥場係員現場出張分析方施行相成本日迄漸ク一ヶ所丈相済候然ルニ尙此他十六ヶ所有之之ヲ一日一ヶ所宛分析相成候デモ尙日數十六日不經ハ不相濟譯ニ候處最早販賣之氣候到來候ニ付テハ氷主共ヨリ許可ノ有無日々致催促事情尤ニ相聞候間該場御都合モ有之御迷惑トハ存候ヘ共尙後ハ日曜日ヲ除ク外晴雨ニ不拘日々出張分析相成候様此際分テ該場ヘ御達相成度此段及御依頼候也

明治十一年七月二日

衛生局長殿

川路大警視

凍氷に對する意見書

本年七月以來警視局大警視ヨリ本局長ニ依頼ノ凍氷試験之儀其都度警視本署之招ニ應シ試験師ヲ派出シ或ハ製造人ヨリ直々出張ノ分モ詳細試験ヲ遂ケ候處今

般別紙之通り成績表調製ニ付其狀致候就テハ最早本年モ製氷之時期ニ迫リ候處來年夏目ニ至リ其已ニ製成スルモノヲ試驗候様ニテハ許多ノ審訊ヨリ試驗ノ手數ニ日數ヲ費シ毎々米室ヲ開キ暑熱ニ融溶シ破産ニ至ルモノ亦往々之レアルヘク夏米ノ利益アルハ今更其陳ニ及ハス是ヲ以テ成丈ケ製造人多クシテ其價ノ廉ナルコト歐洲諸大都ノ如クナラシムルハ實ニ衛生上ノ一要務ニ有之候間豫メ製造注意之作御布達或ハ廣告シ其製造所ハ前以テ出願致サセ共飭ヨリ検査シ已ニ成ルモノハ府下ニ運搬シ一應警察吏ノ檢分ヲ受ケ汚穢ノ貯藏等無之上ハ速ニ販賣許可相成候ハ、大ニ人民ノ便益ニモ可有之候ニ付御布達參照ノ爲左ノ製造注意ノ件々上申仕候也

- 一、氷ハ夏日一時ノ湯ヲ防クノミナラス疾病上需用スル所多ク且洗滌ヲ用キスシテ直ニ之ヲ服用スルモノナレハ極テ汚穢ナラスンハアル可カラス
- 二、氷ヲ製スルニハ清水ヲ擇フヲ本旨トス之ヲ以テ泥沼等ノ如キ不潔ノ發氣多キ土地或ハ人家稠密或ハ田間ノ流瀝或ハ碓坑火山近旁等ノ流水ヲ用フヘカラス
- 三、製氷場ハ極テ清潔ヲ主トス故ニ務メテ砂石ヨリ成ル所ノ土地ヲ擇フヘク否ナレハ氷池ノ周邊ハ石垣又ハ木柵等ニテ圍ヒ池底ハ砂礫ヲ埋メテ糞土ノ流入塵泥ノ浮遊ヲ防クヘシ

- 四、結氷中尤モ禁忌スヘキモノハ有機物ナリ故ニ糞土塵泥ノ外草木幹葉等水中ニテ腐敗シ易キモノヲシテ混入セシムヘカラス
 - 五、製造人ノ不注意ヨリ草鞋土足ニテ氷上ヲ踐踏シ爲メニ氷塊ヲ汚泥スルモノハ縱ヒ水質美ナリト雖モ飲用ニ供スヘカラス
- 右之外製造貯藏ニ至ルマテ務メテ清潔ヲ主トシ汚穢ノ取扱無之様注意シ製造所ハ構成ノ上地方衛生吏ノ檢閱ヲ受クヘキナリ

明治十年の虎疫の大流行により凍氷飲料水の衛生上極めて重視すべきものなること漸く世人の注意を喚起するに至り翌十一年政府は飲料水注意書を發表して其衛生的指針を示し東京司藥場は又警視廳の依頼によりて東京府下の井水試驗を施行せり。其間の消息を示せば次の如し。

飲料水注意法 (明治十一年五月乙第十八號)

不潔ノ水ヲ飲料ニ用フル時ハ人身ノ健全ヲ害スルハ勿論ニ候處從來都下ノ風習ニテ粗造ノ井戸側ヲ用ヒ或ハ甲板下水ノ設ケナク或ハ下水ノ設アルモ頗ル接近スルヲ以テ溜滯ノ汚水自然井中ニ滲入シ爲メニ水ノ水質ハ變換スルノ患害不渺就中傳染病ノ流行ノ際ニ於テ最も忽ガセニス可カラサル儀ニ候條自今共同私有ノ別ナク別紙飲料水注意法ニ照シ新調又ハ補理候様無遺漏各自ヘ懇篤可論達此旨相達候事

但時々警視官吏巡回實地検査ニ可及候事

- 一、井側ノ破壞シテ汚水ノ滲透スルノ患アルモノハ速カニ新調スヘシ
- 一、井戸流シノ大破スルモノハ新調シ其小損スルモノハ板及蓋土等相應ノモノヲ以テ精密ニ塞塞スヘシ
- 一、凡ソ井戸ニ下水ナキモノハ新ニ造ルヘシ但シ下水ハ能ク水ノ流通スル様注意スヘシ
- 一、從來地形ノ不便ニ依リ他ノ所有地ヲ經サレハ井下水ヲ開設シ難キ場所ハ双方地主協議ノ上取設クヘシ若シ又道路等官有地ニ交渉スルモノハ府縣ノ検査ヲ

乞ヒ指圖ヲ受クヘシ但井戸ノ新設セントスル時本項ノ場合アルニ於テハ前以テ協議ヲ盡シ著手スヘシ

一、前項ノ場合ニ於テ事情不得已者ハ當分汚水溜ヲ設ケアルモ妨ケスト雖モ井戸ヲ距ルコト二間以上タルヘシ但地所狹隘ニシ二間以内接近セサルヲ得サル場合ハ板又ハ亞土等ヲ以テ汚水ノ漏レサル様ニスヘシ

一、井戸ヨリ三間以内ハ厠房ヲ作ルヘカラス但現在設置ノ分ト雖モ修繕等アル毎ニ本文ニ準スヘシ

一、井戸近傍ニ於テ襪襪虎子等汚穢ノ物品ヲ洗滌シ及魚鳥ノ骨腸等ヲ棄ツヘカラス

一、呼ヒ井戸ノ井管破損スルト認ムル時ハ速カニ之ヲ補理スヘシ

一、上水井ニ於テハ汚濁且塵埃等アルカ又ハ臭氣ヲ含ムアラハ速カニ府廳又ハ該區務所へ調査ノ義申出ツヘシ

一、毎年少ナクモ一度ツツ井戸浚ヲ爲スヘシ

明治十年府下井水試驗手續ノ概略

一、明治十年井水試驗ノ義ハコレヲ病流行ノ際ニ察シ東京府廳ノ依頼ニ應シ目下ノ急ヲ救フヲ主トシ倉卒着手固ヨリ精密ヲ要スルニ違アラス且飲水ノ禁許ハ容易ナラサル大事件ニ付只有害物ノ最ナルモノヲ検査シ極惡水ニ至テハ亦普通ノ利害ヲ總論スルノミナリ

一、府廳ヨリ官吏一人ニ小使一人ヲ從ヘテ派出セシメ別ニ雇夫二人ヲシテ諸器械ヲ運搬セシム當場試驗師二名小使一人派出ス府員ハ區戸長ニ面話シテ相與ニ試驗師ヲ先導スルヲ掌リ小使ハ日常要需ノ使役ニ供ス試驗師ハ其地ニ就キ其近傍ノ汚濁ヲ検査シ注意ノ要趣ヲ説諭シ己レノ小使ヲシテ井水ヲ汲取ラシム是レ其平日器械ノ洗滌ニ注意スルヲ以テナリ既ニシテ之ヲ一所ニ集メ試驗ニ從事ス但シ其初ニハ直ニ往テ區戸長ニ面話スト雖不都合ナカラサルヲ以テ府廳ヨリ預リ其由ヲ布達シ後ニ検査ニ從事セリ

一、検査需要ノ具ハ水器即手桶三十餘(平素ヨリ倉卒ニ起ルヲ以テ手桶ヲ流用スト雖井水粘付ノ患アリ故ニ後來玻璃ヲ用フルニ非レハ不可ナリ)蒸餾水及試藥等ナリ加之試驗師車代午餐及其他ノ需用ヲ概シテ每人一日金一圓ト定メ十月二十三日ヨリ日數四十二日及小使其他ノ費用概略左表ノ如シ

費	目	一日ノ給	延	人員	小	計
試驗師	金	一圓	百	十二人	金	百十二圓
小使	金	十錢	四	十二人	金	四十二圓
藥品器械					金	百五十圓

合計金二百六十六圓二十錢

但府廳官吏小使並人足賃ハ此限ニ非ス

一、毎日午前第八時ヨリ午後第六時迄出勤第五第六番大區井水合計二千七百六十八ヶ所許一日平均六十六ヶ所餘ニ當ル

一、井水等級表左ノ如シ

飲水等差	井	水	百分比率
最善	○	○	
善	三百十六	十一、四一六餘	
幾善	五百四十一	十九、五四四餘	
幾惡	九百八十九	三十三、七二九七餘	
惡	三百七十一	十三、四	
極惡	五百五十一	十九、九〇六	
總計	二千七百六十八	九十九、九九五七餘	

一、右試驗ノ概略ハ飲水中尤モ人ノ健康ヲ害スルノ虞アルモノ、アムモニア、亞硝酸ノ二物ヲ檢シ差違ヲ定ルナリ乃別ニ清淨水ヲ取リ分テ十箇トシ毎箇均ク其量ヲ百分トシ「アムモニア」亞硝酸ノ二物ヲ擇ヒ各別ニ其量ヲ遞加シ逐次清水ニ加ヘ試藥ヲ注キ其呈色ノ濃淡ヲ視テ法トシ以テ飲水ヲ比檢シ善惡ヲ定ルナリ

符號	清水百分中アムモニアノ量	清水百分中亞硝酸ノ量
一	〇・〇〇〇〇〇五	〇・〇〇〇〇〇四四四四八
二	〇・〇〇〇〇一〇	〇・〇〇〇〇〇九三九五〇
三	〇・〇〇〇〇一五	〇・〇〇〇〇〇一四三四九七八八
四	〇・〇〇〇〇二〇	〇・〇〇〇〇〇一九〇二四四二
五	〇・〇〇〇〇二五	〇・〇〇〇〇〇二四二五五〇九六
六	〇・〇〇〇〇五〇	〇・〇〇〇〇〇二九二〇七七五
七	〇・〇〇〇〇七五	〇・〇〇〇〇〇三四一六〇四〇四
八	〇・〇〇〇一〇〇	〇・〇〇〇〇〇三九一一三〇五八
九	〇・〇〇〇一二五	〇・〇〇〇〇〇四四〇六五八三二
十	〇・〇〇〇一五〇	〇・〇〇〇〇〇四九〇二〇〇〇

右ノ符號ニ從ヒ最善、善、幾善、幾惡、惡、極惡ノ六等トス乃中ハ二物比無ニシテ乙ハ符號一乃至二、丙ハ三乃至四ニシテ其水ハ濃過若ハ蒸沸ヲ要スルモノ
戊ハ七乃至八ニシテ再三濃過若沸シテ纔ニ一時ノ急ニ用ユルモノ已ハ九以上ニシテ通常濃過若沸ノ及フ所ニ非ルモノナリ

右ノ外諸鹽類過度ナルモノ亦善良飲水ト稱スヘカラスト雖前言ノ如ク當時ノ試驗ハ暴病流行ノ際ニ乘シ一時ノ危急ヲ救フノミ故ニ一定ノ規則トナスヘカラスト
若シ水ノ等級ヲ一定シ衛生ノ基本ヲ立ント欲セハ其檢査ヲ精密ニセサルヘカラスト然ラハ一人ニシテ一日十餘水ヲ試驗スルハ容易ノ事ニ非ルヘク淺草本
所兩區ノ非數二千七百ヲ以テ推其飲十三區ノ非數ヲ平均シテ一萬五千ト假定スルモ千五百四乃大凡四年餘ヲ要スヘシ故ニ一年ニシテ其功ヲ竣セント欲セハ試
藥師四人ヲ要シ其費用ハ千六百圓餘ニ下ラサルヘシ而シテ府廳ノ官員雇夫給與ハ此限ニ非ルナリ

明治十二年八月

外國藥局方製劑に注意喚起 外國藥局方に據り製したる藥品は原藥局方の異なるに従ひ市場には同名異質品を生じて取扱上注意を要すべき點
尠からざるを以て大阪司藥場に於ては其代表的の物として沃度鐵舍利別を掲げ之を日刊紙上に廣告して一般取引並使用者の注意を喚起せり。

沃度鐵舍利別ニ就テノ廣告

近來當場ニ於テ内國製造ノ沃度鐵舍利別ヲ試驗スルニ佛國局方ニ據リテ製スルモノ甚タ多ク即チ其百分中沃度鐵ノ量僅ニ〇・五分ナリ之ヲ英國及獨逸局方ニ
比スレハ其量十分一ニ足ラスシテ蘭國局方ニ比スレハ僅ニ四十分一ニ居ルヲ以テ其効力ト價格トニ於テ大ナル差異無キヲ得ス依テ自今當場ニ於テハ右佛國局
方ニ據リテ製スルモノニハ百分中沃度鐵量ト檢査印紙表面ニ印記ス醫藥師等配劑並購求ノ際宜シク注意スヘシ

明治十一年七月

罰則内藥品試驗の追加 明治十一年二月二十二日罰則内藥品試驗法の追加に關し東京、大阪、横濱及長崎司藥場宛次の如く達せられたり。

一昨明治九年三月中罰則内へ追加相成候藥品二十種試驗法別冊ノ通相定候此旨期達候事

藥局試驗法(省略)

藥品試驗に就き各司藥場に達せられたる注意書 藥品試驗に就き衛生局より各司藥場宛次の如き注意書を達せられたり。

東京横濱長崎司藥場へ達 (明治十一年四月十五日)

藥品ノ試驗ハ衛生事業中一大要務ニシテ醫學ト商藥トノ二途ニ跨リ其關涉スル所ノ利害極メテ廣大ナルニ付試驗ノ精細ヲ要スルハ勿論醫術ノ進運ニ從ヒ西洋
藥品ノ需要逐日緊切ニ迫リ而シテ本邦化學製藥學ノ進歩未至其爲奸商ノ詐術ヲ逞フセントスルモノ此時ヲ以テ千載ノ一時トナシ或ハ幽微ノ製造法ヲ用ヒ或ハ
利ヲ啗ハシメテ曲ヲ覆フ等奸詐百方以テ暴利ヲ占有スルノ秋ナルカ故ニ藥品試驗ノ世ニ裨益アル亦今日ヲ以テ最緊要ノ時ナリトス依テ各自試驗ノ際必ス先ツ
一定普通ノ方法ニ據リテ精細ノ試驗ヲ遂ケ萬一教師ノ處分其試驗師ノ意見ニ符合セサルコトアレハ更ニ同條ニ謀リ彼此ノ方法ヲ用ヒテ反覆試驗シ之ヲ教師ニ

討議スヘシ而シテ尙且雙方ノ意見ヲ殊ニシ到底心服セサルコトアラハ本局ニ開申シテ禁許ノ判決ヲ取候様可然爲心得此段及内達候也

枸橼酸鐵キニ一ネ検査ノ件ニ關シ東京、大阪、横濱長崎司藥場へ達 (明治十一年五月二十八日)

曉近輸入スル枸橼酸鐵キニ一ネハ「キニ一ネ分ヲ含有スルコト甚少量ニシテ試験法ニ適シ難キモノ頗ル多ク從テ各司藥場へ検査願出ツルモ速々藥用ヲ禁ス、ルカ故ニ方今ニ至リテハ検査ヲ諸ハス又其品ノ良否如何ヲ顧ミス安リニ販賣スルノ弊有之之趣三府ニ於テハ罰則モ有之品々ニ付賣買之際特ニ注意候様藥師へ懇篤説諭可致此段相達候也

大阪及長崎司藥場條令の改正

明治十二年二月大阪司藥場教師下ワルス満期となりたるを以て之を解職し次いで三月には東京司藥場教師アルフへ雇入期間満了したるを以て同様解職し東京司藥場には長崎司藥場教師ドクトル、エーキマンを轉任せしめ大阪及長崎司藥場には外人教師を置かず兩司藥場は全く外人の手を藉らず一切を邦人の手にて處理することとなり從つて條令改正の必要を生ぜり。即ち次の如し。

附第一七三號

大阪長崎司藥場へ達

去ル明治十年中其場試験條例相達置候處今般別冊ノ通改定候條此旨相達候事

明治十二年三月十一日

内務卿 伊 藤 博文

別 冊

司藥場試験條例

第一條 藥物試験ハ醫師藥師ノ蒙昧ヲ啓發シ奸商ノ弊害ヲ防遏シ賸租ノ品類ヲ摺斥シテ醫藥ノ功驗ヲ確實著明ナラシムル要件ナルカ故ニ施行ノ際最モ戒愼精密ヲ極メ決シテ疎漏ナキヲ要ス

第二條 藥物試験ハ總テ九等試験師以上ニ分任シ場長ハ試験スヘキ藥物ヲ分配シテ分析セシメ終始之ヲ監督シ其成績ヲ詳悉シテ禁許ノ判決ヲ爲ス可シ而シテ場長モ執務ノ繁簡ヲ計リ自ラ其分析ノ事ヲ執ルハ勿論ナリトス又九等試験師以上ハ十等試験師以下ノ者ヲ助手ト爲スヲ得ヘシ

第三條 藥物試験ノ方法ハ未タ日本藥局方確定セサルヲ以テ舶來藥品ハ各其本國ノ局方ニヨリテ之カ品位ヲ定メ許可スヘシ又此他ノ藥品ニシテ其出所製法ヲ詳カニセス或ハ其出所等分明ナルモ必シモ其本國ノ法ニ從テハ本邦ノ製藥家及醫藥上ニ不便ヲ醸ス可シト認ムルモノアル時ハ臨時場長其意見ヲ具上シ衛生局長ノ判決ヲ請ケ然ル後試験法ヲ一定ス可シ決シテ各自ノ意見ヲ以テ區々ノ試験ヲ爲スヘカラス

第四條 試験済ノ藥物類人へ下渡シタルモノハ每一週日分每品其許禁シタル譯何氏試驗法及ヒ挾雜物等並番號月日藥名商標瓶數及類人ノ住所氏名取引先等詳細記載シテ照考ノ爲メ各司藥場互ニ通知ス可シ

第五條 藥物試驗ヲ願出ルモノアル時ハ事務掛ニ於テ藥名員數並願人ノ住所氏名引取先等ヲ願書ト照査シ不都合ナキヲ認メテ預證ヲ渡ス可シ而シテ詳細受付簿ニ登錄シ且番號ヲ記シ然ル上場長ニ差出ス可シ

第六條 場長ハ其藥名商標員數番號月日ヲ帳簿ニ登記シ九等試驗師以上ヲ撰ンテ主任ト爲シ之ヲ試驗セシム可シ

第七條 試驗師ハ場長ヨリ命セラレタル藥物ヲ詳細檢査シ試驗済ノ上場長面前ニ於テ其成績ヲ明陳シテ許禁ノ判決ヲ承認スヘシ

但シ場長ノ意見ニヨリ更ニ他ノ試驗師ニ命シ再三試驗セシムルコトアル可シ

第八條 場長ハ前條ニ掲クル試驗ノ成績ヲ試驗師ヨリ具陳スルトキハ其成分反應ヲ詳細考證シ自己ノ試驗簿ニ許禁ノ次第ヲ記シテ之ヲ該主任ノ試驗師ニ示ス可シ

第九條 試驗師ハ場長ノ示シタル許禁判決ノ次第ヲ場長ノ簿冊ト違ハサル様自己ノ簿冊ニ登記シ該藥品ト共ニ事務掛ニ送付スヘシ

但禁止ノ印ヲ貼スル藥品ハ告示箋ニ和文ヲ記載シ自己ノ氏名ニ捺印シテ場長ノ檢印ヲ受ケ之ヲ事務掛ニ送付ス可シ

第十條 事務掛ハ右ノ藥物及告示箋ヲ受取り番號ヲ照査シ許禁並月日等ヲ受付簿ニ登記シ印紙貼付ノ手續ヲ爲シテ之ヲ願人ニ下ケ渡ス可シ
右之通相定候事

東京司藥場に和漢藥物調査會の設置 東京司藥場の有志は和漢藥物調査の爲め場員及場外研究者と相計り集會を催し討論研究を續けたり次に掲げたるは場長より衛生局長に差出したる該集會許可願及人名錄なり。

別紙記名之人員當場備品ノ和漢藥物檢査之爲メ毎月一回土曜日午後ヨリ集會討論致度申出候右者同ヨリ當場事務上ニ於テ障礙無之ハ勿論且實地檢査ノ功ヲ奏シ候得者場務擴張ノ一助ニモ可有之候間右集會御許可相成度此段相何候也

明治十二年九月十五日

司 藥 場 長

衛 生 局 長 殿

氏 名

三宅秀、柴田永桂、樫村清徳、松原新之助、下山順一郎、丹波敬三、村井純之助、佐分利秀太郎、櫻井小平太、乃美辰一、藤本理

司藥場員の衛生學聽講 明治十二年九月衛生局の斡旋に依り司藥場員は東京帝國大學醫學部に於て衛生學を聽講せしめたり之に關する文書

次の如し。

今般大學醫學部ニ於テ蘭國學士チーゲル氏毎週毎度衛生學講義相開部外ヨリ希望之人ハ聽聞致サセ候ニ付當場志願ノ人ハ至急名前取調差出シ度衛生局庶務課ヨリ通知有之候就テハ一旦聽講申入候上ハ半途相廢スルコト不成相且譯官謝義差出候間右御承諾之上聽講希望之人ハ御捺印有之度此段申述候也

右に對し保田東清、村井純之助、佐分利秀太郎、櫻井小平太、乃美辰一、藤本理、草野猪之助、藤田孝貞、山口再五郎、喜多尼元英、鶴浦有意、長尾景行、板並志雅三の諸氏希望申出で衛生學の聽講をなしたり。

内務省東京司藥場に酒精劑の調査を命ず 衛生局の依頼により東京司藥場に於て調査報告したる各國藥局方中酒精劑次の如し。

酒精劑

酒精、再醗酒精、ホフマン氏鎮痛液、甘鹽精、甘硝石精、礬砂精、香質性礬砂精、複方白芷精、過泥子精、芳香精、芳香礬砂精、複方アルモラシア精、カニ
プチ精、龍腦精、コロロホルム精、桂皮精、枸櫞皮精、山慈菜精、蟻精、吐松子精、複方杜松子精、ラフエンジュレ精、複方ラフエンジュレ精、檸檬精、
複方マステック精、英國縮葉薄荷精、椒性薄荷精、薄荷精、ミールラ精、肉豆蔻精、迷迭香精、石鹼精、セルビールラ精、芥子精、葡萄酒精、葡萄酒精混和
物、其他丁幾類多數。

司藥場に於て藥品製造試驗法の傳習 明治十二年藥舖及製藥業者の藥品製造試驗法傳習出願の向に藥品持參の上諸器械は司藥場のものを貸
與し製造法を傳授し製藥業の發達に資せり。

京都府藥物試驗場設立を請願す 明治九年八月京都司藥場廢止せられたる結果京都府は種々不便少なからず遂に内務卿伊藤博文宛藥物檢査
場設立の請願をなしたり其請願書次の如し。

藥物眞贋良否檢査之儀ハ茲ニ明治四年三月於當舍審判局取扱來候然處明治八年十二月京都司藥場致設置ニ付右事業ハ於同場御調査相成候得共明治九年八月同場
致廢後最前之通於當府檢明致度同年四月醫第七十號ヲ以何出候處詮議之次第有之當分離開局旨御指令相成候ニ付猶同年十一月醫第八十八號ヲ以再何出候得
共其後如何御指令モ無之當府下藥物業大阪司藥場へ更檢願出候ニテ殊之外不便ヲ極メ於當府更檢相成度申出付テハ府下藥物業輩申合今度大阪司藥場御雇人敦
師ドワルス氏滿期歸國之由聞及同氏ニ示談シ雇料ヲ支出シ藥物檢明同氏ニ相取扱度懇願別紙差出候事實無余儀次第候間於當府密上製煉藥劑ノ眞贋良否ヲ檢
査致シ檢査貼用候様仕度此段相伺候至急御指令被下度候也

尙以ドワルス氏ハ本月中ニテ滿期之由ニ付既ニ滿期ニ至レハ同氏歸航可致候付旁以至急御指令被下度此段分事申達候也

明治十二年二月十三日

京都府知事 植村正直

内務卿 伊藤博文 殿

(別紙)

藥物檢査之儀ニ付嘆願

藥物之儀ハ人命ニ關スル至重ノ品類ニ付賈偽陳敗之品相用候テハ不容易次第ヲ以明治四年三月於御府檢明之舉御發行被爲在人民保護ノ聖旨深ク感戴仕置在候

處當時新規ノ舉於醫師藥物業買賣上手數ヲ厭ヒ物議絶在候得共歲月ヲ閱スルノ際其事ノ概要ナルヲ覺知シ漸次信徒擧テ檢明相請候ニ立至リ候處明治八年十二月司藥場ヲ府下ニ御開被爲在於同場檢明被成下倍々精密調査行届候折柄明治九年八月同場被廢府下藥品ハ大阪司藥場へ更檢可願出次第ニ相成於此從來積年ノ方法一時瓦解之姿候得共嚴重ノ御告諭ニ付大阪へ受檢願出候處幾許ノ里程有之運般其他不便不利ニ付無餘儀大阪住藥物業之内御檢明章相請候品物ヲ購求候手順ニ立至リ夫レカ爲メ彼レニ利益ヲ被占從テ當府下藥物業手狭窮屈ニ相成候ニ付從前之通於當府御檢明被下度段明治九年九月上請候得共御詮議之次第有之難聞届御指料拜承無餘儀默止候得共前文之譯柄ニテ於方今愈以當府下藥物業不辨利候間何率於府下御檢明御再舉致下度再應伏テ請願仕候自然於御府御手數難致盡寸儀候得ハ年恐府下藥物業有志糾合シ是迄大阪司藥場教師ニ御雇入於成候ドワルス氏此節滿期御雇止可相成傳承候ニ付同氏へ示談シ府下へ雇入給料ヲ支出シ右事業ニ令從事候爲檢明御場所へ可差出候間特別之御詮議ヲ以於府下檢明相成候様致成下度此段奉願候以上

明治十二年二月四日

上京區藥物取締

上 田 吉 兵 衛

下京區藥物取締

中 嶋 彦 兵 衛

中 野 忠 八

井 上 清 七

川 道 佐 兵 衛

前書ノ次第於當社モ懇願認在候ニ付連署上願仕候也

合藥會社頭取

柏 原 孫 左 衛 門

京都府知事 植 村 正 直 殿

右請願書に對し内務省指令次の如し。

指 令 (衛生局第四九〇號明治十二年三月一日)

書面何出之趣藥物業之者ニ於テ外國人雇入藥品檢査之儀ハ相互ノ示談ニ任セ不苦候條明治十年太政官第二十七號布告之通可取計事

但共府ニ於テ檢査貼用之儀ハ難聞届雇主共便利之爲メ藥品良否之證明ヲ要シ候ハ、司藥場印紙ニ不紛樣試驗人ノ記名シタル印シテ貼シ候儀ハ不苦候條其旨

可相達置事

明治十二年三月一日

内務卿 伊 藤 博文

藥品取扱規則の制定 内務省は明治十年二月十九日毒藥劇藥取扱規則發布後僅かに三年にして更に藥品取締規則を發布せり。右發布に關する内務省の伺書に由れば「當今司藥場檢査禁許ノ合數ヲ比例スルニ醫藥用ニ供シ難キモノハ百分中十分内外ニ居リ此質惡不良品ハ追々罰則無

之地方ニ散布致シ候ハ自然ノ勢ニテ從前ニ比スレハ一層ノ弊害ヲ蒙リ候景況ニ有之罰則無之テハ取締モ難相立候故三府同様ニ施行ニ相成度段伺出候地方モ有之今日ニ及ビ候テハ各地方一般御布令無之テハ不相成時機ニ至リ」云々とありて藥品取扱規則制定の必要急切なるを認め十一年六月二十一日内務卿より太政官に伺出明治十三年一月十七日布告第一號を以て左の如く定められたり。

布告（明治十三年一月十七日第一號）

藥品取扱規則

藥品取扱規則左ノ通相定來ル二月十五日ヨリ施行シ明治十年二月第二十號布告毒藥劇藥取扱規則ハ右同日限相廢候條此旨布告候事

第一條 凡ソ藥品中最注意シテ精選スヘキモノヲ第一類注意藥トシ其性効峻烈ニシテ僅少ノ分量ト雖モ直チニ生命ヲ傷害スルニ足ルヘキモノヲ第二類毒藥トシ其性効第二類ノ如ク峻烈ナラサルモ用量ニ因テ容易ニ危害ヲ來スヘキモノヲ第三類劇藥トス其類目別表ノ如シ

但新ニ發見及船醫シタル藥品ハ先ツ最寄司藥場ニ出シテ試驗ヲ受ケ其告示スル所ニ從フヘシ

第二條 第一類藥品ハ其性効ノ緩劇ニ拘ハラス若シ精良ナラサルトキハ醫師ノ目的ヲ誤リ以テ人命ヲ危フスルカ故ニ其粗製（故意ニ他物ヲ混シタルニアラス全ク化學製造ノ際其法疎漏ニシテ精ナラサルモノ、類ヲ云フ）ハ之ヲ藥用トシテ販賣スヘカラス

但藥舖ニ於テ自ラ其良否ヲ鑑別シ能ハサルトキハ最寄司藥場ニ請ヒ無費ニテ其試驗ヲ受クルコトヲ得

第三條 第一類ノ粗製品ト雖モ仍ホ學術上工職上等ノ用ニ供スルニ足ルモノハ粗製ノ字ヲ其器ニ明記シ之ヲ販賣スルコトヲ得

第四條 第二類、第三類ノ藥品ハ醫師ノ處方書ニ據テ調合スルノ外醫師、藥舖、化學者、製藥者、工職者等ヨリ品名、量數需要ノ目的年月日及ヒ住所姓名ヲ

詳記シタル證書ヲ以テスルニアラサレハ決シテ販賣授與スヘカラス

但證書處方書ハ之ヲ保存シ臨時ノ點檢ニ供スヘシ本條ノ手續ニ依ルモノト雖モ幼稚ノモノ其他不安心ト認ムルモノニハ一切交付スヘカラス

第五條 第二類、第三類ノ藥品ヲ販賣スルトキハ其器若クハ包紙ヘ必ス普通ノ名稱ヲ記シ且第二類ハ毒ノ字第三類ハ劇ノ字ヲ明記スヘシ

但醫師ノ處方ニ據ラスシテ封緘ヲ開キタル第二類、第三類ノ藥品ヲ小賣若クハ授與スルトキハ本文ノ外更ニ適應ノ器ニ入レ密封印スヘシ

第六條 第二條、第四條本文ニ背反シ又ハ贋品「故意ニ他ノ物品ヲ混合シテ其容量重量ヲ増スモノ若クハ他ノ物品ヲ以テ本品ニ擬シ或ハ名號ヲ變換スルモノ、類ヲ云フ」敗品「總テ酸敗、風化或ハ潮解シ若クハ微減ヲ生シ陳敗ニ傾ク等ニ因リ其藥品本性ノ効力ヲ變シ或ハ其効力ヲ失スルモノ、類ヲ云フ」ヲ販賣スルモノハ其贋敗品ヲ没入シ三十圓以上五百圓以下ノ罰金若クハ一月以上一年半以下ノ役役第一條但書第四條但書及第三條第五條ニ背反シタルモノハ一圓以上二十五圓以下ノ罰金若クハ一日以上二十五日以下ノ懲役ヲ科シ又ハ罰金懲役ヲ併セ科スヘシ

第七條 右ノ罰則ヲ再犯スルモノハ其本罰ノ最多限ニ二倍以下ノ罰ヲ科シ三犯スルモノハ本罰ノ最多限ニ三倍以下ノ罰ヲ科スヘシ

第一類 注意 藥 表

印度大麻葉及其製劑、莨菪葉並根及其製劑、麥奴及其製劑、番木鱈子及其製劑、乳酸鐵、ペブシネ、吐根、吐酒石、礞砂精(アンモニア水)、デキタリス葉及其製劑、カラバル豆及其製劑、肝油、ヨジウム、沃度加里、沃度鐵舍利別、第一沃度汞(黃色沃汞)、第一コロール汞(赤カrome)、第二コロール汞(昇汞、猛汞、ソビルマート)、炭酸アンモニア(礞砂華)、老利爾結兒私水並苦扁桃水、莨菪羅華及其製劑、葯刺巴脂並球根及其製劑、莨菪青(斑猫)、コロ、フオルム、コロラルヒドレート、格魯失屈誤實及其製劑、格魯莖葉實及其製劑、アトロヒネ鹽類、阿片製劑、サントニーネ、醋酸アンモニア水(ミンデレリ精)、陸附撒根、サリシール酸及鹽類、機那皮、規尼溫鹽類、綿馬及其製劑、硝酸銀、失効答草及其製劑、蓆酸セリウム、臭素加里(ブロームカリウム、臭素刺篤亞私)、エーテル(アーテル)、鹽基性硝酸蒼鈴、ヒヨス葉及其製劑、蓖麻子油、莫爾比溫鹽類、水素還元鉄

第二類 毒 藥 表

磷、カンタリヂーネ、クラレー(矢毒、ウララ)、亞砒酸(異名日砒石、礬石、アルセニツキ)、其製劑及砒抱合物(鷄冠、雄黃、雌黃ノ類)、揮發苦扁桃油、有毒性アルカロイド並其鹽類、ニコチネ、デキタリネ、ナルセーネ、ヴェラトリネ、ブルシネ、コニーネ、コデーネ、アトロヒネ、アコニチネ、ヒヨシアミネ、モルヒネ、ストリキニーネ等、猛蘭汞劑、白降汞、第一沃汞、第二沃汞、昇汞、赤降汞、硝酸亞酸化汞、青酸汞、生乳、青酸及其製劑

第三類 劇 藥 表

印度大麻葉及其製劑、莨菪葉並根及其製劑、番木鱈及其製劑、巴豆及巴豆油、麥奴及其製劑、ボドクイーネ、ヘルンボル根及其製劑、吐根及其製劑、吐酒石其他安質英尼製劑、毒高宮及其製劑、藤黃、デキタリス葉及其製劑、硫酸、カラバル豆及其製劑、苛性加里(腐蝕加里)、苛性曹達(腐蝕曹達)、芥子油及芥子精甘汞及輕粉、汞灰散、鹽丸、ヨヂウム及其製劑、沃度加里、ヨヂウム鐵、ヨードホルミウム、雙鸞菊球根(烏頭附子)及其製劑、老利爾結兒私水並苦扁桃水、ヴェラトリ根、過酸滿俺加里及曹達、葯刺巴脂並球根及其製劑、莨菪羅華葉及其製劑、莨菪青(斑猫)及其製劑、ケレヲサート、プロミウム(ブローム、臭素)コロム酸、コルシクム實並根及其製劑、コロシント實及其製劑、コロフオルム(迷朦水)、コロトンコロラルヒドレート、コロラルヒドレート、コログイン、コロム酸加里及重コロム酸加里、阿片及其製劑、亞鉛華其他亞鉛製劑、サビナ葉及其製劑、醋酸鉛(鉛糖)其他鉛製劑、サントニーネ、次醋酸銅其他銅製劑、鹽化銅丹礬ノ類、硝酸(硝石精)、硝酸銀、失効答草及其製劑、臭素加里、鹽類(海鹽精、鹽化水素酸)、鹽化金ナトリウム、鹽酸重土其他重土製劑、鹽基性硝酸蒼鈴其他蒼鈴製劑、エウホルビウム及其製劑、ヒヨス葉及其製劑、石炭酸、瑞香皮及其製劑、スカンモニー脂

長崎司藥場の廢止 明治十四年七月長崎司藥場は次の如き理由により遂に廢止されたり。

内務省布達 (明治十四年七月二十二日甲第六號)

今般長崎司藥場廢止候條此旨布達候事

(備考)

衛生局第七次年報抄

長崎司藥場ハ同港輸入ノ販賣品取締ノ爲明治九年八月廿二日設ケラレシガ同港ニテ藥品ノ貿易ハ漸ク衰微シ且ツ九州地方モ多クハ大阪司藥場検査済ノ藥品ヲ輸送シ同場試験ノ數ハ逐日減少シテ凡ソ東京横濱ノ二三分一大阪ノ二百分一許ニ過キサルノ景況ニ就キ寧ロ同場ヲ廢シ其人員ト金額トヲ大阪其他ノ試験場ニ加ヘハ便益ヲ得ンコトヲ其中ノ上裁可ヲ得之ヲ廢シ七月二十二日申第六號ヲ以テ布達セララル

依頼試験に制限を設く 依頼試験の申出は日に月に増加し藥品以外の諸品の試験も多數に及び到底是等の總てに應ずる能はざるに至りたれば爾後官廳の添書なき物は其依頼に應ずることを禁じたり。

第六九九四號

醫藥ニアラサル諸品ヲ人民ヨリ直チニ其場ヘ試験願出候節ハ其管廳添書ノ有無ヲ檢シ添書ナキモノハ自今一切受領不致様可取計此旨相達候事

明治十四年十一月十一日

衛生局長 長 與 專 齋

司藥場の事務始めて外人教師の手を離る 明治十四年一月二十五日田原良純五等試験師に任せられ東京司藥場詰となり東京司藥場教師エーキマンは同年五月三十日條約満期に達したるを以て解職されたり。於茲東京司藥場も亦大阪、長崎兩司藥場同様外人教師の手を離れ全く邦人の手に移れり。

衛生事務の擴張に關する達 明治十五年二月太政官より衛生事務の擴張を達せらる。是れ即ち衛生上に關する諸物件に係る事項を廣く試験すべきの主旨なり。依て司藥場に於ては内外藥品検査に止まらず一般衛生試験に主力を盡す事となりたり。

東京司藥場に於て食料品調査開始 食糧の良否は國民の保健衛生上係る所頗る大にして其適否を檢し改良を計るは當時の最大急務と認めたるを以て明治十五年より東京司藥場に於て本邦人常用の食品に就き廣汎に亘つて化學分析を施行し標準食料を定め我國に於て始めて保健食料の基礎を定めたり。

藥品検査告示箋の改正 藥品検査告示箋は明治十四年七月一日次の如く改正せられたり。

彩紋器之

此内彩紋

内務省衛生局

印割

何司藥場

何司藥場之印

告示

此藥品ハ、

記シタルモノニシテ我帳簿ニ録シ第、

故ヲ以テ藥用良品ノ證ヲ得ルヲ能ハサルモノナリ

、

、

、

明治何年何月何日

場長 何等試藥師 姓名印

試驗主任 何等試藥師 姓名印

第二編 衛生局試驗所時代

司藥場の改稱及處務權限並章程の改訂 明治十六年五月二十一日衛生局より處務權限並章程を達せられ衛生局試驗所の事務を分ちて檢明、司藥の二部及庶務の一掛とし檢明部は大氣、用水、土壤、衣服料、飲食物、鑛泉等總て人民衛生上諸項の利害に切なるものを平素に試驗檢明

し又諸官廳の依頼及人民の請願に應じ渾て衛生上に關する物質を檢査し傍ら警察及裁判に關する分析試驗を舉行し司藥部に於ては藥品の精粗眞贋を檢査し醫藥用の適否を判別し又生藥及新藥の性徴成分を照明することを掌る等凡て藥劑の檢査を施行し庶務掛は一般庶務を處理し試驗所の試驗成績書には其部長及技術主任署名捺印して其證左の實に任じ事の重大なるものは所長をして之に連署せしむることゝなりたり。改訂諸規則次の如し。

内務省告示（明治十六年五月五日甲第八號）

當省所轄東京、大阪、橫濱ノ三司藥場自今左ノ通改稱可致此旨相達候事

衛生局東京試驗所

衛生局大阪試驗所

衛生局橫濱試驗所

明治十六年五月四日

内務卿 山 田 顯 義

試驗所處務權限並章程

所長ハ事ヲ衛生局長ニ受ケ所中一切ノ事務ヲ總理監督シ隨時各部ニ就テ試驗分析ヲ舉行ス所長ハ所員ヲ督勵指揮シ其分掌ヲ定メ進退點陞ヲ衛生局長ニ具狀シ日給六十錢以下ノ雇員ハ之ヲ專行スルコトヲ得

所長ハ其管掌ノ事務ニ付キ諸官廳及外國人ト直チニ文書ヲ往復スルコトヲ得

部長ハ事ヲ所長ニ受ケ部内ノ事務ヲ幹理シ並ニ試驗分析ニ從事ス

部員ハ所長及部長ノ指揮ニ屬シ試驗分析ノ事ヲ分掌ス

庶務主任ハ事ヲ所長ニ受ケ所中ノ庶務ヲ幹理ス

掛員ハ所長部長及ヒ庶務主任ノ指揮ニ屬シ庶務ヲ分掌ス

本所ノ事務ヲ分チ二部一掛トス其分掌ヲ定ムルコト左ノ如シ

檢 明 部

一、大氣、用水、土壤、衣服料、飲食品、鑛泉等凡テ人民衛生上ノ利害ニ切ナル諸項ヲ平素ニ試驗發明スル事

一、諸官廳ノ依頼又ハ人民ノ請願ニ應シテ飲食物料、用水、染料、着色料等ノ如キ渾テ衛生上ニ關スヘキ物質ヲ檢査シ傍ラ警察及裁判ニ關スル分析試驗ヲ舉行スル事

司 藥 部

一、内外國藥品ノ精粗眞贋ヲ検査シテ醫藥用ノ適否ヲ判別スル事

一、生藥又ハ新藥ノ性徵成分ヲ釐明スル等凡テ藥劑ノ検査ヲ舉行スル事

以上二部ニ於テ行ヒタル試験ノ成績書ニハ其部長及ヒ主任ノ技術官署名捺印シ共ニ其責ニ任ス事ノ重大ナルモノハ所長之ニ連署スヘシ

庶 務 掛

一、試験ノ功程ニ關スル諸記表ノ編製器械藥品書籍ノ保管文書ノ往復等本所一切ノ庶務ヲ所理スル事

検査印紙告示箋等の改正 司藥場は衛生局試験所と改稱され爲めに検査印紙告示箋等も改正されたり。但し司藥場時代に製作したる検査印紙並藥名標等の使用を當分の内差し許されたり。

衛生局報告 (明治十六年五月十一日第三十九號)

今般東京、大阪、横濱ノ三司藥場ヲ衛生局試験所ト改稱相成候處各場検査印紙並毒劇藥標記ノ儀ハ改正印刷相成候迄從前ノ分ヲ使用ス此旨報告ス但阿片容器票紙ノ儀モ本文同様ノ事

藥品検査告示ノ改正

今般藥品試験告示箋改定五百枚及下附候條目今右料紙ヲ相用ヒ從前使用殘リノ分ハ返還可致此段相達候事

但別紙鑑形ニ准シ所印並技師技手官印相用可申事

明治十七年一月十八日

次で明治十七年一月次の如く改正せられたり。

衛生局長 長 與 專 齋

彩紋畧之

第何號

右藥品ハ試驗上左ノ故ヲ以テ藥用良品ノ證ヲ得ル能ハサルモノナリ

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

司藥部長

內務何等技師

何
誰

明治何年何月何日

檢查主任

內務何等技手

何
誰☐

印何所

年何月何日

印

藥品試製所の新設

明治十六年五月東京試験所内の製薬所を廢し更に藥品試験所を新設されたり。

全國鑛泉調查著手

試驗所に於て鑛泉分析の爲出張したる時は其鑛泉場附近の地形、環境等詳細の調査報告を命ぜられたり。即ち次の如

衛發第四百九十一號

各 試 驗 所

其所員鑛泉試驗之爲メ派出候節ハ別紙之條項爲取調其都度本局へ申報可致此旨相達候事

明治十六年七月廿三日

衛生局長 長 與 專 齋

別 紙

- | | |
|--------------------------------|----------------------------|
| 一、鑛泉ノ溫度成分 | 一、他所ヨリ運輸スル飲食物ノ品名及多少 |
| 一、鑛泉場ノ位置高低及方位 | 一、導管及浴場構造ノ良否 |
| 一、泉源ノ模様及地水流入ノ有無 | 一、飲水ノ善惡 |
| 一、鑛泉場及近傍地質ノ粗密 | 一、汚水排出ノ良否 |
| 一、同上樹木ノ多少及種類 | 一、地方病ノ有無 |
| 一、同上寒暑燥濕 | 一、該地戸數人口 |
| 一、同上雨雪烟霧風向 | 一、每年浴客ノ員數 |
| 一、同上道路及運輸ノ便否 | 一、飲食物宿泊料ノ價格 |
| 一、鑛泉場ヨリ近接セル市驛ヘノ里程 | 一、娼妓營業者ノ有無 |
| 一、郵便電信局ヘ最近ノ地名里程郵便局ハ其等級爲替取扱等ノ區別 | 一、該地周圍ノ景況及遊歩場ト爲スヘキ場所ノ有無 |
| 一、該地產出ノ飲食物品名及多少 | 一、鑛泉場改良ヲ要スル條件ハ其見込ヲ立詳細復命スル事 |

官印制定

明治十六年五月試驗所官制ヲ定され同年十二月技師、技手の官印を夫々規定作製せられ衛生局より分配されたり。

藥品取扱規則第二條但書中改正

藥品取扱規則第二條但書中無費の條項を削除し現在の試驗手数料制度を制定されたり。當時の關係文書を記録すれば即ち次の如し。

太政官布告 (明治十七年九月二十九日第二十五號)

明治十三年一月第一號布告藥品取扱規則第二條但書中「無費ニテ其」ノ五字ヲ削除ス

右奉 勅旨布告候事

内務省何 (明治十七年六月十一日)

政務ノ改進ヲ圖ルカ爲メ歳出ノ増減ヲ要スルハ必然ノ理勢ニ候處歳出ノ増加ハ殆ント毎年免カルヘカササルモ歳入ノ増加ニ至テ然ラサルハ寔ニ視易キ實況ニ有之故ニ多少ニ限ラス歳入ヲ增收シ得ヘキモノハ之ヲ遺棄スヘカラサルナリ當省主管ノ事務ニ付キ増費ノ申請ヲ爲スモ歲計上ノ御都合ニ依テ御裁可ニ至ラサルモノ寡カラス然ルニ當省衛生局、東京、大阪、横濱ノ三試験所ニ於テ舉行スル藥品試験ノ手数料ヲ徵收セハ先ツ十七年度ニ於テ三萬七千乃至四萬圓ノ新收入ヲ視即チ歳入ノ増加ヲ生シ候ニ付自然増費申請ノ幾分ヲ補充候様相成歟元來右三試験所ニ於テ舉行スル藥品試験ノ儀ハ開港通商ノ初ニ當リ我不學幼稚ナル藥舖ノ爲メニ代リテ藥品ノ精粗良否ヲ鑑別シ以テ賤惡藥輸入ノ禍害ヲ防クノ目的ニ出テ候儀ニ付明治七年元月藥場創設ノ時ヨリ今日ニ至ルマテ藥舖ノ用額ニ應シ無費ニテ試験致來候處該所試験済ノ印紙ハ漸ク世上ノ信用ヲ得其試験印紙ヲ貼付スルモノト否トハ藥品市場ニ於テ大ニ價值ノ等差ヲ生スルノ勢ニ相成候ヨリ藥舖ニ於テハ只管試験所ノ印紙貼付ヲ得テ利益ヲ市場ニ占メシコトヲ主トスルノ傾向ニ相成其藥品鑑定ノ難易ニ拘ハラス試験ヲ出願スルモノ年々増加シ到底限アル技術者ヲ以テ限ナキ請求ニ應スルコト能ハサルハ勿論其實前述ノ如ク射利ノ目的ニ出テ候モノ多キニ居リ候儀ニ付最早無費試験ノ事ヲ政府ニ負擔スルヲ要セス相等ノ試験手数料ヲ收メ候ハ當然ノ儀ニシテ決シテ藥舖ノ爲メニ迷惑ヲ來シ候様ノ儀ハ勿論無之然ル上ハ飲食物其他ノ試験分析ノ如キモ相等ノ手数料ヲ納メ候方可然ト存候間右手数料徵收額相定メ別紙乙號案ノ通當省ヨリ告示致度就テハ十三年第一號布告藥品取扱規則中無費試験云々ノ文字聊紙觸致候間右文字削除ノ儀甲號案之通御布告相成候様致度別紙案相添此段相伺候也

別紙省略

指 令 (明治十七年九月二十九日)

何ノ趣聞屆候事

參 事 院 議 案

別紙内務省何藥品試験手数料徵收並藥品取扱規則中文字削除ノ件審查スル處左ノ如シ

案スルニ藥品試験ノ儀ハ藥商等藥品ノ精粗良否ヲ鑑別スル能ハスシテ賤惡ノモノヲ賣買スルコトアルトキハ容易ナラサル禍害ヲ生スルノ恐有之候ニ付此禍害ヲ豫防センカ爲メニ藥品試験所ヲ東京大阪横濱ニ設ケ藥商ノ申請ニ應シ無手数料ニテ試験ヲ許サレタル次第ニ有之候處右藥品試験所試験済ノ印紙ヲ貼用スル藥品ハ頗ル世上ノ信用ヲ博シ其印紙ノ有無ハ實ニ藥品ノ價格ニ多少ノ影響ヲ及ボス程ノ勢ニ相成リ藥商ニ於テハ競テ試験所ノ印紙ヲ貼付セントラ之レ望ミ藥品ノ試験ヲ申請スルモノ近來日一日ヨリ増加候ニ付テハ試験ノ爲メニ要スル所ノ經費モ漸ク相當ニ候ハ必然ノ次第ニ候ヘハ今ヨリ相等ノ試験手数料ヲ徵收スルハ不都合ノ事ニ有之間敷且若干ノ手数料ヲ徵收候トモ最早藥商ニ於テ困苦ヲ感スル程ハ無之ニ付何御裁可ノ上藥品取扱規則第二條改正相成可然ト認定ス右ニ因リ布告並指令案左ノ通ニテ可然哉上申候也(元老院議定)

左案省略

内務省告示 (明治十七年十月十四日甲第二十七號)

當省衛生局東京、大阪、横濱試験所ニ於テ舉行スル藥品其他ノモノ検査手数料左ノ通相定來ル十一月一日ヨリ徴收候條此旨告示候事

検査手数料

一、藥品一容器(一瓶一罐ノ類)ニ付金一錢乃至五錢

但大容器ノ藥品ヲ検査シタル上小容器ニ分チテ印紙ヲ貼付スルモノハ其小容器ヲ以テ一容器トス
尤單ニ告示錢ヲ與フルモノハ其個數ノ多少ニ拘ラス金一圓ヲ徴ス

左ノ各項手数料ハ一箇毎ニ徴收スルモノトス

一、飲水及氷雪

飲料適否鑑定

金十錢乃至五錢

定量分析

金五十錢乃至二圓

一、乳 汁

單簡ナル理學的検査並定性分析

金二十錢乃至一圓

定量分析

金五十錢乃至二圓

一、酒 類

定性分析

金二十錢乃至一圓

定量分析

金五十錢乃至五圓

一、飲食物

定性分析

金二十錢乃至一圓

定量分析

金五十錢乃至五圓

一、大氣及有害性瓦斯類定性定量ニ拘ラス

金一圓乃至五圓

一、食器中有害性金屬

定性分析

金二十錢乃至二圓

定量分析

金五十錢乃至五圓

一、衣服類

定性分析

金五十錢乃至三圓

一、鑛 泉

定性分析

金五十錢乃至三圓

定量分析

金一圓乃至十圓

一、顏 料

定量分析

金二十錢乃至二圓

一、玩其其他落色物中有落性色素

同

一、化學製品

定性分析

金二十錢乃至一圓

定量分析

金五十錢乃至五圓

一、鐵物及金屬

同

金一圓乃至五圓

同

金三圓乃至二十五圓

一、警察及裁判關係諸品

検査ノ難易及之ニ要スル時日ノ長短ニ依リ

金五十錢乃至五十圓

一、前各項外ノ諸品ハ検査ノ難易及之ニ要スル時日ノ長短ニ依リ相等ノ手数料ヲ徴收スヘシ

一、右諸品時日ヲ限リ検査ヲ乞フモノハ試験所ノ都合ニヨリ之ヲ許可スルコトアルヘシ然ルトキハ普通検査手数料ノ五倍以内ヲ増徴スヘシ

内務省稟告 (明治十七年十月十三日)

藥品其他検査手数料徴收並藥品取扱規則中文字削除ノ儀ニ付御布告案及當省告示案添過般何用御聞届相成候處爾來商況逐日萎微就中藥品ノ價值最下低ノ極度ニ至リ今俄ニ五錢ノ手数料ヲ徴收スル時ハ特ニ藥品ノミ昂價ヲ保チ市場物價ノ平均ヲ失スル面已ナラス其極貧民病者ニ影響可致ニ付今後商況ノ變動ニ應シ手数料増減爲シ得ヘキ様致度且從來外國人ヨリ藥品其他検査願出候節ハ別紙乙號ノ通手数料徴收致來候處今日ニ至リ仍ホ彼我ノ別可相立候テハ自然外交上ニモ差支キ不都合ノ事ト存候條以來内外國人ヲ問ハス様ノ手数料徴收候方可然ト見込別紙甲號ノ通改案告示致候條此段上申候也 (別紙甲號ハ十七年十月内務省告示第二十七號ヲ指シ乙號ハ九年十二月二十八日内務省達ナリ)

逐テ本件外國領事へ通達方ハ外務省へ照會致置候此段爲念添申候也

(參考)

内務省ヨリ外務省へ通牒 (明治十七年十月十三日)

外國人ヨリ當省衛生局試驗所 (元司藥場ト稱ス) へ藥品其他検査願出候節手数料徴收ノ儀去ル明治九年十二月及御通知置候處以來内外國人ヲ分タス別紙甲第二十七號告示ノ通一樣ニ手数料ヲ徴收シ來ル十一月一日ヨリ施行候條外國領事へ通達方御取計相成度此段及御照會候也

追テ西字新聞へ英佛文ヲ以テ公告方ハ當省ニ於テ取計可申候此段申添候也

外務省回答 (明治十七年十月二十一日)

外國人ヨリ貴省衛生局試驗所へ藥品検査願出候節手数料徴收ノ儀明治九年中御通知相成居候處今般内外人ヲ分タス甲第二十七號告示之通御施行相成候ニ付外國領事へ通達取計方範衛第四一一號以テ御照會之趣致承知候右ハ先年初メテ手数料相定ラレ候節モ別段各領事へ通達致シ無之今般ノ儀モ猶告示ニ止マルモノ

ニテ殊ニ英佛以テ西字新聞ヘ登載公告御取計相成候上ハ別段各領事ヘ通達スルニ及ヒ申問敷ト存候此段及回答候也

静岡縣伺 (明治十七年十月二十八日)

今般御省甲第二十七號ヲ以テ衛生局試験所ニ於テ舉行スル試験手数料之儀告示相成候處左之廉々疑問有之候ニ付左ニ相伺候

一、右手數料ノ儀ハ人民ノ志願ニ依リ試験願出候者ノミ徴收相成候儀ニ候哉

二、人民ニ於テ志願ニアラサルモ御省ノ令達ニ依リ試験ヲ乞ハサルヲ得サルモノ例之明治九年御省乙第五十四號達ニ依リ製藥試験ヲ願出ルモノ、如キハ徴收不相成儀ニ候哉

三、前同様縣令ノ令達ニ依リ縣令ヘ願出ルモノニシテ縣令ヨリ更ニ御省ヘ試験ヲ依頼スルモノ例之ハ著色料鑛泉等ノ如キハ前同様徴收不相成儀ニ候哉
四、人民ノ願出ニ無之縣令ニ於テ試験ヲ必要ト認メ試験ヲ御省ヘ依頼スルモノ例之ハ有害品検査等ノ如キハ徴收不相成儀ニ候哉

内務省指令 (明治十七年十一月十三日)

第一項官民ノ別ナク徴收ス

第二項何ノ通

第三項第四項第一項指令ニ依リ了知スヘシ

依頼試験制限令の廢止 試験手数料を徴收することに改めたるを以て一般に多數の試験を受理する目的を以て明治十四年十一月官廳添書云々

々の達を取消したり。

試験願に添書云々の件

衛發第九八二號

醫藥ニ非ラサル諸品ノ試験願ハ官廳ノ添書アルニ非ラサレハ領受ス可ラサル旨明治十四年十一月十二日附ヲ以テ相達置候處自今右達取消候條此旨相達候事

明治十七年九月廿五日

衛生局長 長 與 專 齊

藥品検査告示に關する規定の改正 明治十六年改正告示箋様式は司藥部長並試験主任連署式なりしも告示箋の重大に鑑み翌明治十七年十

月より所長並主任連署式に改められたり。又告示箋は從來適、不適共之を發行し居たりたるも適品にして印紙を貼付するものには告示箋の下附は其必要を認めざるのみならず之を廢止せば手数も省き旁々好都合なるに鑑み明治七年十一月より之を廢止し不適品及適品にして印紙を貼付せざるものに限り之を下附することゝなしたり。其様式次の如し。

改正藥品検査告示箋書式（明治十七年十月）

此内彩紋

彩紋畧之

印刷

検査告示

願人

何府縣國郡町村番地

姓 名

第何號
一藥名

衛生局何試驗所

所長 内務何等技師姓名□

検査主任 内務何等技師姓名□

明治何年何月何日

衛生局ヨリ東京大阪試験所へ通知（明治十七年十一月）

藥品検査ノ上良品ト認メ印紙貼付ノモノニハ告示箋ヲ添ヘサル儀ニ付横濱試験所ヨリ何出之趣ニ對シ御指令並書記掛ヨリノ通牒別紙寫之通ニ有之候條貴所ニ於テモ右同様御履行相成度此段局長之命ニ依リ及御通知候也

横濱試験所ヨリ衛生局へ何（明治十七年十月二十四日）

外國人ヨリ検査願出候藥品へ印紙貼付方之儀ニ付テハ去ル十年二月中東京司藥場ヨリ何ノ上御決判相成爾來該手續ニ基キ施行致來候處今般内外人ノ別ヲ不同一般検査手續ヲ收入致候御達有之候付テハ自今外國人願出検査藥品モ内國人同様ノ手續ヲ以テ良品ニハ印紙貼付方取計別ニ告示箋付與不致候儀ニ有之候哉或ハ外國人ニハ從來ノ通藥品ノ善惡ニ不拘告示箋ヲ付與致候儀ニ有之候哉果シテ然ルトキハ内外人共同一ノ手續ヲ履行不致テハ聊カ公平ナラサル様ニ考候ニ付十一月ヨリ内外人共印紙ヲ貼付候モノニハ別ニ告示箋ヲ添スシテ下付候様致度此段至急相伺候也

追伸本文ノ儀ハ諸帳簿準備ノ日數ニ無之ニ付至急御指令相成候様致度此段添テ及上申候也

告示箋ニ關シ横濱試驗所ヨリ衛生局ヘ伺 (明治十七年十月二十五日)

拜啓外國人願ノ藥品ニハ以來告示箋ヲ添サル様致度候何書差出候ニ付其理由並從來ノ手續ヲ左ニ開申仕候今迄外人願出ノ検査藥品ニシテ良品ト認定候モノニハ許證藥用ノ印紙ヲ貼付シ尙藥用良品ト認定スルノ告示箋ヲ手數料ト引替ニ下附致來候處商人ノ内情ヲ承候ニ實物ヨリハ右告示箋ヲ以テ賣買候趣ニテ商人ニ取テハ至極便利ノモノ、由ニ候故唯今廢止候テハ一時不便ナルハ必然ニ候併シ内國商人モ同様所望ニ候處何分今迄ハ無手數料ナルヲ以テ外人ニ一步譲居候得共今ヤ内外人同様ノ手數料ト相成候上ハ内人モ同様請求候ハ亦必然ノ事ト愚考候若請求セサルニモセヨ今日ニ至リ内外人之別ヲ立候ハ不公平ノ事ト存候依テ内外人一同ヘ下附相成候トキハ各所共餘程要候ノミナラス却テ印紙ノ効モ減可申被考候故ニ從來ハ印紙貼付ノミト相定度更ニ告示箋請求候トキハ右兩様相渡サ、ル成規ヲ申聞セ遮絶致度強テ願出候トキハ同物ヲ以テ各別ニ願出サセ印紙ノ方ニハ成規ノ手數料告示箋ニハ金一圓ヲ徴收候様致度然ルトキハ一方ハ検査手數料他ノ一方ハ印紙又ハ告示箋料ト相成候ト不都合候得共別ニ致方モ無之候必竟外人ヘ告示箋相渡候譯ハ善惡共別段ノ請求ニアラサレハ印紙ヲ貼付セサル成規故告示箋ハ至極肝要ニ有之候得共今ヤ願人ノ内外ヲ問ハス (別段御違ハ無之候得共) 却テ良品ニハ印紙貼付ト相定候上ハ最早不用ト存候既ニ禁不適ノ藥品ニ印紙ト告示箋兩様ハ重複ニ相成候ニ付印紙ノ方ヲ廢止ニ内決相成候有様故是非共何用之通ニ御指令有之度左候トキハ其旨外人ヘ通知致度別紙通知案相添候也

追伸本文之通御指令相成候上ハ外國人ノ試驗受持ハ從來之儘ニ相定置候得共受付ノ番號帳簿ハ全ク同一ニ致不申テハ手數料收納ノ際ニ於テ同番號ノ證書ニ藥出來候如キ不都合ヲ生申候又從來差出候月報ノ如キモ品目ノ區別ノミニシテ内外人ノ區別ノ相廢度是ハ別ニ御差支モ無之候ハハ更ニ右様改正ノ趣他所ヘモ御通達相成度其他當所ニ於テ外國人ヘ遣候試驗濟ノ通知書モ相廢度候何分是迄ハ手數料有無ノ別有之候事故外人ニシテ日本人ノ名ヲ借リ日本人ニシテ外人ノ名ヲ借リ願出候者有之處右等ハ十一月一日ヨリ全ク消滅致シ更ニ一變可致度考候間此際殆ント全ク治外法權ヲ被ラスハ從來ノ病ト相成可申尤モ一時ハ餘程紛紜ヲ生可申候得共早晩一度ハ該困難ニ遭遇候事ハ拙者豫テノ覺悟ニ候也

衛生局指令 (明治十七年十月三十一日)

書面何之通

但願人ノ都合ニ依リ印紙ヲ貼附スルノ外尙告示箋ヲ請求スルトキハ別紙ノ願出ト看做シ甲第二十七號告示検査手數料第一項但書末段ノ金額ヲ件徴スヘシ

衛生局添明書 (明治十七年十月三十日)

藥品検査ノ上良品ト認メ印紙貼付ノモノニハ告示箋ヲ添ヘサル儀ニ付御伺出ノ趣別紙之通御指令相成候就テハ外國商人ヘ通知方之儀モ御見込ノ通御取計相成可然候得共文案別紙之通御修正可有之此段局長之命ニ依リ及御通牒候也

検査願出ノ藥品中良品ト認定候モノニハ從來印紙貼付ノ上告示箋ヲ添テ下付致來候處十一月ヨリ良品ニハ印紙ノミヲ貼付シ別ニ告示箋ヲ添ヘサル成規ニ相成

候間此段及御通知候也

追テ印紙ヲ要セス告示箋ノミヲ製マル、カ又ハ印紙告示箋共ニ願望ノトキハ其都度特ニ申出ラル、ヘシ

(別 紙)

藥品出張試験の制を設く、藥品の出張試験に就き大日本製藥會社は衛生局に次の如き願書を提出し聞届けられ左の條項に依り出張試験を施行することゝなりたり。

以書面奉願上候事

當製藥會社の儀豫テ蒙御認可且御命令ヲ遵守仕其製造藥品等ニ於テハ元質相選且精製純良ニ製造仕候儀ニハ御座候共現場御巡檢奉願度依テハ御局ヨリ日々御主務官御派出之上元質及製品等御檢査被成下適應ノ品ハ當會社内御出張所ニ於テ直チニ御檢査済之印紙御貼付被成下候様仕度候
右者特別之御詮議ヲ以前叙御採用被成下置度此段奉願上候也

明治十七年十二月九日

大日本製藥會社々長 新 田 誠 九

内務省衛生局長 長 與 專 齋 殿

書面願之趣聞届候事

但詳細之手續ハ當局東京試験所相達スヘシ

明治十七年十二月十八日

衛生局長 長 與 專 齋

大日本製藥會社

今般其社製藥原質並製品檢査トシテ當所員出張候ニ付別紙之通手續相定候間其旨承了可有之此段相達候事

明治十七年十二月廿五日

衛生局東京試験所

別 紙

大日本製藥檢査出張手續

今般該會社ヨリ當所員出張ヲ請ヒ諸製藥元質並製品等檢査シ適應ノ品ハ直チニ出張先該會社内ニ於テ檢査済之印紙貼付ノ儀願出御許可相成候ニ付右出張檢査ノ手續左ノ通相定候事

一、技手ハ司藥部長ノ指揮ヲ受ケ會社ニ出張シ藥品ノ原質及製藥ヲ檢査スルモノトス

一、司藥部長ハ事務ノ都合ヲ見計ヒ時々會社ニ至リ出張技手ノ檢査スル所ヲ監査スヘシ

一、庶務掛員ハ庶務主任ノ指揮ヲ受テ會社ニ出張シ出張技手ヨリ製藥檢査済ノ通知ヲ得テ印紙ヲ貼付スルモノトス其藥品多數ナルトキハ會社員ヲシテ便宜幫

助セシムルコトアルヘシ

- 一、試験用諸器械運搬費及其他出張費等臨時支出ヲ要スルトキハ會社ヨリ辨償セシムヘシ
 - 一、検査手数料ハ總テ成規ニ從ヒ徵收シ其金員ハ該會社ヨリ直チニ當所ニ納メシムヘシ
- 右之通候也

藥品試製所及藥草試植園東京試驗所に合併 内務省直轄藥品試製所及藥草試植園は何れも明治十八年東京試驗所に合併せられたり。

藥品試製所
藥草試植園

今般其場(園)之儀東京試驗所ニ附屬セシメ一切ノ事務該所長ニ於テ監督指揮爲致候條自今衛生局東京試驗所附屬藥品試製所(藥草試植園)ト稱スヘシ此旨相達候事

明治十八年九月二日

衛生局長

文部省より合併されたる藥草試植園は小石川區戸崎町にあり多數の藥草を試植し其栽培收穫等を試験し藥草栽培者の指導に従事す。司藥場は二等技手村井純之助に園長兼務を命じ銳意藥草栽培に力を致し翌十九年には多量の生藥を收穫し是等は相等價格を以て大日本製藥會社へ拂下げたり。其主なる物を記載すれば次の如し。

- | | |
|-----------|---------|
| 一、ペラドンナ葉 | 六十七貫匁 |
| 一、ヒヨス葉 | 百十貫匁 |
| 一、デギタリス葉 | 三十七貫九百匁 |
| 一、アブシンチウム | 四十七貫匁 |

河豚毒成分の研究開始 明治十八年衛生局東京試驗所に於ては所長田原良純によりて河豚毒成分の研究を開始せられたり。

藥品試製所の廢止 明治十八年東京試驗所に合併されたる藥品試製所は同十九年廢止となり同試製所跡には東京試驗所隣接の牛痘種繼所を移し同所跡の土地建物一切を東京試驗所に移管の結果敷地擴張せられ加ふるに三階建試験室の一棟を新築し瓦斯火の使用を開始する等内容外觀益々充實せり。

處務權限並章程の改訂と衛生參考館の新設 明治十九年三月試驗所處務權限並章程更訂せられたり。其結果所長の權限擴張せられ檢明部を

生理、病理、化學の三科に分ち渾て衛生上の利害に關する諸項を説明することと爲れり。然して同時に試験成績書には所長及主任技術官署名捺印することに定められたり。又衛生局東京試験所に衛生参考館を置き衛生學的試験品、器械及書籍等を陳列し公衆の參考に供することと爲したり。其條文次の如し。

衛發第一四八號

處務權限並章程變更

明治十六年五月相達置候衛生局試験所處務權限並章程目今別紙之通更定ス此旨相達候事

明治十九年三月十六日

衛生局長 長 興 專 齋

別 紙

衛生局試験所處務章程

所長ハ事ヲ衛生局長ニ承ケ所中一切ノ事務ヲ督シ隨時試験ヲ舉行ス

所長ハ所員ヲ督シ其分掌ヲ定メ進退點涉ヲ衛生局長ニ具狀ス

所長ハ其管掌ノ事務ニ付諸官廳及外國人ト直チニ文書ヲ往復スルコトヲ得

所員ハ所長ノ指揮ニ屬シ試験分析ノ事ヲ分掌ス

庶務掛ハ事ヲ所長ニ承ケ所中ノ庶務ヲ擔任ス本所ニ於テ取扱フ可キ事務左ノ如シ

一、諸官廳ノ依頼又ハ人民ノ請求ニ應ジ大氣、用水、土壤、衣服料、飲食品、鑛泉等衛生上ニ關スヘキ物質ヲ検査シ傍ラ警察及裁判ニ關スル分析試験ヲ舉行スル事

一、藥品ノ精粗眞贋ヲ検査シ醫藥用ノ適否ヲ判別スル事

一、生藥又ハ新藥ノ性微成分ヲ説明スル爲メ藥劑ノ検査ヲ舉行スル事

一、試験成績書ニハ所長及主任ノ技術官署名捺印スル事

一、庶務掛ハ試験ニ關スル諸記表ノ編製、器械、藥品、書籍ノ保管文書ノ往復等本所一切ノ庶務ヲ處理スル事

一、東京試験所ニハ前條ノ他ニ檢明部ヲ置キ生理、病理、化學ノ三科ニ分チ渾テ衛生上ノ利害ニ切ナル諸項ヲ試験説明スル事

一、東京試験所ニハ參考室ヲ置キ衛生學理、試験品、器械、書籍ヲ陳列シ參考ニ供スル事

追加(明治十九年三月十五日)

一、東京試験所ニハ藥草試植園ヲ置キ藥草ヲ試植スル事

第二版日本藥局方の公布 明治十九年六月待望の日本藥局方愈々成り公布せられたり。

内務省令 (明治十九年六月二十五日第十號)

日本藥局方別冊ノ通制定シ明治二十年七月一日ヨリ施行ス

(別冊) 日本藥局方 (省略)

藥品取扱方之儀に付伺 左記藥品の取扱方に關し次の如き應答ありたり。

第四〇二號

明治十三年第一號公布毒藥劇藥取扱規則ニ據リ左記ノ藥品當地藥舖ヨリ取扱方ノ儀ニ付申出候間東京、横濱試験所へモ及照會候處別紙寫ノ通回答有之候處左記朱書之通少ク意見之異ナル品モ有之候得共何モ同規則第何類ニ屬シ爲取扱可然哉何分ノ御指揮相成度此段相伺候也

明治十九年十月廿一日

衛生局長 長 與 專 齋 殿

大阪試験所長 村 橋 次 郎

(別紙)

	東京	横濱	大阪
ヂュボイジン	毒	毒	毒
硫酸ダツリン	毒	毒	毒
單寧酸カンナビン	毒	ナシ	毒
レゾルシン	劇	ナシ	劇
鹽酸エゼリン	毒	毒	毒
硫酸エゼリン	毒	毒	毒
水 銀 蠟	劇	ナシ	通
コトシン	通	通	通
水 銀	通	通	劇
亞硝酸アミール	劇	劇	劇
ナフタリン	劇	ナシ	劇

當所ニ於テハ辰砂同様ニ取扱
汞灰酸藍丸同様ニ取扱
局方實施前ノ取扱

書面何之趣左之通可心得事

デニボイジン、硫酸ダツリン、單寧酸カンナビン、鹽酸エゼリン、硫酸エゼリン

右ハ藥品取扱規則第二類ニ準スヘシ

レゾルシン、ナフタリン、水銀鹽、亞硝酸アミール

右ハ同規則第三類ニ準スヘシ

コトシン、水銀

右ハ通常藥ニ準スヘシ

明治二十年一月十五日

衛生局長 長 與 專 齋

第三編 衛生試験所時代

衛生試験所官制の公布 明治二十年五月三十一日衛生試験所官制公布せられ從來の衛生局試験所の名稱を廢し更に東京、大阪、横濱衛生試験所と改稱せられ何れも内務大臣の直轄となりたり。

勅令第十七號を以て公布せられたる衛生試験所官制次の如し。

第一條 東京、大阪、横濱ニ衛生試験所ヲ置ク

第二條 衛生試験所ハ内務大臣ノ管轄ニ屬シ衛生上試験ニ關スル事項ヲ取扱フ所トス

第三條 各衛生試験所ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ

所 長

技 術 官

屬

第四條 所長ハ内務技師ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所内ノ事務ヲ管理ス

第五條 技術官ハ所長ノ指揮ヲ承ケ検査ノ事務ヲ分掌ス

第六條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ書記計算等ニ従事ス

第七條 衛生試験所ニ檢明、藥劑ノ二部ヲ置キ技術官ヲ以テ部長ニ充ツ

第八條 檢明部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、大氣、用水、土壤、衣服、食物、飲食物、礦泉等ニ關スル事項

一、警察及裁判醫事ノ化學的ニ關スル事項

第九條 藥劑部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、藥品ノ精粗、眞贋及醫藥用ノ適否ニ關スル事項

主ナル事業

一、食料品ノ尿ニ及ボス影響

一、日本食調査

一、營養食調査

一、「クレゾール」調査

一、糞尿ヲ酸性ナラシムルニ幾許量ノ硫酸ヲ使用スヘキヤノ調査

藥草栽培の指導 東京衛生試験所は明治二十年十一月藥草栽培に關する注意を官報に記載し廣く栽培者の指導誘掖に努む。官報掲載藥草中
重なるものの名稱を掲ぐれば次の如し。

罌粟、デギタリス、ヒヨス、ペラドンナ、テムス、ラヘンデル、茴香、コロシント、纈草、アルテア

右官報には以上十種の藥草の和名ラテン名を初め藥用に供する部分、栽培、收穫法等極めて懇切丁寧に記載し全く藥草栽培手引の觀を呈せり。

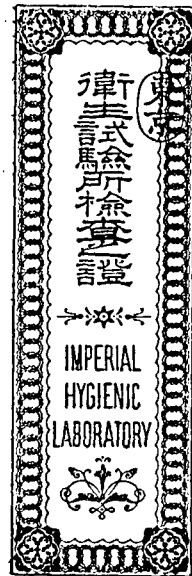
検査印紙貼付様式及告示箋の改正 明治二十年七月一日より第一版日本藥局方實施せらるゝに至りたるを以て衛生試験所の検査印紙は日本藥局方所載の藥品に限り貼付し其他は當該國藥局方適否の告示箋のみを交附することに改正せられたり。之に關する内務省告示次の如し。

内務省告示 (明治二十年六月二十日第二號)

衛生試験所ニ於テ醫藥用ニ適スヘキモノト認メタル藥品ニハ左ノ検査印紙ヲ貼付ス

但當分ノ内元衛生局試験所検査印紙ヲ取交貼用ス

色 赤



衛生局ヨリ内務省ヘ伺 (明治二十年六月日開)

今般衛生試験所官制被相定候ニ付同所ニ於テ藥品検査印紙之儀ハ元衛生局試験所藥品検査印紙面ノ局ノ字ヲ削除シ横文ハ張紙之通其他彩紋及印紙尺小形ノ種類等有形ノ儘ニ取極致度就テハ元來印紙現在品別紙調書之通ニ有之候ニ付右不用ニ屬シ候テハ多額ノ消費ニ可相成候間當分ノ内來印紙取交貼用相成可然哉告示案添此段相伺候也(別紙省略)

内務省告示 (二十年十二月二十四日第九號)

自今衛生試験所ニ於テ検査印紙ヲ貼付スルモノハ日本藥局方所定ノ藥品ニ限ル其他ハ某國藥局方適否ノ告示箋ヲ交付スヘシ但何レノ藥局方ニモ記載セサルモノハ主成分ノ比例ヲ記シテ之ヲ交付スヘシ

横濱衛生試験所の移轉新築 明治二十一年五月豫て横濱市北仲通五丁目横濱衛生試験所の建物及敷地を擧げて司法省に譲り之が代償として同市本町五丁目の同省用地を收受し此處に新廳舎の建築中なりしが本月に至り竣工したるを以て同所は之に移轉したり。

藥品營業竝藥品取扱規則の發布 明治二十二年法律第十號藥品營業竝藥品取扱規則を發布せられたり其の制定の趣旨は當時内務省當局が内閣に提議し閣議を求めたる左の書面に明かなり。

藥品營業並藥品取扱規則制定及藥劑師試驗規則等省令發布ノ件

醫術ノ開明進ムニ從ヒ醫藥ノ品類モ漸ク其範圍ヲ擴ケ其性効峻烈猛烈ニシテ毒害恐ルヘキモノト雖モ收メテ醫家ノ利器ニ供シ運用ノ妙能ク病ヲ制シ死ヲ起コスノ良劑トナリ復タ昔日草根木皮ノ淡白ナルカ如クナラス且其ノ藥品タルヤ製造ノモノアリ製敗セルモノアリ精粗純駁一様ナラサルカ故ニ若シ其鑑識ヲ誤リ應用ヲ失スル時ハ風毛ノ差ハ生死ノ別ル、處ニシテ其ノ危害又昔日ノ比ニアラス故ニ醫藥ヲ取扱フモノハ特ニ相應ノ學識ヲ具ヘ資格ヲ有セサル可カラサルハ已ムヘカラサルコトニシテ醫術ノ進歩ト併行シテ相離ル、コト能ハサルモノナレドモ我國醫師ノ進歩ハ遠ク藥學ニ挺出シ所謂藥舖ナルモノ追隨シテ之ニ伴フコト能ハスニ於テ明治八年三府ニ令シテ新規ニ藥舖ヲ開クモノ、爲メ試験ヲ行ハシメ他ノ諸縣ニ於テ試験施行ヲ願出ルモノハ許可ヲ得テ漸ク藥舖ヲ學術ノ世界ニ導キ一方ニハ明治十年毒藥劇藥取扱規則ヲ設ケラレ僅カニ藥品取締ノ地ヲ爲シタリシカ時機漸ク熟シ今日ニ及デハ各府縣概ネ藥舖試験ヲ設ケサルモノ

ナシ又日本藥局方ノ發布モアリテ略々其準備ヲ整ヒタレハ今ヤ藥劑師即チ從來ノ藥師ト藥種商トヲ別チ藥劑師ノ資格ヲ定メ醫藥ノ取扱ヲ鄭重ニシ藥種商ハ之ヲ仲買商ノ位地ニ置キ毒藥劇藥ノ小賣ヲ許サス製藥者ハ自己ノ製品ノミ容器ノマ、販賣セシムル等漸ク藥品取締ノ方法ヲ完全ノ區域ニ進ムルノ必要ヲ見ルニ至レリ又醫學ト藥學トハ共ニ皆獨立ノ專門學ニシテ其範圍頗ル廣ク固ヨリ一人ニ併有スヘキモノニ非ス又到底兼修スルコト能ハサルカ故ニ歐米著明ノ諸國ニ於テハ各々其業ヲ分チ行政上ノ便宜ニ於テモ學術上ノ進歩ニ於テモ分業ノ便益ニ賴ルコト少ナカラス歸納ノ目的ハ此ニ外ナラスト雖モ本邦ニ於テハ二學ノ進歩大ニ其度ヲ異ニシ且ツ二千有餘年ノ久シキ醫師ハ專ラ賣藥ノ益ヲ以テ生計トシ一般人民モ亦タ其便ニ賴ルモノナレハ今日急ニ釐革スヘカラサルノ情勢アリ姑ク醫師ノ調劑ヲ許ス事トセリ是レ此規則ヲ編制スルノ大意ニシテ藥品取扱規則ノ改正ヲ要スル所ナリ而シテ其ノ藥體タルヤ前陳ノ如ク一種特別ノモノニツキ本則發布ノ上ハ相等ノ巡視委員ヲ組織シ時々藥局藥店ヲ巡視査閲セシメ其執行ヲ保護スルコト亦已ム可カラサルノ必要トス因テ藥品營業並藥品取扱規則別紙甲號ノ通制定アランコトヲ望ミ藥劑師試驗規則藥局藥店巡視規則毒藥劇藥品目乙丙丁號ノ通省令ヲ以テ發布セント欲ス

但本案ハ總テ一年間ノ施行猶豫アルヲ要ス

明治二十二年法律第十號藥品營業並藥品取扱規則の發布と同時に内務省令第三號を以て藥劑師試驗規則を、同第四號を以て藥品巡視規則を、同第五號を以て毒藥、劇藥の品目を定めたるが之等は何れも法律第十號の規定に基く法規なるを以て明治二十三年三月一日法律第十號の施行と同時に施行せられ之れと同時に明治十三年第一號布告藥品取扱規則は廢止せられ茲に我國藥品制度の根幹全く整備するに至りぬ。

藥草試植園の文部省移管 明治二十三年一月市内小石川區戸崎町藥草試植園(明治十六年四月開設)の敷地が東京育嚙學校敷地として文部省に移管せられたる爲、藥草類は悉く隣接せる帝國大學植物園に移植し左記條件の下に藥草試植園の事業を帝國大學に移管せり。

一、内外產藥草ヲ培養試植シ其ノ成績ヲ毎年官報ニ登載スル事

二、内務省衛生局及衛生試驗所ヨリ内外產藥草試植ノ事ヲ要求スルトキハ其需メニ應スル事

三、藥草類ノ種子及苗ヲ要求スル者アルトキハ分與スル事

検査印紙貼付規定の改正 明治二十三年三月自今衛生試驗所に於て検査印紙を貼付するものは明治二十二年法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條の藥品とする旨公布せられたり。

衛生試驗所官制の改正 明治二十三年八月二日勅令第二百五十二號を以て衛生試驗所官制及同處務分課を改正せられ検明部に於ては大氣、用水、土壤、衣服料、飲食物、礦泉、警察及裁判、醫事の化學的試驗並病原檢索に關する事項を掌り藥劑部に於ては藥品の精粗眞質及其醫藥

用適否、藥品の性質及試験方法調査並に藥品の主成分檢出に關する事項を掌ることとなりたり。

藥品検査其他手数料に關する規定の改正 明治二十四年一月從來粉末生藥品にして印紙を貼付するものは吐根外五種に限りしが自今は其他の藥品と雖も検査を経たる生藥を用ひ當所内に於て粉製したるものに限り検査印紙を貼付することとなり。

同年五月衛生試験所に於て検査したる藥品其他の物品に對し不服あるものは再検査を乞ふことを許さる依て各試験所に於ては再検査施行手續及出願手續等を協議決定し同年七月初回の検査に對し不服あるものは初回検査手数料の三倍に該る金額を前納して再検査を請ふべきことを規定せり。

明治二十五年三月藥品検査其他手数料は登記印紙（後に收入印紙と改稱せらる）を以て納むべき旨公布せられたり。

明治二十六年七月工業用酒精に混和すべき木精（メチールアルコール）の検査出願あるときは試験の上其使用に適すべきものと認めたるときは特に規定の検査印紙を貼付し之が手数料を徴收することとなり。尙木精（メチールアルコール）の容器に貼付する検査印紙の形式規定せられたり。即ち次の如し。

衛發第二九九號ノ内

本年勅令第五十八號第八條ニ據リ工業用酒精ニ混和スヘキ木精印紙貼付之儀本日内務大臣ヨリ訓令相成候處右木精ハ該酒精混和用ニ適スヘキ程度トシ三試験所御協議ノ上一定ノ標準ヲ設ケ印紙貼付相成候様御取計有之度此段申及候也

明治二十六年七月十日

衛生局長 後 藤 新 平

東京衛生試験所長 中 濱 東 一 郎 殿

訓第五〇一號

衛 生 試 験 所

自今工業用酒精ニ混和スヘキ木精検査出願ノ節ハ検査ノ上其使用ニ適スヘキト認定シタル者ハ左ノ罐形ノ印紙貼用シ其検査手数料及印紙料ハ明治十七年當省甲第二十七號告示ニ據リ徴收スヘシ
右訓令ス

明治二十六年七月十日

内務大臣伯爵 井 上 馨

青 色



大阪衛生試験所の新築移轉 明治三十年十二月廳舎新築の議決し大阪市東區

京橋三丁目土地を購入し起工に着手し翌三十一年十月竣工移轉せり。

藥品の封緘並藥品飲食物等の検査營業者取締令の公布 表記取締に關し明治三十年三月内務省令第二號を以て次の如く公布せられたり。

藥品ノ封緘ニ印紙ヲ貼付スルモノハ明治二十年六月内務省告示第二號衛生試験所検査印紙ト同色若シクハ之ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ用ヒ封緘ヲナスコトヲ得ス

藥品其他ノ飲食物等ノ検査ヲ以テ營業トナスモノハ其検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試験所又ハ同音ノ文字ヲ使用スルコトヲ得ス本令施行前其検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試験所又ハ同音ノ文字ヲ使用シタルモノハ本令施行ノ日より改稱スヘシ

本令ニ違背シタルモノハ十圓以内ノ罰金ニ處ス

本令ハ明治三十六年六月一日ヨリ施行ス

輸入藥品の調査 國をあげて歐米舶來品尊重の熱愈高く今にして策を講ぜざれば國內工業の發達は望むべからず其對策を講ぜんが爲め政府は先に各官署使用の輸入品調査を開始したり。

乾第一八五九號

内地工業ノ保護發達ノ政策ヲ講スル爲メ之カ參考トシテ帝國政府購入外國品ノ數量及價額ヲ調査スルノ必要有之候ニ付テハ貴省御購入品ニシテ外國ヨリ直輸入ニ係ルモノト内地商人ノ手ヲ經ルモノトヲ問ハス苟クモ外國品ニ關スルモノハ其數量及價額ニ就テ三十年ヨリ三十二年ニ至ル三ヶ年對照表御調製ノ上御回付相成度尤モ精確ナル計數ヲ揭示シ難キ場合ニハ概數ニテ差支無之候此段及御照會候也

明治三十三年九月二十日

内務總務長官 小 松 原 英 太 郎 殿

大藏總務長官 男爵 田 尻 稻 次 郎

右調査依頼に對する東京衛生試験所の答中は次表の如し。即ち藥品其他諸品に於て約一千圓阿片に至りては約九千圓を毎年輸入し居れり。

品名	三十一年度		三十二年	
	價額	價額	價額	價額
金屬製諸器械	一九四四四三〇	三八七四四七〇	三八九四四〇〇	
器具類	七四〇二〇	五四六八〇	一〇四七〇〇	
藥材	三四四三七〇	一四五五〇	五四七〇〇	
製藥	二三五四六〇五	一六一四〇四五	二〇一四五四六	
玻璃製品	二〇〇四四九六	一〇三四五五	三三八四一八〇	
圖書	九四四九二	一一七四九五五	一二三四三〇五	
新聞雜誌	七八四九四〇	七三四一一〇	八二四八五	
雜品	一二四四六七五	四八四四四六	三六四六三	
計	九七〇四四五七	八九八四八七一	一一八八四三一	
外阿片	七三五〇四五八〇	八七四四四四六〇	八八一四四七二〇	

外國特許名藥品の印紙貼付に付照合 外國に於て名稱の特許を得たる新藥に印紙貼付の儀に付疑義を生じたるを以て三所長より内務大臣宛
次の照會を發せり。

從來試験出願ノ新藥ノ内外國ニ於テ其名稱ノ特許ヲ得タルモノト同質異名ノモノニハ試験ノ結果ニ依リ何レモ便宜上普通ノ特許名ヲ記シタル印紙ヲ貼付致來
候處(假令「ツッケリン」或ハ「シコーゼ」ニ對シテ「サツカリン」又「ヘキサメチレンテトラミン」ニ對シテ「ウロトロビン」ノ印紙ヲ貼付スルカ如
シ)抑モ右等ノ特許名ハ其本國ニ於テ各其特許權享有者ニ非ラサレハ之ヲ使用スルコト能ハサルカ故我試驗所ニ於テ之ヲ使用スルハ政府力締盟國特權享有者
ヲ保護スル旨意ニ相戻リ候様致度候得共口獨通商航海條約及萬國工業所有權保護同盟條約中ニ名稱ノ特許又ハ保護ノ明文無之ニ付差支無之乎事外人ニ相關シ
候義ニ付何分ノ御指揮相成度候也

明治三十四年十一月十五日

横濱衛生試験所長 島 田 耕 一
東京衛生試験所長 田 原 良 純
大阪衛生試験所長 辻 岡 精 輔

内 務 大 臣 宛

右に對し衛生局長は左記の通り應答したり。

客年十一月十五日付第一七六號ヲ以テ外國ニ於テ名稱ノ特許ヲ得タル新藥ニ印紙貼付ノ儀ニ付上申相成候處右ハ左ノ通御心得相成可然依命此段及通牒候也

左 記

一、外國人カ外國ニ於テ發明ノ特許ヲ受ケ居ル場合ニ於テモ同一發明ニ付本邦特許局ニ於テ特許ヲ受クルニアラサレハ本邦内ニ於テ特許權ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

一、現行特許法ニ於テハ勿論商標法ニ於テハ商標トシテ使用セラル、場合ノ外名稱ハ保護セラル、コトナシ而シテ商標トシテ登録ヲ受ケタル名稱上官廳等ニ於テ商標トシテ之ヲ使用セサル限りハ商標主ノ權利ヲ害スルモノニアラス 以上

明治三十五年四月二十四日

内務省衛生局長 長 谷 川 泰

横濱衛生試験所長 島 田 耕 一 殿

試験手数料に關する規定の改正 明治三十四年六月及七月試験手数料に關する規定を公布せられ從來の手数料に關する規定は總て之を廢止されたり。即ち次の如し。

衛生試験所手数料ニ關スル規定 (明治三十四年六月内務省令第十七號)

第一條 衛生試験所ニ藥品其ノ他衛生上關係アル物品ノ試験ヲ依頼スル者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

一、藥品ノ藥用適否試験ハ金壹圓 但シ検査印紙ヲ貼付スルモノハ其ノ容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金二錢

検査印紙貼換及印紙付藥品小分ハ金二十五錢及印紙ヲ貼付スヘキ容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金二錢

衛生試験所手数料ニ關スル規定 (明治三十四年七月内務省令第十號)

第一條 衛生試験所ニ藥品其ノ他衛生上關係アル物品ノ試験ヲ依頼スル者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

一、藥品ノ藥用適否試験ハ金壹圓

但シ衛生試験所ノ検査印紙ヲ貼付スルモノハ別ニ一箇ニ付金壹圓 一、二

二、水氷及雪ノ飲料適否試験ハ化學的試験、細菌學的試験各金五拾錢

三、水及鹽水ノ定性分析ハ金五圓定量分析ハ金拾圓

但シ水ノ全硬度、永久硬度ノ檢定ハ各金五拾錢

四、乳汁ノ定量分析ハ金貳圓五拾錢簡易脂肪檢定ハ金五拾錢

五、牛酪、煉乳、乳汁、簡共ノ他乳製品ノ定量分析ハ金四圓

六、酒精ノ定量分析ハ金五圓

七、燒酎、ブランデー類及酢ノ定量分析ハ金參圓

八、肉類及肉羹汁ノ定量分析ハ金參圓

九、肉百弗頓、其ノ他肉製品ノ定量分析ハ金五圓

十、穀類、蔬菜、果實、麴類、素類、茶、珈琲、菓子、調製餡類ノ定量分析ハ金五圓

十一、砂糖、蜜、水飴類ノ定量分析ハ金參圓

十二、醬油、味噌類及食鹽ノ定量分析ハ金七圓

十三、罐詰類ノ定量分析ハ其ノ原料ノ手數料ニ準ス

但シ貯藏ノ耐否試験ハ金貳圓

十四、衣服類ノ纖維檢定ハ金五拾錢其ノ概量檢定ハ金貳圓

十五、著色料、化粧品、飲食物、飲食物用器具並ニ其ノ原料又ハ鍍布鍍着ノ合金ニ就キ衛生上害否試験ハ金貳圓

十六、石鹼ノ定量分析ハ金五圓

十七、尿ノ糖分及蛋白質ノ有無試験ハ各金五拾錢

十八、石油ノ引火點檢定ハ金五拾錢

十九、裁判關係諸品ノ試験ハ一種ニ付金壹圓以上金貳拾圓以下

二十、第一號乃至第十八號ノ物品其ノ他大氣及瓦斯類、製造品又ハ天產物ノ含有成分中ノ一成分又ハ一成分以上ヲ指定シ之カ試験ヲ依頼スルモノハ定性分析

ニ在リテハ一成分ニ付金壹圓一成分以上一成分ヲ増ス毎ニ金五拾錢定量分析ニ在リテハ一成分ニ付金貳圓一成分以上一成分ヲ増ス毎ニ金壹圓

但シ比重點沸騰點ノ檢定又ハ水分、越幾斯分、灰分ノ定量ハ各金五拾錢

第二條 前條ノ物品ニ關シ特殊ノ試験ヲ依頼スルモノ又ハ前條記載以外ノ物品ノ試験手數料ハ其ノ試験ノ難易及之ニ要スル時日ヲ長短ニ從ヒ前條手數料ノ割

合ニ準シ衛生試験所長之ヲ定ム

第三條 時日ヲ限リ試験ヲ依頼スル者アルトキハ衛生試験所長ハ所務ノ都合ニ依リ之ニ應スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ普通手數料ノ五倍以内ヲ徵收ス

ルモノトス

第四條 報告書ノ謄本ヲ請求スル者ハ一葉ニ付手数料金拾錢其ノ翻譯文ヲ請求スル者ハ衛生試驗所長ノ定ムル所ニ依リ一通ニ付手数料金五拾錢乃至金五四ヲ納付スヘシ

第五條 試驗依頼人ノ請求ニ應シ衛生試驗所員試驗ノ爲出張スルトキハ依頼人ハ官職相當ノ旅費及試驗器具ノ運搬費ヲ負擔スヘシ

附 則

第六條 本令ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 明治十七年十月内務省告示甲第二十七號明治二十四年十月内務省令第十號及明治二十六年十月内務省令第十二號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

衛生試驗所検査印紙種類改正ノ件 (明治三十九年六月内務省告示第六十號)

明治二十年六月内務省告示第二號衛生試驗所印紙種類左ノ通改メ來ル七月一日ヨリ之ヲ使用ス

印 紙 種 類

第一號	輪 廓	縱六寸五分	横一寸五分
第二號	輪 廓	縱四寸九分五厘	横一寸二分
第三號	輪 廓	縱三寸三分五厘	横九分
第四號	輪 廓	縱二寸五分	横八分
第五號	輪 廓	縱一寸五分	横五分五厘

増員に關する上申書 明治三十五年四月東京、大阪及横濱の三所長連名にて増員の件に就き内務大臣宛次の上申書を提出せり。

竊ニ明治二十年五月衛生試驗所ノ官制ヲ制定セラル、ヤ規模尙ホ小ニシテ事務亦簡ナリ爾來世運ノ進歩ハ滔々トシテ止マス殊ニ衛生事業ノ發達ニ伴ツテ本所ノ事務ハ漸々増進シ其間事務ノ狀況ニ應シ官制中改正ヲ加ヘラル、コト數度ナルモ事務ノ増進ハ近來ニ至リ著シク繁劇ヲ加ヘ現在當所ノ定員ハ未タ以テ事務ノ狀勢ニ應スルニ足ラス加之將來ノ増進ハ必然ノ結果ニシテ現在定員ノ儘ニテハ事務ノ施行上ニ於テ到底澁滞ナキヲ得ス殊ニ檢明部ニ於テハ一昨三十三年二月法律第十五號ヲ以テ飲食食物其他ノ物品取締ニ關スル法律ヲ發布セラレテ以來引續キ内務省令ヲ以テ牛乳營業取締規則、有害性着色料規則其他清涼飲料水取締規則、氷雪取締規則飲食用器具取締規則等ヲ發布セラレタルニヨリ當業者ノ出願非常ニ増加シ又藥劑部ニ於テハ世上製造藥品ノ物議喧シク延テ藥品試驗ノ出願ヲ増加シ其他臺灣總督府ノ如キハ昨年一月以來總テ藥品ハ官立衛生試驗所ノ検査済ニアラサレハ使用ヲ許サルコト、ナリタル等總テ是レ試驗出願増加ノ原因トナリ本所ノ事務愈々益々繁劇ヲ加フルニ至レリ抑々衛生試驗所ノ職責タルヤ獨リ此等出願試驗ノ依頼ニ應スルニ止マラス進ンテ諸般衛生法令ノ根據タル物件調査ノ術ニ當ラサルヘカラス即チ飲食食物及其他ノ物品取締法、日本藥局方等ノ如キ皆其根據ヲ衛生試驗所ノ調査ニ仰カサルハナシ加フルニ前段陳述セル如キ事務益々増加ノ狀勢ヲ以テス此狀勢ニ應シ此ノ職責ヲ完フセンニハ此ノ事ニ從フ職員ヲ増加スル外無之以上ノ理由ヲ以テ本年度ハ少クトモ各所更ニ

技師一名技手三名書記一名増員相成度此段上申候也

明治三十五年四月廿九日

内務大臣宛

横濱衛生試験所長
東京衛生試験所長
大阪衛生試験所長

東京衛生試験所に藥品小分場新設 明治三十六年藥品小分場新設の爲め在來本館庭園の中央に在りたる書籍室西洋造平屋建六坪壹棟を取毀ち其跡に千八百八十圓を以て建坪五七坪(附屬廊下共)藥品小分場を新設し書籍室は本館北隅試験室に移轉したり。

東京衛生試験所に調査部新設 明治三十七年六月衛生試験所事務分課改正せられ衛生上利害及其試験方法等調査の件を追加せられ東京衛生試験所に調査部を新設せられたり。其の内務省訓令次の如し。

訓第四四一號

東京衛生試験所

衛生試験所事務分課左ノ通改正ス
右訓令ス

明治三十七年六月二十二日

内務大臣 子爵 芳川 顯正

衛生試験所事務分課

檢明部

一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ應シ大氣、用水、土壤、衣服料、飲食物、鑛泉其ノ他衛生上ニ關係アル物料ヲ試験スル事
一、警察及裁判醫事ノ化學試験ヲ行フ事

藥劑部

一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ應シ藥品ノ精粗眞贋及其ノ醫藥用適否ヲ試験スル事
一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ應シ藥品ノ性質及主成分ヲ試験スル事
一、阿片法第二條第二項ニ依リ阿片ヲ試験スル事

調 査 部

一、検明部第一項ニ掲クル物料ノ衛生上利害ヲ調査スル事

一、藥品ヲ試製シ及藥品ノ性質並試験方法ヲ調査スル事

一、衛生試験方法ヲ調査スル事

一、病原ヲ檢索スル事

東京衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依ル阿片ノ試験及調製ヲ管掌ス

大阪及横濱衛生試験所ニハ調査部ヲ置カス必要アル場合ニ於テハ調査部主管ニ屬スル事項ニシテ藥品ニ關スルモノハ藥劑部ニ於テ其ノ他ハ檢明部ニ於テ之ヲ施行ス

検査印紙の改正 封緘用検査印紙は爾來數回の改正を経たるも尙ほ不備の點を認め大形印紙新に制定せられ封緘に際しゴム割印を施して印紙剝取を豫防することとせり。即ち次の如し。

藥品ノ封緘ニ印紙ヲ貼付スル場合其容器ノ大ナルモノハ現行（明治二十年六月内務省告示第二號）大形ノ印紙ヲ以テ完全ニ封緘ヲ施シ難キニヨリ從來止ムヲ得ス白紙ヲ繼ギ合セ右繼目ニ割印ヲ捺シ貼付致來候處斯クテハ單ニ不體裁ナルノミナラス尠ナカラサル手數ヲ要シ候ニ付左ノ寸法ノ通り更ニ最大形印紙制定候様御詮議相煩度此段及上申候也

明治三十九年二月十九日

大阪衛生試験所 長

横濱衛生試験所 長

東京衛生試験所 長

内 務 大 臣 宛

同前（印紙最大形制定上申書）衛生局長經由案

藥品ノ封緘ニ貼付スル最大形印紙制定方ニ付別紙上申書及御廻候條進達方可然御取計相成度此段申達候也

大阪衛生試験所 長

横濱衛生試験所 長

東京衛生試験所 長

衛生局長 殿

前記最大形印紙制定に關する上申は同年六月聽許せられ内務省告示第六號を以て告示されたり。

瓶口ニ白紙ヲ卷キ印刷用インキヲ以テ捺印ヲ施ス件

藥品検査印紙ヲ貼付スルニ現今使用スル糊液ハ種々考案ヲ經タルモノナルモ或方法ヲ用フルニ於テハ現狀ノ儘印紙ヲ剥キ取ラル、ノ虞ナシトセス從テ高價ナル藥品ハ試験所ノ封緘シタル印紙ヲ剥キ取り他ノ擬似品ヲ混入セラル、コトナキヲ保シ難シ斯クテハ試験所ノ信用ヲ害スルノミナラス需用者ニ危險ヲ及ホスコト渺ナカラサルヲ以テ壙壙類ハ其頸部ニ横ニ白紙ヲ幕狀ニ卷キ其上ニ印紙ヲ貼付シ白紙ト印紙ニ掛ケ割印ヲ押捺シ頸部細クシテ（印紙密接スルモノハ横紙ヲ貼付セス印紙ト印紙ノ合目ニ割印ヲ施セリ）箱、罐等ハ適宜ノ封所ニ同様印紙ヲ割印ヲ施シ而シテ割印ニ用フルニ護謄印用インキヲ以テシ若シ溫湯ニ浸ストキハ印章散潰シテ印紙ヲ汚染スルニ至ルカ故ニ此方法ニ由リ庶クハ印紙割取ノ好手段ヲ防遏シ得ヘント思料シ數度實驗ノ末豫想ノ好結果ヲ得タルヲ以テ本月二十四日より實行度致候間別紙印章御添此段及御通知候也

明治三十九年四月二十八日

衛生局長 殿

東京衛生試験所應舍修築に關する上申書 東京衛生試験所は開設以來既に二十九年を閱し事務日に繁多を加へ從來の規模にては狹隘を告ぐるに至りたるを以て次の如き應舍増築を具申せり。

應舍修築ニ付具申接

當衛生試験所ハ明治十年ノ營造ニ係リ建築後已ニ二十九年其用材大半朽敗セルヲ以テ年々多額ノ費用ヲ投シ部分修繕ヲ爲スト雖モ到底耐久ノ見込之ナク畢竟スルニ一時姑息ノ彌縫ニ過キスシテ經濟上甚ダシキ不得策ナリト云ハサルヘカラス加之三十五年中藥品小分場ヲ新築シタルニ爾後藥品小分ノ數著シク増加シ現ニ本年ノ如キ六月末日ノ前年比較ニ於テ藥品試験小分貼替ノ總個數九萬七千四百十八ヲ増加シタル事實ニシテ從テ小分場ノ狹隘ヲ告クルト共ニ藥品置場亦狹隘トナリ止ムヲ得ス場外ニ積置クコト殆ト常例ト相成居ル狀態ニシテ取締上不都合タルヲ免レス

以上ノ事由ニヨリ工事ノ急ハ時日ヲ緩ウスヘカラサル勿論ノ義ニ候得共時局ニ顧レハ現下ノ軍國多事ノ場合敢テ任意ヲ煩ハスハ大ニ憚ル所アリ可及的國幣ノ支出ヲ減シテ竣功セシムル方法ヲ講究シタルニ當所敷地内市區改正ノ爲メ道路ニ充ツヘキ部分有之右工事ノ結果敷地南北ニ横斷セラル、故ニ道路及其南側ノ地面凡一千四百坪餘ハ早晚賣却セサルヘカラサルモノニ有之候ニ付該賣得金ヲ以テ填補スルトキハ殘額僅カニ金五千九百餘圓ヲ仰キテ完成スルヲ得ヘク而シテ設計ノ要領ハ從來ノ試験室其他ヲ藥品小分場及藥品置場ニ改修シ三階煉瓦家（參考室）ヲ改修シテ試験室トナシ所長室事務室應接室及印紙貼付室ノ四室ヲ新築シ參考室ヲ西洋形ニ階造木製トナシ構内北隅ニ新築致度候條特別ノ御詮議ヲ以テ御認可相成度別紙概算書相添此段及具申候也

藥品小分官營開始と事務分課の改正 從來藥品の小分は依頼人の手に一任し衛生試験所は依頼人の差出したる藥品の検査を施行し只其適否

を定め之を依頼人に通告し依頼人に於て其藥品の小分を必要とするときは試験所員監督のもとに各自其女工等をして所内に於て小分を爲し其小分藥品に付試験所は印紙を貼付するの制を取り來たりたるも發賣後種々の不都合あり藥品の小分作業も依頼人の手に委ねべからざるを識り明治四十一年六月一日より之を官營に改めたり。依て官制及省令の改正に伴ひて事務分課規程の改正あり從來の庶務課を庶務部となし又傭人増加の必要起り之が名稱を定められ給料及被服給與規則等を定められたり。又五章四十七條より成る依頼藥品處分規定及二十條より成る藥品試験其他依頼者心得を改定施行する等現在衛生試験所に於ける小分規定全く此の時に成れり。

官制中改正（明治四十一年四月七日勅令第七六號）

衛生試験所官制中左ノ通改正ス

第六條中「二十九人」ヲ「三十三人」ニ改ム

第七條中「六人」ヲ「九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省令（明治四十一年五月二十日省令第九號）

第一條

一、藥品ノ藥用適否試験ハ金壹圓、但シ検査印紙ヲ貼付スルモノハ其容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金貳錢
検査印紙貼換及印紙付藥品小分ハ金貳拾五錢及印紙ヲ貼付スヘキ容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金貳錢

第三條 試験其他ノ急速施行ヲ依頼スル者アルトキハ衛生試験所長ハ所務ノ都合ニ依リ之ニ應スルコトアルヘシ此ノ場合ニハ左ノ範圍内ニ於テ衛生試験所長ノ定ムル手数料ヲ納付スヘシ

一、試験ノ急速施行ハ普通手数料ノ五倍以内但シ此場合ニ於テハ検査印紙貼付ヲモ試験ニ伴ヒ急速施行スルモノトス

二、検査印紙貼付ノモノ急速施行又ハ検査印紙貼換印紙付藥品小分ノ急速施行ハ金參圓以内

前項ノ場合ニ於テ検査印紙貼付ニ付テハ第一條ノ規定ニ從ヒ別ニ料金ヲ納付スヘシ

本令ハ明治四十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務省訓令第四八八號

衛生試験所事務分課左ノ通改正ス

右訓令ス

明治四十一年五月拾壹日

内務大臣 原

敬

衛生試験所事務分課

檢明部

- 一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ係ル大氣、用水、土壤、衣服料、飲食物、礦泉其他衛生上ニ關係アル物料ノ試験ニ關スル事項
- 一、警察及裁判醫事ノ化學的試験ニ關スル事項

藥劑部

- 一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ係ル藥品ノ精粗眞贋及其ノ醫藥用適否ノ試験ニ關スル事項
- 一、官廳公署又ハ私人ノ依頼ニ係ル藥品ノ性質及主成分ノ試験ニ關スル事項
- 一、阿片法第二條第二項ニ依リ阿片ノ試験ニ關スル事項

調査部

- 一、檢明部第一項ニ掲グル物料ノ衛生上利害ノ調査ニ關スル事項
- 一、藥品ノ試験及藥品ノ性質並試験方法ノ調査ニ關スル事項
- 一、衛生試験方法ノ調査ニ關スル事項
- 一、病原ノ檢索ニ關スル事項

庶務部

- 一、試験依頼品ノ受渡及藥品檢査印紙貼附ニ關スル事項
- 一、用度會計其他各部ニ屬セサル事項

東京衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依リ阿片ノ試験及調製ヲ管掌ス

大阪及横濱衛生試験所ニハ調査部ヲ置カス必要アル場合ニ於テハ調査部主管ニ屬スル事項ニシテ藥品ニ關スルモノハ藥劑部ニ於テ其ノ他ハ檢明部ニ於テ之ヲ

施行ス

衛生試験彙報續刊

衛生試験彙報は明治十九年五月第一號を發刊し逐次刊行中の所經費の都合により二十八年四月第九號を以て中絶の止む

なきに至りたり。然るに左記稟申の如く其の經費につき特別の考慮を拂ひ刊行を繼續するに至り明治四十二年第十號を續刊し爾來例年衛生上の諸問題、製藥及藥用植物等の研究業績又は檢明部に於て施行せる飲食物日用品及鑛泉等の試験成績を收録刊行し廣く關係官公署に配布し昭和十一年度に於ては第四九號を刊行するに至れり。

衛生試験彙報刊行ニ付認可稟申ノ件

衛生試験所ニ於テ試験シタル飲食物其他ノ試験成績ヲ公表スルハ公衆衛生ノ發達ニ資スル所少カラス曩ニ之ヲ衛生試験彙報ト題シ刊行シタルコトアルモ經費ノ都合ニヨリ明治二十八年四月第九號發行以來中絶相成居候ニ付今般繼續刊行ノ目的ヲ以テ原稿調査脱稿候處千圓以上ノ印刷費ヲ要シ到底既定豫算ノ範圍内ニ於テ刊行難致候ニ付本原稿ヲ東京市日本橋區通三丁目十四、十五番地丸善株式會社事務取締役小柳津要人ニ下附シ刊行セシメ廣ク販賣爲致度右原稿下附ノ儀御認可相成度此段稟申中候也

明治四十二年三月二日

所 長 代 理

内 務 大 臣 宛

追テ刊行ノ上ハ千部以内ヲ凡ソ金五百圓ヲ以テ買上衛生當局ノ向ヘ無代配付致度且此刊行物ハ如上ノ性質ナルヲ以テ消耗品トシテ取扱度併テ相伺候也

内務省試甲第六號

東 京 衛 生 試 驗 所

本年三月二日驗第六八號稟申衛生試験彙報原稿ヲ丸善株式會社事務取締役小柳津要人ヘ下付ノ件認可ス

明治四十二年三月三日

内務大臣 法學博士 男爵 平 田 東 助

東京衛生試験所本館新築 大藏省臨時建築部に於て管掌せる東京衛生試験所の煉瓦造本館の建築は明治四十年十一月起工四十二年三月落成を告げたり。此建坪四百十五坪にして内二階二百六坪八七五、全費用八萬四千五百十九圓餘なり更に此建築物の内部裝飾其他諸種の設備費として七千五百圓の下附を得て之が設備をなし五月九日之に移轉したり。

本館建築に伴ひ舊建築物の處分模様替へ等の工事を施行し舊物置移築模様替は煉瓦造の本館を建築する爲め取崩し該建築中臨時建築部技手等の出張詰所に充用したるものを更に官舎に模様替へを爲したり。又日本館の内所長室は倉庫係工手監督詰所に事務室印紙貼付室、同乾燥

室、及工手更衣所は倉庫係の工場に調査部は倉庫係藥品置場に検明部は廊下より荷造場に至る廣間に、天秤室は小分係工手監督室に、藥劑部は小分場に改修せられ舊藥品小分場は約二分の一を瓶洗場及瓶乾燥場に其他は工手更衣所に改造せられ舊物置は官舎に改造せられたり。

右諸工事は明治四十三年三月四日竣成を告げ官舎には庶務部長小分監督技手及會計主任を夫々住居せしめたり。

前記新館建築及修繕工事完成したるを以て同年三月二十六日を卜し内務省大臣以下各高等官、同衛生局屬及雇員、官房秘書課、同會計課屬雇員、大藏省主計局同臨時建築部長以下工事に關係ある諸員、會計検査院官吏にして本所に關係ある者警視總監及同廳技師、技手、傳染病研究所長及同所吏員一同東京市水道課吏員にして工事に關係したる者二名、法制局長官及判任官以上、内外新聞記者、重なる開業醫及官私立病院長、東京市立衛生試驗所長、藥品輸入商組合員一同、中央衛生會員、日本藥局方調查會員藥劑師會員等凡そ八百餘人に招待狀を發し參觀に供したり。續いて同二十七日には別に案内狀を發せざるも觀覽券を供して所長以下所員の家族並びに舊所員等六百名に參觀を許したり。

ドレスデン萬國衛生博覽會に出品 明治四十四年ドレスデン市に於て開催の萬國衛生博覽會に食料品並調理法等出品慾ありたるに付技師石津利作を派遣し其出品物は種々考慮の結果大豆食料品こそ眞に日本食料品中代表的にして全世界に誇るに足るものとの結論を得たり。即其調理法は實に科學的にして他の食料品を壓し其榮養價に至りては食料品中の首位をしめ又其價格に於ては最低廉にしてよく庶衆に行き渉る等本邦の代表的食品として最優の條件を具備するを以つてなり。

故に大豆食料品中味噌類（赤味噌、白味噌）醬油類（醬油、溜醬油）、豆腐類（豆腐、凍豆腐、豆腐皮「ゆば」、油揚、生揚）、納豆類（納豆、漬納豆）を送付し日本館に於て種々調理し榮覽に供せり。

果せるかな此の大豆食料品は歐洲各國人を驚嘆せしめ獨乙國は早速總領事館を通じて衛生局に大豆食料品の製造法敎示を願出づる等日本の面目躍如たるものあり。大正二年には出品に對し調査盡力されたる田原所長に對し普瀾西國皇章附王冠第二等勳章又高橋石津兩技師に對し名譽賞狀の贈與ありたり。

毒物河豚毒素調査費として經常費中に五千圓増額 明治十八年以來田原所長は河豚毒素に就き孜孜として研究の結果其純品の抽出に成功し之をテトロドキシンと命名して學界に發表し更に明治四十三年白耳義國開催萬國食餌衛生會議に本邦代表委員として列席して之を報告し次で同四十五年以來毒物調査費として五千圓増額せられ遂に廣く治療上に應用し得るに至らしめたり。田原博士の本研究は學術上並に人生上甚

大の貢獻あるものと認められ大正十一年帝國學士院より桂公爵記念賞を授與せられたり。

鑛泉試驗依頼者心得書の改正 大正元年十月鑛泉試驗依頼者心得書改正せられたり現行のもの之れなり。

横濱衛生試験所の廢止 明治八、九年頃洋藥の輸入は主として長崎及横濱の兩港を経由せるものにして其検査取締の必要上明治九年横濱及長崎に司樂場を開設せられたることは既述の如し。其後長崎港より輸入せらるゝ藥品は漸次減少し外人貿易商は殆ど全部横濱に居を構へ好んで當時の横濱司樂場教師ゲールツの試験判決を仰げり。爲めに明治十四年長崎司樂場は廢止せらるゝに至れり。然るに時世の變遷に伴ひて横濱衛生試験所に於ける依頼試験件數も亦漸次減退するに至りたるを以て大正二年六月十三日終に之を廢止せらるゝに至り土地、建物其他の物品は全部東京衛生試験所に移管せられたり。

内務省訓第三四九號

横濱衛生試験所

其所本日限廢止セラレ候ニ付テハ土地建物其他凡テノ物品ハ東京衛生試験所ヘ引繼ク可シ

右訓令ス

大正二年六月十三日

内務大臣 原 敬

依頼藥品代願人設置 大正二年横濱衛生試験所廢止せられたる爲め横濱に於ける輸入商は其輸入藥品の試験を東京衛生試験所に依頼することとなりたり。然るに各自社員を東京迄其都度派遣するの不便は一方ならず是等輸入商は協同にて代理人を定め東京衛生試験所内の一隅を借り受け事務を取らしめんと計り連署を以て願出て許可を得たり。其願書次の如し而して此の便方は輸入商の便益頗る大にして輸入商の大部分東京に移轉したる後も繼續し後東京藥種貿易商同業組合の代理人として現在に至るまで依頼藥品の代願其他の事務に従事し居れり。

東京に移轉したる後も繼續し後東京藥種貿易商同業組合の代理人として現在に至るまで依頼藥品の代願其他の事務に従事し居れり。

以書面願上候我等商會輸入藥品其他試験願出之儀ニ付遠隔ノ所其都度各自ノ社員出張モ難致ク甚タ不便ヲ感シ候ニ付代理トシテ筆輪作次ナル者ヲ日々爲致出張試験願品受渡等ノ事務ヲ取扱爲致度候ニ付併テ御所内ノ一隅ヲ拜借仕度御許可被成下度此段連署ヲ以テ相願候也

大正二年九月十二日

横濱市山下町五十四番地

イリス商會

横濱市山下町一九四番地

和蘭輸入會社

横濱市山下町二八番地

米國貿易會社

横濱市山下町一九六番地

ア・エス・トマン商會

横濱市山下町二一番地

チャイナ・エキスボート・イン
ボート・エンド・バンク・コンパ
ニー獨乙商會通稱謙信洋行

横濱市山下町一九九番地

合資會社エム・ラスベ商會

横濱市山下町一九八番地

オットライメルス會社

横濱市山下町七〇番地

カールローデ商會

横濱市山下町一八三番地

フリードリッヒ・バイエル合名會社

横濱市山下町二九番地

ハー・アーレンス經濟商會

横濱市山下町三ノ九〇番地

合資會社ビーベル・ウインド・トーマス

東京衛生試驗所御中

右に對しては次の通許可ありたり。

本年九月十二日附出願ノ代理人ヲシテ藥品試驗ノ出願受渡事務ヲ取扱ハシムルノ件許可ス

但本項事務取扱ニ要スル事務室ハ當所ヨリ指定スヘシ

大正二年十月一日

東京衛生試驗所

大阪衛生試驗所の増修築

大正二年三月大阪衛生試驗所に於ては檢明部新館、煉瓦造二階建倉庫、煉瓦造二階建及上家新築し又四月藥品製煉室及小分場を洋館木造二階建作業場に改築續いて煉瓦造藥品小分用硝子瓶乾燥場を新設したり。

本邦鑛泉中ラヂウムエマナチオン含量の調査開始

鑛泉中ラヂウムエマナチオンの存在は鑛泉の治療的一因子たることは學理上並實驗上既に明瞭なる處なるも當時本邦鑛泉の放射能に關する調査を経たるもの極めて僅少に過ぎず故に之が調査を遂ぐるは國民の衛生上の要務なるを認め東京及大阪衛生試驗所に於ては大正二年以來石津、衣笠技師等を實地に臨檢せしめ全國著名の鑛泉中ラヂウムエマナチオン含量を調査せ

しめたるに鳥取縣三朝溫泉、山梨縣増富鑛泉（冷泉）及岐阜縣惠那鑛泉（冷泉）の如き實に世界的屈指の放射性泉たることを發見するに至れり。而して其調査せる一道三府三十一縣下百九十餘の鑛泉場に亘り溫泉に在りては四マツヘ以上冷泉に在りては十マツヘ以上のラヂウムエマナチオンを含有するものは之を大正五年九月九日の官報に掲載せり。

藥品製造試驗部の新設 大正三年七月東歐の一角に突如として起りたる一事變は歐洲全土を戰亂の巷と化し續いてアメリカ合衆國の參加我國の宣戰布告等終に全世界をして渦中に卷き込み所謂世界大戰となりたり。而して此大戰は從來の戰爭と大いに異なり鐵血の慘に加ふるに經濟上の戰となり人類生活上の凡ての事象は皆悉く其の脅威を免がるゝ事能はざるに至れり。殊に我國の如く天然資源豊富ならず生活必需品の大部分を海外に仰ぎ其輸入に由て經濟を樹立する國の脅威は又一入大なるものあり。就中化學藥品は最も激甚なる影響を蒙れり。即ち從來我國に於て消費せらるゝ藥品の大部分は歐米諸國殊に獨乙の製品を主としたるを以て開戰の當初より國內藥品の缺乏は憂慮せられたる所果して藥品市場は上昇の一途をたどり奔騰又奔騰遂に疾病治療上に支障を來たすべきを憂慮せざるべからざるに至れり。茲に於て内務省は同年八月廿七日戰時醫藥品取締令を發布し即日之を施行したり。

戰時醫藥品輸出取締（大正三年八月二十七日内務省令第一八號）

第一條 左ニ掲クルモノヲ除クノ外戰時中藥品ヲ輸出セムトスルモノハ其品名數量及輸出先ヲ具シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

ヨード、ヨード製劑、ヨード化合物、樟腦、樟腦油、薄荷油、デアスターゼ、醋酸、硫酸、血清類、肝油、胡麻油、精製ガーゼ、精製綿並人參、茯苓、黃連、大茴香、五倍子、其他ノ和漢藥、（日本藥局方所定ノ生藥ヲ除ク）

第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ三ヶ月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の省令に由れば許可を受くれば輸出を爲し得べき制なれ共發布後政府は滿鮮地方へ移出するものゝ外容易に之が許可を與へず殆ど輸出禁止を實行し藥品缺乏の不安を除去せんと勉めたり。又一方積極的政策として同年十二月臨時藥業調查會を設立したり。

臨時藥業調查會委員氏名次の如し。

委員長（内務次官） 下 岡 忠 次

幹 事 野 田 忠 廣

委員 醫博三宅秀、醫博鈴木孝之助、藥博高橋三郎、工博高松豊吉、醫博宇野朗（以上民間學者側）、福原有信、鹽原又策、田邊五兵衛、
武田長兵衛、鹽野義三郎、日野九郎兵衛、友田嘉兵衛（以上實業家）、外務省通商局長坂田重次郎、大藏省主稅局長菅原通敬、農商務省商
工局長岡實、藥博近藤平三郎（陸軍省）、藥博長井長義、醫博林泰雄、藥博丹波敬三、藥博丹羽藤吉郎、藥博朝比奈泰彦、工博井上仁吉
（以上大學）、衛生局長中川望、內務省參事官山田準次郎、內務技師野田忠廣、內務技師池口慶三、衛生試驗所技師田原良純、衛生試驗所
技師平山松治

又此歲十月東京、大阪兩衛生試驗所に臨時製藥部を設置し技術員十數人を囑託として藥品製造法を調査研究せしめ其の調査の結果を公表せ
しめ當業者を指導獎勵し内地に於ける製藥事業の完成を圖ることとなり兩試驗所に夫々次の調査を命じたり。

東京衛生試驗所調査試驗藥品

- 第一 クレオソート、グアヤコール、炭酸グアヤコール
- 第二 石炭酸、クレゾール、サリチル酸、アスピリン
- 第三 鹽酸モルヒネ、磷酸コデイン、鹽酸ヘロイン
- 第四 硫酸アトロピン

大阪衛生試驗所調査試驗藥品

- 第一 クロラール、クロ、フォルム、タンニン酸、ザロール
- 第二 枸橼酸、サントニン、ザロール
- 第三 蒼鉛鹽類
- 第四 ブローム鹽類

於茲東京衛生試驗所に於ては構内東隅に木造二階建工場四棟を新築し大阪衛生試驗所に於ては大阪府西成郡豊崎町本庄三番地ノ二に工場を
賃借し之が調査を開始したり實に製藥部は此時に胚胎したり。

臨時製藥部の事業は非常時局に際し最も緊急を要するを以て所員も眞に寢食を忘るゝ熱意を以て之に當り退廳時間も午後九時、十時に及ぶ
を常とせり。斯くして完成したる藥品は其製造試驗成績を官報に收載し製藥業者の指導にあたり其功績漸く現はるゝに至れり。就中東京衛

生試験所に於て成功したるサリチル酸の製造は之を大規模に改め同所に於て製造し醫藥の需要を満たし更に進んで大藏省依囑に係る多量の清酒防腐用品を製造せり。

斯くして大正四年三月鹽酸モルヒネ製造試験成績を筆頭として逐次官報にて發表せられたる成績は更に大正八年三月臨時製藥調査試験成績と題し一卷を刊行せらるゝに至れり。

政府は藥品急需に應ずるため内國製藥株式會社、東洋製藥株式會社等の保護會社を助成して藥品の製造を急がしめ又一方陸軍衛生材料廠の在庫藥品の多量を民間に拂ひ下げたり。其主なる藥品名及數量次の如し。

アンチヘブリン	二〇、四四ポンド	ヒドラスチス流動エキス	五二ポンド
抱水クロラール	一四〇ポンド	臭剝	一、二〇〇ポンド
クレオソート	一、四〇〇ポンド	瀉利鹽	一六、〇〇〇ポンド
サントニン	四九九ポンド	キナ皮	六、〇〇〇ポンド
甘菜	一、七七四ポンド	ケレモル	一、二〇〇ポンド
クロ、ホルム	三、〇〇〇ポンド	ペルーバルサム	四八ポンド
ドーフル散	三、〇〇〇ポンド	精製樟腦	三二〇ポンド
次硝酸若鉛	四、二〇四ポンド	ワゼリン	三〇ポンド
(大正五年七月五日受入)			
蘆薈エキス	二、七五六瓦	抱水クロラール	二二、一八七瓦
莢若エキス	一六、九三六瓦	ペルーバルサム	二二八、九二五瓦
麥角エキス	一七、五一七瓦	阿片吐根散錠	六九五、五四四個
薄荷腦	二九一、八八〇瓦	阿片吐根散	一、四五八、六八〇瓦
		吐酒石	三、〇六六瓦

斯くの如く非常手段を講じたれ共藥品の暴騰は停止する所を知らず三年より四年、四年より五年と逐年上昇したり。政府は大正五年陸軍衛生材料廠在庫品中の陳舊藥品を東京衛生試験所に保管轉換し之を精製し主として官公立病院に拂ひ下げを行ひ治療上の急迫防止に力めたり。其主なる藥品名及數量をかゝれば次の如し。

龍膽エキス	六八、二〇〇瓦	亞砒酸	五、二一七瓦
硫酸カリウム	二四、七五〇瓦	阿片	四九二、三七八・一瓦
硫酸亜鉛	二、一六一、三九三瓦	サリチール酸汞	二九、七一二・五瓦
龍膽末	二四、四五〇瓦	醋酸カリウム	九九、〇八〇瓦
煎製硫酸カルチウム	一六六、〇五〇瓦	サントニン錠	五四九、二九二個
甘汞	八九五、一五七瓦	サントニン	四八、九一三瓦
甘汞錠	一一六、六六六個	キナ皮	三、二〇一、九九二瓦
ヨードフォルム	一四九、五〇〇瓦	綿馬エキス	一二、四三一瓦
タンニン酸	三五五、七八〇瓦	次硝酸蒼鉛	六、三〇〇、一六五瓦
大黃エキス	一、八〇〇瓦	重酒石酸カリウム	九二二、六一〇瓦
粗製硫黄	二三、四〇〇瓦	硝酸ストリキニーネ	二〇、四七五瓦
ヤラツバ脂	一三、〇一五瓦	硝酸カリウム	一四六、七〇六瓦
ヤラツバ根末	三、六〇〇瓦	赤色酸化汞	五、二三六瓦
健胃散	二四、一五〇瓦	石松子	三〇、一五〇瓦
コロソバ根末	一二、二五〇瓦	スルフオナール	四一、四三三瓦
アセトアニリド	二〇九、六六二瓦		

又政府は大正四年十月染料醫藥品製造獎勵法を發布し續いて六年九月に至りて工業所有權戰時法を發布し敵國の有する特許權等を消失せしめ製造者を保護し續いて同月暴利取締令を公布し其第一條第六項に藥品の一項を掲げて藥品市價上昇の抑遏に努めたり。

染料醫藥品製造獎勵法次の如し。

染料醫藥品製造獎勵法

- 第一條 本法ニ於テ染料ト稱スルハ「アニリン染料、アリザリン染料及人造藍ヲ謂ヒ醫藥品ト稱スルハ勅令ヲ以テ指定スル醫藥品ヲ謂フ
- 第二條 帝國法律ニ由リ設立シタル株式会社ニシテ其資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民ニ屬スルモノ命令ノ定ムル所エヨリ帝國ニ於テ染料又ハ醫藥品ノ製造業ヲ營ムトキハ本法施行日ヨリ十年ヲ限リ之ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第三條 補助金額ハ會社ノ配當シ得ヘキ利益ヲ每營業年度ニ於テ其拂込株金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ニ達セシムヘキ金額トス

前項ノ利益及補助金額ノ算出ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 會社ハ主務大臣ノ認可ヲ經ルニアラサレハ利益ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 主務大臣ハ補助金ノ交付ヲ終ル迄ハ會社ノ業務ヲ監督シ之レカ爲メ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第六條 主務大臣ハ會社カ法令若クハ補助ニ付シタル條件ニ違反シ又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ從ハサルトキハ之ニ對シ補助金ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得

第七條 詐欺ニ因リ會社カ補助金ヲ受ケタルトキハ其金額ヲ償還セシム前項ノ償還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第八條 染料又ハ醫藥品ノ製造ニ附隨シ勅令ヲ以テ指定スル石炭乾餾副生物ヲ原料トシテ藥品又ハ香料ヲ製造スル場合ニ於テハ之ヲ染料又ハ醫藥品ノ製造ト看做ス

第九條 勅令ヲ以テ指定スル火藥爆發物ノ原料藥品ノ製造ハ之ヲ染料又ハ醫藥品ノ製造ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(備考) 大正四年十月十四日右勅令は大正四年十月十五日より施行の發令ありたり

染料醫藥品製造獎勵法による製藥指定藥品名を掲ぐれば次の如し。

一、アセトアニリド、安息香酸、石炭酸、サリチール酸、アンチピリン、ブローム、抱水クロラル、クロ、フォルム、クレゾール、フォルマリン、グリセリン、グアヤコール、苛性カリ、炭酸カリウム、クレオソート

二、アルカロイド

三、前二項ノ醫藥品ノ化合物及誘導物

大正七年十一月さしもの大戦争も遂に終熄を見るに至れりために臨時製藥調査試験制を廢し同年十二月醫藥品製造試験部を設置されたり斯くて現在の製藥部は誕生したり。

臨時職員増置と其分配 大正七年十二月二十四日勅令第三九六號を以て衛生試験所に藥品製造試験部臨時職員を増員され次の如く配置されたり。

臨時職員増置（大正七年十二月二十四日勅令第三九六號）

醫藥品製造試験ニ關スル事務ニ従事セシムル爲メ衛生試験所ニ臨時左ノ職員ヲ増置ス

技師專任七人

技手專任十七人

書記專任二人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（十二月二十五日公布）

臨時増置の職員は同年十二月二十五日を以て東京衛生試験所に技師五人、技手十一人、書記一人、大阪衛生試験所に技師二人、技手六人、書記一人と分割配置されたり。

更に大正九年九月九日勅令第三六九號を以て衛生試験所臨時職員設置制を改め内務部内臨時職員設置制中に醫藥品製造試験に關する爲衛生試験所に職員設置の一項を加へられたり。

内務省内臨時職員設置（大正九年九月九日勅令第三六九號）

第四條 醫藥品製造試験ニ關スル爲衛生試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

技師專任七人

技手專任十七人

書記專任二人

附 則

大正七年勅令第三九六號ハ之ヲ廢止ス

東京衛生試験所の増改築

東京衛生試験所に於ては明治四十二年完成の本館を除き他は全部木造建築物にして歲月の經過と共に其腐朽の爲めの營繕は多額の費用を要し且又危険藥品を多數取扱ふ爲め其火災の危険は甚だ憂慮すべき状態にして一日も速かに不燃性建築物に改造せざるべからざる必要に迫り大正五年より繼續事業として豫算を計上し其下附を得て本館の東に隣り庶務部、調査部本館煉瓦造二階建建築に著手し續いて製薬部南館煉瓦造二階建建築に著手し大正六年何れも完成したり。次に製薬部東館は大正七年竣成續いて大正八年に製薬部北館並

倉庫葡萄酒小分場完成、翌九年製藥部西館、大正十一年小使宿直室を殿りとして何れも現在の狀態に竣成したり。又構内地所の内北側及東側は道路擴張の爲め東京市の買収する所となり其買収費を以て庶務部長官舎及煉瓦塀の建築を爲し大正十一年完成したり。

東京衛生試驗所調查部擴張に依る増員 大正十年五月衛生試驗所官制中改正せられ當所に技師二人技手四人及書記一人を増員し調査部を擴張せられたり。

官制改正に依る定員次の如し。

技師七人、技手十九人、書記五人

藥用植物栽培試驗部及圃場の新設 醫藥又は製藥原料として從來本邦に生産せらるゝ藥用植物尠からずと雖も其の主要なるものに至りては平時之を海外よりの輸入に仰ぎたり。然るに這般歐洲戰亂に伴ふ供給不足の現況に鑑み將來に於ける其の自營自給に關し恒久的方策を樹つるは是に緊要の事に屬す。即ち内外の有用植物を試植し之が學術的調査を遂げ其の適當と認むるものは順次種苗頒布培植の獎勵に努め又既成栽培事業の發達助成を企圖する爲政府は大正七年三月之に要する經費豫算を第四十議會に提出して協賛を経て藥用植物栽培試驗に關する職員を設置せられたり。

斯くして内務省に藥用植物栽培試驗に従事する職員設置せられ種苗を外國より蒐集し埼玉縣粕壁町に依託圃場を設け之が栽培調査を行はしめたり。然して試験其の緒に就くや同十一年度に至り之を東京衛生試驗所の主管に移されたり、依つて東京衛生試驗所は藥用植物栽培試験部を新設し製藥部と關聯して事業の進行を圖るに至り埼玉縣粕壁町に六千餘坪の敷地を購入し之を其栽培圃場に充て同十一、十二兩年度の繼續事業として此處に必要な施設を營み、同十三年度に至り人員を増置して豫定の事業に著手し栽培試験並有効性分の究明に努力を致せり。

大震災と東京衛生試験所 大正十二年九月一日午前十一時五十八分突如關東地方に襲來せる大地震は大火災を誘發し東京市の大半、横濱市の全部を灰燼と爲し關東地方一帯に亘り多數の人命及財寶を烏有に歸せしめながら現世の地獄を現出せり。幸にも東京衛生試験所は建築物の堅牢と所員一致獻身的努力により殆ど被害を蒙らざりしを以て其建築物及構内は直に擧げて之等多數の避難民の收容所として提供し他方全所員を動員して應急救護事業に其全力を傾倒せり。

其主なる事業次の如し。

一、東京市近接町村に於ける水質検査

一、クロールカルキ及石炭酸の配給

一、東京市及近接町村に於ける販賣牛乳の検査

一、警視廳衛生部の依頼に係る同廳管内飲食物の試験

一、東京衛生試験所内に臨時診療部の設置

一、藥品及衛生材料の配給

一、製藥工場の被害程度及震災後に於ける生産能力の調査

一、震災に依る藥品發火原因調査

毒物學的試験開始に伴ふ増員 昭和四年毒物學的試験に要する豫算通過し五月勅令第一〇七號を以て技師一人技手二人増員せられんとするにあたり突如濱口内閣の緊縮政策により人件費削除せられ爾來數年間増員實現に至らざりしも其必要缺くべからざる事は終に當局の認むる所となり昭和九年度より東京衛生試験所に技師一人技手一人の増員を見たり。

癩豫防協會の委嘱に依る大風子油の製造開始 昭和四年四月、製藥部第一科に於て治癩藥大風子油に關する研究を開始せり。

昭和五年十一月十日、畏くも 皇太后陛下には特別の御思召を以て癩治療の資として金拾萬圓の御下賜ありき。御旨を奉じて安達内務大臣及び澁澤子爵により昭和六年三月十八日を以て設立せられたる財團法人癩豫防協會に於ては其事業の一として癩治療藥殊に大風子油の研究を行はんとするに當り之を當所製藥部に依頼することに決し昭和六年十二月より當所構内に製油設備を施し年産日本藥局方大風子油五〇〇瓦入二四〇〇本の製造豫算を以て作業を開始せり。當時囑託せられたる人員の氏名次の如し。

製造部 近藤龍、小林隆治、外に職工一名 庶務部 藤田一郎

抑々大風子油其物は市販品として不自由なく購入し得らるゝ今日敢て其製造試験を行ふ所以は近時一部市販大風子油の癩に對する効力に關

して兎角の批評あるに鑑み真正種子を原産地より取寄せ最適なる操作によつて製出せる大風子油を臨床上に應用して其藥効の再認識する必要あるのみならず本油の原植物は日、英、米各國藥局方によつて其種類を異にする以上彼此其効力を比較するは當事者の最關心事たるを以てなり。而して大風子は醫務課長龜山孝一氏（當時事務官）の好意にて是松準一氏がシヤム國より輸入したるものを試験に供せり。

其後昭和九、十兩年度に亘り大風子油總脂肪酸のエチルエステル（四〇〇瓦）同ヨード添加エチルエステル、同ブロム添加エチルエステル等の製造を行ひ十年度よりは大風子油丸を又十一年度よりは大風子油錠、大風子油總脂肪酸ソーダ錠、水溶性大風子油總脂肪酸溶液等の製造を開始したり。

而して以上諸種製品は官公私立癩療養所、各府縣衛生課、各大學附屬病院、メキシコ國衛生局等に送付せり。

磷酸コデインの製造と目黒分工場の増設 昭和六年東京衛生試験所に於ては内務省の命により製藥部に於てモルヒネよりコデインの合成的製造を計畫し先づ沒收阿片及沒收モルヒネを原料として三〇〇坵の磷酸コデイン製造に成功し製品を民間に賣下げ又七年度より新規豫算を要求し和泉町廳舎内製藥部の一部に年産一三〇〇坵の設備を爲し磷酸コデインの本格的製造を開始したり。

一方政府は麻藥取締上の見地よりして國內磷酸コデインの需要は専ら衛生試験所の製品を以て充當せんが爲め海外よりの輸入を禁止せり。磷酸コデインの需要は逐年増加し最初の豫定量にては不足を生ずるに至れるも現廳舎内の設備を以てしては到底是以上の製造に應じ難きを以て他に之が製造所を設立するの必要に迫られ昭和八、九、及十年度の三ヶ年繼續事業として市内目黒區中目黒二丁目三一〇番地の一に土地二千五百坪を購入し工場及其附屬建物、事務所、官舎三棟の建築に着手し同十一年三月竣工し同年七月より移轉に着手し九月より同場に於て製造を開始したり。

目黒分場完成前に於ける東京衛生試験所の製造能力は國內の全需要を充たすに足らざりしを以て内務省は三共株式會社及大日本製藥株式會社に對し昭和八年より同十一年に至る四ヶ年間其一部の製造を委託せり。

磷酸コデインの賣下げは當初指定入札に依る法を選び施行したるも諸種の不便を伴ひたるを以て別記の如く昭和八年六月内務省告示第一八三號磷酸コデイン賣下規程を以て一口の拂下高三〇坵一坵の價格四百圓と制定されたり。其後昭和九年十二月六日告示五七五號にて一坵四百

二十圓となり更に同十年十一月二日告示五六三號にて一口の拂下高一〇一疋一疋の價格四五〇圓に變更せられ更に又同十一月四日告示一六二號にて一疋四六〇圓に改正せられたり。

磷酸コデイン賣下規程（昭和八年六月二十二日告示第一八三號）

東京衛生試験所ニ於ケル磷酸コデイン賣下規程左ノ通り定ム

磷酸コデイン賣下規程

第一條 磷酸「コデイン」ノ賣下ヲ受ケントスル者ハ其數量ヲ具シ東京衛生試験所ニ請求スヘシ前項ノ數量ハ一人一回ニ付三十罐以上トシ一罐（一疋入）ノ賣下價格ハ金四百圓トス

第二條 磷酸コデインノ賣下ヲ請求シタル者ハ納入告示書ノ交付ヲ受ケ指定銀行ニ拂込ミ該領收書ニ現品受領書ヲ添ヘ東京衛生試験所ニ提出スヘシ

阿片アルカロイド鹽酸鹽製造開始 阿片總アルカロイドの鹽酸鹽は第六改正獨逸藥局方中に *Opium concentratum* として收載せられ *F. Hoffmann La-Roche* 會社よりパントボンなる名稱にて製造發賣せらる。本邦に於ても既に陸軍藥局方第四版に於ては鹽酸阿片鹽基として之を收録し次いで昭和七年日本藥局方第五版改正に際し阿片アルカロイド鹽酸鹽なる名稱の下に之を收載せらるゝに至れり。

然るに本邦に於ては多年右 *Roche* 會社製品を輸入し其他本邦に於て製出せられたるものありと雖も其原料は専ら外國產阿片を使用し本邦產阿片は本品製造の原料に適せざるものと稱せられたり。於茲昭和五年八月以來内地產阿片を原料とする製造法に就きて研究し優秀なる製品を得たるを以て昭和七年度より内地產阿片を原料とする阿片アルカロイド鹽酸鹽の一定數量を東京衛生試験所に於て製造することゝなれり（爾後輸入品の外は内地產阿片を原料として使用するに至れり）。

鹽酸エチルモルヒネ製造開始 本品は日本藥局方收載の藥品にして從來デオニンなる名稱を以て海外より輸入せられ其需要額漸次増加の傾向あるに鑑み之が試製の結果適品を製出し得るに至りたるを以て昭和十一年度より東京衛生試験所に於て一定數量の製造を開始せり。

磷酸コデイン製造及藥用植物栽培試験の擴張に伴ふ増員 昭和十一年八月二十五日勅令第二百七十號を以て醫藥品製造試験並藥用植物栽培の試験及指導の爲めに技師四名、技手七名及書記三名増員せられたり。

衛生試験所官制の改正ノ昭和十一年八月二十五日勅令第二百七十二號を以て衛生試験所官制中左の如く改正せられたり。

第二條 衛生試験所は内務大臣の管理に屬し左の事務を掌る

一、衛生上の試験 二、藥用植物栽培の指導 三、醫藥品の製造試験

第五條 第一項中「專任九人」を「專任八人」に改む

第六條 中「專任二十一人」を「專任十六人」に改む

第七條 中「專任五人」を「專任四人」に改む

附則本令は公布の日より之を施行す

第四編 衛生試験所と阿片關係事項

明治維新以前の阿片取締 本邦の阿片政策は夙に刑典を設け嚴重なる取締主義を堅持したるものにして諸外國との條約にも亦必ず阿片輸入禁止を以て臨みたり。即ち安政四、五年徳川家定によりて蘭、露、英、葡、丁、伊、白等の諸國と締結せられたる通商條約文中にも必ず阿片輸入禁止の條項を規定したり、即ち左の如し。

一、日本和蘭兩國全權追加條約（安政四年丁巳八月二十九日於長崎調印）

第十四條阿片ハ日本國禁ニ付日本人ハ一切相渡間敷事

二、日本和蘭修交通商航海條約（安政五年戊午七月一日江戸ニテ調印）

第三條第三項阿片ノ輸入ハ嚴禁タリ若阿蘭陀商船三斤以上ヲ持渡ラハ其過量ノ品ハ日本役人之ヲ取上ヘシ

三、日本開キタル港々ニ於テ阿蘭陀商民貿易ノ章程（右條約ノ附屬書）

第一則第八項

積荷ヲ同港内ノ他船ヘ移ス時ハ日本役人見分ノ上事情明白ニ相分リ免狀ヲ受ル上ハ定運上ナシ阿片ノ輸入ハ嚴禁タリ然ルニ密商シ又其事ヲ謀ル輩ハ阿片一斤毎ニ三十八「ギニルデン二十五セント」ノ過料ヲ日本役所ヘ納ムヘシ其組合ノ人數ノ多少ニ拘ラス此法ヲ以テスヘシ

四、日本國魯西亞國追加條約（安政四年丁巳九月七日於長崎調印）

第十四條若シ魯西亞ノ商船鴉片ヲ日本國ニ輸入致シ候節ハ其荷物ハ取上犯人ハ右有害ノ商業ヲ嚴禁スル魯西亞ノ法度ニ從テ處置致シ可申事

五、日本國魯西亞國修交通商條約（安政五年戊午七月十一日於江戸調印）

第十一條阿片ノ輸入ハ嚴禁タリ若魯西亞商船三斤（魯西亞量目四ポンド三十六ソロツツニツク）以上持渡ラハ其過量ノ品ハ日本役人之ヲ取上ヘシ魯西亞人日本ニ於テ阿片商賣ニ付罪狀アル時ハ其品取上一斤ニ付「二十ルーブル」ノ過料ヲ日本役所ヘ納メ猶本國嚴禁ノ掟ヲ以テ罰スヘシ

六、日本開キタル港々ニ於テ亞米利加商民貿易ノ章程（安政五年戊午六月十九日於江戸調印）

第二則第六項

阿片ノ輸入ハ嚴禁タリ然ルニ密商シ又其事ヲ謀ル輩ハ阿片一斤毎ニ「十五ドルラル」ノ過料ヲ日本役所ニ納ムヘシ

其組合ノ人数ノ多少ニ拘ラス此法ヲ以テスヘシ

七、日本開キタル港々ニ於テ貌利太尼亞商民貿易ノ章程（安政五年戊午七月十八日於江戸調印）

第二則第九項

阿片ノ輸入ハ禁制ナル故若日本ニ商買ニ來ル貌利太尼亞船阿片ノ量目三斤以上船中ニ所持スル時其餘量ハ日本司人取上ヘシ且阿片ヲ密商シ或ハ其事ヲ謀ル輩ハ阿片一斤毎ニ「十五ドルラル」ノ過料ヲ日本役所ヘ取立ヘシ

明治初年の阿片取締 明治維新の大業成るや直ちに明治元年閏四月太政官布告を以て次の如き阿片煙草嚴禁令を告示せられたり。

太政官布告（明治元年閏四月十九日）

阿片煙草ハ人之精氣ヲ耗シ命數ヲ縮メ候品ニ付兼テ御條約面ニ有之候通外國人持渡候事嚴禁之處近頃竊ニ舶載之聞有之萬一世上ニ流布致シテハ生民ノ大害ニ候間買賣之儀ハ勿論一己ニ吞用候儀決テ不相成候若シ御禁制相犯シ他ヨリ顯ルルニ於テハ可被處嚴科候間心得違無之様末々ニ至ル迄堅ク可相守者也右御達之書府藩縣一同高札ニ掲示可致被仰出候事

次で同三年には前記條文は次の如く改正せられ販賣鴉片煙律として公布せられ又同日付にて生阿片取扱規則發布せられたり。

販賣鴉片煙律（明治三年八月九日）

- 一、凡ソ鴉片煙ヲ販賣シテ利ヲ謀ル者ハ首ハ斬從ハ三等流自首スル者ハ一等ヲ減ス
 - 一、人ヲ誘引シ吸食セシムル者ハ絞從及情ヲ知り房屋ヲ給スル者ハ三等流引誘セラレテ吸食スル者ハ徒一年
 - 一、渡買シテ未ダ售賣セサル者首ハ三等流從ハ徒三年賣食スル者徒二年自首スル者ハ竝ニ罪ヲ免シ鴉片煙ハ官ニ沒收ス
 - 一、官吏知テ舉セサル者ハ竝ニ與國罪財ヲ受ル者ハ柱法ヲ以テ重キニ從テ論ス
- 右之通御定ニ相成候條此旨相達候事

布告（明治三年八月九日府藩縣）

鴉片煙草ノ儀ハ兼テ嚴禁ノ處猶又今般販賣鴉片煙律御定ニ相成各港在留ノ支那人ヘモ嚴重禁止被仰出候且藥用ニ供シ候生鴉片タリトモ勝手ニ取扱候儀不相成別紙之通取扱規則ヲモ被爲立候條各地方官ニ於テモ管内人民末々迄心得違無之様屹度可致事

生鴉片取扱規則

一、藥店中現在所持ノ分ハ各地方官廳ニテ検査ヲ遂ケ品位量目等委細簿記シ可置事

一、不得止藥用ニ供シ候儀有之賣買致候節ハ其都度毎ニ藥店醫師ヨリモ品位量目等委細官廳へ可届出事

一、藥用關乏ニ付外國ヨリ取寄度節ハ各地方官ヨリ開港場へ申立候ハハ別段ノ注交ヲ以テ取寄候様可致事

國產阿片改良に關する上申 明治七年司藥場に於て國產阿片を試験したる結果其品質不良の爲め之が改善の必要を認め翌八年司藥場長心得柴田承桂は文部大輔に向け次の上申書を提出せり。

内國產阿片ニ付伺

去成年中當場ニ於テ津輕並ニ甲州ノ兩產阿片ヲ試験セシ處其含有ノ成分毎ニ同シカラス蓋シ製煉ノ方法未タ備ラス人々一時姑息ノ利ヲ貪リ作意シテ之ヲ爲ス故ナリ夫レ阿片ハ醫藥中ノ要品ニシテ其要極メテ廣シ故ニ學國局方ニテハ百分中十分ノ「モルヒネ」ヲ含ムモノヲ以テ良トシ之レカ差等ヲ立ツ吾邦ニテモ洋醫漢家ヲ問ハス世醫大抵皆之ヲ用ヒサル莫シ然ルニ今其製ノ粗惡ナルコト此ノ如クニシテ之レカ等級ヲ立テス概シテ之ヲ販賣セシムルトキハ若シ甲ノ「モルヒ子」分ナキモノヲ用ヒテ效驗ヲ奏セサルニ方リ更ニ誤テ乙ノ「モルヒ子」分多キモノヲ取リ多量ニ之ヲ用ルトキハ其危害ヲ招クヤ將ニ言フ可ラサルモノアラントス故ニ今試験表ヲ爲テ之上申ス冀クハ速ニ之ヲ業ニ從事スルモノニ諭告シ其製煉ノ方ヲ詳記上申セシメ其宜ニ合ハサル所ハ爲メニ之ヲ教授シ務テ品物ヲシテ一途ニ出ルノ法ヲ立テシメハ其衛生上ニ益アルハ因ヨリ言ヲ待タス亦國產ノ一部分ヲ興シ外國ノ輸入ヲ仰クナキニ至ルヘク間連ニ其筋へ御照會有之度此段相伺候也

明治八年三月二十四日

文部大輔 田 中 不 二 磨 殿

司藥場長心得 柴 田 承 桂

前記國產阿片改良に關する上申書は探擇せられ政府は同年十一月其準備として全國に令して阿片培養者並製煉法等を調査せしめたり。即ち次の如し。

内務省達 (明治八年十一月二十四日乙第一五六號府縣)

阿片ノ儀ハ醫藥ニ於テ關ク可ラサル要品ニ有之從來内國產ノ品モ夥多有之候處培養製煉ノ法疎漏ナルヨリ品位一定セス藥用ニ堪ヘサルモノ多ク隨テ輸入品ヲ仰カサルヲ得ス候ニ付其方法ヲ研究シ精良ノ品ヲ増殖センコトヲ要ス且該藥ノ儀ハ猛毒ノ成分ヲ含有シ取扱上種々ノ弊害ヲ醸シ候儀モ有之追テ賣買上取締モ可相立候條各地方ニ於テ該品製造ノ者有之分ハ左ノ雛形ニ照ラシ管内無漫取調來ル十二月中可差出製造人無之府縣ハ其段モ可申出此旨相達候事

但右等取調ノ儀ハ動モスレハ收稅等ニ顧念シ現實不申立ヨリ取調不行届儀モ有之ニ付心得違無之様示諭可致且見本代價ノ儀ハ別ニ勘定書ヲ以受取方可申出事

維 形

族籍住所番號
阿片製造人 姓

年 齡 名

一、明治七年製造高

一、明治八年製造高

一、培養法並採收ノ時季器果ノ種類辨複辨等

一、製煉法

一、製造品見本量日八匁

但上下ノ品位有之分ハ各其品位並代價ヲ記スヘシ

右ノ通御座候間此段奉申上候也

年 號 月 日

管 廳 長 官 某 殿

東京府達 (明治八年十一月二十五日)

右之通被相達候ニ付區戸長ニ於テ詳細取調來ル十二月十五日限り有無共可申出此旨相達候事

東京府へ達 (明治九年六月十二日乙第二九號區戸長)

阿片製造ノ儀本年最早採收ノ期不遠ニ付昨明治八年十一月中相達置維形ニ照シ無遺漏見本可差出候且採收方法ハ去ル五月衛生局報告第二號ノ趣旨ニ據リ投方製造人共へ可及懇諭此旨相達候事

但製造人有無一大區毎取廻メ當府第二課へ可届出事

阿片培養者並製煉法取調ノ再達及採取方法ヲ示ス内務省達 (九年六月一日乙第六九號府縣)

昨明治八年當省乙第百五十六號ヲ以テ阿片製造人取調ノ儀相達候處當時季候相後レ見本無之何居多ニシテ取調屆兼候條本年ハ最早採收ノ期モ不遠ニ付悉皆見本差出候様可取計元來阿片ノ品位ハ地質培養等ニ從テ差等アリト雖職トシテ製煉ノ精粗ニ關シ候條製造人ニ於テ精々注意致シ候様篤ク告諭可致此旨相達候事
但採取ノ方法ハ衛生局報告第二號ノ趣旨ニ據リ取扱候様可致事

製造人 姓 名 印
區戸長 姓 名 印

阿片栽培に關する注意書及阿片試驗成績の公告 前記阿片培養並製煉法等の取調に基き阿片栽培に關する注意書を製作し一般に公告して阿片の栽培を勸奨せり。

内務省衛生局報告 (明治九年五月二十五日第二號)

阿片ヲ分析スレハ種々ノ成分アリト雖モ其本性ノ効力ハ「モルヒネ」ノ分量ニ因レリ故ニ「モルヒネ」ノ多キモノヲ良品トシ其少ナキヲ下品トス而シテ其「モルヒネ」ニ多少アルハ國土氣候培養ノ適否ニ因ルト雖モ特ニ採收ノ善惡精粗ニ基ヅクモノナリ能ク之ニ注意シテ多分ノ「モルヒネ」アル良品ヲ製造スルコト肝要ナリ我國ニシテ阿片ヲ製造セシハ已ニ久シキヲ經ルガユヘニ其慣習ニ因リテ自然ノ發明ヲ得ルモノ少ナカラサルベシ然ラハ今一層ノ注意ヲ加ヘハ品位ノ精良ニ至ルハ疑フベカラス

採收スルノ法ハ六七ノ頃落花ノ後イマダ十分ニ熟セサル青キ罌粟球ヘ小刀ヲ以テ淺ク横紋或ハ波紋ノ切目ヲ劃シ刀尖ヲシテ内部ニ達セザル様ニ注意スベシ若シ劃スルコトノ深ケレバ切口ニ粘着シ液ハ却テ内部ニ落込テ外部ニ洩出スルコト寡ケレハナリ其切目ヲ劃スルノ時刻ハ毎日午後五時頃ニ於テ翌朝ニ至リ竹筥ヲ以テ外面ニ凝點セル稠液ヲ刮リ取り罌粟葉上ニ取聚メ大氣ニ曬シテ乾固シ小ナル麵包ノ狀トナシテ貯フベシ

昨八年ノ見本並ニ藥店ヨリ買上ゲシ内國產ノ阿片數十種ヲ分析スルニ間々「モルヒネ」ノ含量百分中ニ就キ十分内外ニ至ルモノアリト雖モ中ニハ一二分或ハ毫モ含マサル品アリ此ノ如ク品位ノ差等アル所以ノモノハ採收製煉ニ因ルコト明ナリ從前我國ニ於テハ阿片ヲ分析スルノ術ヲ知ラス殊ニ製造人ハ其成分ノ何タルコトヲ辨セズ隨ヒテ品位ノ價格ヲ定ムルニモ只其外貌ト臭味トヲ見テ賣買スルニ因リテ偏ニ收穫ノ多キヲ貪リ動モスレバ莖ト葉トヲ搗碎シテ之ヲ煎熬シ阿片ト唱ヘテ販賣スルヨシ總テ物產ヲ製出スルハ各自經年ノ習熟ト工夫トニ因リテ益其發明ヲ累ネ内國ノ需要ヲ充足セシメ遂ニ外國ニモ輸出シ其人民ノ貧求ニマテ至ラバ己レ一身ノ幸福榮譽ヲ得ルノミナラス即チ一國富強ノ基トモナリテ能ク其義務ヲ盡スト云フベシ殊ニ藥物製煉ノ如キハ人ノ生命ニ關係スルモノナレバ最モ丁寧ニ注意スベシ歐米各國ニ於テハ醫藥ニ供スル藥物ニ取締法アリテ阿片ノ如キハ「モルヒネ」ノ含量ノ多少ニ因リテ之ガ制ヲ阿片百分中ニ就キ獨國米國ハ「モルヒネ」十分英國ハ六分乃至八分佛國ハ十分又ハ乾燥ノ物ハ十二分ヲ以テ制規トセリ其制規ヨリ少ナキモノハ一切調劑販賣スルヲ得ズ本邦ニテモ追々藥物ノ取締ヲ制定スベキニ付阿片製造人ニ於テハ前顯ノ趣旨ヲ認識シ今ヨリ培養採收製造ニ盡力シ専ラ良品ノ阿片ヲ製煉センコトヲ希望ス

續いて翌十年五月には九年度中製造提出に係る阿片を司藥場に於て試驗し其成績を公告して一般製煉者の參考に供したり。

内務省達 (明治十年五月十六日丙第二二號大阪府、三重縣、岐阜縣、千葉縣、石川縣)

昨九年中差出候其府、縣下製造ノ阿片見本夫達分析候處其定量別紙表面ノ通有之候條製造人共ヘ其旨相達猶勸奨可致事

(別紙)

阿片試驗表				
乾燥阿片百分中 モルヒネ量ノ分	濕潤阿片百分中 モルヒネ量ノ分	水分	地名	製造人
一二・六六	一〇・八	一二・三	三重縣下伊勢國第十二小區肥留村	川北武助
一二・八八	一一・二六	一二・六	同	辻原清藏
一五・七七	一三・七七	一二・三	同	山村松右衛門
一三・九二	一一・八九	一四・六	同	中村半之助
一二・六八	一一・〇七六	一二・六四	同	西尾平藏
一〇・〇	八・六六	一三・四	同	市川庄吉
四・七八	四・一六	一三・〇	同	辻原喜八
八・五六	七・六四	一一・六五	同	萩原市右衛門
一二・六八	一一・一二	一二・三	同	伊藤金助
一四・八九	一二・九五	一三・〇	同	中谷清助
一・六	一・四	一〇・七	岐阜縣下美濃國本巢郡十七條村	武藤金平
〇・七	〇・六一三	一二・三七二	同	林淺藏
一〇・三	八・九八六	一二・七五	舊磐前縣下字多郡中村	齋藤龍安
七・三七	六・五	一一・三二	千葉縣下上總國武射郡湯坂村	佐藤基二郎
九・七二	八・七	一・六	大阪府下第八大區一小區福井村	南孫七
一〇・五	九・二	一二・五四	同第三大區富田村	辰巳喜右衛門
六・八三	六・二	九・八四	同	野口清兵衛
七・三二	六・三七	一二・九	同	大宅平兵衛
一二・〇	一〇・三四四	一三・八七	同	大宅長右衛門
一〇・〇四	八・六二五	一四・〇九	同日坂村	村田彌五郎

七・〇四	六・〇七七	一三・六八
八・二	六・〇八	一三・六五
七・二四	六・三六五	一二・〇八
〇・五四	〇・四七三	一二・三二四
六・六四	五・九	一一・〇一
〇・六四	〇・五六	一二・四五
六・六四	五・九四	一〇・五三
八・九八八	八・〇三八	一〇・五七
六・二	五・五四	一〇・五七
二・九	二・五九	一〇・四八
一〇・六二	九・四八	一〇・七五
八・五六	七・五四	一一・八五
一〇・八四	九・四	一三・三五
九・六六	八・七三	九・六
一・五四	一・三三	一三・三二
七・五四	六・五六	一二・九
八・三八	七・二六	一三・三三
九・二八	八・〇三一	一三・四五
六・五四	五・六五	一三・五
一・六六	一・四三	一三・八六
九・六二	八・三	一三・八四
七・三八	六・三	一三・五
七・九八	六・八三	一四・三五

同 野々宮村
同 十一村
同 眞砂村
同 平田村
同 二階堂村
同 馬場村
同 内瀬村
同 第九大區三小區西面村

福谷喜三郎	谷川長右衛門	立川市兵衛	田村甚右衛門	桐山兵吉	戸肥定右衛門	西田市兵衛	橋岡儀右衛門	加藤長右衛門	古井三右衛門	西村當右衛門	田淵仙治郎	澤田太郎左衛門	吉田薪右衛門	石井清三郎	石田伊太郎	澤田榮三郎	加藤支左衛門	松本彦左衛門	古井七右衛門	木村孫太郎	加藤仁右衛門	横山保五郎
-------	--------	-------	--------	------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------

一〇・〇	八・五六	一四・四一	同	後藤助右衛門
六・〇			石川縣下加賀國第二十二區江沼郡下谷村	中島半四郎
四・〇			舊若松縣下岩代長命澤郡若松榮町二丁目若松縣士族	笹原八百吉

司藥場よりモルヒネ定量法の上申

醫務局は司藥場に命じて阿片の品質を調査せしめんとし先づ以て其品質試驗法の調査を命じたる結果東

京司藥場に於てモルヒネ定量法を草案し明治八年七月十六日之を上申したり。

是れ即ち本邦最初の公定モルヒネ定量法なりとす。

モルヒネ定量法

ギルレルモント氏阿片分析法（ムルプライト化學書より）此法はギーボルト氏より出づ其方先づ一の阿片を重湯煎にて乾し其末を取り其量四倍のアルコールに浸出し又更に少量のアルコールを以て浸出すること二度此アルコールは七十五乃至八〇%のものを加ふ、扱て其殘滓を凝固し又アルコールを以て洗滌し其液及前の浸出液を合し過量のアムモニアを注加し其内より遊離のアムモニアを蒸散せしめ而して生ずる所の沈澱を濾紙上に集め始めに五十%のアルコールを以て洗出し次に四十%のアルコールを以て洗ひ終りにエーテルを以て洗ひ而後乾し搗末し屢適量のエーテルを注ぎ温むれば其内含む所のナルコチン遊離し來り餘す所のモルヒネには尙通常少量のメコン酸カルキを含めり是に於て之を乾し其量を計り而して九十%の沸騰アルコールを以て之に注ぎ因て不溶解のメコン酸カルキの量を秤定し之を前量より減すれば其差は阿片中含む所の純モルヒネの量なり

醫務局より司藥場に對する藥用阿片と阿片煙との辨別に關する疑義照會 明治八年四月藥用阿片と阿片煙とは如何なる關係に在るものなる

や當時に於ては辨別すること能はざりしを以て醫務局より司藥場宛に照會せられたり。其照會文書次の如し。

醫第一二五號

兼テ及御掛合候藥用吸烟阿片分析等ノ儀去ル三十日教師意見相添御廻シ相成候ニ付早速外務省ニ及廻送候處有教師見込書原書爲見合度旨猶又同省ヨリ頼越候間午御手数數寫一葉至急御廻シ有之度此段及御懸合候也

明治八年四月二日

東京司藥場御中

文部省醫務局

先般外務省ヨリ照會有之候藥用吸烟兩阿片ノ儀教師ノ意見別紙ノ通ニテ只「モルヒネ分ヲ含有スルノ多少ニ因テ上下ノ品ヲ生スルノミニシテ別ニ他故アルニ

非ス故ニ吸烟阿片ノ精良ナルモノハ其價極テ貴ク藥用阿片ノ下ニ出テス其下等ナルモノハ他物乃糖蜜吸餘阿片等ヲ混シ偽製スルモノニシテ其増量ノ度ハ奸商ノ爲ス所ニシテ更ニ一定ノ數量ハ無之候藥用阿片ヲ吸烟阿片ニ變製スルニハ教師意見ノ如ク甲ヲ水ニ浸出シ蒸發シテ乙トナスノミニテ別ニ器械裝置ノ煩勞ハ之無候外務省ヨリ送致ノ兩品ハ各々定量術ヲ行ヒ之ヲ現今藥舖ノ通價ニ比較計算シ其價格ヲ以テ眞價利益ノ等級相立差出度候得共何分量目少クシテ通常定性方ヲ以テ試験致シ候處兩品共ニ「モルヒネ分ヲ檢出スルニ堪ヘス候此上何卒兩品共量目各五六オンス位ニシテ且其何地ノ產タルコトヲ詳記シ當場ニ送致セハ更ニ精密ノ定量術ヲ行ヒ眞價損益ノ得失等明細取調ヘ差出スヘク候間其由外務省ヘ御廻答有之度此段及御照會候也

明治八年三月二十九日

本文ニ認アル別紙ハ試驗表中ニ綴込アリ

醫務局 御中

司 藥 場

藥用阿片賣買並製造規則の發布 明治三年八月太政官布告を以て生阿片取扱規則發布せられ阿片取締に關する大綱定められたるも時勢の進展に伴ひて藥用阿片の品質統制及其濫用取締りの事は益々重要となりたるを以て政府は明治十一年八月九日太政官布告を以て舊制を廢して新に藥用阿片賣買並製造規則を發布し藥用阿片を政府にて買上げ司藥場をして之を拂下げしむる制を設けたり。而して本法は明治三十年阿片法制定に至るまで實に二十年間の久しきに亘り阿片に關する法規の大本として活用せられたり。即ち次の如し。

布告（明治十一年八月九日太政大臣三條實美署第二一號）

明治三年八月布告生阿片取締規則ヲ廢シ藥用阿片賣買並製造規則左ノ通相定候條此旨布告候事

但施行ノ時日ハ追テ内務省ヨリ可相達事

藥用阿片賣買並製造規則

第一條 阿片ノ賣買及製造ハ藥用品ニ限り此規則ニ依テ之ヲ許可ス

第二條 藥用阿片ハ其内國產若クハ外國產ヲ論セス總テ内務省ニ於テ其品位ヲ定メテ之ヲ買上ケ然ル後テ各司藥場ヨリ阿片卸シ賣特許藥舖ニ拂下ケ之ヲ賣捌カシムヘシ

但司藥場ヲ置カサル地方ニ於テハ該地方廳ヨリ之ヲ拂下クヘシ

第三條 各司藥場ヨリ拂下クル所ノ阿片ハ量目一匁ヲ以テ一器トシ每器司藥場ノ印紙ヲ貼附スヘシ

第四條 地方廳ハ土地ノ廣狹位置ヲ度リ一管内相等ノ人員ヲ限リ藥舖ノ身元人物ヲ選シテ内務省ニ稟議シ鑒札ヲ受ケテ之ヲ本人ニ交付スヘシ

但廢藥ノ者アル節ハ其鑒札ヲ内務省ニ返納スヘシ

第五條 特許鑒札ヲ受ケタル藥舖ノ住所姓名ハ該管轄廳ヨリ管内ノ公私病院醫師藥舖一般ニ報告スヘシ

但廢業ノ者アル節モ本文ニ準シ速ニ報告スヘシ

第六條 特許鑒札ヲ受クル藥舖ハ其店頭ニ特許藥用阿片賣捌所ト大書シタル看板ヲ掲ケ置クヘシ

第七條 特許ヲ受タル藥舖ハ半年分賣捌ノ高ヲ豫算シ毎年兩度最寄司藥場、司藥場ナキ地方ハ該地方廳ニ申立テ其拂下ケヲ請フヘシ但缺乏ノ節ハ臨時拂下ケヲ請フコトヲ得

第八條 凡ソ醫師、病院及ヒ一般藥舖等ニ於テ藥用阿片ヲ要スルトキハ其量目並ニ其住所、姓名及年月日病院ハ其名稱及ヒ院長若クハ副院長ノ姓名ヲ記シ調印シタル證書ヲ以テ特許藥舖ニ就キ之ヲ購求スヘシ特許藥舖ニ於テハ之ヲ賣渡スニ其量目一度ニ四拾匁ヲ超ヘルカラス

但病院及醫師等ニ於テ便宜ニ依リ一般藥舖ニ就キ之ヲ購求スルト一般藥舖相互ニ賣買スルハ妨ケスト雖モ必ス本條ノ證書ヲ以テスヘシ且其量目一度ニ八匁ヲ超ヘカラス

第九條 凡テ内外國人共醫師ノ處方箋ヲ持參シタル者ノ外ハ特許藥舖並ニ一般藥舖ニ於テハ一切之ヲ賣渡スヘカラス

第十條 特許藥舖ハ每半年分阿片拂受並ニ壹匁以上賣捌ノ高及ヒ買入ノ住所姓名並ニ壹匁以下賣捌ノ總高等明細表正副二通ヲ造リ其管轄廳ニ差出スヘシ尤壹匁以下ノ分ハ平常其明細ヲ簿記シ置キ臨時取調ノ用ニ供スヘシ

但管轄廳ハ其一通ヲ內務省ニ進達スヘシ

第十一條 醫師、病院、一般藥舖ニ於テハ每半年必シモ前條明細表ヲ差出スヲ要セスト雖モ平常其明細ヲ簿記シ置キ臨時取調ノ用ニ供スヘシ

第十二條 藥用阿片ヲ製造セント欲スル者ハ罂粟ノ種類及ヒ培養、採收、製造ノ方法ヲ記シ管轄廳ヲ經由シテ內務省ノ免許鑒札ヲ受クヘシ

第十三條 阿片製造人ハ其製造シタル阿片ノ量目ヲ記シ署名調印シタル願書ヲ以テ地方廳ヲ經由シ內務省ノ買上ケヲ願フヘシ右買上ケヲ受ケタルノ外決シテ

内外人民ニ販賣スルコトヲ許サス

但司藥場ニ於テ其品位藥用ニ適セサル者トスルトキハ地方廳ヨリ其旨製造人ニ通知シ其阿片ハ其廳ニ預リ置クヘシ

第十四條 阿片買上廳及ヒ拂下ケノ代價ハ歲ノ豊凶及ヒ外國一般ノ相場等ニ因テ高低アルヘシト雖モ其品位ニ應シテ價格ヲ定ムルハ該藥主用ノ成分即チ「モルヒネ」ノ多少ニ因ルヘシ

第十五條 內務省ニ買上ケ及ヒ拂下クル所ノ阿片ハ百分中ニ「モルヒネ」六分以上十一分ニ至ルマテヲ含有スル者ニ限ルヘシ

第十六條 此規則ニ違反スル者ハ其犯情ニ從ヒ阿片賣買若クハ製造ヲ禁シ其所有ノ阿片ヲ沒收シ百五十匁以下ノ罰金ヲ科スヘシ

PULVIS OPII. 10. MOMME. 10-11% MORPHINE. (POISON) Sanitary Bureau, Home Department, Japan.	阿片末 百分中十乃至十 一分ノ莫兒比濃 ヲ含ム 内務省衛生局
--	---

PULVIS OPII. 1. MOMME 9-10% MORPHINE. (POISON) SIYAKUJIO.	劇藥二 阿片末 百分中九乃至 十ノ莫兒比濃 ヲ含ム 司藥場
---	--

藥用阿片賣買並製造規則施行期日を明治十二年五月一日よりと定めたり

甲第廿七號

阿片賣買並製造規則施行期日

本年八月太政官第廿一號布告阿片賣買並製造規則之儀ハ來ル明治十二年五月一日ヨリ施行候條此旨布達候也

明治十一年十一月二日

内務卿、伊藤博文

藥用阿片賣買並製造規則施行に關する取扱心得を布達したり。

内務省達 (明治十一年十一月四日乙第六十八號)

阿片賣買並製造規則施行日限取扱心得

本月二日當省甲第二十七號ヲ以テ阿片賣買並製造規則施行ノ日限布達候ニ付テハ豫メ左件ノ通可取計此旨相達候事

明治十一年十一月四日

一、各管内藥舖營業者及ヒ阿片製造者ニ於テ現在所持ノ阿片ノ試驗ヲ要スル者ハ來ル十二月限り最寄司藥場ニ差出ス可シ試驗ノ上相當ノ品ハ小器ニ分チ印紙ヲ貼附シ之ヲ下渡シ若シ其買上ヲ望ムモノハ定價ヲ以テ買上ク可ク品位不相當ノ品ハ其理由ヲ記シテ持主ニ返附スヘシ

一、阿片賣買並製造規則第四條ニ據リ各郡區ニ於テ阿片賣捌ヲ特許スヘキ藥舖ヲ撰定シ其郡區町村番地姓名年齡ヲ詳記シ來ル十二月限り申出ヘシ

一、阿片製造人有之地方ハ同規則第十二條ニ據リ免許鑑札頒出シムヘシ

東京府達 (明治十一年十一月二十八日甲第六八號)
本年八月第二十一號藥用阿片賣買並製造規則公布及內務省甲第二十七號同規則施行日限 (明治十二年五月一日ヨリ) 布達相成候ニ付而ハ醫師病院並藥舖營業者及阿片製造者ハ左件ノ通可相心得此旨布達候事

一、藥舖營業者及ヒ阿片製造者ニ於テハ現在所持ノ阿片ノ試驗ヲ要スルモノハ來ル十二月限り內務省司藥場ニ差出スヘシ同場ニ於テハ試驗ノ上相當ノ品ハ小器ニ分チ印紙ヲ貼布シ之ヲ下渡シ其買上ヲ望ムモノハ定價ヲ以テ買上ケ品位不相當ノ品ハ其理由ヲ記シテ持主ニ返附スヘシ

一、藥用阿片賣捌ヲ特許スヘキ藥舖ハ各郡區內ニ於テハ撰定ノ上其住所姓名ハ追テ報告スヘシ醫師病院及一般藥舖等ニ於テハ同規則第八條ニ據リ特許藥舖ニ就キ之ヲ購求スヘシ

一、特許藥舖ニ於テハ同規則第十條ニ據リ每半年及拂受並ニ賣捌ノ總高等明細表正副二通毎年一月八月兩度ニ當廳ヘ差出スヘシ

開拓使札帳本廳達 (明治十一年十二月四日丁第八十號)

內務省本年乙第六十八號府縣ニ達ノ趣管内ニ於テモ同様履行候條公私立病院及藥舖ニ於テ藥用阿片現在所持ノ分達到達ノ日ヨリ三日間ニ悉皆取廻該地發遣至急便ヲ以當廳衛生事務取扱ヘ可差出尤所持無之分ハ其旨届出候儀ト可相心得此旨相達候事

藥用阿片賣買並製造規則ニ關する達

內務省ヨリ兵庫新潟兩縣ヘ達 (明治十一年十月二十五日)

藥用阿片賣買並製造規則ノ儀去八月第二十一號ヲ以テ公布相成候ニ付差向外國人ヘ賣渡方ノ儀別紙ノ通報告致候條不日阿片及送附候間發行期日相定在留外國人ヘ報告可取計此旨相達候事

內務省ヨリ開拓使ヘ通牒 (明治十一年十月二十五日)

藥用阿片賣買並製造規則ノ儀去八月第二十一號ヲ以テ公布相成候ニ付差向外國人ニ賣渡方ノ儀太政官ノ經何ノ上別紙ノ通報告取計候條不日阿片可及御送附候間函館御支廳ニ於テ發行期日御取定メ同港在留外國人ヘ御報告相成度此段及御掛合候也

內務省衛生局ヨリ東京大阪兩府神奈川兩縣ヘ通牒 (明治十一年十月二十五日)

藥用阿片賣買並製造規則ノ儀去八月第二十一號ヲ以テ公布相成候ニ付差向外國人へ賣渡方ノ儀太政官へ經伺ノ上別紙英文翻譯ノ上報告取計候條此段及御通知候也

阿片賣渡定價の制定 明治十一年十月阿片賣渡定價を次の如く定めたり。

明治十一年十月衛醫第五八三三號

阿片賣渡定價

外國人エ阿片賣渡定價ノ儀ハ買入價格ノ高低ニ因リ時々變換可致候得共當分左記之通相定候條此旨相達候也

明治十一年十一月廿四日

衛生局 長 與 專 齋

粉末阿片一匁入一瓶ノ定價金拾參錢六厘

乾燥阿片八匁入一瓶ノ定價金一圓

阿片試驗並買上取扱心得の制定 明治十一年十一月阿片試驗並買上取扱心得に關し次の如く達せられたり。

明治十一年十一月衛第六一一號

阿片試驗並買上取扱心得書

本月四日乙第六十八號御達相成候ニ付テハ阿片試驗並買上取扱方左記之通可心得此旨相達候也

明治十一年十一月十二日

一、本月四日當省乙第六十八號御達ニ基ツキ阿片買上ヲ願出ツル者アルトキハ試驗ノ上「モルヒネ」ノ含量濕潤品ハ六分以上乾燥品ハ八分以上アルモノニ限リ聞届クヘシ

但第二十一號公布阿片賣買並製造規則第十五條ニハ十一分ニ至ルマテ云々記載アレトモ買上品ニ限リ「モルヒネ」分超過スルモ妨ケナシ

一、右買上タル阿片ハ試驗出來次第成丈十二月限り毎品「モルヒネ」ノ含量ヲ詳記シテ東京司藥場ニ送附スヘシ同場ニ於テハ各司藥場ヨリ領受ノ上本局ノ指揮ヲ乞フヘシ

一、買上價額ハ當分九乃至十分乾燥品ニシテノモノ百日ニ付金七圓ト定メ八乃至九分ノモノハ一割ヲ減シテ金六圓三十錢トシ又十乃至十一分ノモノハ一割ヲ加ヘテ金七圓七十錢トスルカ如キ「モルヒネ」一分ノ増減毎ニ一割ノ價ヲ上下スルモノトス

一、右買上金額ハ見積ヲ以テ差向キ金百圓相渡シ置クニ付十二月限り拂渡明細書差出スヘシ

一、試驗ノミヲ乞フモノハ其品位相等ナルトキハ之ヲ乾燥粉末トナシ一匁入ノ瓶ニ分チ定式外國人へ拂下品ノ裝置ヲ云フノ如ク「モルヒネ」ノ含量等ヲ記シタル藥名箋及ヒ印紙ヲ貼シテ交附スヘシ

一、右ノ容器並印紙等ノ諸費トシテ一匁入ニ付金貳錢貳厘ヲ收入スヘシ

一、願人ヨリ一匁入ノ容器ヲ差出シタルモノハ印紙等ノ費用トシテ一瓶ニ付金壹錢ヲ收入スヘシ

一、右ノ收入金ハ取廻メ十二月限リ本局ヘ納附スヘシ

一、試験ノ上品位不相當ノ品ハ御達面ノ如ク其理由ヲ記シテ其儘持主ヘ返附スヘシ

一、遞送費ノ阿片持主ニ係ハルモノハ一時繰替置キ其旨該管廳或ハ持主ヘ申送ルヘク本局及司藥場ニ係ハルモノハ前項阿片買上費内ヲ以テ仕拂其旨申出ツヘシ

阿片試験並買上取扱心得書中改正 (明治十一年十一月第十一號)

本月十二日第六一一一號達阿片試験並買上取扱心得書中第六項並第七項削除シ第五項ヘ左ノ但書相加候條此旨相達候也

明治十一年十一月

但本文ノ費金トシテ願人ヨリ一匁入一瓶ニ付金二錢二厘同一匁入ノ容器ヲ差出シタルモノハ金一錢ヲ收入スヘシ

藥用阿片輸入當時の事情を示す文書 阿片の醫藥的價值漸く認識せられ其需要額増大し國產品のみにては到底之を充すこと能はざるに到れ

り。依つて政府は外國產阿片の輸入を企圖したるも藥用阿片と吸煙用阿片との取締及在留外人に對する取締適用等の諸問題に關して非常なる困難に遭遇せり。當時の事情を示す文書を一括して掲記すれば次の如し。

外務、内務兩省伺 (明治十一年三月十九日)

藥用阿片買取締ニ付内外國產買上ノ儀客年九月中相伺同十一月五日御裁可ヲ得右資金一萬八千圓内務省ヘ御貸渡相成候ニ付買上手續取計居候就テハ右賣買並ニ製造規則被爲設品位ヲ定メ内外人ノ藥用所需ニ支障ナカラシメ隨テ稅關ヲ始メ一般ノ取締嚴重處分イタシ永ク吸煙用ノ禍源ヲ防絕候様相成度尤モ外國人ヘ賣渡規則ノ儀ハ御許可ノ上各司藥場ヨリ横文ニ譯シ新聞紙ヲ以テ在留人一般ヘ報告可致積リニ有之候依テ別紙規則御布告案等相添此段相伺候間至急御決裁有之度候也

指 令 (明治十一年八月九日)

何ノ趣聞屆第二十一號ヲ以テ布告候事

但開港開市場在留外國人ヘ報告ノ儀ハ別紙修正案ノ通可取計事(修正案省略)

法制局議案(明治十一年七月二十四日)

別紙外務内務兩省何阿片買取締規則ノ儀取調候處成案中彼是支障ノ廉不少ニ付別紙ノ通修正主任ノ者ニ照會候處異存無之ニ付御施行相成可然哉布告ノ分

ハ元老院檢視ニ付セラレ尤モ在留外國人ハ報告案ハ御裁可ノ上直チニ御指令相成度諸案調査仰高裁候也 元老院檢視

(參考)

外務内務兩省伺(明治十年九月二十七日)

阿片輸入ノ儀ハ條約面嚴禁ノ處右嚴禁ノ原因ハ支那人吸烟弊害ノ波及センコトヲ顧慮シテ起ル約定ニシテ藥用ニ供スル阿片ヲ防ク趣意ニアラス近來洋科益流行ニ付テハ内國人民藥用ノ爲メ精良阿片ヲ仰ク亦僅々ナラス而シテ外國人ノ需用ハ勿論闕クヘカラサルモノト爲ス然ルニ條約面ニハ藥用ト吸烟トノ區別無之概シテ阿片トノミ掲載有之烟毒ヲ嚴防スルニハ良好ナル約定ナカラ税關ノ取計方ニ至リテハ私ニ右ヲ區別シテ良品ノ輸入ヲ許可スル能ハス且精粗ノ區別ヲ判然分割スルハ其實亦容易ノコトニアラス依テ藥用ノ爲メナリトテ一度多量ノ阿片輸入ヲ外商ニ免許スルトキハ習慣爲例又挽回シカタク患有之ニ付税關ニテハ單ニ一條約面ヲ確守シテ精粗一視汨濁タリトモ陸上輸入ヲ許サハル其職掌ニ於テ當然ナリトス然ルニ其實藥用ニ供スヘキ阿片ハ是非トモ輸入ヲ仰カサルヲ得ス且各港居留外國人ノ爲メ是ヲ遮斷スル時ハ其糧食ヲ裁絶スルト一般ニテ既ニ先般各國公使ヨリ云々苦情申出候ニ付無餘儀藥用ノ分ハ輸入差許ス見込ヲ以テ再再相伺候上藥用阿片輸入規則偏立ノ積ニテ屢各國公使ト外務卿ト規則談判ニ及候ヘトモ彼レハ彼ノ權理ヲ失フマシト謀リ罰則其他ノ事ニ至リ我主國ノ威權ニ關係シ談決ニ不至候ハハ右一案ハ悉皆廢止シ内務省衛生局ニテ精良ノ藥用阿片ヲ杜耳格地方ヨリ買入方ノ手續ヲ建三府其他内地ハ勿論各開港場衛生局出張所等ニテ同品賣下ケ内外國人ヲシテ其品ヲ求ムル爲メノ規則ヲ遵守セシメ適宜ノ分量ヲ賣與候ヘハ内外國人トモ藥用ニ窮スルノ苦情ヲ訴フル能ハス而シテ税關ニテハ他ノ外商ノ同品輸入ヲ猶一層嚴密ニ防禦候ハハ我邦内烟毒取締ノ道ハ充分相立外客モ税關ノ嚴ナルヲ訴フルニ食糧ヲ絶ツト同様ナリト唱フル能ハス如何トナレハ之レヲ求ムルノ道存スル時ハ藥用ニ差支ナケレハ也依テ右方法ヲ取設ケント擬シ先般來兩省協議及候處我内地阿片ノ生産斤量及ヒ舶載ヲ仰ク多寡ノ概略及衛生局ニテ買入頒賣ノ大意トモ別紙ノ通ニ有之右方法ニ從事スルニハ杜耳格產阿片買入ノ元資金一萬八千圓差向別途ニ内務省ヘ仰下ケ無之候テハ其事ヲ施行スル能ハサル儀ニ候條右方法可然トノ御決議ニ候ハハ前書ノ金額御貸下ケ有之度候尤買入頒賣ノ規則等ハ右何濟ノ上更ニ詳細取調相伺可申候條先大要ノ處可仰否御高裁候也

指 令(明治十年十一月五日)

何ノ趣聞届金一萬八千圓内務省ヘ貸下ケ候條右金額大藏省ヨリ受取追テ賣拂代金ヲ以返納可致事

大藏省ヘ達(明治十年十一月五日)

別紙外務内務兩省伺藥用阿片買入ノ儀朱書ノ通及指令候條金額渡方可致計此旨相達候事

(第一)

外國產藥用阿片買入ノ要旨

藥用阿片劑ハ日本内地ノ產亦良好ニシテ藥劑ト爲スニ足ルカ故ニ日本人民需要ノ分ハ内產阿片ニテ大凡ソ用ヲ爲スト雖モ其產出ノ數未タ充分ナラス下條調書

ノ如ク猶九百ポンド程外國ヲ仰カサルヲ得ス加之外國人ニ至リテハ未タ日本產ノ阿片ヲ信用セサル故之ニ供スル分トモ差向キ杜耳格等阿片ヲ海外ニテ買入各開港場司藥場ニテ左ノ提案ノ如キ方法ヲ以テ販賣スルヲ善トス右ノ如ク阿片需要ノ活路ヲ開ク上ハ外國人ノ自ラ輸入セント企ツル分ハ猶更一層嚴重ノ検査ヲ加ヘ之ヲ遮絶シテ條約ノ權理ヲ保存スレハ吸煙阿片ノ輸入ハ確トシテ杜塞スルヲ得ヘシ

第一 各開港場司藥場ニテ外國人ヘ阿片ヲ販賣スルハ同所出販ノ司藥場ヨリ前以テ橫文新聞紙等ヲ以テ司藥場ノ賣渡規則ニ從ツテ買ハント欲スル外國人ヘハ賣渡スヘキ旨外國人ヘ通知シ置需要ノ外國人ヘハ可成需餘ノ少數ヲ以賣與フヘシ然レ共藥商醫者等ハ多數アラサレハ兼テ司藥場ニテ其姓名ヲ知り得ヘキ筈ニ付其需ノ數ニ應シ零餘ノ少數ニ限ラサルモ不可ナルナシ尤其買人ノ姓名及ヒ住所書並需用スル者ノ趣意書請取タル上ニテ賣渡スヘシ

精良阿片ハ價格モ貴キ故濫リニ之ヲ吸煙用ニ變換スルモノ有之マシ若又彼非常ニ多數ヲ買入ル、或ハ度々頻繁ニ買入ル、等其模樣怪ムヘキ時ハ先ツ賣與フル事ヲ止メ地方官ヘ密告シテ其形狀ヲ探索シタル上吸煙ノタメ賣與メタル證據ヲ視ハ再ヒ其者ニ賣ル事ヲ止ムヘシ

第二 外國藥商ノ内兼テ司藥場ニ注文シ多量ノ杜耳格阿片ヲ買入レン事ヲ望ムトキハ其求ニ應スルモ不可ナルナシ即チ橫濱ナラハ英商ハルトリースコット等ノ如シ

第三 阿片ハ暑熱ノ時氣需用最モ多シト聞然レハ毎年九月ニ西洋其筋ニ注文シ三月ニ至リ其斤商船載シ暑天ノ需用ヲ準備シ四月ニ至リ更ニ注文シ八月ニ至リ其斤商ヲ船載シ翌春マテノ準備ヲ爲ス手續ニ定メタラハ俄ニ閑乏ノ憂有之マシ其斤商ノ如キハ各開港場外國人需用ノ分平年分ノ總計凡ソ二百ポンド程ナラハ大抵足ラサルナシト聞ク「據ルヘキ證據アルニ非ス」内國人ノ需用ノ不足ヲ補フ分凡ソ七百ポンド合計九百ポンドヲ買入ルトキハ大抵藥用ヲ闕カサルヘシ一ポンドノ價凡ソ二十四ト概算シテ其元資金一萬八千圓ノ高ヲ要ス最ヲ司藥場ニテ頒賣スルニ當リ別ニ利潤ヲ見ル事ナク只微少ノ手数料ヲ定メ司藥場頒賣ノ雜費トス

第四 右九百ポンドノ數ヲ橫濱ヲ初メトシテ各開港場及東京大阪ヘ相當ニ分頒スヘシ

第五 前書貯蓄ノ杜耳格阿片ヲ賣盡シ次ノ船載品ヲ待ツノ時間杜耳格阿片絶無ニ至ルトモ外國人ニ對シ司藥場ノ賣トナル理ナシ其條約ニ輸入ヲ禁スルモノヲ特別ノ取扱ヲ以頒賣スル事ナレハナク然レトモ可成ハ注意シテ閑乏ニ至ラサル様ニ陸續ト貯置クヘシ病客必需ノ要品ナレハナリ

第六 日本產ノ精良阿片ハ司藥場検査済ノ證書ヲ付シ買入レント欲スル外國人ニハ賣渡スヘシ是價格モ杜耳格ヨリハ廉ニシテ其効驗著明ナルトキハ漸次是ヲ龍用スルニ至ルヘキ理アレハナリ

(第二)

明治八年中三府ニ於テ藥商取扱タル内外國產阿片ノ概數

一、阿片二千五百斤餘

此英磅三千三百三十三磅餘

内

國產二千九百三十三磅餘

輸入品四百磅

外國人各自齎シ來リテ藥用ニ供スル分一箇年分概數ノ見込

一、外國產百磅

五港并ニ他ノ地方ニテ取扱ヒタル内外品一箇年ノ概數見込凡ソ三府ノ三分一ト積リ

一、外國產百三十三磅

一、國產 九百七十七磅餘

日本產阿片試驗上藥用ニ適セサル分凡ソ二百七十磅内外ト見做シ其關ヲ補フ分「百磅中凡ソ七磅ノ不適品アルト見做ス」

一、外國產二百七十磅

合計四千八百十三磅

内

國產三千九百十磅

外國產九百零三磅

右ノ通ナルヲ以テ外國產ヲ買入ルニハ是非共九百磅餘ノ商ヲ要セサレハ開港場ノ輸入密賣ヲ嚴禁スル能ハサルヘシ若シ其咽喉タル開港場ヲ取締リテ内服藥用ノ供給ヲ闕クトキハ内外國人醫藥用ノ困難其差支亦容易ナラサルヘシ

蓋シ阿片需用ノ精密ナル實數ヲ得ルハ殆ント難事ナリ何トナレハ一般營業者ニ公達シテ取調書ヲ出サシムルトキハ外國產ハ輸入禁止ノモノナルヲ以テ極メテ少數ヲ記シ内國產ハ課税ニ顧慮シテ決シテ其實ヲ告ケサルヘシ今此概數ヲ掲ケタルハ一昨年三府ノ實際ニ付探偵シタル數ヲ以テ其他ノ地方ヲ推測シ且官公私立ノ病院及ヒ醫師一己ノ需用平均數等ヲ彼是參考推測シタルモノナレハ此亦確實ノ數ヲ得タルモノト云フヘカラス因テ右概算ノ金額ヲ以一箇年兩度ニ買入レ暫ク其景況ヲ察セハ二年ノ始ニ至リテ略實數ヲ算知スヘシ故ニ其期ニ至リテ此算數ニ増減アルハ亦豫メ確證シカタキモノトス

調査局議案（明治十年十月二十日）

別紙外務内務兩省何藥用阿片買入ノ儀大藏省へ御照會ノ未審案候處兩省何ノ趣尤ノ次第ニ付御開届相成可然哉左案取調相何候也（案省略）

在留外人に和洋兩文を以て阿片賣渡規則の告知 明治十一年政府は和洋兩文の阿片賣渡規則を作成し各開港場在留の外國人に告知せり。
即ち次の如し。

明治十一年八月太政官布告第廿一號

(別 紙) 阿片賣渡規則 (和文)

日本帝國政府ノ特許ヲ以テ今後外國人阿片ヲ藥用トシテ需用スルモノニ限り左ノ規則ニ從テ阿片ヲ賣渡スヘシ

第一條 阿片ノ賣渡ハ日本開港開市場ニアル內務省所轄ノ司藥場ニ於テスヘシ司藥場ナキ場所ハ該地方廳ニ於テスヘシ

第二條 右賣渡ス所ノ阿片ハ百分中六分ヨリ十一分ニ至ルノ「モルヒネ」ヲ含ミタル品ニシテ司藥場ノ檢印紙ヲ貼スヘシ

但賣渡ス可キ阿片ノ量ハ一度ニ四十匁以下タルヘシ

第四條 阿片ヲ買ハント欲スル藥舖ハ其姓名、住所、國名、量日、月日ヲ詳細記載シタル書面ヲ以テ顯出ヘシ

第五條 阿片ヲ買受タル藥舖ハ醫師要用ノ旨ヲ記セル證書又ハ醫師ノ處方書ヲ持參スル者ニ限り之ヲ賣渡スヘシ其他ハ總テ賣渡ヲ禁ス

第六條 右藥舖ハ更ニ賣渡ヲ求ムル度毎ニ前回ノ買講高、賣捌高、製藥ニ用ヒタル總高及ヒ其殘餘ノ高ヲ記載シタル書面ヲ司藥場ニ差出スヘシ

但前條ノ證書處方書及ヒ本條ノ製藥ニ用ヒタル種類、量日ヲ詳記セル書面ヲ貯ヘ置臨時日本政府吏員ノ檢査ニ供スヘシ

第七條 第六條ノ書面ヲ記載シテ差出サス又ハ醫師要用ノ旨ヲ記セル證書或ハ醫師ノ處方書ヲ持參セサル者ニ阿片ノ賣渡シ又ハ讓與スル或ハ阿片ヲ吸煙用ニ供スル疑アル藥舖ニハ再ヒ賣渡シヲナサザルヘシ

明治十一年十月十四日

日本政府內務省衛生局

副 報

本條ノ規則ハ東京橫濱ニ於テハ本年十月廿日ヨリ施行シ其他ノ開港開市場ニ在リテハ該地ノ司藥場或ハ地方廳ヨリ發賣ノ月日ヲ公告スヘシ
前記賣渡規則施行に關シ衛生局より司藥場に對シ次の如き達ありたり。

衛第四六八六號阿片賣渡規則施行に關する達

東京司藥場

今般阿片賣渡規則之儀別紙和洋兩文之通外國人へ報告候條發行期日ニ至リ拂下方差支無之様可取計此旨相達候也

但本文規則編制ノ際ニ[○]フマン氏ヘモ及協議同氏ニ於テ種々意見申出候處爾後外務省ヘモ協議之末同氏ノ意見通リニ修正兼致候條目モ有之候條其段示諭可有之事

明治十一年十月十五日

衛生局長 長 與 專 齋

Regulations for the sale of opium.

15 th. Octoberr, 1878.

Permission to sell opium to Foreigners will hereafter be granted only for medicinal purposes, in accordance with the following Regulations.

- Art. 1. Supplies of opium may be obtained only at the open ports and cities in Japan, on application to the Imperial Japanese Laboratories (Siyakujio) under control of the Home Department; or where no such Laboratories exist, to the Local Government offices.
- Art. 2. Opium shall be supplied only to those, who are licensed by their Government as apothecaries.
- Art. 3. The opium to be supplied as above shall contain from 6 to 11 per cent. of morphine, and each vessel shall be labeled with the stamp of the Imperial Japanese Laboratory.
The quantity of opium to be supplied at one time shall not exceed 40 momme (about 5 ounces).
- Art. 4. Any apothecary, who wishes to obtain a supply of opium, must apply in writing, setting forth his name, residence, nationality and date, on application, in full together with the quantity of opium, which he requires.
- Art. 5. Apothecaries, who have been supplied with opium as above provided, shall sell the same only to such persons as hold the prescriptions of a physician, or to any physician, upon his written certificate, that the same is required for his professional use. The sale of opium to any other person is entirely forbidden.
- Art. 6. Any apothecary requiring a further supply of opium as aforesaid shall, on every application to the Imperial Laboratory, produce a statement showing the quantity of opium previously supplied by the Laboratory to him, and the quantity sold by him and also the total quantity used by him in preparing and compounding medicines, out of the amount so received, together with a statement of the quantity remaining on hand.
Certificates and prescriptions of physician referred to in the preceding article and also the statement describing the medicines compounded together with the quantity of opium used in their preparation, as stated in the present article, shall be kept for examination by the officials of the Japanese Government, whenever required.
- Art. 7. Any apothecary failing to produce the statement alluded to in the 6th article, or who shall sell or transfer opium to persons not provided with the prescription of a physician or without the written certificate of a physician indicating that the same is required for his professional use shall be denied any further supply of such opium, and apothecaries suspected of having disposed of opium for smoking purposes shall also be denied a further supply of opium.

(文歐) 則規渡賣片阿

阿片試驗並買上取扱手續に關する疑議照合 阿片試驗並買上取扱に關する手續中の疑議につき東京司藥場と衛生局長との照合ありたり。即ち次の如し。

第七七號

客歲十一月本省乙第六十八號御達ニ據リ各府縣ヨリ各自所持之阿片試驗並買上ヲ顯出候者有之候處該試驗ノミヲ乞フモノ、中差掛リ左記ノ如キニ至リテハ客歲第六千一百一十一號御達ニ適例モ無之ニ付至急御指令有之度此段相伺候也

明治十二年二月十八日

東京司藥場

衛生局長 長 與 專 齊 殿

第一條 試驗ノミヲ乞フモノノ内モルヒネノ含量十三プロセント以上ニシテ第二十一號公布藥用阿片賣買並製造規則第十五條ノ制限ニ超過スルモノアリ

右ハ該所持人ニ説諭ノ上相當ノ代價ヲ以買上可申裁將第六千一百一十一號御達第五號ニ據リ矢張其含有量之通り商標ニ記載シ返付可致哉

第二條 同上品位相當ナルモノ、中其量目八匁五分或ハ六匁六分等ニテ其端量（五分或ハ六分等並々ニ充タサルモノアリ右端量ハ矢張該所持人ニ説諭ノ上相當ノ代價ヲ以買上可申裁又ハ同瓶ニ容レ容量不足ヲ記シテ返付可致哉

右ニ對シ衛生局ノ應答左ノ如シ

書面何之趣左之通可相心得事

第一條 一項之通第二條規則實施前ハ一匁ニ充タサル量ヲ一器トナスハ差支無之ニ付強テ買上ヲ要セス名義上ニ其量目ヲ明記返納スヘシ

但最モ微量ノモノハ定例ノ裝置ヲ要セス包紙上ニ其旨ヲ記シテ返納スルモ妨ケナシ

明治十二年二月廿一日

衛生局長 長 與 專 齊

阿片小賣價格に關する質疑應答 阿片小賣價格に就き次の如き質疑應答ありたり。

第三百三十號

別紙之通特許藥師竹内久兵衛ヨリ伺出候ニ付左記之通指令致シ可然哉右ハ差掛リ候義ニ付迅速御指令相成度此段相伺候也

明治十二年五月九日

東京司藥場

衛生局長 長 與 專 齊 殿

指令案

書面何之通

別紙

阿片販賣直段御伺

東京司藥場

淺草區特許藥舖

總代理 竹内久兵衛

右奉申上候阿片賣捌之義手數料三割ヨリ不可超トノ御報告雖有承知罷在候右者販賣直段ト相心得候若シ醫家ヨリノ處方中ニ阿片壹匁乃至半匁ト有之或ハ阿片ノミ壹匁乃至半匁ト賣捌候節モ御報告通リ三割ノ賣値ニテ殆ント無利ノ如クニ御座候何トナレハ阿片一匁ノ原價三厘ト見做シ其賣値九毛ニ御座候此ノ利益ニテハ中包及上袋等ノ代價ニ當リ不申候故販賣之義ハ適宜ノ賣値ニテ賣捌候テ宜敷候哉何率御指令被下度此段奉願上候也

明治十二年五月八日

淺草區駒形町二十八番地

司藥場 御中

右に對し左の通指令ありたり

書面伺之通

明治十二年五月十日

衛生局長 長 與 專 齋

阿片受拂手續統一 阿片受拂の手續は地方によりて區々にして不便甚しかりしを以て次の如く統一せられたり。

衛生局ヨリ開拓使各府縣(東京、大阪兩府、神奈川、長崎兩縣ハ除ク)へ通牒(明治十二年三月二十九日)

阿片賣買並製造規則ノ儀來五月一日ヨリ施行可相成ニ付テハ右阿片受拂手續ノ儀各地方區々相成候テハ不都合ニ付當局ニ於テ別紙ノ通取調候條右ニ準シ御取調相成度此段及御照會候也

東京、大阪、橫濱、長崎各司藥場へ達(明治十二年三月三十一日衛イ第七五一號)

阿片受拂手續之儀別紙之通取調各府縣へ及通達候條賣場ニ於テモ右ニ照準可取扱旨此段御達候事

明治十二年三月卅一日

別紙

一、各地方廳及ヒ各司藥場ヨリ阿片ヲ拂下クルハ明治十一年八月太政官第二十一號布告ヲ遵守シテ願出タル藥舖ニ限ルモノトス
但外國藥舖ニハ開港開市場アル地方ニ限り賣渡スモノトス

一、阿片ハ粉末一匁ヲ以テ一器トシ每器ニ司藥場検査印紙及「番號毎半年改號」「モルヒネ」ノ含量等ヲ明記セル藥名箋ヲ貼附シ毎年二次衛生局ヨリノ各府縣司藥場アル地方ハ之ヲ除クニ配達スヘシ

一、府縣廳ハ毎半年分拂下ノ豫算ヲ以テ一月七月ノ兩度内務省ヘ受取方通牒アルヘシ若シ不足スルトキハ臨時受取方通牒アルモ妨ケナシ但シ本年七月ハ豫算通牒アルヲ要セス

一、府縣廳及ヒ司藥場ヨリ特許藥舖ニ阿片ヲ拂下ルハ毎年二期トス

但シ缺乏ノ節臨時拂下クルハ規則第七條ノ通タル可ク且ツ拂下ノ定期ハ毎年三月ヨリ四月、九月ヨリ十月等地方ノ便宜ニ因リ定ムルヲ要スレトモ本年ハ五月ヨリ七月ハ至ルヲ一期トスルヲ欲ス

一、府縣ニ於テ阿片ヲ拂下クルトキハ其都府廳ノ住所姓名、外國人ナレハ其國名ヲモ記スルヲ要ス瓶數、番號、代價、月日ヲ詳細簿記シ置キ毎半年一月ヨリ六月七月ヨリ十二月分離形ノ表二通ヲ製シ一ハ地方廳ニ備ヘ一ハ特許藥舖ヨリ差出シタル表並外國藥舖ヨリ差出シタル書面ト共ニ二月並八月中ヨリ遅カラサル様内務省ニ進達スヘシ

但シ本年ハ來五月ヨリ十二月ニ至ル分ヲ一纏シ十三年二月中迄ニ進達アルヘシ

一、府縣廳ニ於テ内外國藥舖ニ阿片ヲ拂下ルトキハ都テ現金ヲ以テ收入シ置キ毎年三月六月九月十二月ノ四次銀行又ハ郵便局換券ヲ以テ内務省ニ上納アルヘシ

一、内務省ニ於テ阿片買下拂下ノ價格ハ毎半年或ハ一年ヲ通シテ之ヲ定メ衛生局ヨリ報告スヘシ

一、特許藥舖ニ於テ阿片ヲ販賣スルハ衛生局ヨリ報告ノ原價ニ相等ノ手数料ヲ加フヘシト雖モ三割ヨリ超過販賣ス可ラサル旨豫メ府縣廳ヨリ特許藥舖ニ布達アルヲ要ス

一、内務省ヨリ拂下クル所ノ阿片其價格ニ每期多少ノ差異ナキヲ得サルニヨリ府縣廳ニ於テハ其高低ニ不拘番號ノ順ヲ逐ヒ其定價ニ從ヒ拂下クルヲ要ス

明細表雛形

明治何年上、下半年阿片受拂明細表

元 受

主任 官等 姓 名 印

受入月日	番 號	百分中モルヒネ量	瓶 數	價	一瓶ノ價
何月何日	第 何 號	九 以 上 十	何 千 何 百	何 百 何 圓	拾 何 錢 何 厘
何月何日	第 何 號	十 以 上 十一	何 千 何 百 十	何 百 何 圓	何 十 錢
總 計			何 千 何 百	何 千 何 百 圓	

前記ノ殘餘品アルトキハ表初ニ記入スヘシ

拂下

拂下月日	番號	瓶數	價	藥舖住所	姓名
何月何日	第何號	何百何千	何千何百	何國何郡區何町	特許藥舖何某
何月何日	第何號	何拾何	何圓	何村何番地	何國人何某
總計		何百何十	何百何十圓		何十人

元受拂下差引殘

阿片何百何瓶明治何年六月三十日、十二月三十一日現在高前書之通相違無之候也

年號月日

府縣長官印

東京司藥場にて罂粟の栽培 衛生局は明治十二年始めて東京司藥場に命じて罂粟を栽培せしむ。依つて司藥場は和泉町同場構内に栽培し同十三年第一回報告、同十四年第二回報告を提出せり。今第一回報告を示せば次の如し。

第一回罂粟栽培報告

明治十二年十月中旬東京神田區和泉町東京司藥場内ニ於テ凡百六十四坪ノ地ニ罂粟子ヲ播種シ翌十三年五月十九日ヨリ阿片ノ採收ヲ初メ同月二十九日ヲ以テ全ク之ヲ了リ而シテ其罂粟ヲ算スルニ白花單辨ノモノ二千四十八本周緣赤色單辨ノモノ千二十二本紫花單辨ノモノ二百五十八本ナリ然リ而シテ採收ノ時間ハ大概午前七時ヨリ正午或ハ十二時ヨリ午後五時ニ終レリ其方法ハ小銀刀ヲ以テ罂粟ノ球面ヲ最モ淺ク縱截スルニ汁液多量ニ滲出シテ球面ニ久シク之ヲ放置スルコトヲ得サルヲ以テ(スミルナ國ノ方法ハ一夜間ヲ經テ之ヲ採收スルヲ例トス)三四時間ヲ經テ最初截斷セシ球ヨリ逐次之ヲ採收シ竹筩(竹筩ハ阿片乾燥ノ後粘着スルノ憂ヒ少ナシ)上ニ廣布シ大氣流通ノヨキ室内ニ靜置スルコト數日ニシテ適宜ノ硬度ニ至ラシメタリ
右ノ阿片ヲ更ニ攝氏百度ノ溫ニ乾燥シテ粉末トナシ「フリユツキゲル氏ノ試驗法ニ依リ「モルヒネ」ヲ定量セシニ左ノ成績ヲ得タリ

罂粟ノ種類	採收月日	收額高	百分中モルヒネ量
白花單辨	五月十九日	八匁二五	六・七五〇

同	五月二十一日	一〇匁七五	五・一〇〇
同	五月二十五日	一三匁五〇	三・八五七
同	五月二十六日	一匁八五	
同	五月二十七日	〇匁八五	二・九五〇
同	五月二十八日	一匁二〇	
小計		三六匁四〇	六・六二五
紫花單辨	五月十九日	一匁〇〇	六・六二五
同	五月二十日	一匁五〇	六・六二五
同	五月二十一日	二匁一〇	三・二二五
同	五月二十五日	一匁七〇	
小計		八匁三〇	
周縁赤色單辨	五月十九日	一匁三〇	七・七二五
同	五月二十日	二匁八〇	
同	五月廿一日	一匁一〇	
同	五月二十五日	一匁六〇	六・九〇〇
同	五月二十六日	二匁〇〇	七・六五〇
小計		一六匁八〇	

總計五十一匁五分

表中へアルハニ乃至三日分ノ收額ヲ合併シテ試験セシモノナリ

右ノ成績ヲ以テ考フルニ「モルヒネ含量ハ其初日採收セシモノ最モ多ク逐次漸少ナキヲ以テ阿片ハ罌粟球ノ最モ未熟ナルトキ採收スルヲ佳トス蓋シ阿片ノ採收ハ落花後直ニ着手スルヲ例トスレトモ本年ハ少シク此良期ニ遅レ且肥料並ニ播種ノ廣狹其他培養ノ方法等未タ充分ナラサルヲ以テ更ニ來歲ヲ俟テ再ヒ試験シ其成績ヲ報告スヘシ

明治十三年八月

東京 藥場

阿片烟に關する罪を刑法に規定 明治十三年阿片烟に關する罪を刑法に規定し嚴罰に處し國民の烟禍防止の徹底を期せり。次で明治四十年

四月次の如く改正せられ今日に至れり。

刑法 (明治四十年四月二十四日法律第四十五號)

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スルタメ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十一條 本章ノ未達ハ之ヲ罰ス

藥用阿片にモルヒネ含量の併記 藥用阿片にモルヒネ含量併記に關シ次の如く達せられたり。

明治十二年五月第一四一六號

阿片受拂手續之儀過般衛イ第七百五十一號ヲ以テ相達候處今般拂下品ハ同號ニシテ其品位ニ二種有之ニ付右手續中拂下表番號ト瓶數ノ間ヘ(百分中モルヒネ量)ノ一欄ヲ相加候條此旨更ニ相達候事

拂下藥用阿片の價格規定 拂下藥用阿片の價格をモルヒネの含量に應じ次の如く規定せられたり。

内務省衛生局報告第九號 (明治十二年四月四日發行)

本年間阿片製造人ヨリ買上クヘキ濕潤阿片並ニ各地方官廳及ヒ司藥場ヨリ特許藥師ニ拂下クル粉末阿片ノ價格左ノ通相定メラレタリ此旨報告ス

買上 價格

濕潤阿片 百分中六以上七未満ノ「モルヒネ」ヲ含ムモノ 百目ニ付 金六圓三十錢

但モルヒネ含量一位ヲ増ス毎ニ金七十錢ノ價格ヲ加フ

拂下 價格

粉末阿片 モルヒネノ含量九乃至十分以上ノモノ 壹瓶ニ付 金十三錢六厘

同 モルヒネノ含量十一乃至十二分以上ノモノ 同 金十五錢五厘

販賣阿片章標の改正 販賣阿片の章標を次の如く改正せられたり。

販賣阿片章標改製（明治十三年一月十六日）

販賣阿片壹匁入章標之儀是迄相用候分漸ク拂底相成候ニ付テハ今般別紙之通兩様ニ改製シ即チ該二號ヨリ貼用可致候條此段及開申候也

註「新舊二様共寫眞版ニスルコト」

書面之趣聞置候事

明治十三年一月二十二日

衛生局長代理 少書記官 鳥 田 泰 夫

販賣阿片に關する伺 販賣阿片取扱に關して一時に多量を要求する場合には規定容器にとらはれず適當の容器に容れ拂下を行ふこととせ

り。

販賣阿片（明治十三年二月司第九四號）

客年衛第七四六號ヲ以テ阿片末壹磅以上東京警視本署ヨリ申込分與可取計旨御通達相成候處右ハ其都度申込ミ量日ヲ秤リテ相渡候今般甚々錯雜致候儀ニ付右之如キ請求ニ限り今般百匁入並拾匁入ヲ調製致シ代價別紙之通り相定度此段相伺候也

衛 生 局 長 殿

東 京 司 藥 場

書面之趣聞届候事

一、金一圓二錢六厘 九乃至十分ノ阿片十匁代 但是迄拂下來リ候代價

一、金六錢 瓶代

一、金二錢四厘 章標及ラツク詰手間賃代

計金一圓十一錢但九乃至十分ノ阿片末拾匁入壹瓶ノ代價トス

一、金十四圓二十六錢 九乃至十分ノ阿片末百匁ノ代價 但是迄拂下來リ候代價

一、金二十錢 瓶代

一、金四錢 章標及ラツク詰手間賃等

計金十四圓五十錢但九乃至十分ノ阿片末百匁入壹瓶ノ代價トス

右之通候也

阿片販賣人並阿片製造人の鑑札制定 明治十三年三月阿片賣買特許鑑札並同製造免許鑑札を規定されたり其雛形を示せば次の如し。

明 治 年 月 日
 內務省
 省印

右阿片製造免許候事

第 號
 何府縣何國何郡
 何町何村何番地
 族 籍 氏
 年 齡 名

衛生局
 長印
 割印

大正四年四月廿六日

明 治 年 月 日
 內務省
 省印

右阿片賣買特許候事

第 號
 何府縣何國何郡
 何町何村何番地
 族 籍 氏
 年 齡 名

衛生局
 長印
 割印

大正四年四月廿六日

阿片買上價格追補 阿片買上價格に關し次の如く追補せられたり。

衛第七千五百七十號

買上出願之生阿片中モルヒネ分六未滿之品當分左ノ價格ヲ以テ可買上此段及達候也

但從前右ニ抵觸候指令回答之類ハ總テ消滅候儀ハ心得ヘシ

明治十三年十二月十四日

記

モルヒネ	一 未 滿	百目ニ付	金一 圓	モルヒネ	三以上四未滿	百目ニ付	金二圓八十錢
同	一以上二未滿	同	金一圓六十錢	同	四以上五未滿	同	金三圓四十錢
同	二以上三未滿	同	金二圓二十錢	同	五以上六未滿	同	金四 圓

六以上ハ衛生局報告第九號之通

モルヒネ含量六分以下の阿片の買上停止 モルヒネ含量六分以下の阿片の買上は明治十九年以後停止せられたり。即ち次の如し。

衛發第一一〇三號

モルヒネ含量六分以下之阿片買上ノ義ニ付相達置候儀モ有之候處右買上方今後一切廢止候條此段更ニ相達候也

明治十八年十一月七日

客年十一月内國製造ノ阿片モルヒネ含量六分以下ノ阿片買上方一切廢止候旨相達置候處都合有之十八年中製造品ハ「モルヒネ含量ノ多寡ニ不拘從前之通買上可致事

明治十九年二月十九日

外國人へ賣渡すべき乾燥阿片の價格規定 外國人に賣渡すべき乾燥阿片の價格を次の如く規定せられたり。

衛發第一二九ノ内

外國人へ賣渡ス可キ乾燥阿片量目八匁瓶入價格ノ義本月十五日ヨリ右阿片モルヒネ含量九乃至十ノモノ壹瓶代價金七十錢ニ改定相成候條此旨相達候事

明治十九年三月十一日

外國產濕潤阿片の拂下 外國產濕潤阿片の拂下げに關し次の如き應答ありたり。

東京司藥場

衛生局長 長 與 專 齋

東京試験所

衛生局長 長 與 專 齋

東京試験所

衛生局長 長 與 專 齋

東京試験所

衛生局長 長 與 專 齋

驗第六五〇號

阿片拂下之義ニ付何

一、獨逸國產濕潤阿片 拾貫目

但モルヒネ含量一〇・三八分

右者大日本製藥會社ヨリ別紙寫之通拂下ノ義出願候ニ付拂下不苦候哉就テハ該品ハ客歲獨逸國ヨリ購入相成未タ價格相分兼候ニ付前記數量ニ對スル價格御指
示相成度併テ相伺候至急御指揮相成度候也

明治十九年五月二十六日

東京試驗所長心得 田 原 良 純

衛生局長 長 與 專 齋 殿

右に對する局長の應答次の如し

書面何之趣阿片拂下代價之義ハ先以內納トシテ金五百六十八圓徵收シ現品可拂渡追應該品購入價格相分リ候上過不足精算可致事

明治十九年五月卅一日

衛生局長 長 與 專 齋

別 紙

御 願

一、濕潤阿片 拾貫目

但乾燥百分中モルヒネ含量一〇・三八分

右御拂下被成下度此段奉願候也

明治十九年五月二十五日

衛生局 東京試驗所御中

東京市京橋區木挽町八丁目一番地

大 日 本 製 藥 會 社 團

藥用阿片粉末の調製 藥用阿片の需用日に増加し之が調製には相當の設備なくては到底其需用を充たすことを得ざる状態になりたるも當局

には其の設備なくやむを得ず明治十九年衛生局は阿片の製粉調製方を大日本製藥會社へ依託し爾來引續き該會社をして是に當らしめたり。次
で明治二十七年に至りて東京衛生試驗所に蒸汽機關其他粉碎器等の設備完備したるを以て東京衛生試驗所に於て同年十一月より製粉調製を開
始し於茲阿片調製は全く民間の手を煩はさざるに至れり。製粉依託に關する文書次の如し。

衛發第八九三六號

東 京 試 驗 所

阿片粉末調製方大日本製藥會社へ別紙之通委託候條此旨相達候事

但製粉ニ付濕潤阿片ヲ製藥會社へ送付スルトキハ該品量日ハ勿論モルヒネ含量等送記スヘシ而シテ會社ヨリ右預ノ證書ヲ量日及含量ヲモ記載可爲致事

明治十九年十二月一日

衛生局長 長 與 專 齋

大日本製藥會社

其社へ阿片粉末調製之義委託候條別紙之通可心得此旨相達候事

明治十九年十一月三十日

衛生局長 長 與 專 齋

(別紙)

阿片粉末調製委託

一、東京試驗所ヨリ濕潤阿片ヲ送付シタルトキハ該品目相改メ預リ證書直ニ同所へ差出スヘシ

一、阿片粉製ハ濕潤品拾貫目以下ハ該品受取タル日ヨリ日數十日以内ニ調製スヘシ

一、粉末ニ製シタル阿片ヲ東京試驗所ニ相納ルトキハ其粉末ノ量日及調製ニ依リ減シタル量日等詳細記載シ其社長ヨリ同所へ差出スヘシ

一、前項粉末阿片東京試驗所ニテハ會社員立會ノ上量日相改メ受取ルヘシ

一、乾燥及粉末ノ調製不充分ト認ルトキハ再製ヲ命スヘシ但再製ノ手数料ハ交付セサルヘシ

一、粉製中東京試驗所員出張監督スルコトアルヘシ

一、會社ニ於テ預リタル阿片水火災其他盜難等ニ罹リタルトキハ該品ニ對スル代價ヲ以テ日數十日以内ニ辨償スヘシ但其價格ハ東京試驗所ヨリ指定スヘシ

一、粉製手数料ハ濕潤品壹貫目ニ付金五十錢ノ割合ヲ以テ向貳ケ年間ノ定額トス但貳ケ年經過ノ後ハ更ニ手数料ヲ定ムヘシ

一、會社ニ於テ若シ取扱上不和合ノ廉アリト認ルトキハ各項ヲ更正シ或ハ委託ヲ解クコトアルヘシ

阿片賣買並製造規則中改正 明治二十年十月五日勅令を以て阿片賣買並製造規則中次の如き改正を加へられたり。

販賣用阿片賣買並製造規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治十一年八月第二十一號布告藥用阿片賣買並製造規則中左ノ通改正ス但第十五條ハ明治二十一年一月一日ヨリ施行ス

第二條 藥用阿片ハ内國產若クハ外國產ヲ論セス總テ内務省ニ於テ其品位ヲ定メテ之ヲ買上ケ地方廳ヲシテ阿片卸賣特許藥舖ニ之ヲ拂下ケシムヘシ

第三條 地方廳ヨリ拂下クル阿片ハ量日一匁ヲ以テ一器トシ每器衛生試驗所ノ印紙ヲ貼附スルモノトス

第七條 特許ヲ受ケタル藥舖ハ半年分賣捌ノ高ヲ豫算シ毎年兩度該地方廳ニ申立其拂下ヲ請フ可シ但閑乏ノ節ハ臨時拂下ヲ請フコトヲ得

第十三條

但内務省ニ於テ其品位藥用ニ適セサルモノトスルトキハ地方廳ヨリ其旨ヲ製造人ニ通知シ其阿片ハ其廳ニ預リ置クヘシ

第十五條 内務省ニ於テ買上ケ及拂下ケタル阿片ノ「モルヒネ含量」ハ買上品ハ百分中ニ九分以上拂下ケ品ハ百分中ニ十分以上ヲ含有スルモノトス

内務省稟議(二十年八月五日)

明治二十一年太政官第二十一號布告藥用阿片賣買並製造規則第二條ニ據レハ司藥場アル地方ニ於テハ藥用阿片ヲ該場ヨリ直ニ藥舖ニ拂下クルノ成規ナレトモ司藥場即現時ノ衛生試驗所ナルモノハ阿片ノ試驗ヲ爲シテ之カ品位ヲ定ムル所ニシテ今日拂下ケノ如キ事務ヲ取扱フヘキ性質ノモノニアラサルヲ以テ阿片ハ地方廳ヨリ拂下ケシムルヲ適當トス又第十五條ニ内務省ニ於テ買上ケ及拂下ケタル所ノ阿片ハ百分中モルヒネ六分以上十一分ニ至ル迄ヲ含有スルモノトアレトモ日本藥局方制定ノ今日ニ在テハ「モルヒネ含有量」百分中十分未満ノモノハ藥用トシテ使用スヘキニアラス因テ自今其買上品ハ阿片百分中モルヒネ量九分以上(九分以上トシテ一分ノ餘裕ヲ與ヘタル所以ハ此九分以上ノモノト「モルヒネ含量」非常ニ多キモノトヲ調査スレハ十分以上適宜ノ量トナレハナリ)含有スルモノ亦拂下ケ品ハ「モルヒネ含量」十分以上ノモノト改正セサルヘカラス因テ此案ノ通勅令御發布アランコトヲ望ム
右閣議ヲ請フ

法制局議案(明治二十年八月十二日)

別紙内務大臣諸議藥用阿片賣買並製造規則中改正削除ノ件ヲ審査スルニ右ハ執レモ諸議ノ通ニ付裁可ノ上勅令ヲ以テ公布セラレ可然ト認ム(元老院議定)

藥用阿片のモルヒネ含量改正 明治二十年十月勅令第五十二號を以て藥用阿片のモルヒネ含量を改正せられたるに付東京衛生試験所に於ては從來各府縣へ配送しありたる阿片は二十一年一月一日以降は其用を爲さざるを以て返納せしめ別に含量十乃至十一%のものを發送し其交換を行ひたり。

明治二十年十月十九日告示第五號

阿片製造人ヨリ買上ケヘキ内國產濕潤阿片並地方廳ヨリ阿片卸シ賣特許藥舖ニ拂下クル粉末阿片價格來ル明治二十一年一月二十一日ヨリ左ノ通相定ム

買上價格

濕潤阿片 百分中九分以上十分未満モルヒネ「ラ含ミタルモノ」 百目ニ付 金四四五十錢

但シ「モルヒネ含量」十分以上ノモノハ本項ノ割合ニ依リ其價格ヲ増ス

拂下價格

粉末阿片 モルヒネ含量十乃至十一分ノモノ 一匁入一瓶ニ付 金十錢

阿片法の制定

明治三十年三月法律第二十七號を以て阿片法制定せられたり。其條文次の如し。

第一條 阿片ヲ製造セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

第二條 阿片製造人ハ毎年十二月二十日迄ニ其製造シタル阿片ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ阿片ハ政府ニ於テ試験ヲ施シ其英兒比混含量所定ノ度ニ適スルモノニハ賠償金ヲ交付シ其不適品ハ無償ニテ燒却ス

第三條 阿片ハ政府ニ於テ醫藥用品ニ限り封緘ヲ施シ之ヲ賣下クルモノトス

政府ノ賣下ケタル阿片ノ外ハ賣買、授受、所有又ハ所持スルコトヲ得ス

第四條 第二條ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ英兒比混含量及賠償金額並ニ第三條ニ依リ賣下ケヘキ阿片ノ價格ハ内務大臣之ヲ告示ス

賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ英兒比混含量ヲ増加シ又ハ賠償金額ヲ低減セムトスルトキハ一箇年以前ニ告示スヘシ

第五條 阿片ハ地方長官ヲシテ其管内藥劑師、藥種商中相等ノ人員ヲ限リ卸賣人ヲ指定シテ賣下ケシム

第六條 醫師及藥品營業者ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ數量並ニ住所、氏名、年月ヲ記シ調印シタル證書ヲ以テ卸賣人ヨリ購求スヘシ

醫師及製藥者ハ阿片ヲ藥劑師藥種商ヨリ購求シ又ハ藥劑師、藥種商互ニ之ヲ賣買スルコトヲ得此場合ニハ前項ノ證書ヲ以テスヘシ

第七條 阿片ハ前條ノ外醫師ノ處方箋ヲ以テスルニ非サレハ賣買スルコトヲ得ス

藥劑師ハ政府又ハ他ノ藥劑師ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ阿片ヲ零賣スルコトヲ得此場合ニハ適當ノ容器ニ納メテ之ヲ封緘スヘシ

藥種商ハ卸賣人タルト否トヲ問ハス政府又ハ藥劑師ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第八條 處方箋並ニ第六條ノ證書ハ其日付ヨリ滿十箇年間之ヲ保存スヘシ

第九條 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ阿片ヲ製造シタル者又ハ第三條第二項ニ違背シタル者ハ百圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ製造シタル阿片又ハ政府ノ賣下ケタルニ非サル阿片ハ之ヲ沒收ス

第十一條 第二條第一項ニ違反シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第七條第八條ニ違背シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 阿片製造人又ハ阿片卸賣人此法律又ハ其施行ニ關スル規則ニ違背シタルトキハ地方長官ハ其許可又ハ指定ヲ取消スコトヲ得

附 則

第十四條 此法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

第十五條 此法律施行ノ日現ニ阿片製造人タルノ許可ヲ有スルモノハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト見做ス

第十六條 此法律施行以前地方廳ニ預リ置キタル阿片ハ之ヲ燒却ス

第十七條 明治十一年布告第二十一號藥用阿片賣買並ニ製造規則ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

阿片法施行規則の制定 阿片法の制定に伴ひ同年三月内務省令第四號を以て阿片法施行規則公布せられたり。

阿片燒却手續の制定 阿片法の施行に伴ひ阿片燒却手續を制定せられたり。即ち次の如し。

訓第三一八號

東京衛生試験所

阿片燒却手續左ノ通心得ヘシ

右訓令ス

明治三十年三月三十一日

内務大臣 伯爵 樺 山 資 組

一、阿片ノ燒却ハ試験ヲ爲シタル衛生試験所長之ヲ行フヘシ但内務省官吏ヲシテ立會ハシムルコトアルヘシ

一、阿片燒却期日ハ毎年四月十五日トス

一、阿片ノ燒却ヲ終リタルトキハ納付者ノ住所氏名、年月日及量日ヲ記シ衛生試験所長及立會官吏アルトキハ其官吏連署ノ上内務大臣ニ報告スヘシ

一、阿片燒却ノ際製造人ニ於テ縦覧ヲ望ムトキハ之ヲ許スヘシ

阿片煙膏取調 阿片煙膏に就き取調べの必要を認め内務省は臺灣總督府より阿片煙膏を取り寄せ之を東京衛生試験所に送付し之が試験を命

じたり。

衛發第二五三號

臺灣總督府製藥所ニ於テ製造セル阿片煙膏參種及土人ノ納付ニ係ル阿片煙膏四種及御廻付候也

明治三十年十月二十一日

内務省 衛生局

東京衛生試験所御中

衛發第二五三號ノ内

客年十月及御送置候臺灣ニ於ケル阿片煙膏成績必要ニ候間可成至急試験ノ上其成績表御廻報相成度此段及御照會候也

明治三十一年九月十六日

内務省 衛生局

東京衛生試験所御中

右の回答文左の如し

九月十六日衛發第二五三號ヲ以テ嘗テ御送付有之候臺灣阿片煙膏試験ノ上其成績御廻付可致旨御照會ノ趣了承右試験候處別紙成績ノ通有之候條此段及御回答候也

臺灣阿片烟膏試驗成績

種類	水分	水可溶分	モ ル ヒ ネ	灰 分
上 桂	一二・五五八	七六・四四二	含無水物 一一・五〇五〇	四・六六
中 桂	一二・六七一	八〇・一二九	含無水物 七・七六一〇	五・〇四
下 桂	一〇・五五四	八一・九四六	含無水物 五・五六一〇	五・〇六
大 上 桂	一二・一三五	七九・六六五	含無水物 一〇・六七七五	四・一〇
一 等 烟 膏	一八・五一八	七三・〇二二	含無水物 一〇・八六八	四・五六
二 等 烟 膏	一九・三九〇	七一・一五〇	含無水物 一四・三九〇	三・一八
三 等 烟 膏	一七・四一二	七三・五八八	含無水物 一〇・四九二	三・二八

備考 水分ハ攝氏六十度ニ於テ乾燥シ粉末シ得ルノ度ニ至リテ秤量セシモノナリ

水ニ可溶分ハ被檢物一グラムヲ五十分ノ水ニ溶解シ其不溶分ヲ濾別シ乾燥秤量シテ得タル不溶分ノ量ト水分トヲ百分ヨリ扣除シタルモノナリ

莫見比涅ノ定量法ハ日本藥局方ノ所定ニ據ル

但無水物トハ六十度ニ於テ乾燥セシモノ含水物トハ濕潤品ニ換算セシモノナリ

明治三十一年十月三十一日
主任 齋 藤 寛 猛

阿片法に依る阿片賣下代價の收入印紙納入 明治三十二年三月勅令第六五號を以て阿片法に依り納むべき阿片賣下代價は收入印紙を以て納入すべきことに定められ明治三十二年四月一日より實施せられたり。

藥用阿片の事務を衛生試驗所にて取扱ふ 藥用阿片の事務は爾後衛生試驗所にて取扱ふこととなれり。即ち次の如し。

從來本省豫算ニ計上相成居候阿片費ハ來ル四十二年度ヨリ衛生試驗所ノ項ニ計上セラレ貴所へ配付令達相成候ニ就テハ各地方廳へ保管轉換スル藥用阿片ニ關

スル事務モ來ル四月一日ヨリ貴所ニ於テ御取扱相成度依命此段及通牒候也

明治四十二年三月二十九日

東京衛生試驗所長 田原良純殿

追テ別紙ノ通各地方廳ヘモ通牒致置候條爲念申添候也

(別紙)

内務省衛甲第二六號

貴管下阿片卸賣人ヘ拂下クル藥用阿片ノ保管轉換儀ハ從來當局ニ於テ取扱居候處來四十二年四月一日ヨリ藥用阿片ニ關スル事務ハ總テ東京衛生試驗所ヲシテ取扱ハシメ候條同所ヘ御請求相成度此段及通牒候也

明治四十二年三月二十九日

北海道廳長官、府縣知事殿

内務省衛生局長 窪田靜太郎

製藥用阿片賣下に關する省令 大正六年八月十四日内務省令第六號を以て發布せられたる製藥用阿片賣下に關する省令次の如し。

(改正大正九年内務省令第四三號)

第一條 製藥用阿片ハ「モルヒネ其ノ他ノ阿片アルカロイド又ハ其誘導體若ハ製品ノ製造販賣ヲ目的トスル株式會社ニシテ内務大臣ノ指定シタルモノニ限リ之ヲ賣下ルモノトス

第二條 前條ノ指定ヲ受ケムトスル會社ハ左ノ事項ヲ具シ内務大臣ニ申請スヘシ

一、定款

二、製造所ノ位置

三、阿片ヲ原料トスル製造品ノ種類、一箇年ノ製造豫定數量

四、業務執行者及主任技術者ノ氏名履歴

前項ニ變更ヲ要スルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第三條 製藥用阿片ノ賣下ヲ受ケムトスルトキハ會社ハ其數量ヲ具シ東京衛生試驗所長ニ請求スヘシ

前項ノ賣下代價ハ東京衛生試驗所長之ヲ定ム

第四條 會社ハ帳簿ヲ備ヘ製藥用阿片ノ買受用途及製品ニ關スル事項ヲ明記スヘシ

前項ノ帳簿ハ三ヶ年間之ヲ保存スヘシ

第五條 製藥用阿片ハ第二條ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル株式會社間ニ限リ内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得

第六條 内務大臣ハ會社ニ對シ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製造販賣狀況ノ報告ヲ命シ又ハ官吏ヲシテ之ヲ検査セシムルコトヲ得

第七條 會社ニ於テ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製造販賣ヲ廢止シ又ハ會社ヲ解散シ若ハ内務大臣ノ指定ヲ取消サレタルトキハ製藥用阿片ノ殘餘ハ十日内ニ東

京衛生試験所長ニ買戻ヲ請求スヘシ

前項ノ買戻代價ハ東京衛生試験所長之ヲ定ム

第八條 會社ニシテ阿片法又ハ本令ノ規定ニ違背シタルトキ若ハ内務大臣ノ命令ヲ遵守セザルトキハ内務大臣ハ其指定ヲ取消スコトアルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

製藥用阿片賣下に關する省令第一條に依る會社の指定 大正六年十月内務省告示第八十號を以て製藥用阿片賣下に關する省令第一條に依る會社指定されたり。即ち次の如し

大正六年八月内務省令第六號製藥用阿片賣下ニ關スル件第一條ニ依リ左ノ會社ヲ指定ス

記

星製藥株式會社 大日本製藥株式會社 株式會社ラヂウム商會 三共株式會社

製藥用阿片中のモルヒネ含量指定方の改正 製藥用外國產阿片賣下の際に於けるモルヒネ含量の試験は從來乾燥品に對する%量を記載したるも昭和二年より原品に對する%量を表記することゝなれり。

内務省主催にて罂粟栽培阿片採收講習會の開催 大正四年五月内務省に於て阿片製造獎勵の結果大阪府三島郡福井村大字福井尋常小學校に於て罂粟栽培並阿片採收講習會を開催し講師として大阪府技師桑原丑三、福井尋常小學校校長室彦太郎及福井村二反長音藏の諸氏を講師に囑託したり參加講習會員は大阪府の外二十二府縣六十六名に及べり、講習會員多數の爲第一回第二回に分け講習をなし終了證書を授與せり。續いて大正六年第三回を同所に於て開催し講師には桑原大阪府技師、藤高富山縣農會技師、室井福井尋常小學校長及二反長音藏の諸氏、之に當り講習員は五十一名なり。更に第四回を大正七年第三回同様の講師を以て開催せり。其の講習員四十五名なり。

製藥用阿片買上及交付手續の制定 製藥用阿片買上及交付に關する手續次の如く制定せられたり。

製藥用阿片ノ買上ニ關スル件(大正八年十月三十日訓第七五一號)

阿片法附則第三項並阿片法施行規則第十五條及第十六條ノ規定ニ依ル醫藥用阿片ノ買上ニ關スル件左ノ通心得ヘシ

一、地方長官ハ醫藥用阿片ノ買上ノ請求アリタルトキハ現品ヲ受入保管シ其ノ容器ノ種類個數又ハ數量請求人ノ住所職業及氏名ヲ記シ東京衛生試驗所ニ報告スヘシ但現品ニシテ容器ヲ開披シタルモノ又ハ外觀上異狀ヲ呈スル等藥局方ノ所定ニ適合セサル疑アルモノハ買上請求書ト共ニ之ヲ東京衛生試驗所ニ送付スヘシ

二、東京衛生試驗所長ハ地方廳官ヨリ前項ノ報告又ハ送付アリタルトキハ醫藥用阿片買上代價ヲ請求人ニ交付シ其旨地方廳官ニ報告スヘシ
三、第一項ニヨリ地方廳官ニ於テ受入保管スル醫藥用阿片ハ之ヲ賣下用ニ供スルコトヲ得

醫藥用阿片交付手續(大正八年十月九日內務省訓六九七號)

醫藥用阿片交付手續左ノ通心得ヘシ

東京衛生試驗所

醫藥用阿片交付手續

官廳又ハ官立ノ病院若ハ學校ノ請求ニ依リ交付スヘキ醫藥用阿片ノ代價左ノ如シ但シ運送費ヲ要セス

第一號 (五グラム入) 金五拾錢

第二號 (二十五グラム入) 金貳圓五拾錢

第三號 (四百五十グラム入) 金四拾貳圓五拾錢

右訓令ス

前記醫藥用阿片交付手續は昭和七年六月は改正せられ其代價中第三號を(五百グラム入)金四拾七圓に第四號を(四百五十グラム入)金四拾貳圓五拾錢に改められたり。

沒收阿片類の處分 沒收阿片類の處分に就き大正四年三月十八日長崎地方裁判所檢事正武田乙次郎は司法省法務局長島田直通宛次の如き上申をなし司法次官は內務次官と照合の結果各裁判所に於て刑の確定し沒收したる阿片類は東京衛生試驗所に送附し東京衛生試驗所は之が運賃を支拂ひ阿片類は總て醫藥品適否の試験を経不適品は之を藥品製造原料としてモルヒネ等の製造原料に供することとせり。而して昭和六年には沒收麻薬も之と同一の手續に依り東京衛生試驗所に引渡し醫藥品製造原料に使用することとなりたり。又各税關に於ける沒收阿片類も同一の處分をなし國家の收益を計ることとなりたり。此の間の事情を示せば次の如し。

內務省司衛第一號

大正五年一月十三日

中川內務省衛生局長

田原東京衛生試驗所長殿

沒收ニ係ル阿片類處分方ニ關シ甲號ノ通司法次官ヨリ照會有之乙號ノ通回答相成候間仰了知置相成度

甲 號

司法省法務官刑甲第四〇四號

沒收ニ係ル阿片又ハ阿片煙等ノ處分ノ件ニ關シ長崎地方裁判所檢事正ヨリ別紙ノ通照會有之至極同感ニ有之候ニ付テハ右ニ關スル貴省ノ御意見致承知度此段及御照會候也

大正四年十二月二十九日

司法次官 法學博士 鈴木喜三郎

内務次官 久保田政周殿

追テ本文御同意ニ有之候ハ、右ノ引渡ノ方法ニ付テハ如何ナル手續ニ依ルヲ便宜ト致候ヤ併テ致承知度申添候

長崎地方裁判所檢事局第三八一二號

從來當局ニ於テ阿片又ハ阿片煙或ハ阿片煙土等ノ沒收ノ判決確定シタルモノハ禁制品ノ故ヲ以テ發賣セス廢棄處分ニ付シ來リタル慣例有之候處元來該品ハ高價ノ物品ナルニ之ヲ廢棄スルカ如キハ如何ニモ無益ニテ現ニ當局ニハ沒收言渡確定ノ阿片煙土百餘個其時價五千圓内外ノ物品現存致居候之ヲ大藏省又ハ内務省ヘ引渡シ製藥ノ資料ト爲スカ如キ道ヲ開カレ候ハ、藥品缺乏ノ今日多少ノ利益タル可シトモ存候貴見如何哉至急何分ノ御回示ヲ煩ハシ度此段及照會候也

大正四年三月十八日

長崎地方裁判所檢事正 武田乙次郎

司法省 法務局長 法學博士 豊島直通殿

追テ本文御同意ニ候ハ、引渡方ハ如何ニ處理可然哉其手續ヲ明ニシテ御回示有之度爲念申添候也

乙 號

司藥第一號

大正五年一月十三日

司法次官 殿

沒收阿片類處分方ノ件回答

客年十二月二十九日付刑甲第四〇四號ヲ以テ御照會相成候沒收ニ係ル阿片又ハ阿片煙等處分方ノ件了承本省ニ於テハ時局開始以來醫藥品ノ供給ニ就キ種々計畫中ノ事ニ有之右ハ阿片英兒比涅等ノ原料トシテ使用シ得ヘク至極適當ノ事ト所存候間自今凡テ當省所管東京衛生試驗所ヘ保管轉換ヲ以テ御引渡シ相成候様御取計相成度

内務次官

內務省司衛第一號

大正五年二月二日

田原東京衛生試驗所長殿

中川內務省衛生局長印

沒收阿片類處分方ノ件ニ付本月十三日附ヲ以テ及通牒置候處其後更ニ司法省會計課長ヨリ甲號ノ通協議有之候ニ付乙號ノ通回答致置候間御了知置相成度
甲 號

司法省令甲第一〇四號

本年一月十三日司衛第一號ヲ以テ貴省次官ヨリ當省次官ニ對シ御回答相成候沒收ニ係ル阿片又ハ阿片煙等處分方ノ件右ハ御申越ノ如ク引渡致度ハ思料候ヘ共
刑事事件ニ關シ押收シタル物件ハ從來各裁判所トモ物品會計規則ニ依ラス別ニ預置物トシテ之ヲ取扱ヒ沒收トナリタルトキハ直チニ之カ處分ヲ爲スノ方針ヲ
取り來リ居リ候ニ付保管轉換ノ手續致兼候條沒收ノ裁判確立シタル阿片類ニ付テハ檢事ヨリ直チニ貴省所管東京衛生試驗所ヘ無償ヲ以テ引渡シ之ニ要スル運
搬費ノ義ハ同試驗所經費ヲ以テ支辨セラレ候様致度此段更ニ及御協議候也

大正五年一月廿四日

司法大臣官房會計課長 平 野 亮 平

內務省衛生局長殿

乙 號

內務省司衛第一號

大正五年二月二日

中川內務省衛生局長

平野司法大臣官房會計課長殿

沒收阿片處分ニ關スル件回答

標記ノ件ニ付本月二十四日付令第一〇四號ヲ以テ運搬費ノ儀ニ付御協議ノ趣了承右ハ御申越ノ通ニテ差支無之候

モルヒネ其他藥品ノ拂下ニ關スル件

衛生局長通牒(昭和六年一月二十一日)

東京衛生試驗所長

標記ノ件ニ關シ司法省刑事局長ヨリ別紙(甲)ノ通照會有之候條別紙(乙)ノ通回答致置候條爲念此段及御通知候也

甲

司法省刑事局長照會(昭和六年一月六日刑第一三〇八三號)

前略沒收麻藥類ニ付テハ今後阿片類ト同様之ヲ貴所管東京衛生試驗所ニ無償ヲ以テ引渡ヲ爲ス方最モ適當ナル處置ト思考致候ニ付テハ貴省御意見承知致度回

答旁々及照會候

追テ引渡ニ要スル運搬費ハ同試験所支辨ノ事ト御合相成度候

乙 (昭和六年一月二十一日衛發第四九八號)

標記ノ件ニ關シ一月六日付司法省刑事局刑事第一三〇八三號ヲ以テ御照會ノ趣了知右ハ御意見ノ通御取扱相成モ當方ニ於テハ異存無之候條此段及御回報候也
醫藥用阿片試験及調製の大阪衛生試験所移管 大正十一年四月衛生試験所事務分課中改正せられ從來東京衛生試験所に於て取扱ひ來れる醫藥用阿片の試験及調製に關する事項を大阪衛生試験所に移されたり。

内務省訓第二九四號

東京衛生試験所

衛生試験所事務分課中左ノ通改正ス

庶務部第二號ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

東京衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依ル製藥用阿片ノ賣下ニ關スル事項ヲ管掌ス

大阪衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依ル醫藥用阿片ノ試験及調製ヲ管掌ス

東京衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依ル阿片ノ試験及調製ヲ管掌スヲ削ル

右訓令ス

大正十一年四月一日

内務大臣 床 次 竹 二 郎

阿片委員會官制の制定 昭和六年四月一日勅令第三八號を以て阿片委員會官制公布せられたり。

本會は内務大臣の監督に屬し内地及内地外地域に於ける阿片麻藥關係事項を調査審議する機關なり。

阿片價格一覽表 明治十二年より昭和八年に至る阿片賠償及賣下價格を一括して示せば次の如し。

(1) 阿片賠償金額

年 月	モルヒネ%	一分	二分	三分	四分	五分	六分	七分	八分	九分	十分	十一分	十二分	以上
明治十二年ヨリ 同十八年末マテ							六・三〇	七・〇〇	七・七〇	八・四〇	九・一〇	九・八〇	〇・七〇増	
十九年ヨリ 二十年末マテ							四・九〇	四・九五	五・二〇	五・八五	六・五〇	六・七五	本價ノ一割増	

附 錄

衛 生 試 驗 所 年 表

明治六年三月	文部省内に醫務局設置せらる
六月	藥舖營業者雛形を定む
十二月	醫制制定せらる(醫制中五十四條より七十六條までは藥舖開業試驗並其免許及藥物の取締を收載す)
十二月	賣藥取締令發布せらる
七年三月	東京司藥場日本橋馬喰町に設立永松東海場長に補せられ獨逸人ゲ・マルチン教師として招聘せらる
八月	東京司藥場下谷區醫學校内に移轉す
九月	毒藥三十一種の販賣取締規則發布せらる
十二月	ヨードカリ、キニーネ罰則取締令發布せらる
八年一月	永松東海場長を辭す
二月	京都司藥場設立、獨逸人ドクトル、アイ、セ、ゲールツ教師として招聘せらる
二月	柴田承桂東京司藥場長心得を命ぜらる
三月	大阪司藥場を大阪市東區大手前町に設立九等出仕江頭元朴司藥場長心得に補せられ和蘭人ベ、ウ、ドワルス教師として招聘せらる
五月	東京司藥場長柴田承桂職を辭す
六月	文部省七等出仕島田泰夫東京司藥場長心得兼務を命ぜらる
六月	司藥場内務省に移管せらる
同月	藥品検査印紙貼付の規定成る
三月	贗惡藥品販賣取締規則中に藥品追加せらる
五月	製藥免許規則發布せらる
六月	東京司藥場教師ゲ、マルチン任期満了に就き解職せらる
同月	司藥場試験係の名稱を廢し試藥師の制を布かる

- 八月 京都司藥場を廢し横濱長崎に司藥場設立せらる
- 同月 外國人出願に係る藥品の検査手数料徴收の制を定めらる
- 十月 直井延吉横濱司藥場長心得に任せらる、ドクトル、アイ、セ、ゲールツ教師として招聘せらる
- 十一月 ドクトル、エーキマン長崎司藥場教師として招聘せらる
- 十年 五月 横濱市北仲通舊伊國領事館跡に横濱司藥場設置せらる
- 二月 ドクトル、ペ、セ、ブルツへ東京司藥場教師に招聘せらる
- 同月 島田泰夫東京司藥場々長心得を解かれ屬官をして其場務を提理せしむ
- 三月 試験條令改正され不適品に告示箋を交付す
- 四月 試藥師に奏任、判任等外の階級を設けらる
- 同月 司藥場検査印紙を改正し毒劇藥標記を定めらる
- 六月 製藥學教場を廢止す
- 十一月 五月 柴田承桂大阪司藥場長を命ぜらる
- 同月 飲料水注意書の公布
- 八月 藥用阿片賣買並製造規則發布せらる
- 十二年 二月 大阪司藥場教師和蘭人ベ、ウ、ドワルス氏満期に就き解職せらる
- 大阪長崎司藥場試験條令改正
- 三月 大阪司藥場長柴田承桂退職村橋次郎試験事務を監督す
- 三月 東京司藥場教師ブルツへ退職長崎司藥場教師ドクトル、エーキマン同場教師に轉ず
- 十三年 二月 長崎司藥場辻岡精補東京司藥場勤務を命ぜられ櫻井小平太同場長に補せらる
- 六月 辻岡精補東京司藥場長に補せらる
- 七月 東京司藥場試験條令改正せらる
- 八月 藥品検査印紙面記載方改正
- 十月 大阪司藥場北區中の島一丁目に移轉す
- 十四年 五月 東京司藥場教師エーキマン満期に就き解職せらる

七月 藥品検査告示箋改正

七月 長崎司藥場廢止せらる

十五年 二月 太政官より衛生事務の擴張を達せられ一般衛生上に關する物件を試験することゝなりたり

十六年 五月 司藥場の名稱を改め衛生局東京、横濱、大阪試験所と稱す

同月 處務權限並章程を定められ検明、司藥及庶務の一掛を置く

同月 准奏任御用掛後藤新平東京試験場長心得兼務を命ぜらる

同月 製藥所を廢し藥品試製所を新設せらる

八月 横濱試験所教師ドクトル、アイ、セ、ゲールツ卒す

十七年 五月 横濱試験所改築竣成す

同月 辻岡精楠横濱試験所長に補せらる

七月 後藤新平兼任を解かれ准奏任御用掛長井長義東京試験所長を命ぜらる

九月 大阪試験所試験事務監督村橋次郎同所長に補せらる

十月 検査手數量徴收規程を定めらる

十八年 二月 司藥場検査印紙を廢し衛生局試験所印紙を定め醫藥に適する藥品にのみ之を貼用することゝなりたり

九月 藥品試製所及藥草試植園を東京試験所に屬せしめらる

十一月 村井純之助藥草試植園長兼務を命ぜらる

同月 田原良純東京試験所長心得に補せらる

十九年 一月 藥品試製所廢止せらる

三月 試験所處務權限並章程を更訂し試験成績書には所長及主任技術官署名捺印することゝす

同月 東京試験所に衛生參考館を設置す

五月 衛生試験案報第一號發刊

二十年 二月 大阪試験所長村橋次郎解職せられ櫻井小平太同所長心得を命ぜらる

三月 藥品の封緘並藥品營業者取締の件發令

四月 櫻井小平太大阪試験所長に補せらる

同月 田原良純東京試験所長に補せらる

五月 衛生試験所官制發布せられ東京、大阪、横濱衛生試験所を改稱し内務大臣直轄となる

同月 衛生試験所検査印紙を定めらる

七月 衛生試験所處務概則並處務規程を定めらる

十月 藥用阿片のモルヒネ含量改正され所有阿片の交換を爲したり

二十一年 五月 横濱市北仲通五丁目横濱衛生試験所の土地建物に司法省に譲り同市本町五丁目の同省用地を收受し新廳舎を新築し本月竣工し移轉したり

二十二年 三月 藥品營業並藥品取扱規則を發布せらる

同月 藥品巡視規則制定

十一月 藥品、鑛物及金屬の検査手数料改訂せらる

二十三年 一月 東京衛生試験所附屬藥草試植園を文部省に譲渡せらる

三月 検査印紙貼付の藥品を限定せらる

四月 田原良純在官の儘獨逸留學の途につく

同月 中濱東一郎東京衛生試験所長兼務を命ぜらる

八月 中濱東一郎東京衛生試験所長に補せらる

同月 衛生試験所官制及處務分課を改正せらる

二十四年 一月 印紙貼付の生藥の種類を擴張す

四月 試験報告書謄本再下附制を定めらる

四月 東京衛生試験所内の事務分擔を定めらる

五月 再試験の制を定めらる

七月 再検査手数料を規定す

十月 大阪衛生試験所長櫻井小平太退職島田耕一同所長に補せらる

二十五年 三月 試験手数料は登記印紙を以て納むべき旨公布せらる

四月 衛生試験所は其司掌事務に係る民事訴訟に付國を代表する件發布せらる

十二月 依頼試験損害賠償に關する件通牒

- 二十六年 一月 衛生局衛生試験所の保證又は試験済なる文字記入禁止並試験成績書記載方の件公布せらる
- 七月 工業用酒精に混和すべきメチルアルコールの容器に貼付すべき印紙制定せらる
- 七月 田原良純歸朝す
- 十月 報告書寫及反譯文の手數料を規定す
- 十一月 東京衛生試験所長中濱東一郎願に依り其職を免ぜらる
- 二十七年 五月 技師田原良純匈牙利國に出張被仰付
- 七月 田原良純東京衛生試験所長に補せらる
- 二十八年 一月 裁判關係品化學的鑑定事項取扱方の件通牒
- 二十九年十一月 衛生試験所技手を同書記に任用し得るの件發布せらる
- 同月 官制中改正
- 三十年 一月 大阪衛生試験所島田耕一辭職辻岡精輔同所長に補せらる
- 同月 堀鉞之亟横濱衛生試験所長に補せらる
- 三月 藥品の封緘並藥品飲食物等の検査營業者取締の件發令
- 三月 阿片法及同法施行規則發布せられ賠償金額及賣下價格を定めらる
- 同月 阿片燒却手續を定めらる
- 十月 登記印紙を貼用すべき書類取扱手續を定めらる
- 同月 横濱衛生試験所長堀鉞之亟辭職島田耕一同所長に補せらる
- 三十一年 十月 大阪市東區京橋三丁目に新築中なりし大阪衛生試験所竣工し移轉したり
- 三十二年 三月 阿片法に依り納むべき阿片賣下代價は收入印紙を以て納入の件發令
- 三十四年 六月 手數料に關する規定を公布せらる
- 三十五年 三月 官制中改正
- 三十六年 十月 横濱衛生試験所長島田耕一辭職齋藤寛猛同所長に補せらる
- 三十七年 三月 出張試験に關する費用徴收法を改訂す
- 六月 事務分課規程改正され東京衛生試験所に調査部を設置せらる

- 同月 大阪衛生試験所長辻岡精輔卒し平山松治同所長に補せらる
- 三十八年 十月 大阪衛生試験所試験用瓦斯自製を廢し大阪瓦斯株式会社より其供給を受く
- 三十九年 三月 衛生試験所年報様式を規定さる
- 五月 検査印紙貼付の様式を改め所名割印を施すことゝす
- 六月 検査印紙の種類を五種とす
- 同月 横濱衛生試験所長齋藤寛猛辭職西崎弘太郎同所長に補せらる
- 四十一年 四月 官制中改正
- 同月 傭人の名稱を定め且其給料及被服給與規定を制定す
- 五月 手数料に關する規定改正 (5/2)
- 同月 事務分課改正され庶務課を庶務部と改む
- 同月 依頼藥品の小分官營實施さる
- 八月 東京衛生試験所長田原良純上海に於て開催の阿片會議に委員として派遣せられ同年歸朝
- 四十二年 三月 東京衛生試験所煉瓦造本館落成す
- 同月 衛生試験所彙報を續刊す
- 同月 守替を常置し守替職務規程服務内規及同宿直規則を定む
- 四月 衛生局主管に係る藥用阿片に關する事務を東京衛生試験所に移管せらる
- 五月 東京衛生試験所新廳舎に移轉す
- 十一月 雇員及傭人に對する公務出張又は賞與及慰勞金給與の件所長に限り決行し得ることゝなれり
- 四十三年 三月 東京衛生試験所新廳舎祝賀會開催す
- 同月 官制中改正せられ技手三人減す
- 四月 現業員勤務手當支給の件公布せらる
- 七月 東京衛生試験所長田原良純萬國食餌衛生會議臨席の爲め白耳義國へ向け出發翌年歸朝
- 同月 高橋増次郎東京衛生試験所長代理を命ぜらる
- 十月 横濱衛生試験所長西崎弘太郎和蘭國へ一グに於て開催の萬國阿片會議に委員として派遣せられ翌年歸朝
- 四十四年

四十五年

六月 依頼試験の爲め判任官以下内地出張に關して所長專行の件發令されたり

一月 高等官以下の内國出張及賜暇額並除服出仕の件は各所長限り決行し得ること、なれり

四月 毒物調査費として經常費中へ金五千圓増額せられたるを以て河豚毒素テロドトキシンを調製し廣く刀奎界に無償分與の途を開きたり

十月 鎖泉依頼者心得を印刷配布す

大正 二年

三月 大日本婦人衛生會總裁東伏見宮妃殿下東京衛生試験所に臺臨あらせられたり

六月 官制中改正せられ横濱衛生試験所を廢止され各所を通じ技師一人技手四人及書記二人減員せらる

七月 手数料に關する規定中改正せられ印紙料一箇二錢を三錢以内に又印紙付藥品小分額手数料を廢止し新に包裝料徴收を規定す

三年 五月 物品取扱細則を改正されたり

十月 東京大阪兩衛生試験所に臨時製藥部を設置せらる

十一月 官制中改正せられ兩所を通じ技手二人減員せらる

四年 五月 高等官俸給令中改正せられ衛生試験所所長たる技師にて五年以上高等官三等に在り功績ある者は一人を限り高等官二等に陞進し得るの道を拓かれたり

八月 製藥用阿片賣下に關する件を定められ東京衛生試験所に於て其取扱を爲すこと、なれり

六年 四月 大阪衛生試験所に於て阿片成績と題する冊子を刊行す

八月 製藥用阿片賣下に關する件を制定さる

七年 十一月 技師刈米達夫瓜哇島及錫蘭島へ出張被仰付翌年歸朝

十二月 阿片法に依る賠償金額改正

同 月 醫藥品製造試験事務に従事せしむる爲め衛生試験所に臨時に技師七人、技手十七人、書記二人を増置せられたり

八年 五月 技師國峯專吉英領印度へ出張を命ぜらる

九年 七月 大阪衛生試験所所長平山松治歐米へ出張(翌年歸朝)、町口英三同所長代理を命ぜらる

九月 官制中改正せられ東京衛生試験所所長は之を勅任となすことを得ること、なれり

同 月 内務部内臨時職員設置制を公布せらる

同 月 衛生試験所技手を同書記に任用し得るの件廢止せらる

十年 二月 大阪衛生試験所に於て所員の義務官舎の制を布く

四月 技師刈米達夫及同村山義温歐米各國へ出張被仰付翌年歸朝

五月 官制中改正せられ東京衛生試験所に技師二人技手四人及書記一人を増員せらる之即ち調査部擴張の爲めなり

六月 度量衡取締規則により検査藥品の印紙面に其内容量目を標記することとなりたり

同月 阿片法による賠償金額改正せらる

七月 大阪衛生試験所長平山松治勅任官を以て待遇せらる

十二月 大阪衛生試験所長平山松治辭職町口英三同所長事務取扱を命せらる

十一年 三月 東京衛生試験所長田原良純辭職警視廳技師西崎弘太郎同所長に補せらる

同月 大阪衛生試験所長事務取扱町口英三同所長に補せらる

同月 大阪衛生試験所に於ける醫藥品製造試験事務を大正十一年度限り廢止せらるることとなりたり

同月 衛生試験所評議會規定を定めらる

四月 事務分課中改正せられ從來東京衛生試験所に於て取扱ひ來りし醫藥用阿片の試験及調製に關する事務は之を大阪衛生試験所に移管されたり

同月 技師衣笠豊歐米各國へ出張被仰付翌年歸朝

同月 内務省所管藥用植物栽培試験事務を東京衛生試験所に移管されたり依て埼玉縣粕壁町に六千餘坪の敷地を購入し之を栽培園場にあて大

正十一、十二兩年度の繼續事業として諸般の造營を完成したり

同月 内務部臨時職員設置制中改正せられ藥用植物栽培試験に従事する爲め技師一人技手一人を東京衛生試験所臨時職員中に増加せられたり之即ち藥用植物栽培試験移管によるものなり

同月 會計法中改正ありし爲め書記二人を増員され兩衛生試験所に各一人宛分屬せしめられたり

五月 試験成績報告書に所長及主任技術官連署を廢し所印を押捺すること、改めらる

七月 大阪衛生試験所長町口英三勅任官を以て待遇せらる

十二年 四月 醫藥品製造試験及藥用植物栽培試験事務に従事する臨時職員定員中技師三人、技手五人減員せられたり

同月 技師石尾正文歐米各國へ出張被仰付同年歸朝

五月 官制中改正せられ兩衛生試験所を通じ技手四人書記二人減員せられたり

十三年十二月 官制中改正せられ兩衛生試験所を通じ技師二人技手五人、書記三人減員せられたり

四月 技師石川靜逸歐米各國へ出張被仰付同年歸朝

同月 醫藥品製造試験及藥用植物栽培試験に従事する臨時職員定員中技師二人、技手四人、書記一人を減員せられたり

昭和四年 七月 阿片法中賠償金改正せらる

六年 四月 勅令第三八號を以て阿片委員會官制公布せらる

同月 東京衛生試験所に於て磷酸コデイン製造に従事する爲囑託以下の増員ありたり

十一月 内務省衛生局主催の藥事講習會(十一月五日)に東京衛生試験所に於て開催す

同月 藥劑師實地試験を東京衛生試験所場に設く

七年 三月 東京衛生試験所技師西崎弘太郎辭職衣笠豐同所長に補せらる

八年 六月 磷酸コデイン賣下規程を制定さる

九年 四月 試験手数料に關する規定中改正

同月 毒物學的試験開始に伴ひ東京衛生試験所に技師一人技手一人増員せらる

十一年 四月 技師今野運治瑞西國に於て開催の麻藥不正取引防止會議出席の序を以て歐洲各國へ出張被命同年歸朝

八月 勅令第二百七十號を以て内務部内臨時職員設置制中改正せられ技師四名技手七名書記三名増員せられ勅令第二百七十二號を以て官制中

改正せらる

九月 日黑分工場の開場式を行ふ

衛生試験所職員名簿

- (1) 本名簿は主として明治二十年以降の職員録を基礎とし昭和十二年二月末現在を以て作成したるものなり従つて任官(雇員、囑託として勤務の年数は加算せず)及退官等の年次に實際と多少の相違あるを免れず、又明治二十年以前の職員は殘存せる文書に據り可及的調査收録に努めたり。
- (2) 表中「明」は明治、「大」は「大正」、「昭」は昭和の年號を示し又「庶」は庶務部勤務、他は總て技術部勤務、「兼」は兼任を意味す。
- (3) 配列の順序は任官の年代順に據り又退官後現在囑託として勤務の者は(現囑)と附記せり。
- (4) 本名簿收載者以外囑託、助手(元技手)、雇員等の全所員の數亦夥しきに及ぶも調査の都合上餘儀無く之を省略せり。

明三三—明三四	明三四—昭九	明三四—明三七	明三四	明三五—明三六	明三六—大二	明三七—大一一	明三七	明三七—明四五	明三八—明四〇	明三九—明四〇	明三九—明四〇	明四〇	明四〇	明四一—大六	明四一—明四二	明四一	明四一	明四一—昭三	明四一—明四四	明四一—大一一	明四一—大一二	明四二	明四二—大一一〇	明四二—大七	明四二	明四三—明四四	明四三—大二	
田代 六右衛門	石川 靜逸	喜多尼 元英	坂本 利彦	平井 方澄	石井 好太郎	高橋 増次郎	照内 豊	村形 東之助	慶松 勝左衛門	松野 秀松	清水 末吉	乙葉 辰三	佐藤 拾三郎	石津 利作	乾 進	國友 富太郎	調 源次郎	瀧澤 徳次郎	田中 英之輔	柳澤 秀吉	横手 千代之助	伊藤 昌平	大西 竹松	上遠野 與作	村上 兵次郎	天生目 康平	伊藤 芳太郎	太田 節治
明四五—大二三	明四五—大九	大二	大二—昭三	大二—大七	大二—大三	大二—大七	大二—大四	大二—大五	大二—大五	大二—大五	大二—大八	大二—大五	大三	大三—大六	大三	大四	大四—昭八	大四—大七	大四—昭七	大五	大五—大六	大五—大八	大六—大七	大六	大七—大八	大七—大一一三	大七—昭三	大七—大八
(現吧)	(現吧)	(現吧)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)
兩角 安雄	栗谷 實雄	木下 三千太郎	小毛利 毛利三	田山 安次郎	中島 柳作	永井 崧	西崎 弘太郎	林 憲一	半澤 清助	脇田 逸平	青柳 英太	岩松 友太	寛 寛	原 俊顯	身内 榮次郎	齋藤 銳助	瀧澤 圭二	松原 圭二	山内 八東	岡島 卯之助	芹澤 筆次	青木 茂治	村上 信三	山村 文治	柴田 文一郎	高倉 藤太郎	村山 義温	森 亮三
大八—大一一	大八—大一一四	大八—大一二	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一	大八—大一一
(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)	(現吧)
板垣 武藏	小田原 慶信	紀本 參次郎	近藤 龜之助	篠原 龜之助	杉江 光直	副島 亮次	竹中 祐夫	辰霞 尙次郎	島居 長治	原 薫	松原 茂	山田 金三	吉富 英助	堀美 檢次郎	進藤 哲	富田 貞二	鶴岡 貞二	加藤 榮五郎	小林 英一	四方 敬一	島田 録郎	長谷川 長八	平澤 薫明	藤田 武	小坂 嘉一郎	齋藤 良藏	清水 正治	高橋 學而

明三四—明三六
 明三六—大二
 明三八
 明三九—大二
 明四〇—明四二
 明四〇—明四一
 明四〇—大二
 明四〇—大二
 明四一—明四二
 明四一—大二
 明四一—大二
 明四一—大二
 明四二—大二
 明四三—大二
 明四三—大二

鶴田善吉
 飯田豐藏
 奥村香三郎
 中田貞次郎
 大木末吉
 游佐融
 山本正巳
 半澤清助
 村野留藏
 青柳留英
 岩崎日出雄
 前田興三
 脇田逸平
 中島柳作
 永井崧

昭和十二年三月二十八日印刷
昭和十二年三月三十日發行

著者

內務省東京衛生試驗所

印刷者

小西嘉三郎

東京市京橋區八丁堀四丁目五番地

印刷所

合名會社 不二印刷社

東京市京橋區八丁堀四丁目五番地

フェノバタール (鎮痛剤) 沃谷 100 オキシクロニジン等アリ 降圧剤は別
傷口=使入出血メ消毒モス 下痢=モイ 毎400錠内300錠常アリ

ロベリン 塩酸ロベリン ペリト、瓦斯中毒=用ア

テオスロール 草料カフェイン 利尿剤

オレキシン 食慾増進剤 タンニン酸フェナゾリン